

平成 26 年

塩竈市議会会議録

(第148巻)

第2回定例会 6月13日 開 会
6月25日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成 26 年 6 月 定例会 日程表

会期 13 日間 (6 月 13 日～6 月 25 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
6. 13	金	本会議	会期の決定、諸般の報告、議員提出議案第 4 号、議案第 39 号ないし第 59 号	1
14	土	休 会		2
15	日	”		3
16	月	”		4
17	火	”	総務教育常任委員会 10:00～	5
18	水	”	民生常任委員会 10:00～	6
19	木	”	産業建設常任委員会 10:00～	7
20	金	本会議	一般質問 13:00～ ①菊地 進 議員 ②小野 幸男 議員 ③西村 勝利 議員 ④浅野 敏江 議員	8
21	土	休 会		9
22	日	”		10
23	月	本会議	一般質問 13:00～ ⑤小野 絹子 議員 ⑥田中 徳寿 議員 ⑦志賀 勝利 議員 ⑧阿部かほる 議員	11
24	火	休 会		12
25	水	本会議	委員長報告 13:00～	13

(6月定例会)

第1日目 平成26年6月13日(金曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
表彰伝達式	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議長の辞職勧告動議	4
質 疑	6
浅野敏江君	6
田中徳寿君	6
阿部かほる君	7
討 論	9
田中徳寿君	9
志賀勝利君	9
香取嗣雄君	10
伊勢由典君	11
採 決	13
諸般の報告	13
質 疑	14
菊地進君	14
小野絹子君	16
鎌田礼二君	21
田中徳寿君	23
伊勢由典君	25
議員提出議案第4号	32

提案理由の説明	32
採 決	33
議案第39号ないし第59号	33
提案理由の説明	33
総括質疑	49
伊 勢 由 典 君	49
鎌 田 礼 二 君	53
志 賀 勝 利 君	55
散 会	58

第2日目 平成26年6月20日（金曜日）

議事日程第2号	61
開 議	63
会議録署名議員の指名	63
一般質問	63
菊 地 進 君（一問一答方式）	
（1）政治姿勢について	63
①第五次長期総合計画の進捗	
・ 計画行政	
・ 人口問題	
・ 街の活性化	
②福祉について	
・ 高齢者対策	
・ 重度障害者施設整備について	
③財政運営について	
・ 財政運営の注意点は何か	
小 野 幸 男 君（一問一答方式）	
（1）社会保障改革	78
①地域包括ケアシステムの構築について	

(2) 住宅行政	78
①市営住宅の環境整備について	
②災害公営住宅について	
(3) 読書環境の整備	79
①学校図書について	
②子どもの読書活動の充実について	
③図書館利用促進について	
西村勝男君(一問一答方式)	
(1) 消滅可能性都市塩竈の成長戦略	94
①定住人口減少の要因と対策	
②昨年の経済センサスを踏まえた事業所激減対策	
③改正地方自治法による二市三町の連携	
(2) マイナンバー制度の導入準備と対応	95
①行政窓口の事務簡素化とコスト軽減策	
②医療、介護、医薬品のデータベース化とネットワーク化	
③先行する自治体との情報交換	
(3) 産業・経済の復興	95
①水産加工団地への新規事業者の概要	
②海岸通市街地再開発の現状	
③魚市場建設の今後のスケジュール	
浅野敏江君(一問一答方式)	
(1) 成人保健の充実	109
①胃がん検診について	
・胃がん検診の状況について	
・ピロリ菌除菌による胃がん予防の効果について	
・胃がんリスク検診の実施について	
②市職員・教職員のメンタルヘルスについて	
(2) 生きる力を育む教育の充実	111
①不登校の実態と対策について	

(3) 安全な地域づくり	111
①大雨・洪水・急傾斜地対策と今後の見通し	
散 会	125

第3日目 平成26年6月23日（月曜日）

議事日程第3号	127
開 議	129
会議録署名議員の指名	129
一般質問	129
小野 絹子 君（一問一答方式）	
(1) 新魚市場整備事業について	129
①仮設魚市場の設置について	
(2) 利府中インター線の整備について	130
①第1期工事の進捗状況と第2期工事の見通しについて	
②吉津集会所の移転先について	
(3) 吉津トンネル内の安全対策について	131
①通学路である吉津トンネル内の照明や安全対策について	
(4) 越の浦雨水ポンプ場の着工について	131
①関係各機関との調整状況と契約時期の見通しについて	
②ポンプ場までの排水路の整備でダブル踏切付近と吉津地域の冠水対策を	
(5) 震災復興の現状と支援策について	132
①仮設住宅、みなし仮設住宅からの引越し費用の助成について	
②仮設店舗への支援について	
③同報無線の聞きにくい地域への対応について	
(6) 子育て支援について	133
①保育所の待機児童対策について	
(7) 介護保険適用について	133
①胃ろうに必要な点滴スタンドの介護保険適用について	
田中 徳寿 君（一問一答方式）	

(1) 定住人口増加策について	146
①子育て支援特区について	
②学童保育の時間延長と民間委託について	
③出産育児一時金について	
(2) 安心・安全なまちづくりについて	146
①空家について	
②一人暮らしの高齢者について	
(3) 工事の進行管理について	146
①建築、土木、下水道、水道工事の発注予定と進行管理について	
(4) 資金管理について	147
①市役所の資金管理について	
志 賀 勝 利 君 (一問一答方式)	
(1) 港湾に関して	161
①観光港の出入口の風景の整備は	
②海洋防災センター構想の進捗状況	
(2) 水産業共同利用施設復興整備事業に関して	162
①国産原料使用50%以上の条件審査の方法について	
阿 部 かほる 君 (一問一答方式)	
(1) 産業の振興について	178
①水産加工業・販路拡大施策について	
②水産業・水揚げ奨励金施策について	
③キャラクターの活用と地域おこし	
(2) 人口減対策について	179
①人口減に対応する子育て施策	
・一時保育事業について	
②仕事と子育ての両立支援	
③子育てに対するニーズ調査	
(3) 障害者福祉について	179
①障害者の社会参加支援の充実	

平成26年6月定例会	6月13日	開会
	6月25日	閉会

議案審議一覧表

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
総務教育	議案第39号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 6. 25
	議案第40号	塩竈市市税条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 6. 25
	議案第41号	東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 6. 25
	議案第44号	塩竈市集会所条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 6. 25
	議案第45号	塩竈市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 6. 25
	議案第46号	塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 6. 25
	議案第48号	平成26年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	26. 6. 25
	議案第52号	工事請負契約の締結について	原案可決	26. 6. 25
	議案第53号	工事請負契約の締結について	原案可決	26. 6. 25
	議案第54号	工事請負契約の締結について	原案可決	26. 6. 25
	議案第55号	財産の取得について	原案可決	26. 6. 25
	議案第56号	塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更について	原案可決	26. 6. 25
	議案第57号	塩竈市集会所の指定管理者の指定について	原案可決	26. 6. 25
議案第59号	浦戸地区辺地総合整備計画の策定について	原案可決	26. 6. 25	
民生	議案第42号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 6. 25
	議案第43号	東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 6. 25

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
	議案第47号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 6. 25
	議案第48号	平成26年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	26. 6. 25
	議案第49号	平成26年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	26. 6. 25
	議案第50号	平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	26. 6. 25
	議案第51号	平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	原案可決	26. 6. 25
産業建設	議案第48号	平成26年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	26. 6. 25
	議案第58号	市道路線の認定及び変更について	原案可決	26. 6. 25
	議員提出 議案第4号	知的障害者福祉施設整備への財政支援を求める意見書	原案可決	25. 6. 13

議員提出議案第4号

知的障害者福祉施設整備への財政支援を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年6月13日

提出者 塩竈市議会議員

浅野	敏江	小野	幸男
嶺岸	淳一	田中	徳寿
志賀	勝利	香取	嗣雄
阿部	かほる	西村	勝男
菊地	進	志子田	吉晃
鎌田	礼二	伊藤	栄一
高橋	卓也	小野	絹子
伊勢	由典	曾我	ミヨ

塩竈市議会議長 佐藤英治 殿

「別 紙」

知的障害者福祉施設整備への財政支援を求める意見書

「障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要」と規定した国連障害者権利条約が先の国会で承認され、国内においても去る2月から効力が生じている。このことは障害を持つ人々はもとよりサポートする関係者を励ますとともに、障害者福祉が前進する転機になることが期待されている。

仙台都市圏東部地域には、支援度の高い障害者をサポートする生活介護施設はあるが、特別支援学校の卒業者を迎え入れる施設が不足しているため、関係者は行き場のない状況に不安を募らせている。上記条約の理念に照らしても、生まれ育った地域で安心して暮らせる施設を整備することは喫緊の課題である。

また、行政機関、障害福祉サービス事業所及び障害相談支援事業者等からなり当地域の障害者支援のあり方を議論している宮城東部地域自立支援協議会は、この施設整備の早期実現に期待を寄せている。

しかし、支援度の高い障害を持っている方々を迎え入れるには相応の施設整備と人員配置が必要であり、安心確実なサービスを提供するためには、公的な支援が欠かせないものとなっている。

よって仙台都市圏東部地域における知的障害者施設整備の補助事業採択を含めたさらなる財政支援を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

関係機関あて

(厚生労働大臣・宮城県知事)

平成26年 6 月 13 日（金曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成26年6月13日（金曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

議長の辞職勧告動議

第3 諸般の報告

第4 議員提出議案第4号

第5 議案第39号ないし第59号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

出席議員（16名）

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員（1名）

15番 高橋卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
健康福祉部長	桜井史裕君	産業環境部長	小山浩幸君

建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長	荒井敏明君
水道部長	佐藤信彦君	市立病院事務部長	伊藤喜昭君
市民総務部理事 兼政策調整監	福田文弘君	市民総務部次長 兼総務課長	高橋敏也君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼土木課長	赤間忠良君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市立病院事務部次長 兼業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君
市民総務部 危機管理監	鈴木正信君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
市民総務部 政策課長	川村淳君	市民総務部 財政課長	阿部徳和君
市民総務部 税務課長	小林正人君	市民総務部 市民安全課長	伊藤英史君
健康福祉部 保険年金課長	並木新司君	産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	教育委員会委員長	柴田仁市郎君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡辺常幸君
選挙管理委員会 委員長	坂井盾二君	公平委員会委員	小倉和憲君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局次長	安藤英治君	事務局次長 兼庶務係長	佐藤志津子君
議事調査係長	鈴木忠一君		

午後1時 開議

○議長（佐藤英治君） 去る6月6日、告示招集になりました平成26年第2回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の会議の欠席の通告がありましたのは、15番高橋卓也君の1名です。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

去る5月28日、東京日比谷公会堂で開催されました第90回全国市議会議長会定期総会において、会務の運営に対する感謝状の贈呈がありましたので、これより感謝状の伝達を行います。

○議会事務局長（安藤英治君） それでは、全国市議会議長会建設運輸委員会の委員に対する感謝状であります。

嶺岸淳一議員、演壇にお進みください。

○議長（佐藤英治君） 感謝状 塩竈市 嶺岸淳一殿。

あなたは、全国市議会議長会建設運輸委員会委員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第90回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

平成26年5月28日、全国市議会議長会会長佐藤祐文。代読。

どうもおめでとうございます。ご苦労さまです。（拍手）

○議会事務局長（安藤英治君） 続きまして、佐藤英治議長が該当しておりますので、曾我副議長より伝達していただきます。

○副議長（曾我ミヨ君） 感謝状 塩竈市 佐藤英治殿。

あなたは、全国市議会議長会建設運輸委員会委員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第90回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

平成26年5月28日、全国市議会議長会会長佐藤祐文。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（安藤英治君） 以上で感謝状の伝達を終了いたします。

○議長（佐藤英治君） それでは続けます。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。また、国も県もクールビズの議会を実施しており、本議会においてもクールビズで結構であります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、2番小野幸男議員、3番嶺岸淳一議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○議長（佐藤英治君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は13日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は13日間と決定いたしました。

（「議長、動議」の声あり）

菊地議員。

○10番（菊地 進君） 議長に対する議会運営に不信が増大していますので、議長辞職勧告を動議といたします。以上でございます。（「賛成」の声あり）

○議長（佐藤英治君） 賛成は1人。ただいま菊地議員から、佐藤英治市議会議長に対する動議が出されました。この動議は1人以上の賛成がただいまありましたので、成立を認め、暫時休憩いたします。議運を開きます。

午後1時09分 休憩

午後2時00分 再開

○副議長（曾我ミヨ君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



議長の辞職勧告動議

○議長（佐藤英治君） 休憩前の会議において、佐藤英治議長の辞職勧告動議が提出され、1人以上の賛成者がありましたので成立しております。

佐藤英治議長は除斥の対象となっておりますので、退席を願っております。

お諮りいたします。佐藤英治議長の辞職勧告動議を議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾我ミヨ君） ご異議なしと認め、佐藤議長の辞職勧告動議を議題とすることに決しました。

動議提出者の趣旨説明を求めます。

10番菊地 進議員。

○10番（菊地 進君）（登壇） 市民クラブの幹事長の菊地でございます。

今回、佐藤英治議長に対する議長辞職勧告の動議を出しました趣旨説明を行います。

現佐藤英治議長は、昨年9月、議長選挙で有効投票数17票のうち9票を獲得し、議長に選出されました。その後、残念ながら期待とは裏腹な行為が目立ち始め、何も決められない議長であることが判明しております。ささいなことを挙げれば切りがありませんので、その中で次の3項目は極めて重要な問題である。

第1は、消防事務組合議員の選出についてであります。昨年の夏に環境事務組合と消防事務組合との統合の話が持ち上がり、10月の全員協議会や12月の常任委員会でも一部の議員より再選出の要望が出ておりました。年が明け、2月27日に全員協議会が開催され、ほぼ全議員の意見が出そろいましたが、結論は出されませんでした。

その後、4月23日に再度、全員協議会が開催されましたが、2月の全員協議会の時点と何ら変わらず、話は平行線の状況でした。議論を尽くし話が平行線であれば、決をとり決定すべきと半数以上の議員から要望がありましたが、何もせず何も決められず先延ばしになっております。この消防事務組合議員については、可能であれば平成25年度中に、遅くとも6月定例会までには決めておかなければならない事項であり、半年以上が経過しても何も決められない議長は調整能力が著しく欠如している。

第2に、ある議員の政治倫理に関する審査請求についてであります。このことは東日本大震災復興調査特別委員会が設置されているにもかかわらず、事案案件の当事者に対し、特別委員会を無視し、ないがしろにし、事案事件当事者双方に歩み寄りの話し合いの仲介人として働きかけたことは、特別委員会の調査対象の根幹を崩し、調査を妨げた責任は重大であります。

議員としての資質に欠けるものであるという事由で、3月14日にある議員に対する政治倫理調査請求が2名の議員により提出されました。塩竈市議会議員の政治倫理に関する取扱要領では、議員2名以上の連署で捺印し、審査請求があった場合は倫理審査会を設置しなければなら

ないにもかかわらず、議長は倫理審査会を設置していない。審査請求が出てもう3カ月が経過しており、倫理審査会設置に関する話し合いを過去4回開催しているが、まだ決まっていない。取扱要領を尊重せず、倫理審査会を設置しないのは議長権限を逸脱した行為であること。

第3として、東日本大震災復旧復興調査特別委員会への不信であります。東日本大震災復旧復興調査特別委員会は、昨年5月に全議員が賛成し設置されました。この特別委員会をスムーズに進めるために佐藤議長を選出したものと確信しておりました。にもかかわらず議長に就任後、態度を豹変し、特別委員会を尊重せず、スムーズな運営進行を妨げた行為は断じて許しがたい行為であります。いち早く塩竈市議会の正常化が図られるよう、以上3項目の事由により佐藤英治議長に対する議長辞職勧告を提案いたします。

以上であります。

○副議長（曾我ミヨ君） これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

浅野議員。

○1番（浅野敏江君） 今、趣旨説明を伺いました。このままではどなたかの今の質疑にないということだったので、今の趣旨説明の意味は大体わかりましたが、このことと議長の議会の運営そのものとの不信任辞職勧告、ここに至るまでのお話では、この中身は今の3点では大変弱い理由ではないかなと思っております。ほかに議長が特別何かこの議会を妨げるようなことがあったのか、その辺のことについては何ら発言がございましたので、私たちは今の議長を昨年の9月に推したわけではありませんけれども、議事の運営については何ら支障はないと思っておりますけれども、ほかに大きな議会の運営にかかわる失態があったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ君） 10番菊地 進議員。

○10番（菊地 進君） ただいまはこの3項目だけでは弱いんでないかというお考えのようですが、私は先ほどささいなことを挙げれば切りがないと言っていましたので、この3項目で十分、重要な問題であると認識しております。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） ただいまの菊地議員の趣旨説明の中で、何も決められない議長という言い方をされましたけれども、この3点の件に関する事で申しますと、議長は一つ一つの案件

の議事を整理しながらここまで臨んできたと思っております。

そしてもう一点、この本に欠けていることが一つあるのではないかと思います。議長団としての姿勢はどうなのかということが問われるような気がしております。一人の議長が塩竈市議会の議事進行を全て握っていらっしゃるわけではないと思っております。私どもは、議長団として今、議長席にいる曾我副議長の関することも明らかになるのかなど、この問題は感じております。

このような議事進行のことであるならば、議長団全体に対する物事と考えることが至当と思うんですけれども、どのように考えるか。ちょっと趣旨説明者に聞きたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 10番菊地 進議員。

○10番（菊地 進君） 本人に出しているものを議長団全体でというのは、ちょっと無理な話ではないでしょうか。今まさに議長が、消防事務組合議員の選出についても議長招集の全員協議会を開いているわけです。それを副議長に罪をかぶせるというのは、それこそちょっと論外ではないかなと思っております。これはあくまでも佐藤英治議長に出した、ですから先ほど言いましたとおり、ささいなことがたくさんあるよと。そういうふうにしたら、ささいなことを私以上に知っている志賀議員に答えてもらってもいいですか。そういうふうになったら收拾がつかないと思うんですが。うちらほうの勉強会なんかでもこういった問題が出ていたよといういろいろなことがあったので、今回3項目に絞ってご提案したというだけですので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（曾我ミヨ君） 阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君） 今、趣旨を十分お聞きいたしました。決められない議長だということ、それから消防組合のこと、それから倫理審査会のこと。私も幹事長として常に委員会に出ているわけですが、まず佐藤英治議長に対する辞職勧告、これは佐藤議長が議会に対して、あるいはそれぞれの立場で、市民に対して、あるいは当局に対して議長として重大な何かことを個人で自分で動いて、そして名誉を傷つけたとか、さまざまなそういったことがあればですが、今田中議員もおっしゃったように、例えば決められない議長であるとは言えますけれども、一つ一つの議案は恐らく副議長とも相談していると思うんです。そして議長団としていろいろな話し合いをしながら進めているかと思うんですけれども、そういったところで昨年

からこの問題に対しては本当に丁寧に進めてこられました。

消防事務組合の統合に対しては、当初は五分五分の統合だという話でしたけれども、その辺はまた消防事務組合での話となると思うんですが、私たちとしますとなぜそこまで消防事務組合に、任期があつてそれぞれ議員がいるわけですけれども、なぜそこまでしなければならないのかなという、むしろその理由を聞きたいというふうに私自身は思いました。

それから倫理審査会ですけれども、これは前段、ある議員の倫理の問題で、私たち幹事長会で倫理審査会を開かなければならないという状況になりました。しかし、その前には幾度も委員会を開いて、そして全員そこにいた人たちが合意で委員会を開くというふうに決定したわけです。一つ一つ議員の名誉もありますし、議会の名誉もあります。そして市民に対する責任もあります。大事なことは本当に一つ一つやってまいりました。時間がかかってきたのは当然、中身が重要だからでございます。ですからその辺をどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ君） 菊地 進議員。

○10番（菊地 進君） 市民への説明責任のために今回こういった提案をさせていただいたわけでございます。いろいろ事務組合の話も出されましたが、全員協議会が開催されてある程度方向性、議員の人数関係で声、意見が出されたものの、人数をわかれば大体の方向性が定まったのでないかなと思うんです。それをずっとしないというのは、やはりいろいろ決めてくださいといっても、自分で協議会を開催しておきながら協議会を打ち切って帰ったありさまじゃないでしょうか。そんな意味でちょっと無理かなと思います。

また、倫理審査会の開催については、要領で2名以上の連署、署名をしてですよ、印鑑を押して、それで出しているんだつたら、すればいいことでないかなと思うんですが、それも開催されていないというのは、やっぱり何も解決をしようというふうな姿勢が見られないのかなというふうに考えた次第でございます。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾我ミヨ君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時35分 再開

○副議長（曾我ミヨ君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。通告がありましたので、まず佐藤英治議長辞職勧告動議について、反対者からの発言を許可いたします。

4番田中徳寿議員。

○4番（田中徳寿君）（登壇） 佐藤英治議長に対する議長辞職勧告の動議に対する反対会派を代表して反対討論をいたします。

辞職勧告の動議の趣旨説明によると、佐藤英治議長の議会運営に対して、決められない議会の議長だから辞職勧告の動議とのことですが、佐藤英治議長は議題に対して丁寧な議会運営を目指して、議論の尽きるまで論点の整理を心がけて議会運営をしていることは明白であります。現状で対立している本市議会において、間違いのない議会運営であると考えております。よって、佐藤英治議長に対する議長辞職勧告の動議に反対するものであります。

以上であります。

○副議長（曾我ミヨ君） 次に、佐藤議長辞職勧告動議について、賛成者からの発言を許可いたします。

5番志賀勝利議員。

○5番（志賀勝利君）（登壇） 議長辞職勧告に対する賛成者を代表しまして討論いたします。

私は、調査特別委員会の委員長をやっております。趣旨説明の中で、調査特別委員会の設立が決まった後に、ある議員の方が対峙する当事者同士の顔合わせをし落としどころを探る、そういう行動に出ました。これは調査特別委員会としては根幹を揺るがす問題ではないかというふうに私自身考えております。よって、政治倫理審査会を請求することにいたしました。これは私と志子田議員の2人の連名で要求しております。

政治倫理審査会の取扱要領によれば、2名の議員が署名すれば自動的に政治倫理審査会を開くことになっているはずですが、この件に関しましては、全国議長会の事務局長を長らく務められた野村さんにも電話で問い合わせをし、どういふことだろうかということでお聞きしましたところ、議長にはこれを拒否する権限はないと、前例があれば前例を踏襲すべきであると、これは直近にもそういう前例がございます。そういうものを取扱要領どおりにやればいいことを、

3カ月以上たってもいまだなお開かないでいる決断力のなさ、調整力のなさ。私は議長として非常に問題であるというふうに考えております。

さらに、特別委員会の委員長報告のときです。これは第2回目の報告でした。A4の原稿用紙七、八枚ありました。当日、40分にわたり私は報告をいたしました。その報告書を事前に提出しろということで議長に提出したわけですが、2時間前に議長室に呼ばれて、この報告書を2枚にししろというような常識では考えられない要求を私はされました。その時点で、ああ、私はこの議長さんとは一緒にやっっていけないと。

私も佐藤議長を誕生させた一人でございます。だけど、それを機に私は会派を離脱することを決意いたしました。参考人招致でもしかりでございます。前もって1カ月以上前に予告しているにもかかわらず、ああだこうだと条件をつけ先延ばしにして、結果として参考人の方々に案内を出すのが1週間前だったり2週間前だったり、そういうことで苦情をいただいております。

私は佐藤議長を選出したのは、自分たちの会派から議長が出れば、特別調査委員会がしっかりスムーズに進むものと期待して佐藤議長を推薦したわけでございます。それが議長になるや、全く真逆の行動を始めました。まことにざんきにたえません。今後の特別調査委員会の進め方を考えた場合に、現佐藤議長では委員会がいろいろ支障を来してくる、そう確信しております。ですからこの際、佐藤議長には退いていただいて、新たな議長のもとに議会として再出発することを望むものであります。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ君） それでは、反対者からの発言を許可いたします。

6番香取嗣雄議員。

○6番（香取嗣雄君）（登壇） 議長辞職勧告について、反対の討論をさせていただきます。

今までいろいろ提案の理由やら賛成の理由をお聞きしておりましたけれども、まず一つ、もう少し内容を精査する必要があるのかなと。これは先ほど菊地議員のほうからもありましたように、何も決められない議長であるということ。これもやはり今きょうここの議場に参りまして、辞職勧告の動議がなされた段階では、私といたしましてももう少し内容を精査する必要があるのではないかとということが一つでございます。

それから、それと付随しますけれども、佐藤議長を選出された当時の話と、現在、佐藤議長の行動は全く裏腹だというようなことも今お聞きしたわけございまして、これもやはりそう

いった内容を精査する時間が必要ではないかと、こう思うわけでございます。

それからまたもう一つは、消防事務組合の議員の件でございます。環境組合が消防組合と合併になりまして、ほかの市町の議会から選出されております。議員は全くそのままの消防議員の職を務めておるわけでございまして、私といたしましても我が市もそのようになってもらえばいいのかなと思っておりました。

それからもう一つ、倫理審査会の件でございますけれども、今回、倫理審査会の立ち上げをと言われました内容と、前回の倫理審査会の立ち上げた内容とは全然中身が違うなということで、当初から私はこれに対して、いや今回は倫理審査会は必要ではないんでないかということでまいっておりましたので、その件に関しても私の気持ちはそうであります。

私も皆さんのおかげで平成15年から2年間、議長を務めさせていただきました。そのときの副議長には菊地議員になっていただき、私もつつがなく、皆さんにご迷惑をおかけしながらも2年間無事に務め上げたなど。これはやはり本当に当時の菊地副議長のおかげだったなど現在も思っておるところでございます。

ですから、私は今回このような形で辞職勧告を受けられた現議長、そして曾我副議長も、やはりこの議会内で言われるとおり、正副議長は議長団だと、夫婦同然だと。そのような観点から、私は佐藤議長が何も決定し得なかったとか、それから協議が遅いとかいろいろ言われますけれども、やはり正副議長である以上、佐藤議長も曾我副議長ともいろいろ相談をしてきょうまで来たのかなと思います。

こういうことから、佐藤議長を今皆さんが選出されてから、たった9カ月、10カ月でございます。今から佐藤議長の本領を発揮するところに来ておるのかなと思っていた矢先、こういった辞職勧告でございます。そういう意味においてただいま申し上げましたように、それじゃあ副議長はどうなのかなと、そういうことも私の心には危惧しておるところでございます。そういったことを考えながら、今ここでの辞職勧告は早過ぎる、もう少し時間を与えて、そしてまた内容を精査してから、私の反対・賛成を決めたいと思います。そういうわけで、現在、私はこの辞職勧告に対しては反対でございます。

以上、反対の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（曾我ミヨ君） では賛成者の立場で。

17番伊勢由典議員。

○17番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、佐藤英治市議会議長の辞職勧告

決議に対し、賛成する立場から賛成討論を行います。

日本共産党市議団は、議長選挙で選出するに当たって、議員数の多い第一会派から選出すべきと考えております。この間、佐藤英治市議会議長においては、第一会派の市民クラブ、当時は6人ということでありましたが、その市民クラブを抜け、今日、政策の会2名に所属することになっております。このことにより市議会は混乱をしており、新たに第一会派からの議長を選出することが今日の議会の議長選挙を選ぶ上での基本ではないかと思えます。

議長の役割は、公平・中立を旨とし、議会運営についての的確に対応することが求められております。しかるにこの9カ月間の塩竈市議会においては、塩竈市議会議員の政治倫理審査会の審査請求、これは先ほどお話がありました市民クラブの2名以上の連署による審査請求で条件を満たしているにもかかわらず、会派幹事長会議で議論され先送りをされております。塩竈市議会各会派代表者会議開催の申し合わせ事項では、議会運営を除き人事案件等の議会内部の意思統一を図るため、議長が必要と認める場合、幹事長そして会長会議を招集し協議決定としております。政治倫理審査会の審査請求の条件を満たしている案件を幹事長会議に諮る必要は一切ありません。

塩釜地区消防事務組合と環境組合において、環境組合が消防事務組合に併合したことに伴い、これまで塩釜消防事務組合議会3名、環境組合議会2名の合計5名がこれまで議員としておりました。これが合併によって3名になることに伴い、議長が新しい基準となる提案を示し、関係議員との協議を行い、議長としてのイニシアチブが本来必要ではなかったのかと思うものがあります。その点でも組合議会の議員の選出について、例えば多賀城市のほうでも新たに選出をするということも行っているわけですから、その点での議長としてのこうしたイニシアチブがないままの全員協議会、選出の話し合い等々で先送りされたということは明らかであります。この件でも幹事長会議で2度の全員協議会を開いて、いまだ結論が見出せないことになっております。

さらに、副議長の件が出されますが、副議長は議長の補佐役でございます。また、曾我副議長においては日本共産党の会派の一員でございます。つまりは副議長の補佐役としての役割と議員として会派の一員でございます。よって、その点についても一言申し添えておきます。

以上の理由によって、佐藤英治市議会議長の辞職勧告決議に対して、賛成する立場からの討論を終わらせていただきます。ご清聴のほどありがとうございました。

○副議長（曾我ミヨ君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。佐藤英治議長辞職勧告動議について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（曾我ミヨ君） 座っていいです。可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が裁決いたします。

議長は、佐藤英治議長辞職勧告動議は可決と裁決いたします。

暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

午後2時55分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（佐藤英治君） 会議を再開いたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤英治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定により、市長に指定されておりました専決処分 of 報告であります。

専決第4号車両損傷事故による損害賠償の額の決定については3月12日に、専決第5号平成25年度塩竈市一般会計補正予算、専決第6号平成25年度塩竈市交通事業特別会計補正予算、専決第7号平成25年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第8号平成25年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算、専決第9号平成25年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算、専決第10号平成25年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算、専決第11号平成25年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算、専決第12号平成25年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算、専決第13号塩竈市市税条例の一部を改正する条例、専決第14号塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例、専決第15号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第16号塩竈市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、以上12件については3月31日に、専決第17号車両接触事故による損害賠償の額の決定については5月15日に、それぞれ専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により6月6日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

次に、報告第1号一般会計、魚市場事業特別会計、下水道事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、北浜地区復興土地地区画整理事業特別会計、藤倉地区復興土地地区画整理事業特別会計

繰越計算書については地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第2号病院事業会計繰越計算書については地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ6月6日付にて議長に報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長宛てに提出されました定期監査の結果報告7件であります。

さらに、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長宛てに提出されました平成26年第1回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件、塩釜地区環境組合議会議員より議長宛てに提出されました平成26年第1回塩釜地区環境組合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入りますが、質疑は疑義をたずねる点を簡潔明瞭にお願いします。なお、当局の回答も簡潔明瞭によろしく願いいたします。

10番菊地 進議員。

○10番（菊地 進君） 私は、監査報告の4号、そして46号についてお伺いしたいと存じます。

まず、監査の結果ということで、それぞれに監査の過程で一部改善または留意すべき点が見受けられたので、公表の場において関係職員に改善を検討されるよう要望したと、監査の結果ということで両方とも載っていますが、この内容についてご説明願いたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 前にも議会のほうに答弁したと思いますけれども、一般的に定期監査をしますと、細かい部分も含めてミスが出てまいります。そのようなものの取り扱いについて、小さいものも含めて一定の注意なり改善の要求をしていくという形にしております。

それで、その段階に応じまして、例えば担当者から担当者に注意をするというような段階。あとは監査の事務局長から係長もしくは課長に注意する。あとは私と議選の監査委員の2人含めてですけれども、両監査委員から部長に注意をするというような形になっている部分。あとそれ以上ひどいというか、ミスが大きいというようなことについては議会及び市長に報告をする。この報告の中に、具体的にこれがおかしいという部分で報告するという形の大体、4段階ぐらいで判断させてもらっております。

それでこの場合、今回の46号と4号には「なお書き」ということでこのように表現させてもらっています。それ以外の部分については、特に私のレベルでも注意することがほとんどなかった、もしくは全然なかったというような部分が4号と46号以外の部分ということになります。あと4号、6号についてはミス等について一定程度あったと。ただ、議会と市長に報告するぐらいのレベルではないという判断をさせてもらっております。そういったことがありましたと

いうことをするためにこのように書いております。

具体的には、日付や請求書の記入漏れとか、印鑑が押されていないとか、あとは契約の関係で随意契約が多いんですけれども、一定の規則等に当てはまらないと随意契約ができないということで、市の規則で当てはまっている部分、該当するから随意契約ができる、もしくはそれを超える部分で、自治法の施行令に該当するので随意契約をするというような当てはめる規則が自治法施行令と塩竈市の規則が混乱していると、ごっちゃになった表現になっているというようなものが結構多いという実態にあります。

以上です。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） ありがとうございます。いろいろレベルの問題もあったということなんですが、日付とかそういうものだったらある程度理解するものもあるんですが、今、監査委員からご説明が最後のほうにあったいわゆる随意契約関係、その辺で両監査委員が注意するくらいで済むことだと理解するものの、やはり契約関係というとお金が絡む問題でないかなと思いますので、その辺の是正の仕方。ただ訂正印を押して済むくらいの是正なのか、それとも金額とかそういうのは一切間違いなくされたというふうに理解していいのか、金額も含めてちょっと直すものがあったのかどうか、その辺だけ確認をしたいと存じます。

○議長（佐藤英治君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 金額が超えて随意契約をしてしまったというようなケースは、今回のケースでは出てきておりません。当てはめる条項の部分が間違っているというケースが今回の部分についてはありましたので、一応こういう形で表現させてもらったということです。

以上です。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） ありがとうございました。震災から3年3カ月が過ぎて、本当に大変な中で事業を、例えば産業環境部、そして建設部の方々、そしてこれに出されているのは市立病院でございます。そんな中で、本当に大変な中でこういった事務のちょっとしたミスがあったということですが、ぜひミスのないように今後とも手続などをしていただきますよう。そうすると監査の手が省けますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 16番小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） では、私からは繰越明許関係と事故繰り越し関係でちょっとお聞きしたいと思います。

まず、毎回これは提出されまして、特に震災後いち早く予算がつけられて、それで何とか早くやってほしいという願いは皆持っているわけですが、なかなか進まない経過もあるようでありましてけれども、お聞きしたいのは今回一般会計でいえば26事業の76億7000万円が翌年度へ繰り越しになったと。昨年の状況を調べますと、33件の103億8100万円ほどでしたから27億から減少したというのがありますけれども、そこでお聞きしたいのは、こういう形で出ますと、何かどの程度これから進むのかという不安とか、どういう理由でそうなっているのかということがちょっとわかりかねます。それで、例えば大きい問題で、水産加工業施設整備事業の13億とか、あるいは都市計画費の繰出金関係でいえば下水道整備のかかわりのところ、あるいは北浜の土地区画整理、あるいは藤倉の土地区画整理が進まないがゆえに繰出金そのまま翌年度への持ち越しになっているというふうに判断するわけですが、そういった点で今どういうふうな状況になっているのかということで、災害公営住宅に関していえば18億1500万円ほどになっているわけですが、これは具体的にどここの対応を考えられて今どういうふうになっているのか。それぞれ25年度からの繰り越しの分が、26年の5月31日の段階で繰り越しせざるを得ないということが出された分がこれだろうというふうに思いますので、年度内の見通しについてお聞きしたいということです。

それから、もう一つは事故繰り越しの関係ですが、これも今年度は23億円ほどになっているわけです。24年度はそういう意味ではこの事故繰り越しの関係でいえば、例えばこれは24年度の事業が25年度にできなくて繰り越されるというものですから、何としても今年度は終えなくちゃならないという事業になるわけですね。そういった面で前年度の状況と比べれば前年は6事業で23億からありましたから、そういう点では24年度はもっとあったと思いますが、そういう意味ではその理由、関係機関との協議に不測の日数を要したためというような形でまとめているわけですが、具体的にどういうふうな状況になっているのか。見通しがつくのかどうか、この辺について最初にお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（佐藤英治君） 阿部財政課長。

○市民総務部財政課長（阿部徳和君） それでは、繰り越しの全体的な概要について、まず私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

2月議会におきまして、議案第3号一般会計補正予算におきまして、繰越明許費の総額を79

億6366万8000円とする議決をいただいております。同様に、ほかの特別会計5会計におきまして87億1459万円の繰越明許の承認をいただいております。

今回の報告第1号は2月議会以降、契約が進んだこと。それから工事の前払い金の支払いや事業の完了に伴い繰越事業の額が確定し、一般会計では76億7171万230円、特別会計では83億6932万3900円となりましたので、地方自治法の規定に基づきご報告する内容となっております。

資料No.4の繰越計算書、一般会計の欄をごらんいただきたいと思います。

ちょうど中段のところに下水道事業特別会計繰出金、それから北浜地区復興土地区画整理事業特別会計繰出金、藤倉の区画整理の繰出金というふうに書いております。この繰出金関係につきましても、特別会計側でも事業費として翌年度繰越額に積み上げておりますので、事業費の額としては一般会計と特別会計と重複している部分がございます。この重複している部分を差し引きますと、一般会計では繰り越した額としては58億4154万円ということになります。この58億4154万円のうち、先ほど申し上げました部分での額が確定したもの、あるいは補助事業の交付決定、それから契約が済んだものということで、事業が進展している事業費は49億933万円となっております。約84%の事業については契約が済んでおるか、あるいは補助事業等の金額が確定しているというふうなことでございます。差し引きますと約9億3000万円が今後、契約手続を進め執行していくというふうな事業費になります。

次に、特別会計のほうでございます。83億6932万円の繰り越しについてでございますが、既に契約済みとなっております事業費は約10億782万円。差し引き73億6150万円が今後、契約手続を進める事業ということになってまいります。それぞれの繰り越しの要因につきましては、2月議会でも報告させていただいておりますように、25年度末に国の補正予算により初めから繰り越しでの事業が想定されているもの、また先行するほかの事業の進展に伴って後から工事に着手せざるを得ないもの、それから県などほかの機関との工事とかそういったものに関連するもの、工法決定のおくれ、地権者との協議の進展に伴いますもの、入札不調によるもの、そういったもので繰り越しというふうになっているものでございます。

それから今、事故繰り越しの部分についてもご質問いただきましたので答弁させていただきます。

平成24年度で明許繰り越しの議決をいただきました金額は、約103億円ということになっております。このうち一般会計におきましては23億5167万3800円が、資料のように25年度中には完了せず26年度への事故繰り越しというふうになったものでございます。事故繰り越し

でございますので、こちらの全ては契約済みと、平成25年度中には契約手続が完了しているものというふうになっております。

理由といたしまして、水産加工業施設整備等支援事業、約20億円についてでございますが、これは8分の7の補助事業による4社に対する工事がまだ未了であるために補助金として支出できなかったというふうな部分でございます。ことしの7月には全ての工事が完了する予定となっております。

それから、高度衛生管理型荷さばき所整備事業5305万円でございますが、魚市場A棟の基本設計業務でございます。施設規模、工事概要の確定に時間を要したためであり、こちらも9月30日に業務が完了する予定となっております。委託契約でございますので、業務が全て完了してから支払いということになりますので、事業そのものについては進展しておるということでございます。

次に、都市再生整備計画事業1億2748万円。こちらは塩釜駅前広場の整備工事でありまして、JR東日本との協議・調整に時間を要したためであります。こちらも8月末を完成予定としております。

次の清水沢公園防災公園化整備事業1億5516万円は、飲料用貯水槽の水利計算等に時間を要しましたが、8月末には完了の予定というふうになっております。

美術館等整備事業4476万円は、これは第1期工事分でございます。建物の用途変更に伴い、消防関係設備の協議に時間を要しました。こちらについても6月末に完了予定でございます。

次に、特別会計側の事故繰り越しについて説明いたします。

特別会計側では4600万円のうち、津波浸水地区下水道整備調査費についてでございますが、越ノ浦地区下水道事業の詳細設計業務に係るものでございます。近接するJR東日本、国道との協議に時間を要しましたが、6月末に完了予定、藤倉二丁目地区下水道整備事業での事故繰り越し約90万円については、掘削中の支障物のため不測の日数を要しましたが、既にこちらについては工事を完了しております。私からは以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） ありがとうございます。この事故繰り越しのほうは年度内、年度内どころか25年の8月ぐらい、遅くても9月までに終わるということもお聞かせいただきました。ぜひそういう点でご努力をお願いしたいと思います。

それで、資料の一般会計のほうの25年の繰越明許の関係で、ちょっとこれだけお聞きしてお

きます。災害公営住宅整備事業18億円、これが25年度の繰越明許になっているわけですがけれども、これの今の状況といたしますか、18億の繰越明許になった理由といたしますか、それらをちょっとお聞かせください。

○議長（佐藤英治君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） それではご説明申し上げます。

翌年度の繰越額の総額として、災害公営住宅18億1537万5700円という非常に大きな数字になっております。内訳を申しますと、この中で一番大きいものが錦町の災害公営住宅、こちらのほうが16億6200万円、ほとんど大部分の大きなところを占めております。既にご承知のとおりでありますけれども、昨年8月に地下壕、いわゆる防空壕が発見されたということをご承知かと思えます。あそこの団地の中で4カ所も見つかったと。うち影響する3カ所には採石あるいはモルタルを埋めて、まず地盤の安定化を図ったという工事を行って、約半年間これで工事がおくれたと。非常に大きな事件が発生したという状況です。8月に見つかりまして、実際に工事が再開できたのが2月ごろということになりまして、5月の全員協議会でもご視察の際にごらんいただいたとおり、今、急ピッチで住宅の3棟分を建設中ということでありまして、内容的には何とか年内中の完成を目指した上で、早急に完了を進めていきたいという事案になります。

そのほかといたしまして、これは浦戸地区のほうの造成工事としての繰り越しがございます。まず、桂島のほうとしての造成工事、大体1400万円ぐらいの繰り越し。野々島住宅にあつては1920万円ほど。寒風沢住宅にあつては3060万円ほどの今これは造成費の繰り越しというふうになっております。ご承知のとおり離島という特殊な地理的な条件がありますので、例えば天候に左右されましてなかなか運搬作業が思いどおりにいかないとか、それからあとは県事業も同時に進められておりますので、そういった台船などのいわゆる取り合いといたしますか、そういった予約が天候等にもよってなかなかはかどらないという大きな理由がございます、今おこなわれてしまっていると。こちらのほうは何とか間もなく桂島、野々島のほうのご案内もしております着工式を迎えるということで、7月もしくは8月の工事の着工に向けて今、工事のほうを急いでいるというような状況にあります。

そのほかの大きなところといたしましては北浜の災害工事というもの、こちらは設計分になります。こちらは3866万円というのが大きな数字になります。北浜のほうにつきましては、ご承知のとおり区画整理事業というような中での災害公営住宅の建設ということになっておりま

す。残念ながら地権者ともこれまでいろいろ交渉を積み重ねてきたという経緯の中で、仮換地の指定、当初予定は3月ということだったんですが、これが5月にずれ込んでしまったということがありまして、なかなかこの辺の用地の仮換地のほうの状況に左右されるということで設計がおくれているというような状況になっています。災害公営住宅の北浜のほうについては、遅くとも何とか着工としては1月を目指した上で移転補償、造成工事を進めた中で、1月ごろからの着工を目指したいというふうな計画で進めております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○16番（小野絹子君） ありがとうございます。

ちょっと伊保石の二期工事といいますか、4戸の戸建ての分の造成はこの中に含まれていたのか、含まれていないのかをお聞きしたいというふうに思います。

それで、3回でするので最後になりますが、やっぱり大事なのが、いろいろな理由があつてというのは十分承知しています。しかし、一番心配するのは人の不足の問題。その辺はまだどうなのかということは危惧されるわけです。要するに職員の対応する分の問題。これらについてこの繰越明許費の関係では出てきていないのかどうか、出てきているとすればどういうふうに対応しようとしているのかお聞きしたいというふうに思います。

それと先ほど言った伊保石の関係をお知らせいただければ、私はこれで終わりたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 荒井局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） それでは、伊保石の二期のほうの繰り越しの関係でございます。こちらのほうの伊保石の二期分としては2200万円ほどの繰り越しと。内容的には用地費になってございます。地権者との交渉を積み重ねております。実は一昨日、地権者の方とお会いできまして、何とか承諾をいただくというところまでの運びになりました。早速こちらのほうの用地交渉を進めまして、7月ごろには何とか契約のほうにこぎつけていきたいというような段取りです。なお、造成費等につきましては新年度、26年度のほうで予算化してございますので、用地費の確保ができましたらば早速、造成のほうに順序よく進めていこうというふうな段取りで進めております。

それから、大きなところの次の2つ目のご質問ということで、繰り越しになった理由については人のこともあるんじゃないかというご質問でございますが、限られた職員の中で結構大きな事業、それぞれ手際よく分担をしながら進めていると、私はそういうふう感じております。

人手の問題というものも、これからというのは対進展の交渉というのが結構ございますので、そういう中で今、派遣の方々の応援をいただきながら、何とか順序よく進んでいるのではないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 12番鎌田礼二議員。

○12番（鎌田礼二君） 私のほうからは専決第4号、それから専決第17号について質問をさせていただきます。

いずれも車両の損傷に対する損害額の賠償の決定についてであります。まず専決第4号ですが、U字溝にかかっているグレーチングが、車両が乗ったことによりはね上がり、車両を損傷したという内容でありますけれども、資料による写真を見たところ、普通、グレーチングはボルト締めやつもありませんが、これはボルト締めがないタイプかなというふうに思います。そしてこの写真をよく見ますと、手前と段差がちょっとあるのかなという、普通の車両であれば、グレーチングであれば車両が乗ってもそう飛び上がることはないわけですが、このU字溝の下のぐあい、この関連でそういうふうになったのかなというふうに思うんですが、このU字溝のいわゆるグレーチングのはね上がった要因としてはどういうふうに捉えているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 今のグレーチングのはね上がった、事故が起きた原因という質問だと思いますけれども、現状を確認しまして、資料にもありますけれども、U字溝の前後の側溝とのやはり段差とか落差がありました。それから緩みもありました。そういったところで車両が乗り上げて、グレーチングのふたが弾んで車両の底にぶつかったというのが原因だと思われまます。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。じゃあ写真のとおりの段差でひっくり返ったのかなというふうに思いますが、やはり市内をよく見渡せばこういったところが多分、結構見られるのかなというふうに思いますが、その後の事故の対応、事故があって事故の原因追及はもちろんのことでありますけれども、それを今後どう生かすか。市内でこういった場所がないのか、あるのか。そういった調査とかいわゆる水平展開をやられているのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 一般的にはこのグレーチングの側溝関係に関しては、安全確保のために普通はグレーチングのふたをボルトで固定した側溝というものを基本にしてやっております。しかしながら、町内会などのご要望によりまして、現地でグレーチングふたにかえてくれということで、側溝清掃のためとかあけ閉めができるようにとかということで、ボルトで固定していないグレーチングのふたを設置する場合もございます。

あとは、よく町なかをごらんいただければわかると思いますけれども集水ます、大きいますのところにもグレーチングのふたをかけている場合もあります。そういったところはますの本体と一体的になるようにとか、それから盗難防止も兼ねてチェーンをつけてあるグレーチングのふたも整備を行っております。今回このような事故を踏まえまして、日常的な道路パトロールに加えまして、事故現場周辺とか市内の老朽箇所のグレーチングのふたの緊急再点検を実施しております。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） よろしく申し上げます。

次に、専決第17号、これについてはこれも図面を見ますと、交差点で相手方の車両が停車中の車両でよく見えなかったと。そこへ差しかかりといたしますか、交差点での事故というふうに捉えるわけですが、一般的にこういった場合は注意してやっぱり運転者が進むことはもう安全運転上は必要なことで、もちろん過失割合からいくと85%でしたっけ、そのパーセンテージかなというふうに思うわけですが、この際、この場所は仙台でありますから1人で職員が仙台まで出張といたしますか、そういうことは余りないのだろうなと私は思うんですが、このとき同乗者がいたのかいないのか。同乗者がいればある程度、ああおまえ注意しろよとか、こっちよく見えないだろうとか、そういった助言があつてしかるべきなんではないかというふうに思うんですが、このときの状況として、乗られていたのは加害者の1名だけなのか、2名なのか。その状況はどうだったのかをわかればお教え願いたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 神谷総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） この事故当時には、運転手を含めて公用車には職員4名が同乗していたということでございます。ただ、この事故現場の図面にもございますようにトラックがちょっと停車していたという状況もあつて、そういう意味では各職員とも気づくのがおくれってしまったのかなという状況かと存じております。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） 4名乗っていて、けが人もなくよかったなというふうに思いますけれども、これについてはとやかく言っても仕方がないのかなというふうに思いますが、私はサラリーマン時代やらなんやらは、交通安全週間になると外部から講師を呼んで、全員が講堂に集められて、よく講習会、交通安全に対する講話を聞いたりというようなことがたびたびありましたが、そういった今までやはり結構、専決処分の中で車両損傷で交通事故関連のやつがたびたび出てくるわけですが、そういったこともあって市としてはどういう対応といたしますか、研修、いわゆる職員に対する指導はどういった安全指導をなさっているのか。あるかないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 神谷総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 毎年、自動車事故等の防止と職員の自己啓発のためということで、職員等を対象に塩釜警察署の署員を講師としてお越しいただきまして、安全運転者研修会を開催させていただいております。対象者は各課から必ず誰か担当者は出ること、あるいは新入職員、あるいはちょっとこういう事故を起こしたような職員も含めて必ず出席するようということで、研修は毎年行っておるところでございます。

このほかに、庁内では安全運転ニュースというものを発行しておりますので、今年度につきましてもそういうものを複数回発行させていただきながら、安全運転を呼びかけると同時に、例えば各部各課では公用車を使って外出するときには、運転ルールの励行などを行うような一声、声かけ運動といたしますか、そのようなことも図りながら安全運転の意識向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） わかりました。警察署から来ていただいて研修ということで、もっともなことかなというふうに思います。今回、人身事故でなくてよかったことであって、これが人身事故につながると大変なことですから、今後とも安全については力を入れていただいて、啓発に努めていただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（佐藤英治君） 4番田中徳寿議員。

○4番（田中徳寿君） では、私のほうからも監査4号と46号について、ちょっと中身の確認をしながらお聞きしたいことがございます。

まず、監査の中身の中で、先ほど監査委員から日付がなかったと。日付というのが多分社会のイロハじゃないかと。その一番のイロがないことが一番まずいんでないかと、私が感ずると

ころなんです。金額とか事項はある程度なればできるんだらうと思うんです。日付というのは事象を確定した日付なものですから、必ず書くことがもしかしたら社会人のイロハのように、遠い昔を思い出すんですけれども、どのような見解なのか。

そして、このようなわからない指導、要するにこれは算数でいうと1足す1が2のような話なんです。それを指導するということは大変なのかなと思っているんです。ちょっと見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 市役所の場合、文書で処理をするということで、一番最初にスタートが日付ということになります。今、議員がおっしゃるようにイロハのイのところということになろうかと思っています。

それで、私どもとしてそういうような小さなミスもできるだけ見逃さないようにということで、注意されるほうはこういう小さいことでとかと思っているのかもしれませんが、そういった小さいミスが大きなミスにつながっていくと困るということで、できるだけ小さいうちにたたくと言ったら変ですけども、潰していこうということで、我々が監査で見つけた小さいものも全部含めて担当なり、先ほどレベルの話をしてしましたが、課長なりそういった人に対して注意をしていくという形でやっておるところです。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） じゃあ総務部の責任者の方にお聞きします。イロハのイをどのように指導するのか、ちょっと見解をお伺いします。

○議長（佐藤英治君） 神谷総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 例えば、新入職員の方が役所に入ってきて、新しい業務を担当するということになった場合、特に庶務なんかの実務の場合ですけども、基本的にはその係についている先輩職員が現場で実務に携わりながら、業務に必要な知識などを教えていく。いわゆるOJTと呼ばれていることかと思っています。

このようなことをやっているのが実態ではございますが、ただ、かつてに比較いたしますと市役所の業務が多様化して、職員数の削減などもあるということもありまして、一時に比べるとちょっと余裕がなくなってきておって、必ずしも十分に必要な事項が伝達されず身についていないというおそれも一部あるかと思っています。そういうことで、そういうものを補う意味ということで毎年、定期的な研修がやはり必要かなと考えております。これまで会計事務処理の実

務などにつきましては、ある程度継続的に庶務担当者の研修会を開催してきた経過がございますが、大変申しわけございません、震災以降、残念ながら平成23年度と24年度、かなり業務が煩多だったこともあって研修会が開催されなかったという経過がございました。それで昨年10月ですが、新たに会計事務の手引という冊子もリニューアルいたしましたことから、職員を含む担当の総務課、契約担当の財政課、それから会計事務担当の会計課、それに監査事務局などと共同いたしまして、庶務担当職員の研修会を秋口に開催させていただいたところで、改めてそういう基本的な実務処理のベースになるべき事項を身につけてもらおうと、そういう取り組みを行っているところでございます。今後も基本的に毎年1回は定期的なそういう研修も実施していきまして、少なくとも問題点が指摘されるようなことがないように、一定レベル分の確保を図っていききたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） よろしく申し上げます。問題点はあってもいいと思うんです。事故さえ起きなければ。ただし、市役所の仕事というのは多分、日時が大事なんだと思うんです。いつどこで誰かと、一番最初にいつが来るんです。そういうことで、忙しい仕事がたくさんあることもわかっております。そういうときにミスが起きるといろいろなことが起きますものですから、よろしく配慮願いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（佐藤英治君） 17番伊勢由典議員。

○17番（伊勢由典君） 専決第4号で、先ほどから鎌田議員の質疑もございました。そこで改めて現場に行きましたら、グレーチングのところにびょうが打ってありまして、安全対策は講じていたようです。ただ、私としては今回は車のタイヤの部分のしまうところを損傷したということにとどまりましたけれども、これが例えば人に当たってしまっただけがをさせる、そういうふうな事態になったんでは人身事故になってしまうということに一番の危惧を持っているんです。先ほど建設部長のほうでもチェックして市内全体を総点検しているということですが、特に新しいところのグレーチングは結構びょうなりボルトを打っているんですが、やっぱり古いところのどうしても段差が生じてしまって動くところについて、どんな形で総点検をし、今現在どの辺までの総点検、チェック、そして町内会によっては要望があるわけですね。それぞれの清掃とかかわりも出ていますので、その辺の対処方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） お答えします。

今、議員の質問の中でもございましたけれども、新規の道路工事とか側溝整備とかという場合は、もう最初から計画をしてこの場所にグレーチング側溝ということで、要はグレーチングのふたの部分だけじゃなくて、ふたを受ける部分のところも金物になっている側溝がございます。そういったものであればそんなに損傷はないんですけれども、先ほど鎌田議員にも回答しましたけれども、グレーチングのふたにコンクリートふたを交換してくれというところに関しては、やはり側溝の受け枠のところもコンクリートなものですから、そこにただ単にふたをかえるということが大体、実状です。さらにそれが動かないようにするためにボルトで打ち込んで簡単に抜けないような形にもできます。その場合、やはり地元で側溝を清掃するのであけ閉めできるようにということで、ボルトはしなくていいよといったところもございます。その場合はグレーチングのふたを設置する場合は、側溝の状況をやはりこれからちゃんと確認して、前後の側溝のなりも要は古くなったり地盤沈下でこぼこしていますので、そこから段差が生じたりしないように、設置するときの下地整備というんですか、そういったところも一緒にやりながら、単なるふたをかえるというだけじゃなくて側溝としても受けのほうもつのかもたないのか、前後のとおり、段差がないようなものにしなければいけないし、それからやっぱり側溝も古くなっていると結構、損傷でふたががたがたというところもございます。だからいわゆる今後の点検のチェックポイントとしては、やはりそういったところ、ただ単にふたをかえるじゃなくて、ふたをかけかえた場合、そういうような緩みとかずれとか段差がないようにこれからやっていこうということで取り組むつもりでございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。ひとつ順次、市内のパトロール、そういった対処方をくれぐれもお願いしたいと思います。

次に、専決第15号国民健康保険税の一部を改正する条例についてお尋ねをしたいと思います。これは専決第15号ということで専決処分書の中に関係するところの部分が載っております。条例を改正する部分で見ますと、条例第8号第2条第3項で14万円を16万円に、そして同条第4項ただし書きで12万円を14万円に改めるということになっておりますが、一つは改正の内容について最初にお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま本市の国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご質問をいただきました。主な改正の内容ということでございますが、大きく2点でございます。

まず1点目でございます。1点目は国民健康保険税の賦課限度額の引き上げでございます。国民健康保険税のうち後期高齢者支援分に係る賦課限度額については従前の14万円から16万円に、それから介護納付金分に係る賦課限度額については12万円から14万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

改正の2点目でございます。所得の低い方に対する保険税の軽減措置の拡充でございます。拡充の内容でございますが、5割軽減の対象となる世帯の軽減の判定の際に使用します所得でございますが、世帯の被保険者の数から世帯主を減じておりましたけれども、その規定を削除することによりまして、それまで対象外でございました単身世帯の被保険者についても新たに軽減の対象になるということと、それから所得要件についても従前の基準よりも1世帯当たり24万5000円増額をいたしております。また、2割軽減の対象となる世帯につきましては、軽減判定の所得を算定する際に被保険者の数に乗すべき金額、1人当たりそれまでの35万円から45万円に10万円増額をいたしております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 今は7割軽減というのはあるんですけど。

○議長（佐藤英治君） 並木保険年金課長。

○健康福祉部保険年金課長（並木新司君） 7割軽減につきましては今回改正にはなっておりませんが、年間の世帯の総所得が33万円以下の場合、7割軽減に該当します。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） そうしますと、最初に後期高齢者支援分ですか、2万円ふえて14万円から16万円、介護分の12万円の分で2万円ふえて14万円ですか。そうしますと最高限度額と言われているものはたしか77万円だと思いますが、そうするとこういった最高限度額はどこまでの引き上げになるのでしょうか。まずそこからお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 並木課長。

○健康福祉部保険年金課長（並木新司君） 従前の77万円から今回、賦課限度額が最大で4万円上がる可能性がございますので、そうしますと81万円になる可能性がございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） そうしますと、医療分が51万円で現行の77万円からプラス4万円で81万円。そうしますと細かくちょっと教えていただきたいんですが、後期高齢者の支援分の2万円ふえる分、介護分で2万円ふえる分、そして並びに全体でどのぐらいの世帯のこういったふえる分が国民健康保険の加入者の中で影響が出るのか。今現在、国保の加入世帯の改めての世帯数、おおよその人数について確認させていただきます。

○議長（佐藤英治君） 並木課長。

○健康福祉部保険年金課長（並木新司君） 後期高齢者支援分につきまして、現在のところ実は今年度の国保税の賦課がまだ確定しておりませんので、その分で正確に今年度何世帯が該当になるかという部分については、申しわけありません、まだ確定の賦課が終わっていませんのでちょっと申し上げることはできないんですが、平成25年度当初の課税の状況からの推計ということで、あくまで推計ということで新しい制度で換算して計算した場合ですと、後期高齢者支援分につきましては385世帯、介護納付金分につきましては139世帯が今回の賦課限度額の引き上げの影響を受けるというふうに考えております。

現在の世帯数なんですけれども、済みません、今ちょっと世帯数の数字を私が持っておりませんでしたので、大体のところ。大体8,900世帯くらいが今、国保に加入している世帯というふうになっております。そのうち影響を受けるのが、最大で後期高齢者支援分、介護納付金分の両方の影響を受けるとなりますと、大体140世帯ぐらいが影響を受ける範囲なのかなというふうに考えております。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） ちょっと確認まで。前年度の関係の推計ですが、後期高齢者で385世帯、介護で139世帯というふうに言っております。そうしますと双方合わせて今140というふうに聞こえたんですが。実のところ数字がちょっと違うんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（佐藤英治君） 並木課長。

○健康福祉部保険年金課長（並木新司君） 前にお答えいたしました最大で81万円まで達するという部分ですと、両方のものが該当する介護納付金分のほうの139世帯、約140世帯というのが81万円まで上がる可能性があるということになります。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 片方で4万円の引き上げ、そして片方で軽減は拡充すると5割ですか、2割ということで。改めてこういった点で国民健康保険事業というのは塩竈市の事業としても

非常に大切に、実は今度の広報にこういうふうな介護保険の別冊というものが、担当の努力で広報に差し挟まっています、こういう制度ですよということでのお話がこの中には展開されております。6月1日付の発行で見させていただくとわかりやすい表なのかなと思います。

そこで、これは専決処分ですので、議会にかけられないできょうの本会議の中でこういったことについて明らかにせざるを得ないということで、私たちはやっぱり専決処分について、少なくとも臨時議会なり承認案件でということでの主張はしてきたところです。それはそれでそういう立場なんです、こういった変更についてこういった広報をせっかくなつくっているんですから変更になりましたと、こういうところになりますというのは今後、考えていらっしゃるのかどうか。市民への周知はやっぱり大事だと思うんです。そこら辺の考えだけお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 並木課長。

○健康福祉部保険年金課長（並木新司君） 今回、変更になる部分ですが、実はこちらの広報に折り込みをさせていただきました中には、税額の変更の下のほうに少しだけ概要を記載させていただいております。詳細なものにつきましては7月に納税通知書を発送いたしますので、その際に丁寧に説明させていただければと考えております。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。この広報の下のところに。できればこういった第2弾目の変更されているわけですから、ぜひ丁寧な説明を進めていただければというふうに思います。担当のほうでもよろしくお尋ねをしたいと思います。

次に、市立病院の関係で専決第16号について確認をさせていただきます。

条例の規定といますか、使用料・手数料で専決16号ということで、専決処分のところに簡単な文言しか書いていないわけですが、改めて市立病院の手数料条例はどういう内容なのか。最初にその辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） では、私のほうからお答えいたします。

今回の条例は、診療報酬改定に伴うためのものであります。今回の診療報酬改定は、内容をお話いたしますと、団塊の世代が後期高齢者になります、いわゆる2025年問題に向けまして、医療提供体制を再構築、それから地域包括ケアシステムの構築を図る新たな一歩となる改正と言われております。医療機関を今後、病床機能分化というものを図りながら、病院から在宅へ

という流れになっております。

今回の診療報酬の改定の内容ですが、診療報酬本体でプラス0.7%のプラス改定ですが、薬価分でマイナス0.58%のマイナス改定、それから材料分で0.05%のマイナス改定になっております。全体の改定率ではプラスの0.1%の増加にとどまっております。以上の診療報酬改定に伴うための改正であります。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） そうしますと、全体として改定率0.1%の改定なんですけど、特に診療報酬の改定ですから、国が定めれば次の2年後の改定という考え方になるのかなと思います。加えて、消費税増税分の関係での改定も含んでいるやにお聞きしておりますが、これが消費税8%になりまして、病院経営にも重い足かせといいますか、負担になることは否めない事実だと思うんですが、その辺の関係。

それからもう一つは、患者さんとの関係でいいますと、初診料が引き上げられているというお話もございますので、その辺の診療報酬改定、診療報酬全般だけではなくて、やはりそういうところも含めてどのような形になるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 伊藤管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 消費税が今回上がりまして、それに伴っていろいろ診療報酬の改定もされております。当院の営業ですが、プラスの影響といたしましては消費税の増税分対応といたしまして初診料が120円、再診料が30円の増加となっております。前年度実績から換算いたしますと300万円程度の増収効果が見込まれております。

一方、マイナスの影響といたしましては高齢者のリハビリテーション、これの減額がありまして、前年度実績から換算いたしますと500万円程度の減収が見込まれております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） あとその初診、ちょっとそれが漏れてしまったので。

○議長（佐藤英治君） 伊藤管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 今お話ししましたように、初診料が120円プラスになっています。再診料が30円のプラスという形になっております。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 問題は塩竈市立病院の再生プランについて、いろいろ努力をされて単年

度のいろいろな黒字を生み出していこうということですが、今回の改定に伴うもので、実際は患者さんに来ていただければそれにつながらないと思いますが、トータルで考えた場合、この改定がどのような形で再建プランに影響を及ぼすのか。考え方、捉え方についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 伊藤管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 今回の改定はプラス0.1ということだったんですが、消費税対応分を引きますと、実際はマイナスの1.26%という改定と言われております。そういうことをございまして、当院でもかなり厳しい改定と受けとめておりまして、職員もこれに関しましては一丸となってこの影響を何とか乗り越えていい医療を行いまして、何とか経営健全ができるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 職員の、お医者さんも含めているんな努力、患者さん確保のための方策が必要だと思っておりますが、今回の使用料改定に基づいて新年度に向けて職員の皆さんがこういうことで何とか乗り切っていこうというお話なんかはされているのかどうか。職員の皆さんと経営努力に向けての取り組み方について、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 伊藤管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） お答えいたします。

今回の改定は国の方針もございまして、在院日数の短縮ということが非常にございます。

それから、あと特定患者さんを除外するというか、除外ができなくなってきたと。前は特定の医療行為をしていますと在院日数から省かれていく部分がございますが、これからはそれも在院日数にカウントするということがありまして、そういうことで我々の病院としましては入院から在宅へ、あるいは施設へとか、そしてその流れをうまくつくっていくということ。だから急性期から包括、今度は亜急性期の包括ケア病棟というものができてまいります。そういう中間的なところ、それから慢性期、在宅、その流れをきちっと流れていくように、医師それから看護師初め、常にいろんな勉強会を通じてきちんとやりまして、ある程度収益が確保できるような方向というものを考えております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。ひとつ職員の皆さんとその辺の対応方について、ぜひ努

力していただいて、病院経営が少しでも黒字になる方向で、単年度で実りある成果をつくって
いただいて乗り切っていただきたいということを申し添えまして、私の質疑を終了させていた
だきます。

○議長（佐藤英治君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第4 議員提出議案第4号

○議長（佐藤英治君） 日程第4、議員提出議案第4号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第4号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

8番西村勝男議員。

○8番（西村勝男君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第4号について、提
出者を代表いたしましてお手元に配付の同号議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせて
いただきます。

知的障害者福祉施設の整備への財政支援を求める意見書

障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要であると規定した国連障害者権利条約が
さきの国会で承認され、国内においても去る2月から効力が生じている。このことは生涯を持
つ人々はもとより、サポートする関係者を励ますとともに障害者福祉が前進する転機になるこ
とが期待されている。

仙台都市圏東部地域には、支援度の高い障害者をサポートする生活介護施設はあるが、特別
支援学校の卒業者を迎え入れる施設が不足しているため、関係者は行き場のない状況に不安を
募らせている。上記条約の理念に照らしても、生まれ育った地域で安心して暮らせる施設を整
備することは喫緊の課題である。また、行政機関、生涯福祉サービス事業所及び障害相談支援
事業者等からなり、東部地域の障害者支援のあり方を議論している宮城東部地域自立支援協議
会は、この施設整備の早期実現に期待を寄せている。

しかし、支援度の高い障害を持っている方々を迎え入れるには相応な施設整備と人員配置が
必要であり、安心・確実なサービスを提供するためには公的な支援が欠かせないものとなって

いる。よって、仙台都市圏東部地域における知的障害者施設整備の補助事業採択を含めたさらなる財政支援を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（佐藤英治君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議員提出議案第4号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第4号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第4号につきましては原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第39号ないし第59号

○議長（佐藤英治君） 日程第5、議案第39号ないし第59号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第39号から第59号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第39号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」であります。平成25年人事院勧告を受け、国が実施をいたし

ました国家公務員昇給抑制の回復措置を踏まえ、本市でも同様の取り扱いを行うものでございます。

次に、議案第40号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」であります。地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行おうとするものであります。具体的には、外国法人の定義規定の明記や法人市民税の法人税割の税率引き下げ、軽自動車税の額の引き上げ、公社債等に対する個人市民税の課税方式の変更等が主な改正内容となっております。

次に、議案第41号「東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは東日本大震災による被災者に対して行っておりました市民税、固定資産税及び都市計画税の減免について、平成26年度分の税額も対象とするため所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第42号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。これは地方税法の一部改正により、公社債等に対する課税方式が改正されたことに伴い、国民健康保険税の課税対象所得の範囲を見直すため所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第43号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは原子力発電所の事故に伴う国の避難指示等により本市に転入されてきた被保険者の国民健康保険税の減免について、平成26年度分の税額も対象とするため所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第44号「塩竈市集会所条例の一部を改正する条例」であります。朴島集会所の老朽化に伴い、その用途を廃止するため所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第45号「塩竈市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」でございます。これは消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により、非常勤消防団員退職報償金の支払い額が引き上げられましたことに伴い、本市非常勤消防団員退職報償金を引き上げるため所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第46号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」であります。生涯学習センターの施設として塩竈市杉村惇美術館を設置し、公民館本町分室とあわせて指定管理者による運営を可能とするため所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第47号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」であります。塩竈地域社会における

共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用条項の整理を行うため所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第48号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」であります。平成25年度第8回配分として交付決定を受けました東日本大震災復興交付金事業費の計上や、被災者の健康支援事業、被災地域交流拠点施設整備事業などの災害関連事業費の計上のほか、塩竈市杉村惇美術館運営事業、コミュニティ助成事業、浦戸渡船の修繕に係る関係費など、緊急的措置が必要な事業費を計上し、歳入歳出それぞれ8億5053万6000円を追加いたしまして、総額を370億9053万6000円とするものであります。

主な歳出といたしましては、

- 1 東日本大震災復興交付金事業のうち、新たに錦町東地区災害公営住宅の用地費及び敷地整備費といたしまして 4億3119万円
- 2 同じく、復興事業の管理及びまちづくりの各種検討業務に係る調査事務のための復興まちづくり総合支援事業といたしまして 2000万円
- 3 同じく、浦戸地区集落再生に向けて旧浦戸小学校2校を活用した交流・宿泊・防災避難施設の整備整備事業費といたしまして 3億1801万円
- 4 同じく、市道4路線を避難路として整備する避難路整備事業といたしまして 2700万円
- 5 同じく、追加指定避難所6カ所の防災備蓄品整備の追加拡充事業といたしまして 680万円
- 6 災害関連事業及び通常事業のうち、18歳から39歳まで被災者特別検診支援事業といたしまして 832万円
- 7 同じく、被災地域交流拠点施設整備事業といたしまして 1000万円
- 8 同じく、震災による孤児遺児への福祉手当に係る災害救助費といたしまして 60万円
- 9 塩竈市杉村惇美術館の指定管理者料等の運営事業費といたしまして 1125万円
- 10 財団法人自治総合センターがコミュニティ活動の拡充に寄与する備品を整備する町内会や防災資機材を整備する自主防災組織などに対して助成金を交付するコミュニティ助成事業といたしまして 820万円
- 11 浦戸野々島・石浜間を運航しております渡船のエンジン補修工事関係費といたしまして 395万9000円
- 12 復興を支援するプロミュージシャンと市内中学校吹奏楽部の合同演奏会事業といたしまして 70万円

13 被災された介護保険利用者の各種介護に係る利用者負担分の減免に伴う介護保険事業特別会計への繰入金といたしまして 420万8000円

などを計上いたしております。

これらの財源につきましては主に、

東日本大震災復興交付金基金などからの基金繰入金といたしまして 6億8442万4000円

被災者健康支援事業や被災地域における交流拠点施設整備事業に係る県支出金といたしまして 1861万9000円

コミュニティ助成金などの諸収入といたしまして 820万円

災害公営住宅整備事業、渡船工事関係に係る市債といたしまして 5720万円

一方、歳入の減といたしましては、

東日本大震災被災者支援のための市民税、固定資産税、都市計画税等の減免等に係る市税の減額といたしまして 5億1166万5000円

を計上いたしております。

債務負担行為といたしましては、錦町東地区災害公営住宅整備事業、塩竈市杉村惇美術館の指定管理に係る運営事業を追加するものであります。

次に、議案第49号「平成26年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」であります。国民健康保険税制改正に伴うシステム改修費及び原子力発電所事故に伴う避難者の国民健康保険税の振替などを計上し、歳入歳出それぞれ233万3000円を追加し、総額を72億443万3000円とするものであります。

次に、議案第50号「塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。被災された方々に対します利用者負担金の免除などを計上し、歳入歳出それぞれ3366万円を追加し、総額を48億8566万円とするものであります。

次に、議案第51号「塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」であります。原発事故避難者の保険料減免措置に伴いまして、歳入歳出それぞれ6,000円を減額し、総額を7億2109万4000円とするものであります。

続きまして、議案第52号であります。塩竈市立第三小学校（東庁舎）大規模改造工事でありまして、建物の内外壁補修及び建具、屋内消火栓、電気設備などを更新する工事請負契約であります。去る4月1日に一般競争入札の告示を行いましたところ、4者から参加の申し込みがあり、4月21日に入札を執行した結果、株式会社北陵建設が2億2032万円で落札し、4月30

日に仮契約を締結したものであります。

次に、議案第53号につきましては、塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所B棟電気設備工事であります。電灯・動力・受変電設備などの工事請負契約であります。去る5月1日に一般競争入札の告示を行いましたところ、5者から参加の申し込みがあり、5月20日に入札を執行いたしました結果、株式会社ユアテック塩釜営業所が1億5921万3600円で落札し、5月23日に仮契約を締結したものであります。

次に、議案第54号につきましては、同じく魚市場B棟の機械設備工事ではありますが、空気調和設備・給排水衛生設備の工事請負契約であります。去る5月1日に一般競争入札の告示を行いましたところ、4者から参加の申し込みがあり、5月20日に入札を執行しました結果、扶桑建設工業株式会社仙台支店が2億6460万円で落札し、5月23日に仮契約を締結したものであります。

以上の結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案を行うものであります。

次に、議案第55号につきましては、清水沢地区災害公営住宅に係る事業用地取得のための財産取得についてであります。清水沢三、四丁目の土地計13筆、合計面積1万7282.41平方メートルにつきまして所有者と交渉を進めてまいりましたが、去る5月28日に取得金額が確定し、同日をもって5億7917万1972円で仮契約を締結いたしましたので、塩竈市財産条例第2条の規定に基づき提案を行うものであります。

続きまして、議案第56号「塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更について」であります。これは朴島集会所の廃止に伴い、平成21年第2回定例会に議決をいただきました本市の集会所の指定管理者の指定から、同集会所を管理する団体を解除しようとするものであります。

次に、議案第57号「塩竈市集会所の指定管理者の指定について」であります。これは本市の集会所を管理する指定管理者として申請のございました管理運営委員会を適任と判断し、各集会所の指定管理者として指定をしようとするものでございます。

続きまして、議案第58号「市道路線の認定及び変更について」であります。これは伊保石地区災害公営住宅の整備にあわせまして道路が設置されたことに伴い、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により市道の認定及び変更を行おうとするものでございます。

次に、議案第59号「浦戸地区辺地総合整備計画の策定について」であります。これは辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、浦戸地

区の公共的施設の整備を図るため、具体的には渡船であります。総合整備計画を策定しようとするものであります。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、それぞれ担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 補足説明。簡潔明瞭にお願いします。神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） それでは、私から議案第40号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明申し上げます。

資料番号5、平成26年第2回塩竈市議会定例会議案の2ページ。それから、あわせまして資料番号8、第2回市議会定例会議案資料の37ページをお開き願いたいと思います。説明の都合上、資料番号8の37ページでご説明をさせていただきます。37ページでございます。

平成26年度税制改正によります地方税法等の改正に伴い、本市市税条例の一部を改正するものでございます。提案理由で市長からご説明をさせていただきましたとおり、大きくは4点の改正がございますが、このうち32ページでは法人市民税、法人税割の税率の引き下げ、並びに軽自動車税税率の引き上げについて記載してございます。

初めに、ゴシック体「1. 法人市民税（法人税割の税率の引き下げ）」でございしますが、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が地方法人税、仮称でございしますが、国税化されまして、地方交付税の原資とされます。これに伴いまして法人市民税割が2.6%引き下げとなりまして、本市については制限税率の14.7%から12.1%に改正されます。この税率につきましては、平成26年10月1日以降に開始する事業年度からの適用となります。

次に、ゴシック体「2. 軽自動車税（税率の引き上げ）」についてでございます。国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから税率が変更されます。軽自動車税の標準税率が約1.25倍から2倍に引き上げされ、最低税額が2,000円となるものでございます。

一例を紹介させていただきますと、中段以降の表にございますように、50cc以下の原動機付自転車は現行1,000円から2,000円に、四輪以上の乗用自家用車は現行7,200円から1万800円となります。この改正は平成27年度分より適用されます。また、軽自動車税のグリーン化を進め

る観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車につきましては、さらにおおむね20%の割り増し税率となるものでございます。

内容につきましては、最下段の表に記載のとおりでございまして、この改正は平成28年度分より適用されるものでございます。

なお、同じ資料番号8の前のほう、4ページ目から36ページまでに塩竈市市税条例一部改正の新旧対照表を記載しております。あわせて先ほど述べました資料番号の2ページから8ページには、塩竈市市税条例の一部を改正する条例案をお示ししてございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第41号「東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。

同じ資料番号8の41ページをお開き願います。41ページでございます。

東日本大震災による被災者に対する市税の減免等につきましては、平成23年度から継続して行っておりまして、平成26年度につきましても平成25年度と同様の減免等を実施しようとするものでございます。

ゴシック体「2. 減免額及び減収額」の表に、平成23年度以降、26年度見込みまでの記載がございます。このうち、各年度減収額の欄に記載してあるものにつきましては、下の表の米印のところに記載してございますように、個人市民税につきましては確定申告に基づく雑損控除によるものをあらわし、固定資産税・都市計画税につきましては、地方税法の規定により東日本大震災に係る津波浸水の被害による区域につきまして、課税免除あるいは2分の1課税の特例となるものをあらわしてございまして、県内では沿岸部13市町が実施してございます。条例減免額の欄に記載してあるものにつきましては、本市が独自に条例の規定により減免を行うもので、個人の市民税につきましては浸水のいかににかかわらず、半壊以上の住宅の損害の程度、及び所得金額に応じた減免や原発事故による避難者に対する減免等を、法人市民税につきましては津波浸水エリアの法人の均等割額の免除を実施いたすものでございます。また、固定資産税及び都市計画税につきましては、震災による家屋・土地償却資産の損害程度に応じた減免を実施するものでございます。

条例による減免につきましては、県内では平成23年度以降、継続して実施しているのは塩竈市のみでございまして、平成26年度も引き続き実施すべく今回条例の改正を提案させていただくものでございます。

表中、平成26年度見込みの欄にありますように、地方税法の特例等による減収額は2億5995万円を、条例による減免額については2億5171万5000円を見込んでおりまして、全額、震災復興特別交付税で措置されるものでございます。

なお、参考までに地方税の規定によります固定資産税等の課税免除あるいは2分の1の課税となる区域につきましては、本土では右隣の42ページに、浦戸地区では次の43ページに掲載してございます。

また、同じ資料番号8の前のほう、38ページから48ページにつきましては、東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部改正の新旧対照表を記載しておりまして、資料番号5の9ページのほうには同じく条例の改正案を示してございますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） それでは、続きまして健康福祉部関係の議案についてご説明をさせていただきます。

同じく資料No.5と資料No.8をご用意お願いします。まず、資料No.5の12ページをお開きいただきたいと思います。12ページでございます。

議案第43号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

条例改正の理由でございますが、最下段の提案理由に記載しておりますとおり、原子力発電所の事故により本市に避難等を行った被災者に対しまして、平成26年度分の国民健康保険税の減免を行うため所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、減免の内容についてご説明を申し上げます。資料No.8の50ページをお開きいただきたいと思います。資料No.8の50ページでございます。

まず、1の減免の趣旨でございますが、東日本大震災による被災者であって、原子力発電所の事故に伴う国の避難指示等によりまして本市に転入された被保険者の国民健康保険税を、平成26年度分につきましても引き続き減免しようとするものでございます。

2の減免の対象となる世帯でございますが、原子力災害対策特別措置法に規定いたしますいわゆる警戒区域、それから計画的避難区域、または緊急時避難準備区域、そして特定避難勧奨地点、いわゆるホットスポットと呼ばれるところでございますが、これらの地域から避難等を行った世帯が対象となるものでございます。

3の減免の対象となる国保税でございますが、改正後は平成26年度分が加わりまして、平成25年度分、平成26年度分につきましては納期が平成27年3月31日までの間に設定されているものが新たに対象となるものでございます。

4の減免の申請手続でございます。これまで平成25年度分の減免を受けている場合には、特に申請を行わなくても減免を適用させていただきたいというふうに考えております。今後、新たに転入される場合等につきましては、その転入手続の中で対応させていただくことになっております。

最後に、5のその他でございます。国からの財政支援でございますけれども、国が示す基準で減免を行った場合については、特別調整交付金の対象となりまして減免費用の全額が国によって支援される予定となっております。

なお、同じ資料の48ページ、49ページには新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願いたいと思います。議案43号については以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐藤英治君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） それでは、議案第46号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。

本条例は、塩竈市生涯学習センターの施設といたしまして塩竈市杉村惇美術館を設置するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

まず、杉村惇美術館整備事業の内容につきましてご説明を申し上げますので、資料番号8の66ページをお開き願います。

まず経過でございますが、国の地方都市リノベーション事業を活用いたしまして、公民館本町分室の改修を行い、あわせて美術館を整備しております。Ⅰ期工事、Ⅱ期工事を合わせまして本年10月末には工事を終了させる予定であり、市制施行日に当たります11月23日の開館を目標に準備を進めているところでございます。

杉村惇美術館運営の基本方針といたしまして、①の杉村 惇画伯の作品を常設展示するとともに、さまざまなアート活動を行うことなど3点を挙げております。また、位置づけといたしまして博物館法に根拠を置き、生涯学習センター条例に基づく施設としてまいります。また、運営形態といたしましては、美術館の運営には専門的な知識や経験、企画力が求められますので、開館時からの指定管理者による運営を目指してまいります。

67ページをお開き願います。

観覧料でございますが、常設展示が個人は大人200円、高校生100円、中学生以下無料といたします。特別展示は2,000円を上限といたしまして、展示ごとに定めてまいります。貸し室としての使用料でございますが、大講堂は現行どおりでございます。また企画展示室1は1日2,000円、面積の広い企画展示室2は1日4,000円といたします。また、美術館に名誉館長を置き、高い見地からアドバイスをいただいてまいりたいというふうに考えております。

以上の運営内容に基づきまして、塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明申し上げますので、同じ資料の55ページをお開き願います。

この資料は、現行の条例と改正後の条例の新旧対照表でございます。主な条文につきましてご説明申し上げます。

まず、第1条の2に新たに塩竈市杉村惇美術館を位置づけております。施設名称を塩竈市杉村惇美術館としており、根拠法を地方自治法及び博物館法としております。また、目的といたしまして美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって市民文化の発展に寄与することとしております。

第3条から第8条は省略させていただきます。文言の整理でございます。

57ページをお開き願います。

第9条におきまして、美術館の観覧料を規定しております。また、第15条におきまして公民館本町分室及び美術館の管理を指定管理者に行わせることができる旨を規定しております。指定管理を行う場合には、施設の運営に伴います収入を指定管理者のものいたします利用料金制をとってまいりたいと考えております。このことによりまして、活発な運営を行うことにより利用者の増加が指定管理者の収入増につなげていくというふうな連動性を生じるということではないかということで、指定管理者の持つ運営のノウハウを最大限に引き出そうといたしたいという考えでございます。

この利用料金制の導入に伴いまして、59ページと60ページをごらんいただきたいと思います。お開きいただきたいと思います。

59ページ、第18条の3におきまして、指定管理を行わせる場合には、観覧料は指定管理者の収入とすることを、また、右側になります第21条の3におきましては、貸し館に伴います利用料金を指定管理者の収入とすることを規定しております。

主な条文につきましては以上でございます。

また、附則になりますが、別表のほうに具体的な金額を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思えます。

また、資料番号5の16ページに条例の一部を改正する条例を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思えます。

議案第46号の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤英治君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 続きまして、私から議案第48号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」の概要についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料番号8の72ページをお開き願ひます。72ページでございます。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回補正いたします金額は、表中の補正額の欄に記載がありますとおり、一般会計8億5053万6000円、国民健康保険事業特別会計233万3000円、介護保険事業特別会計3366万円、後期高齢者医療事業特別会計6,000円の減で、合計では8億8652万3000円となるものでございます。これによりまして一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、一番下段にございますように607億7322万3000円となりまして、補正前に比べますと1.5%の増となります。

次に、一般会計の補正予算の概要につきまして、歳出からご説明いたしますので、75、76ページをお開き願ひます。75、76ページでございます。

ここでは歳出予算を目的別に分類しております。補正額の欄で、費目2の総務費3億3481万円ですが、右側の備考欄をごらんください。市民活動推進費では市内3団体に対して助成する一般コミュニティ助成事業を、被災地交流拠点施設整備事業ではNPO法人による旧えびや旅館の整備に対する補助金の交付を、浦戸地区集落再生促進施設整備事業では旧浦戸一小及び浦戸二小について（仮称）浦戸ステイ・ステーションとして整備する復興交付金事業を計上しております。

費目3の民生費480万8000円ですが、介護保険事業特別会計繰出金では介護サービスの利用者負担金減免に伴います一般会計からの繰出金を、災害救助費では寄附金を財源といたします震災による孤児遺児への福祉手当を計上しております。

費目4の衛生費832万円ですが、被災者健康支援事業として18歳以上39歳以下の被災者を対象といたしました特別健診事業のための委託料でございます。

費目8の土木費4億8214万9000円ですが、渡船関係費では野々島・石浜間を運航します渡船
すずかぜのエンジン改良事業、復興まちづくり総合支援事業では復興事業に係ります調査設計
費等を、避難路整備事業では市内の避難路4路線を整備するための工事費等を、災害公営住宅
整備事業では錦町東地区災害公営住宅整備に係ります調査設計費及び用地費等をそれぞれ計上
しております。

費目9の消防費820万円ですが、自主防災組織助成事業では2団体に対します地域防災組織
育成のためのコミュニティ助成事業を、追加指定避難所等防災備蓄品整備事業では追加指定避
難所に対します備蓄用備品など、当初予算で措置いたしたものに復興交付金が充てられること
となりましたので、増額補正及び財源振替を計上しております。

費目10の教育費1224万9000円ですが、豊かな心を育てる研究指定校事業では道徳教育の実践
研究が第三中学校で行われます県委託事業を、復興支援合同演奏会事業では復興支援といたし
ましてジャズミュージシャンと市内4中学校の吹奏楽部員とのコンサート事業を、美術館運営
事業につきましては美術館及び公民館本町分室の指定管理料等を計上してございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、前のページ73、74ページをお開き願いま
す。

補正額の欄で、費目1の市税5億1166万5000円の減額は、昨年度に引き続きまして市民税、
固定資産税、都市計画税の課税免除、減免措置を実施することに伴うものでございます。

費目10の地方交付税5億9305万8000円は、前段申しました市税の減免及び復興交付金事業の
実施に伴います震災復興特別交付税の増額補正でございます。

費目15の県支出金1861万9000円は、被災地域交流拠点施設整備事業補助金のほか、被災者健
康支援事業補助金、豊かな心を育てる研究指定校事業の実施に伴います委託金でございます。

費目17の寄附金70万円は、復興支援合同演奏会事業に活用いたします中学校費寄附金でござ
います。

費目18の繰入金6億8442万4000円は、今回の補正に係ります所要一般財源のための財政調整
基金繰入金のほか、各事業の財源としてのふるさとしおがま復興基金及び東日本大震災復興交
付金基金からの繰入金でございます。

費目20の諸収入820万円は、コミュニティ助成事業のための財団法人自治総合センターから
の助成金でございます。

費目21の市債5720万円は、災害公営住宅整備事業に係る公営住宅建設事業債のほか、渡船関

係費に係ります辺地対策事業債でございます。

飛んで、77、78ページには歳出予算の性質別比較表を載せております。また、79ページは、投資的経費の内訳書でございますので、後ほどご参照いただきたいと思っております。

続きまして、議案第48号一般会計補正予算のうち、(仮称)浦戸ステイ・ステーションの整備に係る補正予算の概要につきましてご説明をさせていただきます。

同じく資料番号8の83ページないし84ページをお開き願います。83、84でございます。

ゴシック体1の本事業の趣旨でございますが、寒風沢の旧浦戸第一小学校及び桂島の旧浦戸第二小学校を漁業体験従事者等が宿泊できる施設や交流施設、防災避難施設として整備し、新たな漁業従事者や島づくりの担い手等を確保することを目的に行う浦戸地区集落再生促進施設整備事業でありまして、復興交付金の効果促進事業として実施するものであります。

2の整備の内容でございますが、旧小学校2校ともに校舎1階部分を多目的に活用できるスペースとして、2階部分は宿泊施設として、体育館は防災避難施設として整備する予定となっております。(1)には旧浦戸第一小学校の平面図を、隣の84ページに移っていただきまして、(2)には旧浦戸第二小学校の平面図で整備概要をお示ししておりますので、ご参照願います。

3の事業費及び財源内訳でございますが、事業費総額3億1801万円に対しまして、東日本大震災復興交付金事業の漁業集落復興効果促進事業に係ります復興交付金基金繰入金として2億5387万7000円を、一般財源で6413万3000円とするものでございます。一般財源に係る部分につきましては全額、震災復興交付税として措置されるものでございます。

4、今後の予定でございますが、現在、実施設計を行っておりまして、本補正予算をお認めいただいた後、8月までに確認申請を行い、9月に着工、来年3月の竣工を目指してまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤英治君) 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長(荒井敏明君) 続きまして、震災復興推進局から、一般会計補正予算のうち錦町東地区災害公営住宅整備事業についてご説明申し上げます。説明の都合上、資料No.8の2で説明いたします。8の2をご用意いただきたいと思っております。

1の事業概要でございますように、錦町東地区災害公営住宅につきましては、第8回復興交付金の申請において採択された事業であります。平成26年度では建設に係ります調査設計、用地取得及び造成工事を実施いたしまして、平成27年度までの2カ年で整備する計画であります。

2の事業内容といたしましては、計画戸数50戸、鉄筋コンクリート造3階建てから5階建て

の集合住宅を整備するものであります。敷地面積は約7,000平米で、平成27年度中の完成を目指しております。事業費でございますが、この錦町東地区災害公営住宅事業を含めました第8回復興交付金の採択の全体事業費、こちらが26億7796万7000円の約6割を占めます15億8630万円と大規模な事業費となっております。

平成26年度では、今回の補正予算で調査設計費、用地取得費及び造成工事といたしまして4億3119万円を計上いたしまして、平成27年度では本体工事をUR都市機構に依頼する計画でありますので、住宅建設買い取り費といたしまして債務負担行為11億5511万円を計上するものであります。

3の事業箇所でございますが、図面の網かけにございますように、お住まいになる方の利便性確保の観点から、JR仙石線西塩釜駅の南東側に建設を計画しておりまして、現在、整備を進めてございます錦町災害公営住宅40戸と一体的に整備を進めまして、この地区に90戸の災害公営住宅を整備するものというふうな計画でございます。

説明は以上になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） それでは、議案第52号工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

資料番号5の25ページをお開き願います。

議案第52号は、工事請負契約の締結についてでございます。工事名は塩竈市立第三小学校（東校舎）大規模改造工事でございます。工事の概要は記載のとおりとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。去る4月21日に一般競争入札を執行いたしまして、大崎市の株式会社北陵建設が2億2032万円で落札し、仮契約を行っております。

工事の内容につきましてご説明申し上げたいと思います。資料番号8をご用意いただきます。資料番号8の92ページをお開き願います。

その資料の3番目、工事概要でございます。工事の内容でございますが、屋上のアスファルト露出防水工事のほか外壁の補修、内装の補修と天井、壁、床の張りかえや塗装仕上げなどを行うものでございます。工事箇所でございますが、下にございます見取り図の赤線で囲われました東校舎、第三小学校の東校舎部分が今回の工事の対象でございます。

議案第52号工事請負契約の締結についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） それでは、引き続きまして議案第53号並びに第54号についてご説明をいたします。資料番号8をご用意いただきたいと思います。8の95ページのほうをお開きいただきたいと思います。

これからご説明を申し上げます2つの案件につきましては、既に本年2月に議会の議決を頂戴しておりまして進めております塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所B棟の建築本体工事に付随する電気設備工事並びに機械設備工事でございます。

お開きいただいておりますページは、第53号の電気設備工事の部分でございます。工事の概要につきましては、ページ左下に電灯設備工事一式から構内配電線路設備一式まで13項目を記載しておりますが、本日は特徴的な部分についてご説明をさせていただきます。

まず、このページの右側の配置図をごらんいただきたいと思います。このB棟の2階部分となりますけれども、上方の青で囲んだ部分に電気室を設けてございます。これは2階部分に設けることによりまして、津波浸水などがあっても影響を受けないような形でこちらに設置するものでございますが、施設外部に新設をいたします電柱を経由しまして、ここに高圧電気を引き込み、電気室内の受変電設備で変圧をして施設内に供給をいたします。また、今後整備をされる予定になっておりますA棟あるいは荷さばき所補完施設というものをC棟というふうに呼んでおります施設のほうの電気供給も、基本的にはこちらを通じて行われることとなってございます。

次に、同じ右側の下のほうに青い破線で丸がございまして、その脇に⑤と赤で書いている部分がございますが、こういった印が監視カメラをイメージしたものと説明するものでございます。また、同じように左側の1階部分にも同じようなマークが①から④までございます。こちらは場内外の監視を多くするための監視カメラの内容でございます。

続いて、恐れ入ります、同じく議案第54号の機械設備について、97ページの資料でご説明をさせていただきます。97ページ、A3の資料のほうをお開きいただきたいと思います。

こちらの特徴的な工種についてご説明をさせていただきますが、まず資料右半分のフロー、給排水衛生設備のフローというところをごらんいただきたいと思います。

魚市場で利用する海水につきましては、今回新設をいたします海水井戸からポンプでくみ上げるという一連の流れをこのフローで示しております。井戸からポンプでくみ上げまして、砂や不純物を取り除くサンドセパレーター及びろ過器を経由した後、UV、紫外線装置で滅菌処

理を行って、その上で新設の海水受水槽のほうにためられるという内容になってございます。その後、3系統ございますが、用途に応じまして一番上のポンプを経由しまして滅菌海水が場内へ、同じく中段のポンプを経由しまして殺菌海水が場内へと、そして同じく3つ目のポンプを経由しまして冷却海水として場内へ供給されるということで、さまざまな用途に活用されるような形で3つの海水がこの場内のほうに引き込まれるというものでございます。

なお、左側の図面におきましては施設内の配管等が示してございますので、ご参照いただきたいと思います。また、今回の機械設備工事の中には冷暖房空調設備工事等が含まれているという内容になってございます。

こちらの両案件は、ともにさきに発注しております建築本体工事と同じ平成27年2月までの工期ということで進める予定でございます。なお、工事契約台帳につきましては96、98ページにそれぞれございますので、ご参照いただければと思います。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 神谷部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 引き続きまして、議案第55号財産の取得についてご説明を申し上げます。

資料番号8の99ページをお開きください。99ページ、A3の折り込みの図面でございます。

今回取得いたします財産は、清水沢地区の災害公営住宅の整備事業に係る用地として土地を取得するものでございます。市長からもご説明させていただきましたが、清水沢三丁目、四丁目の土地計13筆、合計面積で1万7282.41平方メートル、取得金額5億7917万1972円で5月28日に仮契約を締結してございます。

この図では、取得財産の位置図及び配置図をお示ししてございます。これまで球場として使用されていた土地と隣接する資材置き場として使用されていた土地でございます。

次のページ、100ページでございますが、取得金額の概要といたしまして、今回は不動産鑑定士の意見も踏まえ価格の設定をさせていただいた内容を記載してございますので、ご参照願います。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

暫時休憩いたします。

再開は17時30分といたします。

午後5時10分 休憩

午後5時30分 再開

○議長（佐藤英治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第39号ないし第59号の総括質疑に入ります。

17番伊勢由典議員。

○17番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して議案に対する総括質疑を行います。

まず最初に、議案第40号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」について伺います。

今回の条例改正で軽自動車税の引き上げ、これは原動機付自転車から軽四輪車、引き上げ幅が1.25倍から1.5倍を平成27年4月1日から行われる条例改正であります。また、軽自動車で新規の検査から13年を経過した三輪車以上の軽自動車も引き上げられるという提案内容になっております。市民にとっては消費税増税とあわせて負担増となります。そこで質問は、今回の市税条例の改正、特に軽自動車関連の増税と政府の自動車関連の税制改正の政治的経過についてお聞きをいたします。

次に、議案第41号「東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」についてお聞きいたします。

東日本大震災による津波浸水区域について、被災者支援のため塩竈市市税条例に基づいて県内で唯一、個人市民税、法人税の減免を行ってきました。また、固定資産税や都市計画税も震災以降、条例減免を行ってきました。しかし、聞くところによれば地方税法の改正、平成26年3月20日公布であります、これによって固定資産税や都市計画税が見直されたと聞いております。質問はその見直しの内容についてお聞きをいたします。

3番目は、議案第48号一般会計補正予算の歳入歳出8億5053万6000円について伺います。質問は、復興との関係で6月補正予算の特徴についてお聞きをいたします。

次に、災害公営住宅整備についてお聞きをいたします。

議案資料の6、議案第48号の4ページで、債務負担行為補正で災害公営住宅整備事業（錦町東地区）（平成26年度）、そして期間は平成27年度で11億5511万1000円が追加され、資料No.7の補正予算説明書の土木費に復興交付金事業として4億3119万円が計上されております。そこで、錦町地区の災害公営住宅は3棟、先ほど50戸というふうに説明の中ではされておりますが、さきのそういった情報提供がなされております。質問は、工事の予定とまた今後の住民説明への考えをお聞きいたします。

議案第55号「財産の取得について」質問いたします。

清水沢三丁目23-1の雑種地の3,802.18平米を5億7917万1972円で取得し、清水沢災害公営住宅170戸の事業用地として取得するものとしての提案でございます。そこで次の4点を伺います。

1つは、関係町内会の説明会が2カ所で行われております。こうした災害公営住宅170戸の建設に伴う上で、参加者から聞くところによれば安全対策の意見が出されましたが、改めてこの建設等に当たっての、今後170戸ですので、安全対策等について万全なのかお聞きをいたします。2つ目は、用地取得後の工事着工予定、そして3点目は工事開始後の住民説明についてお聞きをいたします。4点目は、あの清水沢三丁目は沢地でありまして、特に昔の記憶を思い出しますと、昔は沢地で田んぼがあったところでもございます。そういう点で改めて地盤のさまざまなどころでの心配をすところであります。そういう点で、改めてその点について万全なのか、あるいは地質調査等も含めて建設の関係で備えは大丈夫なのか、その点についてお伺いをし、第1回目の総括質疑といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢議員から、4点にわたるご質問をいただきました。

初めに、議案第40号塩竈市市税条例の一部を改正する条例についてお答えいたします。

平成26年度の税制改正の内容についてであります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うために、地方税法等の一部を改正する法律案が平成26年2月7日に閣議決定をされ、国会で審議後、平成26年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布をされております。

改正の中身であります。大きく4点の改正となっております。1点目は、外国法人の定義規定の明記に伴う改正。2点目でありまして、法人市民税の法人割の税率を2.6%引き下げる法人税率の引き下げでございます。3点目は、軽自動車税の引き上げについてであります。4点目は個人市民税の課税対象所得の見直しで、公社債等に対する課税方式を変更するものでございます。この地方税法の改正を受けて、本市では今回の市税条例の改正案を提案させていただいているところであります。

質問の軽自動車関連の条例改正につきましては、車体課税関連として自動車取得税廃止やその代がえ財源としての軽自動車税の税率の見直し等が行われたものであると認識をいたしております。今回の改正につきましては、税制改正の前段の地方財政審議会の中で、1つは消費税

率が10%への引き上げ時の自動車取得税廃止と代がえ財源等として車体課税の不均衡是正というような中身であるようであります。2点目であります、課税是正のため小型自動車と4倍の格差がある軽自動車税の見直しであります。3点目であります、二輪車等の徴収コストから適正化を図ることを目的といたしております。4点目につきましては、議員のほうからもご質問いただきました。グリーン化を進める観点から、軽自動車税も課税することが検討され、平成26年度税制改正の中で税率の見直しが行われたものであります。

次に、平成26年度地方税法改正に伴う固定資産税、都市計画税の減免の見直しの内容についてご質問いただきました。本市では、東日本大震災による津波被災区域を対象とする固定資産税、都市計画税の課税免除を実施いたしてまいりました。内容については先ほど担当部長から図面等をあわせてご説明をさせていただいたところであります。26年度も引き続き地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、課税免除がさらに1年間延長されましたことから、条例減免を含め今年度も実施をするということで提案をさせていただいたところであります。平成23年度から継続して実施をしているのは県内でわずか塩竈市のみとなっているようであります。この課税免除や条例減免の措置により、平成23年度から25年度までの3カ年間で21億2739万1000円の軽減をいたしてまいりました。また、減免による減収分については震災復興特別交付金で全額措置がされているところあります。本市といたしましては引き続き被災者の方々の復興の一助となられますよう努力をいたしてまいりたいと考えているところあります。

次に、一般会計補正予算8億5053万6000円の特徴点についてご質問いただきました。

今回の補正予算であります、平成26年3月7日に交付決定を受けました第8回復興交付金事業の予算といたしまして8億300万円、また災害関連事業といたしまして1892万円を計上いたしております。復興交付金事業及び災害関連事業の予算は、今回の補正総額8億2192万円、一般会計補正予算総額に対しまして96.6%、ほとんどがこういった内容ということを申し上げさせていただきます。その他平成26年度当初予算におきまして政策予算をお認めいただいたところあります、その後の国及び県の制度が確定したことによりまして、今回、各種政策事業予算を追加計上させていただいたところあります。

以上のとおり、本市の復旧復興の推進を目的とした予算が全体を大きく占めているところではあります、第5次長期総合計画の実現に向けた各種施策の予算化も含めまして、市民の皆様方に復興実感の年となるよう努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、錦町東地区災害公営住宅整備事業について何点かご質問いただきました。まず、事業

の概要についてであります。第8回復興交付金の申請で事業採択された錦町東地区について、今年度は調査設計と用地取得及び造成工事を実施し、全体といたしましては平成27年度中に50戸の集合住宅を整備する目標であります。工事のスケジュールについてであります。9月議会に用地取得を含め、測量及び実施設計がまとまり次第、議会に対して用地取得の提案をさせていただきたいと考えております。あわせて造成工事の着手ということについても予定をいたしております。また、住宅建設工事につきましては、年度内にUR都市機構への要請を行い、27年度中の完成を目指し進めてまいります。地元の皆様方への周知はということについてのご質問でありました。住宅の基本設計がまだまとまっておりません。まとまった段階であらかじめ説明をさせていただき、ご協力をお願いいたしますとともに、実施設計や着工の機を捉えながら周知し、事業について十分ご理解をいただけるような努力をいたしてまいりたいと思っております。

次に、清水沢地区災害公営住宅整備に係るご質問でありました。先月開催した地元の皆様への説明会についてはというご質問でありました。地元の5つの町内会に対しまして災害公営住宅の充当や駐車場など施設の配置計画について、とりあえずはご説明をさせていただきました。地元の皆様方からは、施工中の安全対策、通学路でもある周辺道路の整備、工事スケジュールなどについてご意見をいただきました。施工中の安全対策につきましては工事の中で十二分に配慮し進めてまいります。また、住宅建設工事で対応可能な周辺環境整備につきましては、詳細設計に反映をさせていきたいと考えております。今後のスケジュールについてご質問いただきました。秋口までに基盤整備工事に着手し、年度内に完了させる予定であります。その後、一部の住宅建設に着手し、平成27年度末の完成を目指してまいりたいと考えております。工事着手後の住民説明というご要望でありました。随時そういったことも配慮をしてまいります。また、地盤対策についてのご質問でありました。かつて田んぼ、谷地であったのでというご質問でありましたが、ボーリング調査を一部実施し、今後も実施をしながら安定した基盤にくい等で基礎を補強しながら本体工事を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 錦町についても、実は錦町に住んでいる方の前段ご意見がありまして、住民説明が十分されていなかったという意見が出されたんです。ただ、こっちのほうの今工事しているほうの関係だと思えます。やはり手落ちがないように、これはひとつくれぐれも、特

に工事関係は、例えばあそこの県税事務所から上がっていく道路も細いですし、そういった面できちんと理解をもらえるように、しっかりとした説明はやっていただいて、特に今工事している錦町側と、それから東地区と言われる2つのそういった地域で新たに災害公営住宅ができますので、よろしくお願いをしたい。交通量もやはりふえていくのかなという予想もされますので、そういったことも含めましてぜひ住民の方々の意向やご意見を十分に酌んでいただいて、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、既にURさんが着工している部分についてであります。地元説明会は開催させていただいております。それで工事用道路としてどういった部分を使うか、どんな車両が日にどれぐらい入るかというようなことについても説明をさせていただきました。全ての方が出席されてはおられないと思いますが、そういったことについてはやっておりますことをご理解いただければと思います。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君）（登壇） 市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願いをいたします。

議案第48号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、避難道路整備事業並びに追加指定避難所など防災備品事業について総括質疑を行います。

まず、避難道路整備事業については、私は高く評価をいたします。しかし、今回の整備は市内避難道路17路線のうち5路線について整備を行うものであるが、なぜこの5路線なのか。この5路線を選定するに当たっての基本的な考え方についてお聞きしたいと思います。

次に、追加指定避難所など防災備品整備事業については、東日本大震災では指定避難所14カ所では足りなかったことから20カ所に拡大したことは理解できますが、追加された一森山道場は第一中学校に近い位置にあり、今回の備蓄品整備事業の対象箇所にもなっている。これはどういった考え方でそうなっているのかをお聞きいたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から、議案第48号について2点のご質問をいただきました。

初めに、避難道路の整備についてのご質問でありました。今回の東日本大震災の反省を契機に、本市におきましては地域防災計画の全面的な見直しを行ってまいりました。特に自動車避難による混雑や渋滞などによりまして、安全にスムーズな避難ができなかったということについては我々として大きな反省材料でありました。こういったことを解消するために、この地域防災計画策定の審議会の中でも、本市のほうから避難道路として17路線をご説明申し上げました。さまざまなご審議をいただきましたが、基本的にはそういった道路整備が必要ではないかというようなお話でありました。避難道路の基本的な考え方ではありますが、1つは自動車と歩行者が指定避難所へ向かう歩道と車道が分離された避難道路であります。2つ目は指定避難所へ向かう歩行者専用の避難路。3つ目ではありますが、自家用車を避難させる避難道路の3種類の避難ルートを示し、今回、17路線を決定させていただきました。

実は、先ほど申し上げましたように、ようやく26年3月にまとまりました。この17路線を今後具体的にどのような計画で、どのような幅員で、どういった延長ということについては今後の作業ということになります。しかしながら、先日、総合防災訓練も実施をさせていただいておりますが、いつまた大きな災害が発生するかということは大変大きな課題でありますので、今年度はそういった中で浸水区域の中で特に今不足をいたしております、例えば転落防止のための柵でありますとか階段でありますとか、防護柵といったものをできますものを拾い上げてまいりましたのが今回要望させていただく箇所であります。もちろん5カ所だけではなく、今後さまざまな区域でこういったことが必要になるものと思っております。私どもといたしましても早急に全体の事業計画を策定し、どれぐらいの費用がかかり、いつごろまでというようなことについて改めて明示をさせていただきたいと考えております。

次に、指定避難所についてのご質問でありました。

今まで14カ所の指定避難所を指定させていただいてまいりました。今回、発災当時8,700名でありました。ほとんどの方々がもう立ったままとか、大変厳しい環境をお願いいたしたところでもあります。現在の14カ所の適正という用語がありますが、そういった安全に避難いただける人数としては、実は三千数百名というものが我々の地域防災計画でありました。その内容を3倍近く超えるような人数の方々が逃げ込まれた。そういった方々をいかに安全に誘導していくかということが今回の大きな課題でありました。さまざまな施設を拾い上げて、こういったところを指定避難所にできないかということで、いろいろな視点から審議会の中でご議論いただきました。ただ、さまざまな諸条件がございまして、結果的に今回は6カ所の指定避

難所しか市内には指定できなかつたというのが現実でありました。その中の一つが今、鎌田議員からご質問いただきました武道館、剣道場であります。確かに一中と近いということは我々も重々認識をいたしておりますが、鹽竈神社のほうに多くの方々が避難されたということも一方では残っておりますので、そういった方々もあわせて誘導していくということで、今回については6カ所を追加させていただいたところでございます。なお、今後とも市内でそういった指定避難所がさらに追加できないかどうかということについては、今後も検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） 大方、理解はできました。それで、私が思うのは一森山道場が先ほど言ったように一中に近いことと、先ほどの回答で神社に避難された方ということがありましたが、そうなれば神社に何とか行けなかつたのかなと、そういう思いがちょっとあったものですから、その辺だけちょっと1点だけ確認して終わりたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご案内のとおり、大震災の際は塩釜警察署も大きな被害を受けております。今、塩釜警察署では、もし同様の津波が来た場合に、地域住民の方々にさまざまな安心・安全を提供するためには、塩釜警察署の機能を他所に移してということを検討されておられて、塩釜では神社のほうに塩釜警察署の機能を移転して、そこで災害対策に当たるということで既に協定を結んでおられます。そういったことがございまして、そこに本市が割り込むということはなかなかできなかつたということで、敷地内にごございます剣道場をということでございますことをご理解いただければと思います。

○議長（佐藤英治君） 5番志賀勝利議員。

○5番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀勝利でございます。総括質疑をさせていただきます。平成26年6月定例会上程の補正予算に対しての総括質疑を行います。

総額8億8000万円の補正予算が提示されておられて、その約半分は災害公営住宅関連の予算が占めております。一日でも早い完成を目指し、当局には一段のご努力をお願いしたいと思います。

私は今回その中で質問させていただきたいのは、塩竈市杉村惇美術館に関してでございます。昨年この話が当局から提案された直後、私は杉村 惇氏のご子息と話をすることがあり、運営

の仕方について非常に心配されておりました。せっかくなつく美術館、閑古鳥が鳴いてはいけない、まちのにぎわいに少しでも貢献できるような運営をするためには、杉村 惇の絵に興味がある地元の方々を中心とした運営委員会を設置したいとお話しされておりました。議案書を見ますと、美術館の運営は指定管理者のもとに行われるようになっております。この指定管理者制度は、以前、私が杉村 惇氏のご子息から聞いていた美術館運営のあり方と非常に乖離した方法であるように感じ、先日、電話で確認をいたしましたところ、本人の思いとは別な方向に向かっていることをご子息は危惧しておりました。運営費の予算に関しましても全然聞かされていない、年間2300万円かかるんだよというようなお話をしましたら、そんなにかけるのと驚いておりました。私は美術館設置そのものに異を唱えるつもりはありませんが、美術館の名称にしても、指定管理者制度という運営方法についても、将来とも杉村家の皆さんに負担にならないよう、もう一度先方の考え方に耳を傾けていただければと思います。役所の都合だけを押しつけることのないよう、十分話し合う余地があるかと思っておりますので、この点について当局のご見解をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志賀議員から、塩竈市杉村惇美術館について2点にわたってご質問いただきました。

初めに、杉村 惇先生のご家族の方とは私も昨年、計上しました予算をお認めいただいた後に早速お会いをいたしまして、こういったことを進めさせていただきたい、ついでにはぜひご理解をお願いしたいというようなことで意見交換をさせていただきました。まず、管理運営のことについてご説明をさせていただければと思っております。先ほど担当からもご報告をさせていただいておりますが、この事業は国の補正予算でありました。24年度の補正予算でありました予算を活用して全額国費ということで、たしか東北では塩竈市が唯一のものであったかと思っております。地方都市リノベーション事業と呼ぶものでありました。これらについては博物館法に基づく美術館ということが前提となっております。博物館法に基づく美術館ということについては、館長と専門の学芸員を配置しなければならないというような中身でありました。そういったことを考えましたとき、先ほど担当のほうからご説明をさせていただきましたとおり、より絵画芸術に理解があり、なおかつ杉村 惇先生の作品等についてしっかりとした説明ができる方というようなことを考えまして、このような指定管理者という方法を選択させていただいたところでありました。なお、このことにつきましてもたびたび杉村 惇画伯のご子息には足を運

んでいただきまして、いろいろご意見をいただいております。今、議員がご質問いただきましたとおり、杉村 惇先生ゆかりの方々の絵画展なんかもぜひやりたいと。それらについてはもちろん今の指定管理者の中で、先ほど申し上げましたとおり企画展などを今後数多く開催していく予定でありますので、十分ご家族のご意志はそんなくできるものというふうに考えているところであります。

また、もっとご本人に情報を出すべきではなかったかというご質問でありました。ご案内のとおり、今回初めて指定管理者並びにその予算等について議会にご提案をさせていただいているわけでありまして、まだ議会のご了解をいただかないものを我々が外部に出すということはゆうちょがございまして、議会の議決をいただきました後、ご家族の方々ともそういった部分についても意見を交換させていただきたいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） ご回答ありがとうございました。

まず成功することが一番の目的であって、そこに対してやはりまちづくり、市街化中心地を中心とした流入人口も含めて活性化というような目的もあるわけで、聞きますと1年間の運営方法について何も相談がなかったという本人からの話なんです。だからとにかく本人からそういう声が出ないようなやっぱり対策をちゃんとやっていただければなというふうにも思いますし、それと商店街というか中心地活性化にもつながるんだといいながら、当然、まちの方々のそういった杉村惇美術館の位置づけであるとかなんとかということの意見の交換というか、そういうこともなかったようですし、やっぱり突然決まって、まちの人たちの声もなく、外部の指定管理者が指名されてそこに乗り込んできてやったところで、本当に血の通ったような運営ができるのかなという心配をしているわけです。ですから指定管理者制度は先ほども市長のお説のある中、学芸員がいないと美術館法でできないんだというお話もありましたけれども、ならばそれでまた別にそういった地元の人たちが入って、イベントとかいろんな計画が立てられるような団体も委員会ももう一つつけ加えて考えていただければ、またご本人の希望に近づいていくのかなとも思いますので、その辺のところをひとつ改めて検討していただいて、ぜひこの杉村美術館がやっぱり塩竈のまちの活性化に結びつけるような位置づけを目指していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどの担当部長から事業計画の中でご報告をさせていただきましたとおり、杉村 惇先生からご寄贈いただいた絵画は、これは常設してまいります。そのほかにさまざまな企画展というものを考えております。特に塩竈市内には杉村 惇先生ゆかりのお弟子さんたちが数多くまだおられますので、そういった方々を中心に杉村 惇先生のゆかりの企画展をぜひやらせていただこうというようなことについても、担当のほうで相談をしてきたと思っておりますが、必ずそういったものを、また企画展あるいは特別展というような形で開催し、町なかの回遊の促進にもつなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） そういうお話のとおりだと思いますが、やはり指定管理者以外に運営委員というか、地元の人たちを中心としたそういった企画に参加できるような仕組みをつくるということに関してのお考えは、市長いかがでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今申し上げましたとおり、当然そういった方々の活動も受け入れるという前提で指定管理者というような形で提案をさせていただいているつもりでございますので、なお担当には志賀議員のほうからこういうご質問をいただいたということについては担当の部長もおりますので、十分理解していると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。本日はこれで会議を閉じ、明14日から19日までを常任委員会開催のため休会とし、20日定刻再開したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明14日から19日までを常任委員会開催のため休会とし、20日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後6時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年6月13日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会副議長 曾我ミヨ

塩竈市議会議員 小野幸男

塩竈市議会議員 嶺岸淳一

平成26年 6 月 20日（金曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 2 日目）

議事日程 第2号

平成26年6月20日（金曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員（16名）

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員（1名）

15番 高橋卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
健康福祉部長	桜井史裕君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長	荒井敏明君
水道部長	佐藤信彦君	市立病院事務部長	伊藤喜昭君
市民総務部理事 兼政策調整監	福田文弘君	市民総務部次長 兼総務課長	高橋敏也君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷 古 正 夫 君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐 藤 修 一 君
建設部次長 兼土木課長	赤 間 忠 良 君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐 藤 達 也 君
水道部次長 兼工務課長	大 友 伸 一 君	市立病院事務部次長 兼業務課長兼経営改革室長	鈴 木 康 則 君
市民総務部 危機管理監	鈴 木 正 信 君	会計管理者 兼会計課長	星 清 輝 君
市民総務部 政策課長	川 村 淳 君	市民総務部 財政課長	阿 部 徳 和 君
市民総務部 税務課長	小 林 正 人 君	市民総務部 市民安全課長	伊 藤 英 史 君
健康福祉部 保険年金課長	並 木 新 司 君	産業環境部 水産振興課長	佐 藤 俊 幸 君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武 田 光 由 君	教育委員会教育長	高 橋 睦 麿 君
教育委員会 教育部長	菅 原 靖 彦 君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会 澤 ゆりみ 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡 辺 常 幸 君	教育委員会 学校教育課長	高 橋 義 孝 君
監査委員	高 橋 洋 一 君	監査事務局長	佐 藤 勝 美 君

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼庶務係長	安 藤 英 治 君	事務局次長 兼庶務係長	佐 藤 志 津 子 君
議事調査係長	鈴 木 忠 一 君		

午後1時 開議

○議長（佐藤英治君） 皆様、こんにちは。

ただいまから6月定例会2日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、15番高橋卓也議員の1名です。

本日の議事日程は、日程第2号記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、4番田中徳寿議員、5番志賀勝利議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（佐藤英治君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全で一問一答方式にて行います。

10番菊地 進議員。

○10番（菊地 進君）（登壇） 平成26年6月定例会で一般質問の機会を与えていただきました同僚議員、先輩議員に心より感謝を申し上げます。

質問の前に一言、今、国会では集団的自衛権の取り扱いを政府与党が協議しておりますが、地方の声、国民世論がありません。そして、今、政府与党が進めているわけですが、もっと国民に開かれた話し合いが必要でないかなと思ってます。「どうなる、平和日本」と気になることでもあります。また、けさ、第20回ワールドカップ・ブラジル大会でギリシャ戦も引き分けに終わりましたが、一縷の望みを持ち決勝戦に進めるか期待するところでもあります。私たちの塩竈の復興も希望を持って推進できるよう行動してまいる所存でございますので、よろしく願いいたします。

それでは質問のほうに進めていきたいと思えます。

政治姿勢について質問いたします。

東日本大震災より3年3カ月がたちました。私は、決してあの3月11日午後2時46分を忘れることができません。復興が目に見えるようになっていますが、住民にとってふだんの生活に不安を持っていると叫び声が聞こえております。この住みなれた塩竈で自分の生活をどう

守るかがこれからの課題です。将来を見据えたとき、安心して未来の塩竈にどう立ち向かっていくかというキーワードを探りながら質問してまいりたいと存じます。

まず、第五次長期総合計画の進捗ということでお伺いいたします。

その中で、計画行政として計画どおりに事業が推進しているのか。26、27、28年度の実施計画書を見ますと事業が予定されているが、予算が記入されていないとかありますが、長期総合計画での事業であれば、ある程度の予算計上も必要かなと感じます。市長のお考えを説明願います。

市長の未来に向けた事業の考え方、計画行政の推進についてのお考えをお伺いいたします。

公の事業が個々人の住民の幸福感につながっているのか。例えば市民の声として、魚市場が整備されても私たちはどういうふうな実感として心の支えとかなるんですかというふうに率直に聞かれますと、私は基幹産業の発展でないですかというふうにしか言えないんですが、将来的な展望、心配している住民、市民が多いですので、市長の公の施設整備関係の住民の気持ちをどう感じているのかお答え願いたいと存じます。

次に、人口問題について。

6月20日現在の人口、すいません、6月20日って、きょう見てきても統計上は5月30日末の塩竈の人口は5万6122人、選挙人登録が4万九千四、五百人とすると7,000人が未成年者でございます。また、浦戸の人口は425人です、外国人が337人。人口の構成を考えますとき、塩竈市の将来に危惧するのは私だけではないと思います。浦戸に関して言えば425人と登録されておりますが、実際は270人くらいですか。浦戸の振興はできることから早急にしなければ、限界集落になるのではないかと心配するものです。よって、寒風沢と宮戸島からの命の橋をかけるなり、限りない人口減少の歯どめをすべきでないかと思っておりますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

速いスピードで人口が減少しておりますが、市長は人口減少についての認識と対応、対策をどうなさるおつもりなのかお知らせ願いたいと思います。ゼロ歳から19歳までの人口と高齢社会のあり方、特に浦戸地区の高齢化率と人口減少の歯どめをどのようになさるお考えなのか改めてお伺いいたします。

東京大学大学院客員教授の増田寛也氏の緊急特集「消滅する市町村」896市町村に塩竈市も記載されております。「懐死する地方都市、私たちにとって不都合な真実、人口減少には楽観論も悲観論もあり得ない。衝撃のリストを直視せよ」と提言されておりますが、我が塩竈

市の未来像はどうなるのかお知らせください。

次に、まちの活性化についてお伺いしてまいります。

海辺の賑わい地区のまちづくりが完成しましたが、次のまちづくりはどこですか。昔からある商店街は活気、元気がないように私は感じておりますが、市長は現在の塩竈市の活気、元気のある商店街はどこだと認識しておられるのかお伺いいたします。

次に、福祉について。

子供もお年寄りも障害のある人も障害がない人も、一人の人間として安心して暮らせる福祉社会の充実のために、高齢者対策について、高齢化率が29%を超えております。浦戸地区は60%を超えている高齢化社会ですが、高齢者が安心して生活できる居場所づくりが必要と思っておりますが、健康寿命で暮らせるために高齢者に対し特別な施策があるのかお伺いいたします。

重度障害者施設整備についてお伺いしてまいります。

住みなれた地域で生まれ育った家庭で生活できることは一番幸せなことと思っております。しかしながら、核家族制度がふだんの生活になってきている今日、重度障害者の家庭では親が高齢化になり、また片親となり、障害者の子供さんを抱えて大変な思いで生活なされておられます。ある親御さんは、子供よりも1分でも1秒でも長生きして、我が子を見守りたいと懇願されております。塩竈市として、重度障害者施設整備についてどのようなお考えなのか、計画行政のもと、どう推進されるお考えなのか市長の答弁を求めます。

最後になりますが、財政運営について。

基金の基本的な考え方、決算時における余りにも多い金額の不用額の件、数年前、当局方針で繰出金の抑制とありましたが、徐々に増加してきている他会計への繰出金の件、財政の硬直化が危険エリアの経常収支比率の考え方について、繰越明許費は次年度予算との区別がどこでつくのか、債務負担行為は額が多くなると新規事業と財政を圧迫するのではないかと心配するものでございます。行財政絡みでは39億円の収入不足が懸念されておりますが、人口減少の影響で塩竈市の財政は大変厳しくなると考えております。そんな意味で、塩竈市が市民のためにこれから何をすべきか、何をするか、そういった基本的な考え、長期総合計画との兼ね合いを含めまして、市長よりご答弁を賜りたいと思っております。

これで第1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菊地議員から3点にわたるご質問をいただきました。

初めに、政治姿勢についてという中で、第五次長期総合計画の進捗状況についてのご質問で
ありました。

1点目の計画行政についてであります。人口減少社会の到来は本市にとりまして最重要な
課題でございます。また、このことを広く市民の皆様方にも認識していただくことが極めて
重要であると判断いたしております。このような観点から平成23年4月に策定をいたしました
第五次塩竈市長期総合計画におきましては、本市の人口減少の現状を厳しく見据え、長期
総合計画では初めて将来人口を減少させる計画とさせていただきました。この計画で定めた
平成32年度の目標人口5万5000を達成するために、3つの重点戦略「定住・連携・交流」を
位置づけ、基本構想、基本計画に基づく実施計画を毎年度策定し、財政計画との整合を図り
ながら事業を実施させていただいているところであります。

平成26年度におきましては、この実施計画として220事業、総額で約37億4700万円を当初予
算に計上し、特に定住促進に結びつけるため、安心して暮らせるまちづくりの分野で例えば
妊婦健診事業を初めとする60事業、事業費で約23億1000万円、全体の6割以上を定住関連事
業に重点化を図ったところであります。

議員から評価についてのご質問をいただきました。市民の方々がこういった計画をどのよう
に受けとめているのかというご質問であったかと思えます。

長期総合計画の進捗状況、成果に対する評価として、長期総合計画の策定に携わっていただ
いた学識経験者あるいは多くの市民の方々に長期総合計画の進捗報告会を実施させていただ
いております。25年度におきましては、主要な15事業につきまして、提案、報告をさせてい
ただき、5ポイント満点の評価で平均4.06ポイントをいただきました。前年度比で0.12ポイ
ント向上する評価をいただいたところではありますが、なお長期総合計画全体がバランスのと
れた進捗となりますよう、なお留意をしてみたいと考えております。

また、この長期総合計画の基本をなす人口問題についてご質問をいただきました。

先日、日本創成会議において公表されました本市の総人口推計では、2010年の5万6490人
に対して2040年では3万3990人とされ、消滅可能性都市に区分されましたことを厳しく受け
とめているところであります。第五次長期総合計画の策定時に国立社会保障・人口問題研究
所の平成32年度の将来推計人口5万1200人と予測をいたしておりましたが、本市では定住促
進対策に重点的な取り組みを行うことによりまして、計画の最終年度であります平成32年度
の将来人口を5万5000人とする目標を設定したところであります。

昨今の人口動態の現状を申し上げさせていただきますと、平成25年末の住民基本台帳人口で5万6322人、長期総合計画の25年末の想定人口5万6059人に対しましてプラス263人の状況であります。想定された人口減の抑制に一定の効果が出てきているのではないかと思料いたしているところであります。内訳であります。自然増減につきましては依然として残念ながら減少が続いておりますが、一方で転入・転出の社会増減におきましては、22年は339人、23年は210人、24年で291人と減少いたしておりました状況が平成25年時では17人の増加、さらに26年の5月期におきましては32人増加といったような状況になっております。この社会増の傾向が短期的な状況かどうかをしっかりと見きわめつつ、自然増減の減少抑制や出生率の増加に結びつく待機児童ゼロ推進事業や地域少子化対策強化交付事業、妊婦健診事業などの子育て支援施策を総合的に展開していくことが重要であると考えております。

この定住人口を確保するために、本市では平成25年に定住人口戦略プランを策定し、活気あふれる港町、海に見える丘のまち、歴史と文化が薫る門前町の3つの協働プロジェクトを位置づけ、オンリーワンの魅力を持つまちづくりに取り組みを始めているところであります。この計画を受けまして、平成26年度当初予算におきましては定住促進枠という新たな予算枠を創設いたしました。少子高齢化の進展への対応や将来に向けた都市基盤の整備など、定住を促進する魅力あるまちづくり事業として、例えば子ども医療費助成事業の拡大あるいは景観計画や都市マスタープラン策定事業費など枠総額で1億3468万8000円を予算化したところであります。今後も定住促進に向けたさまざまな施策に充当し、人口減少に歯どめがかけられますよう、なお努力をいたしてまいりたいと思っております。

なお、議員のほうから浦戸地区の人口減少ということをどのように受けとめているかというご質問でありました。

私も大変深刻な状況であるという理解をいたしております。まずは基幹産業であります浅海漁業、養殖漁業の再開と住環境の整備といったようなところに最大限の力を注いでいくべきと考えているところであります。

また、定住促進につながるまちの活性化の取り組みについてご質問いただきました。

第五次長期総合計画では、子育て支援事業などとあわせまして、「海、港と歴史を生かすまちづくり」を重点プロジェクトとして位置づけ、まちのにぎわいを創出する商店活性化促進事業にも継続して取り組むことといたしております。例えば、2割増し商品券事業により商業振興、消費の拡大を支援いたしますとともに、デスティネーションキャンペーン等の効果

で平成25年観光客入り込み数が約220万人、前年比で15%増加をいたしておりますので、このような取り組みをさらに深め、交流人口の拡大ということに結びつけてまいりたいと思っております。また、アンケート調査結果で転出の理由で13%を占めました「他市町村での就職」ということを重く受けとめ、地元での雇用の場確保に結びつく産業振興施策である水産加工業活性化支援事業や企業誘致活動事業等に継続して取り組んでまいります。さらなる定住促進に向けたさまざまな取り組みが持続できますよう長期総合計画の各施策や事業と重層的展開を図り、確実に進捗させてまいりますことが、住み続けていただく、そして住んでみたいと思っただけのための基礎となるものと確信をいたしております。今後とも市民の皆様方に塩竈に住んでよかったと思っただけですよう、満足度の高いまちづくりになお一層努力をいたしてまいります。

次に、福祉について、特に高齢者対策についてのご質問でありました。

長期総合計画におきまして、本市の平成26年の高齢化率であります、65歳以上の高齢者数を1万6740人、高齢化率は30.0%と推計をいたしておりましたが、本年3月末現在の65歳以上の高齢者数であります1万6577人で、前年度と比較して462人増加の状況であります。高齢化率は29.49%であり、依然として高い率になっておりますが、推計値を若干下回る状況に安座することなく、依然として高齢化社会に確実に向かう本市の状況をどのような施策体系で打開をしていくかということに努力をいたしてまいりたいと思っております。

また、特に高齢化率の高い浦戸地区の高齢者対策についてご質問いただきました。

現在60%以上となっております浦戸地区につきましては、介護予防への取り組みが重要な課題ではないかと考えております。これまで介護予防を目的に浦戸地区3カ所で毎月1回のペースで「浦戸いきいきふれあいサロン元気塾」を開催し、軽体操や昼食を楽しんでいただいております。このほか、市の地域包括支援センター及び伊保石地区仮設住宅にあるふれあいサポートセンターからも毎月それぞれ1回、家庭訪問を行いながら、高齢者を初め地域の皆様の健康相談や保健指導を行っているところであります。高齢化率が市内で最も高い浦戸地区につきましては、これまで以上に介護予防事業に努めながら、地域包括支援センター的な機能を有する窓口の開設を含め、本土と浦戸の格差是正といったようなところに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、重度障害者施設整備についてご質問いただきました。

重度の障害者を在宅で介護されているご家庭の方、特に高齢の介護の方にとって身体的な

ご負担、また将来に対する不安など精神的なご負担は非常に大きなものと認識をいたしております。

ご質問の重度障害入所施設は、日常生活全般において常時介護を必要とする方がご利用いただく施設であります。重度の方の施設入所サービスといたしましては、重度心身障害者の方々に対する療養介護あるいは重度の身体障害、知的障害などの施設入所サービスがあり、現在、市内の杏友園を初め県内外28施設に68名の市民の方々に入所いただいております。また、これらの施設に申し込みをされ、待機しておられる市民の方々は現在13名でございます。このうち在宅の方が11名、他の施設利用中の方が2名となっており、入所施設の必要性は十二分に認識をいたしているところであります。

この重度障害者入所施設の整備につきましては、平成24年度から26年度の3カ年間の第3期宮城県障害者福祉計画において、本市を含む仙台地域の障害保健福祉圏内で計画期間中の施設整備が目標として位置づけられております。現在、障害者の皆様へのサービス提供を市単独ではなく二市三町の広域的観点からサービス提供体制を検討する土壌ができつつある宮城東部地域自立支援協議会で行っており、圏域内障害者の状況、サービスの利用状況及び障害福祉サービスを提供する事業者の事業展開等の情報を共有させていただきながら施設整備について連携して取り組むことを確認いたしております。施設設備に係る国や県からの支援策といたしましては、自治体が行う施設整備は補助対象外となっておりますが、社会福祉法人等の障害福祉関連事業者が整備する場合には補助基本額の4分の3の補助制度が設けられております。このような制度を活用しながら、先ほど申し上げました方々がいつときも早く安心した生活ができますような環境の醸成に努力をいたしてまいります。

次に、財政運営についてのご質問でありました。

今後の財政運営を進めるに当たりましてのまず留意点についてであります。本市の財政状況につきましては長引く不況や国の三位一体改革などの影響を受けまして大変厳しい状況が続いておりましたが、行財政改革推進計画や定員適正化計画などの各種施策を推し進め、本市の財政健全化を目標としてさまざまな努力を重ねてまいりました。おかげさまをもちまして、徐々にではございますが本市の財政状況は好転の方向に向かいつつあるものと認識をいたしております。

具体的に申し上げますと、国の指標でございます健全化判断比率から見ますと実質赤字比率及び連結実質赤字比率は平成20年度から黒字が継続し、実質公債費比率は平成18年度には

15.5%でありましたが、平成20年度決算におきまして2.6ポイント減の12.9%となり、また将来負担比率につきましては平成20年度118.6%から70.7ポイント減の47.9%まで改善をいたしております。また、昨日、新聞報道されている東北財務局が健全化判断指標として資金の貸し手側として作成をいたしております財務指標によりますと、本市の財政状況は近年の決算の好転や、それに伴います基金の増、地方債残高の減などの影響によりまして、過去5年間の低水準から良好な状況へと推移しつつあるということが示されました。このことから、これまでの努力が徐々にではありますが一定程度実を結びつつあるのではないかと考えているところであります。

一方、今後の財政運営に当たりましては大きな課題があります。現在の本市の財政状況は、いわゆる自主財源であります市税等の減収に対しまして、いわゆる依存財源であります地方交付税や国庫支出金、地方債などの比重が大きく、震災後にはさらに顕著になってきつつありますことから、先行きが極めて不透明な状況にあると考えております。また、昨年11月に公表いたしました財政見通しでもご報告をいたしましたとおり、歳入の根幹であります市税につきましては震災直後から比べますと回復傾向にはございますが、人口の減少と相まって今後も減少傾向が予想されているところであります。あわせて、本市の復旧復興の進捗に伴い、災害公営住宅の整備や各種事業の財源であります地方債の発行が今後増大する見込みもございますことから、返済のための公債費の増嵩が大きな課題と考えております。

これらの課題への対応といたしましては、市税収入の確保や市有財産の有効活用、広告料収入などによる増収を図る一方で、経常経費等のさらなる削減や施設の管理運営費の見直しなど、歳入確保と同時に歳出抑制を今後も進めていく必要があるものと判断をいたしております。

なお、平成27年度で復興計画期間の前期5カ年が終了いたしますが、国の復興支援制度及び復興予算がその後も適切に対応されるのか現時点においては不透明な状況でありますことから、この制度の継続やさらなる増額を今後も県や関係機関を通じて国に強く要望いたしてまいりたいと思っております。

なお、基金、不用額、他会計への繰出金というようなご質問もいただきましたが、担当課長からご説明をいたさせます。私からは以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 阿部財政課長。

○市民総務部財政課長（阿部徳和君） それでは、基金の考え方についてご説明を申し上げます。

平成25年度の決算議会のほうで詳しくは報告させていただきますけれども、本市でっておりますさまざまな特定目的基金のうち今年度基金が増額できなかった基金といたしまして2つほどございます。それは何かというと、ふるさとしおがま復興基金、それから東日本大震災復興交付金基金。ですから、復興の事業に資するための基金としては、これは将来的にはゼロになっていくのが望ましい基金でございますので、この2つについては基金として減っております。しかし、ほかの基金につきましては、若干ながら平成25年度末においては増額の決算となるような見込みで考えておるところでございます。

それから、他会計への繰り出しのことでございます。他会計への繰り出しといたしまして、例えば下水道事業なんかでは多額の繰り出しになっておりますが、これは国の補助事業として下水道事業が実施されますときは下水道特別会計のほうに直接国の支出金として計上されるものでございますが、国との協議でこれは単独事業でやりなさいと、そのかわり財源については震災復興特別交付税で見ますよといったときは、これは一般会計で受けまして、一般会計からの繰り出しになるというふうな制度的な繰り出しというのがこの間出てきておりますので、他会計への繰り出しというのはルール外のものについては非常に少なくなっているものでございます。

それから、不用額がたくさんあるんじゃないのかというふうなことのご質問でございますけれども、不用額につきましては、例えば国の補助事業で実施いたしますもの、これは入札差額などが出ましたものは国にお返ししなければいけない金額というふうになっております。非常に財源が不用額として余ったものが塩竈市の裁量で自由に使える金額がそれほど多くございません。また、自由に使えるというか、不用額が出まして市の裁量で使えるものに関しましては、財政課のほうで取りまとめて市民の行政サービスにつながるような事業への再配分ということで議会のほうにもご提案申し上げながら効果的に使ってきております。そういったことをご理解いただければと思います。以上です。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） どうもありがとうございました。

一問一答なんで、ちょっと聞いていきたいと思えます。

まず、計画行政、ちょっとわからないんですが、端的に言うと、越の浦春日線の事業が集会所の手前の交差点のところまで計画がなされているように思います。その先がいわゆる青葉ヶ丘の団地を通過して国道45号に通じるような、その先がちょっと見えない。どういう計画に

なっていくのかなと。先日、全員協議会で視察に参りましたとき、ちょっと通りがかりに、あの辺は住所で言うと石田になるのか存じませんが、あの辺にアパート建ってるんで、そういうの大丈夫のかなと心配する一人でございます。県のほうで推進しますよと言って、我々市民クラブのほうでも早期に実現をするために45号の新浜町から越の浦漁港までの4車線化を推進したりするような要望を出してるわけなんで、そういった意味で計画的に進めようとしても、アパートなんかああいうふうに2棟か3棟のかな、大きく道路を塞ぐようになってるように私は見受けられたんで、そういった意味でちょっと心配なんで、その辺の詳細がわかれば説明していただくと助かります。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今の計画的な行政というご質問でありましたが、議員のほうからお話しいただきましたように、この部分についてはまずは県事業として整備に取り組んでいただいておりますものでありますので、私どもの実施計画外であるということをご理解いただけたらと思います。

2点目の計画道路本線上にアパートが建っているということでもあります。このことについては、塩竈市に協議をされた際に、都市計画道路としてこういったものがございましてというご説明は建主の方にお話を担当のほうでしたそうであります。しかしながら、建主の方は一定期間であってもその土地の有効活用をさせていただきたいということで建てられているというふうにお伺いいたしました。現行の都市計画法の中ではそういったものが残念ながら排除できないという状況にありますので、担当のほうではそのようなことを申し添えた上でということで、将来、道路整備が入ってきた場合については地権者の方にはまた改めてご了解をいただくことになるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） ありがとうございます。

そういった意味で、塩竈市内で起こり得る事業、県事業なんですよというふうなお考えですが、それにしてもそういった意味で地権者の方がやるんだと言われれば仕方ないんだというけれども、そういうのが塩竈市全体としての推進というか、計画がおくれているのかなと心配したもんでお伺いしました。いろいろ先々と県のほうの事業も推進してはもらってたんですが、さらなる推進をして、避難道路として、そしていろんな観光、あとは魚市場の物流の起点となる私は道路でないかなというふうに認識してますので、今後県との交渉なりあると

きには推進方を要請していただきたいと思います。

次に、人口問題についてお願いしたいと思います。

25年は若干オーバーだったというふうなニュアンスで聞いたんですが、会議所ニュースなんかでも、いわゆる外国人の登録者数が337人いると。その方が、外国人の登録者が337人で、定住してる人ですよというのか、それとも、私は新浜町関係で水産加工にいわゆる研修生として来ている方が大半を占めてんじゃないかなというふうに思うんですが、そうすると塩竈市の人口は減ってんのかなと心配しますんで、その辺が悩みといいますか、ちょっと心配しているところです。

あともう一点、人口減少するとやはり国からの交付金が減少するはずで。1人当たり大体10万円ぐらいでないかなというふうに思ってますし、先ほど市長も答弁で人口減少すると市民住民税も減少しますというふうになってますが、人口をどんなことをしてでもふやすというふうな決意というか、何かないのかなというのが、私は重要な施策が一番大事でないかなと思うんですが、市長は妊婦健診が一番重要なんだよというのか、それともまずはふやすのには結婚適齢期の方の婚活が大事ですよと思っているのか、その辺の市長の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど前段で申し上げさせていただきましたが、やはり本市は人口減少というふうな傾向が当分続くのではないかと考えております。それは先ほどの増田さんの報告の中にもございましたが、生産年齢人口、特に子供を産み育てていただく女性の皆様方の人口が減っているということは、これは間違いのない事実でありますので、そういった傾向を是正していくというのは、例えば3年、5年という周期ではなかなか難しい。恐らく10年、20年という期間をかけてそういう人口構成を是正していくということが必要なのではないかなというふうに判断をいたしております。

したがいまして、そういった視点から10年後といいますか、32年の長期総合計画達成時の人口を5万5000とさせていただき、漸減傾向というのは受忍をしながらも、そういった中で次の芽を育てていくということが何よりも大切ではないのかなというふうに考えているところでもあります。そのために、一例を挙げればであります、例えば子供医療費の問題でありますとか、あるいは待機児童ゼロでありますとか妊婦健診でありますとか、そのようなさまざまな施策を複合的に展開させていただきまして、そういった中から地域全体の人口構造を変

えていくということを目指すものというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） 今、市長から次を目指すものとして一例を挙げられて答弁されましたが、子育て、妊婦健診云々よりも、まず先ほど私言いました、やはり婚活関係、結婚しない人が、結婚も卵が先かどっちかという、そういう話じゃなく、やはり結婚を推進して、婚活を推進するような事業が私はスタートでないかなと思うんですよ。それによって生まれてきたお子様がいろんなサービスを受けられるというのが筋じゃないかなと思うんですよ。サービスをよくしたって、結婚する出会い、そういうものがなければ、このまま896都市のように、増田さんから言われたように消滅のほうになるんでないかと。やはり強い決意をもって婚活を塩竈市はうんと目指すんだと、そして目標は年間、塩竈市として取り扱うというか、応援できるのが50組以上頑張るんだと、そういう職員さん一人一人が婚活の動きをしたって私はいいんでないかなと、そういう思いがあるんで、ぜひとも何かの機会というよりも早急にやはりそういう情報を収集して、私は結婚という人生最大の人間の歩みを塩竈市で進んでもらうようなお考えはないのか。やはり子育て支援だ、そういうのをするんだという思いのほうが強いのか、その辺確認させてください。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど来申し上げておりますとおり、決して子育てだけがということではなくて、さまざまな施策を重層的にというお話を繰り返し申し上げさせていただいているつもりでありますし、今ご質問いただきました、地域の若い方々がと言ったらよろしいんでしょうか、そういった方々がこのふるさとで結婚するという機会があるということについては我々も大変な喜びとするところであります。ただ、今現在、結婚適齢期という言葉が死語化しているというのも一方であるようであります。議員の皆様方にもご記憶にあるかと思いますが、たしか三、四年前でありました。100万円のそういった地域の独身の方々が交流していただけるようなイベントを開催するための費用を予算計上させていただき、その次の年もたしか50万円ぐらい計上させていただきましたが、残念ながらまとまった組数がゼロであったというようなことをご記憶されているかと思います。なかなか人と人を結びつけるということの難しさを今我々もひしひしと感じておりますが、ご提案の趣旨をどのような形で受けとめたらいいか、少しお時間をかしていただければと思います。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） 今、数年前の話、市長されました。その100万から予算が、お金のことを言って申しわけない、50万。しかし、残念ながら結果は残念な結果。でも、やはりそれを継続していくというのも一つじゃないかなと、それが行政としての私は思いやりであり、住民に対して希望を与えることになるんでないかなと思いますので、そしてあと、ある場所で呼びかけてするのもいいんですが、逆に、今仲人さんというのありませんけれども、そういったお世話してくださるような人、今もちろん結婚式に出ますと仲人さんおりません。でも紹介してくださる方はおられると思うんですよ。そういった方にも情報を提供していただきながら、こういうふうにして仲人というか、2人が結婚するようになりましたよという方に市長からの1枚の礼状なりを差し上げて、もっともっとやってくださいと。それが年間、三、四年で30組まとめた、したらやはり市政功労で表彰するとか、そういうふうなアイデアだって私はあるんでないかなと思いますので、ぜひ人口減少歯どめのためにあらゆる手段をとって、そして人口増について努力をしていただければなと思ってます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、重度障害者施設整備についてお話をしたいと思ひます。

今回、知的障害者福祉施設整備への財源措置を求める意見書が初日に全会一致で採択されております。意見書の中にありました宮城東部自立支援協議会という組織がありますが、それは先ほど市長も1回目の質問の中で答弁してくださったんですが、私は塩竈市として、市長としてどうするかという意思決定をされて、この宮城東部自立支援協議会の組織の中で市長の意思を継いで発言していけば、私はとんとんとんと施設整備のほうが進んでないかなと思ひます。塩竈市としてどうするのか、どうしたいのか、市長の率直なお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどご答弁を申し上げたつもりでございましたが、現在、待機しておられる市民の方々が13名であります。そのうち2名の方は他の施設を利用中、在宅の方が11名、当面こういった施設の緊急性が高い方がこの方々だと理解をいたしております。そういった方々が実は本市のみならず二市三町内におられるというふうな認識であります。したがって、障害者自立支援の審査についても消防事務組合の中で二市三町でという取り組みをいたしました。先ほどご紹介いただきました宮城東部自立支援協議会ということについても、実は塩竈市は今年度から入会したという形であります。

したがいまして、まずはそれぞれの責任者であります首長がそれぞれの地域の問題、課題というものを共有しながら、塩釜地区としてどうあるべきかということの議論をさせていただきたいと考えております。そういった中から、塩竈市ということよりは地域全体でこういう問題を受けとめ、場合によっては県なり国なりに地域全体としてこういうことをぜひお願いをしたいという形で問題提起をしていくことが一番実効性があるのではないかとというふうなことを考えて、先ほどそのような視点でご答弁を申し上げましたところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） 気持ちはわかるんだけど、私は市長さん自身がこうしたいんだ、こういうふうにしたんだという強い意思が、やはり責任ある首長さんの会だと思んですけども、塩竈市としてはこういうふうを考えてんだというふうな、その市長の気持ちを今聞いてらっしゃる議員さん及び市民の方に、私はこういうふうにしたいんだと、こういう気持ちで宮城東部地域自立支援協議会に臨んでますよと、そういうメッセージを出していただければ私は幸いに存じますんで、そういったメッセージを出していただきたいなど。最大の希望、要望をお願いして、市長の前向きな、障害者に対しての思いやりのある答弁をぜひともほしいなと思っておりますんで、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私もそういった方々とひとときを過ごさせていただくことがございます。なおかつご家庭のご家族の皆様方からは、やはり自分がいなくなったときにこのような自分の子供がどうなるのかということについては大変に不安を持っているというメッセージを数多くいただいております。したがいまして、首長として思いは一緒であります。ただ、それをどういった形にするかということについては、繰り返し申し上げますが、一市一町ということではなくて、地域全体がまとまった形でそのような方々の不安解消、目的はそこでありますよね、不安をいつときも早く解消させていただくような、そういった取り組みをいたしてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） 二市三町ですのもわかるんですが、でもリーダーシップをとって塩竈市がこうしたいというのをぜひ発信してもらえれば幸いに存じます。

あと、時間がなくなってきたんですが、財政について。

公的な大所的な比率はよくなってきているんだよと。けども、行政全体としてのそういう比率は好転して、塩竈はよくなってますと言われても、でも住民、市民が本当に満足してんのと、そういうのが。その財政の細かな基金のことも今回聞きました。あとやはり経常収支比率だってどうなっていくのと。私は常々機会があるたびに経常収支比率のことを聞いてます。ですから、本当に住民が、その比率が好転しているくらい住民が満足してますというんだったら私は何も言いませんけれども、やはり市民、住民が本当に塩竈に住んでてああよかったねと、それプラス塩竈の財政もよくなって、いいねというんだったらいいんですけれども、何か数字的なものは存じませんが、比率が上がった、どうだ、何だって説明されても、今の住民が本当に満足してる方が少ないんでないかなと心配してますんで、そういう意味で財政が本当に、不用額のこともいろんな説明受けましたけれども、本当に住民にとっての行政の事業費というのが本当になってんのかなと。大きな公的な復興住宅を建てますよだのってなってますけれども、残りの住民の方の行政サービスというのはどういうふうに進んでいくのかなというのが心配してるんですが、そういう意味で、ある程度事業は仕方ないんだと言うかもわからないんですが、私は最終的に市民、住民が本当に満足していただけるようなサービスがいっぱいふえることを希望してこういう質問してるんですが、そうすることによって、塩竈に住みたい、住んでいこうという気持ちになるんでないかなと思いますんで、今その緒についたばかりかどうかわかんないんですが、やはり住民には希望の持てるような発信を私たちはしていきたいなと思いますんで、ぜひともそういう意味での財政運営をこれからしていただきたいなと、そういう強い希望を持って今回質問していたわけですから、そういうお考えをどう受けとめていただけたか、もし答弁があればお願いします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 我々の生活の基本は長期総合計画であります。長期総合計画を推進するためにはやはり財政力がなければそういったものが推進できないものと思っております。したがって、財政力をいかに蓄えていくかということについては、今るるご説明させていただいたとおりであります。

また、長期総合計画の進捗調整会議といいますか、満足度調査会議ということについて、前段のご答弁の中でも触れさせていただきました。多くの市民の方々にご参加をいただく中で、今年度は13事業でありましたか、代表的なものを取り上げて、今現在こういう取り組みをさ

せていただいておりますというご説明をさせていただき、一定の評価はいただけたものと思っておりますが、まだまだ不十分なものが数多くございますので、なお今後とも全ての方々に満足いただけるようなまちづくりが実現できますよう、なお努力をいたしてまいります。

○議長（佐藤英治君） 以上で、菊地 進議員の一般質問は終了いたします。

2番小野幸男議員。

○2番（小野幸男君）（登壇） 平成26年度6月定例会におきまして、公明党を代表して質問をさせていただきます小野幸男です。佐藤市長初め当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして質問をいたします。

初めに、社会保障改革地域包括ケアシステムの構築についてお伺いをいたします。

厚生労働省では、高齢者が住みなれた地域で暮らせる社会を目指し、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、医療、介護予防、住まいの生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現が進められております。高齢化が進む中、高齢者が住みなれた地域で自分らしく生活を続けられる新しいケアシステムの構築は、これからの深刻な超高齢社会への対応に欠かせない喫緊の課題であります。地域包括ケアシステムは、高齢化の速度、家族構成などが地域により異なることから、地域の実情、特性に合った仕組みづくりを構築しなければなりません。

そこでお尋ねをいたしますが、地域の関係機関との連携体制、在宅医療提供体制の整備、介護予防の充実、関係分野への人材確保などの観点から、本市の地域包括ケアシステムの取り組み状況と今後の計画等についてお聞かせください。

次に、住宅行政について2点お伺いをいたします。

1点目に、市営住宅の環境設備についてお聞きいたします。

現在、本市におかれましても急速な高齢化が進展する中で、高齢単身世帯や夫婦世帯が今後も急増が見込まれる中、高齢者の方が安心して暮らせる住宅環境整備の推進をと考えております。高齢者の方にとりましては、エレベーターなど、部屋の段差がない、お風呂やトイレに手すりを取りつけるなどバリアフリー化された住宅などが求められております。

そこでお伺いいたしますが、安心居住環境の整備について、本市では今後どのように取り組まれるお考えなのかお尋ねをいたします。

また、最近では犬や猫などの人との生活が精神的に支える不可欠の存在となり、人と動物の

きずなも深くなっております。近年では飼育者のいない猫が放置され、繁殖増加により地域住民の生活に影響を及ぼすということが指摘されております。本市におきましても貞山住宅地域の猫の繁殖増加や一部部屋からの悪臭など迷惑行為が起きております。これまでも相談を受け、担当課と連携をとり対策に当たってまいりましたが、解決には至っていない状況にあります。

そこでお尋ねいたしますが、猫の繁殖を制限する対策など早急な対策が必要と考えます。本市のお考えをお聞きいたします。

2点目に、災害公営住宅についてお聞きいたします。

本市におかれましては、伊保石地区第1期分31戸が完成し、入居となっております。しかし、新しい居住環境により人間関係等を構築することはストレスを伴い、新たな生活に落ちつかれるまでに時間を要すと思われまます。仙台市では災害公営住宅に入居された全ての人を対象に被災者生活再建推進プログラムとして、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援、人とのつながりを大切にした支援を行うため、全戸訪問をしております。

そこでお尋ねいたしますが、本市におかれましても今後災害公営住宅の建設が進み、災害公営住宅の入居が本格化していくことから、災害公営住宅の全戸訪問を実施され、被災者の方の相談に応じていただき、継続的に支援できる体制をと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、読書環境の整備について3点お伺いいたします。

1点目に、学校図書についてお聞きいたします。

子どもの読書活動の推進に関する法律には、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長」の一助とすることを目的とし、基本理念といたしまして、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであること、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と定義されております。

塩竈市子どもの読書推進計画の中にも、「子どもの豊かな読書活動を保障するためには、多様な興味関心に応えることのできる魅力ある図書の整備と充実を図っていくことが重要であること、また各教科や総合的な学習の時間等においてさまざまな教育活動を展開していく上

でも図書が充実が求められている」とあります。

そこでお尋ねいたしますが、今後の学校図書整備の計画と学校図書を活用した教育についてのお考えをお伺いいたします。

2点目に、子供の読書活動の充実についてお聞きいたします。

公明党では、本に親しみ、豊かな心を育むため、読み聞かせ運動やブックスタート、また朝の読書運動を推進するなど、子供の読書環境の整備に取り組んでまいりました。家庭や学校等で広がる読み聞かせ運動の効果について、公益財団法人文字・活字文化推進機構の調査（小学2年生対象）では、就学前に読み聞かせをしてもらった子供のうち83%が「本を読むことが好きになった」と回答するなど、子供に与える影響が大きいことがわかっております。自治体が赤ちゃんと保護者に絵本を贈り、一緒に絵本を開く楽しさを体験してもらうブックスタート運動も現在では800を超える市区町村で実施され、本市におかれましても「えほんデビュー」事業として実施をされております。授業開始前の10分間に好きな本を読む「朝の10分間読書運動」も多くの学校で実践をしております。

そこでお伺いいたしますが、読み聞かせ、ブックスタート、本市での「えほんデビュー」事業、「朝の10分間読書運動」など全国で定着をしてくれておりますが、本市のその現状と今後の読書活動の充実についてのお考えをお聞かせください。

3点目に、図書館利用の促進についてお聞きいたします。

近年では団塊の世代の退職もあり、シルバー世代を中心に図書館を利用される方がふえているとお聞きいたします。また、社会教育施設の中で最も利用されているという調査結果もあります。各地の図書館では、開館時間の延長や開館日の増加、インターネットでの蔵書の検索・予約システムの導入など、利用者重視の図書館改革が進んでおります。同時に、子育て教育、健康、医療など地域の課題に応じた情報の提供サービスに力を入れる図書館がふえております。また、子育て支援のために読み聞かせの企画を充実させたり、乳幼児を連れた保護者が気兼ねなく利用できる赤ちゃんタイムを設けるなど、親子に配慮するサービスを実施する図書館もあります。最近では子供たちの活字離れを食い止めようと公立図書館ではさまざまな取り組みが行われております。その一つが、借りた本の情報を預金通帳のように記入し、子供の読書意欲を高める読書通帳というものです。読書通帳は、図書館で借りた本の履歴を「見える化」することで、子供たちを中心に市民の方の読書への意欲を高める効果が期待されております。

そこでお尋ねいたしますが、本市においても図書館利用の推進を図るため、さまざまな取り組みを考えられているとは思いますが、読書通帳の導入は財政負担を抑えた効果的な取り組みの一つとして推進できるものであると考えますが、本市のお考えをお聞きいたしまして、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から3点についてご質問いただきました。

初めに、地域包括ケアシステムの構築についてお答えをいたします。

まず、本市の地域包括ケアシステムの取り組み状況についてでございます。

現在、ご高齢者の健康づくりや介護予防、介護支援の総合相談窓口である地域包括支援センターを直営、委託を含めて3カ所開設をさせていただいております。保健師や主任ケアマネジャー等の専門職がご高齢者やご家族の皆様のさまざまなご相談に応じているところであります。さらに、高齢者が住みなれた地域での生活を実現するための施策として、民間事業者が整備に取り組む、例えば地域密着型の特別養護老人ホームや認知症対応型のグループホーム、小規模多機能型の居宅介護施設について、本市の介護保険事業計画に位置づけ、施設整備を支援いたしております。また、介護予防事業としては、桜ヶ丘老人憩いの家でいきいきデイサービスを実施し、身体の運動機能や栄養、口腔機能の向上を目的に、通所型予防事業と、家庭を訪問し保健指導を行う訪問型予防事業に取り組みをさせていただいております。

本市の地域包括ケアシステムの今後の計画についてのご質問でありました。

まず、本市は、本年度中に平成27年度から向こう3カ年間を対象とする第6期介護保険事業計画を策定してまいります。一昨日、国会で可決成立いたしました介護保険法改正法である地域介護医療推進法では、団塊の世代が75歳を迎える、いわゆる2025年問題を見据えて制度の見直しが計画をされております。具体的な内容を二、三申し上げますと、例えば在宅医療、介護連携の推進であります。また、認知症施設の推進であります。また、生活支援サービスの充実強化等々であります。これらの施策がその柱となってまいりますので、本市の第6期介護保険事業計画にもこれらの柱を織り込みながら地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

なお、この推進に当たりましては、本市のこれまでの取り組みで明らかとなった課題、問題がございますが、今、議員のほうからもそのような問題点についてご指摘をいただきました。

ので、一つ一つお答えをさせていただきたいと考えております。

まず1点目ではありますが、地域の医療関係機関との連携体制であります。高齢者の皆様が安心して住みなれた地域でお暮らしになるためには、何よりもまずかかりつけ医のご協力が必要であります。また、認知症対策につきましても、認知症専門医とかかりつけ医間の診断指導や介護紹介など連携が必要でありますので、地元医師会にその協力を求めてまいりたいと考えております。

2点目ではありますが、在宅医療提供体制の整備でございます。病院等から退院する場合には退院支援が必要であります。これは医療機関、薬局、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなどが退院支援を行い、また自宅での日常の療養も支援するものであります。本人の緩和ケアや家族への支援も行いながら、症状が一旦急変した場合や自宅でのみとりまでの体制を築き上げていくことが極めて重要と考えております。在宅医療と介護の連携が求められるところではありますが、圏域内の病院を初め地元医師会の指導、助言、ご協力をいただきながら、在宅のご高齢者に寄り添う訪問体制づくりなどを進めてまいります。

3点目ではありますが、介護予防の充実でございます。これまでの要支援認定者の訪問介護、通所介護は、今回の制度改正で介護保険事業から市町村の事業に移行いたします。本市の本年3月末の要支援・要介護認定者2,794人のうち749人、26.8%が要支援認定者であります。このうち実際にサービスを受給している約560人に本市が担うサービスを提供させていただくこととなりますので、市の体制構築に改めて留意をさせていただきたいと考えております。介護予防事業は身近な地域で行うことによって初めて利用者間同士の相互扶助につながるものでございますので、各地区の地域包括支援センターを中心に介護予防事業を実施する体制の強化をより図ってまいりますとともに、地域包括支援センターの増設もあわせて必要になるものと判断をいたしているところでございます。

4点目であります。介護関係者の人材確保であります。介護職員の待遇面ではこれまでもたびたび改善が図られてきておりますが、残念ながらまだまだ人材が集まらない状況と認識をいたしております。本市としても県市長会などを通じてさらなる改善を求めてまいりたいと考えております。

以上のような課題、問題を解決し、新しい地域包括ケアシステムを構築して、ご高齢者の皆様に安心してお暮らしをいただける地域社会の構築を目指してまいりたいと考えております。

次に、住宅行政についてご質問いただきました。

市営住宅の安心な居住環境の整備についてであります。現在、本市では今年2月から入居を開始いたしました伊保石地区災害公営住宅を含め12団地734戸の市営住宅等を完了いたしております。議員ご質問のとおり、市営住宅につきましては高齢化対応としてやはりバリアフリー化に対応した住環境を提供させていただくことが課題であるとの認識をいたしております。

一方、本市の取り組みといたしまして、平成7年度以降に建てかえを行いました大日向住宅や梅の宮住宅、また現在施工中であります災害公営住宅などは、エレベーターの設置や浴室、トイレなどへの段差、手すりを設置し、高齢化社会に対応した住宅サービスの提供を行わせていただいております。

これらの住宅を除く既存の市営住宅のバリアフリー化の問題であります。バリアフリー化に向けたエレベーターの設置や施設全体の改修について検討中ではありますが、まずは財源問題であります。そして、建物の構造や敷地の制約、また入居の皆様方の住みかえなどが必要となりますことから、なかなか実現に向けた動きがとれない状況であります。このため、当面の対策として、例えば浴室の段差解消やトイレなどの住宅内部の手すり設置などにつきましては、活用できる補助制度を利用して早急に整備に取り組めるような体制で臨んでまいりたいと思っております。

次に、飼育者のいない猫の対策についてご質問いただきました。

近年、貞山通市営住宅において、飼育者のいない猫の増加により、ふん尿や鳴き声などが周辺トラブルになっていることをお伺いいたしております。現在、市営住宅ではペット飼育を禁止いたしており、これまで入居者の方々へ餌づけ禁止の張り紙等の掲示や戸別訪問を行い、ご協力をお願いさせていただいているところであります。今回のケースの対応につきまして、県の保健所に確認をさせていただきましたところ、狂犬病予防法に基づき犬の捕獲は可能だそうではありますが、猫につきましては法的な規制がないこと、また動物愛護の観点から、例えば捕獲や駆除がなかなか困難であるということから、その対策に保健所自身も大変苦慮されていることをお伺いいたしてまいりました。愛猫家の方々のお気持ちを察するとき、抜本的対策を講じるということなかなか難しい現状にあることについて、改めて私も理解をしたところであります。

そういった中で、議員のほうからは、例えば猫の繁殖を制限する対策について取り組めないかというご質問でありました。具体的には避妊や去勢といったような手術ということになる

ものとか思っております。問題が1点ございまして、本当に飼い主がおられないかどうかの確認ということでもあります。もし飼い主の方がおられますと、例えば行政が勝手にそういったことを行うことについては後々さまざまな問題を提起することになると考えております。また、今後どのような財源でこのようなことが取り組めるかといったようなことについても確認をしていかなければならないと考えているところであります。いずれ今後、市民安全課と連携し、他の自治体の状況や情報収集を行いながら、貞山住宅にお住まいの皆様方の不安解消におお努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、災害公営住宅についてご質問いただきました。災害公営住宅入居者の生活が落ちつくまで災害公営住宅の全世帯の訪問と被災者の相談にぜひ乗っていただきたいというご質問であったかと思えます。

新しい居住環境で落ちついた生活を過ごされますよう入居時から仮設住宅に引き続きサポートが必要があると考えており、今現在さまざまな取り組みを行っております。仮設住宅入居者のサポート業務を行っておりますふれあいサポートセンターが伊保石地区災害公営住宅の全世帯を月2回の訪問見守りと必要に応じて相談業務を行い、さらにきめ細かいサポートを行うため、ケースに応じて保健センターや地域包括支援センターと連携して取り組んでいるところであります。また、災害公営住宅のコミュニティーの形成につきましても、伊保石地区災害公営住宅入居者と隣接町内会長や民生児童委員との顔合わせ会を開催するなどの支援を行い、その結果、伊保石災害公営住宅の皆様方は隣接する伊保石清水沢一地区の一員としてお迎えをいただくことになりました。地域の皆様方から全体として支援をいただくという体制が構築されたものと思っております。

先日、伊保石地区災害公営住宅の区域内へ記念植樹を行わせていただきました。災害支援でご協力をいただいております県外各市の花をこのコミュニティー施設の中に植えさせていただきましたが、その際、隣接町内からも多くの皆様方にご参加をいただき、交流を深めさせていただいたところであります。今後ともぜひこのような交流を深めるような取り組みを推進いたしますことと、議員からご質問いただきましたとおり、本年度以降に整備が完了いたします錦町地区や浦戸地区などで災害公営住宅が整備され、入居が開始をされた際にも同様のサポート体制をとってまいります。

次に、読書環境の整備についてのご質問でありました。

児童生徒の人格形成に自主的読書環境の充実ということは極めて大きな役割を果たすという

認識を私もいたしておりますし、行政としてもしっかりと取り組んでまいり所存でございますが、なおご質問の内容につきましては教育長からご答弁を申させます。よろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 高橋教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 小野議員より読書環境の整備について3点ご質問を頂戴いたしました。読書環境の整備については、議員ご指摘のとおり、量、質、活用の場の3つが大事なんだなと思っておるところでございます。

まず1点目の学校図書についてであります。本市では整備目標として塩竈市子ども読書推進計画に基づきまして、文部省で示しております学校図書標準を参考に、この標準の90%以上の達成を目指して整備を進めてきたところでございます。平成25年3月末の達成状況は、12校中10校が目標達成しており、2校がわずかながら90%に達していない状況でございます。

整備図書の内容について、今度は質のところでございますが、予算内で各学校には図書担当教諭を中心に、必要な図書、児童生徒に読んでほしい図書を選択し購入いただけるようにしております。目標冊数に達していない学校については、予算を若干多目に配分するなど全校が目標を達成するよう配慮しておるところでございます。また、平成23年度から浦戸を除く全ての学校に図書整備業務員を配置し、児童生徒が使いやすく、そして読みたくなるような図書の配置を考えた魅力ある図書館の整備に努めており、大きな成果を上げておると感じておるところでございます。

次に、活用の場としてのところでございますが、国語や道徳の授業、また総合的な学習の時間において指示された課題に関連した、または興味のある読み物を自分で探して読むといった活動を行っております。ほかの教科におきましても、調べ学習、調べ方の最も身近な方法が学校で購入整備された図書を使用することでありますので、この調べ学習を充実させることにより図書を活用する場を保障してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、子供の読書活動の充実についてであります。本市では読み聞かせを通して親子で触れ合い、お子さんが小さいうちから本に親しむ機会を提供する「えほんデビュー」事業に取り組み、4年目を迎えます。7カ月児とその保護者を対象に、絵本とともに市民図書館お薦めの絵本目録や図書館のお話会のお知らせを贈呈しておるところでございます。これまで延べ約900人、対象者の約80%に手渡しを終えたところでございます。まだお渡しできない方については、ご連絡を申し上げながら対象者全員に絵本をお渡しできるように日々努めておる

ところでございます。今後も事業を定着させながら波及効果を捉えていきたいと考えておるところでございます。

次に、市内小中学校における朝10分読書についてでございます。

現在、中学校では毎朝10分間実施しております。一方、小学校では学校の実態に応じて、算数、理科などのドリルなどのような基礎的な学習時間に当てておる学校もありますが、週に数回、15分程度、市内全校で取り組んでおるところでございます。特に小学校では、担任の先生のほかに読み聞かせボランティアの方々が児童に読み聞かせを行う時間としても活用しているところでございます。

3つ目でございます。図書館利用の促進の手だてとしての読書通帳の記入についてでございます。

先ほど議員のほうからご説明のありました読書通帳、読書意欲を引き出すために、銀行のATMのように差し込むと期日、書名などが押されるというものだそうですけれども、本市では取り上げてはおりませんけれども、本市においては学校の長期休業期間や読書週間を活用いたしまして、館内をクイズでめぐるスタンプラリー、「どこどこしよかん」や「本の探偵」など、全問正解者にシールやメダルをプレゼントする事業や本を紹介するブックトーク、お話会などさまざまな事業を行っておるところであります。市民図書館といたしましても、今後もそのようなさまざまなプログラムによりまして図書館や本に対する子供の関心を高め読書意欲を引き出し、読書活動の推進につなげてまいりたいと考えておるところでございます。以上であります。

○議長（佐藤英治君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） 丁寧なるご答弁をいただきまして、ありがとうございます。十分過ぎる答弁だったかと思えますけれども。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、医療、介護、福祉等の縦割り制度の行政の弊害の克服など、また良質な医療、効果的な介護予防ということで、地域でどのように提供していくかなどが現在上げられてきております。それで、この地域包括ケア、本当に幅が広がっていくという内容なんですけれども、きょうはちょっと絞りましてお聞きをしていきたいと思えますので、よろしくお聞きしたいと思えます。

公明党でも昨年の12月に党内に地域包括ケアシステム推進本部ということで設置をいたしまして、関係者を交えながら頻繁に会合を持ってきているところでございます。医療施設の整

備や医療、介護の人材の確保等の課題解決に向けまして活発な議論を行っているところでございます。

それで、先ほど市長の答弁にもございましたけれども、6月18日の日に医療・介護総合確保推進法が成立されまして、いよいよこの地域包括ケアシステムが本当に開始される、スタートするというようなことで感じておるところでございます。それで、ポイントといたしまして、やはり医療と介護の連携強化ということでございまして、この辺は本当に非常に大事な部分ではないかと考えているところでございます。これまでは高齢者を見るといいますと、そういった視点を言うと介護側というように思われてきた点がございましたけれども、今後は本当に、今現在もですけれども、医療のほうからの視点も取り入れながら地域包括ケアの大きな取り組みだと私は思っております。そういったところからも医療、介護の連携は本当に重要なところだと考えておりまして、こういったところで本市の取り組みについて、まずお考えというか、内容をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 塩竈の地域での医療と介護の連携というご質問をいただきました。先ほど市長から答弁申し上げましたとおり、私ども現在、来年度から始まります新しい介護事業の計画づくりを今進めているところでございます。その計画づくりの過程で医療、介護の連携等についても課題として取り上げさせていただいて、どのような形が望ましいのか検討させていただければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） ありがとうございます。市長の答弁からもあったわけですが、部長のお話もということで聞かせていただきました。

それで、また一つ手厚い在宅サービスを目指すというところもございまして、厚生労働省の調査では、介護を受けながら自宅で暮らしたいと、こう望む高齢者の方が74%。非常に多いと、増加しているというような、そういう状況で、しかし全てを在宅でと言われましても、介護度が重くなってくるとやはり同居家族の負担も増します。何とか施設に入れてほしいという切実な声も歩いてみますと寄せられているところが現状でございます。それで、25年までに、何とか在宅でも大丈夫だと、そういった仕組みが築かれなければならないと思っておりますし、老・老介護がふえている中で、やはり同居家族の負担軽減にも配慮していかないと、介護する方も、また介護される方も共倒れになってしまうというような現状も出てくる。今

もそういった傾向性もあることは確かだとは思っております。

それで、私もいろんなところを歩いてみますと、我が市には公立病院として塩竈市立病院ということでありまして、在宅療養病院ということでありまして、市立病院におかれまして「住みなれた我が家で安心の生活を支えます」ということで掲げられて、在宅医療を進められております。また、24時間訪問看護ということで行きまわっていると思っておりますけれども、私もいろいろ、ある一つの家庭でありますけれども、市立病院のそういった訪問看護等を利用して非常に喜ばれているところがございます、本市におきましてはこういった強いところもありまして、この地域包括ケアに関して本当に、今から始まるんでなくて、もう始まって、もう途中まで来ているというような状況の部分もあると思うんですけれども、そういったところで、この市立病院の在宅、病院から退院されてうちに戻ったときのそういった対応、措置とか、そういった動きの部分でぜひお聞きをしておきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤英治君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 私のほうからお答えいたします。

市立病院ではもう10数年前からでしょうか、訪問診療から訪問看護を行ってまして、昨年に在宅療養支援病院ということになりました。24時間、病院で対応していくという、それからあと自宅でのみとりも行っています。なかなか在宅、もともと介護保険が始まったときはその家族がうちで介護すると非常に大変だろうと、そういうことで、その家族の負担をなくすということでいろいろまた始まっていて、介護保険制度ができて、それからいろんな施設もできてきたことだと思っています。病院におきましては、在宅に行く場合にはいろんなケアマネジャーが入りまして、いろんな各種サービスを取り入れて、家族の負担を何とか軽減しながらできる方法を考えて、医療的には我々が行く、サポートする、それからあと看護師さん、医療福祉、ですからいろんな面で複合的に今在宅医療に取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） ありがとうございます。本当に訪問看護に関しては評判がいいというか、助かって喜ばれている声が聞かれていますので、ぜひ今後もよろしくお願ひしたいと思いますし、市立病院に行っても外来等に行っても、本当に職員の皆さんの動きがすばらしいという感触を私もこの間病院に行きまして感じたところでもありますので、ぜひ今後ともよろしくお

願いたいと思っております。

それで、もう一つが認知症の高齢者の対応ということであるわけですが、どの辺まであれかなと思ってお聞きいたしますが、高齢化率は29.4%ぐらいで、要介護・要支援の認定者が2,794人ということで、先ほども答弁がございました。その中で、認知症の高齢者といいますとどのくらいの数を把握しているのか、この辺わかるのであれば教えてほしいなど。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま認知症の高齢者の数ということでご質問をいただきました。大変申しわけございません。ただいま手元にデータを持ってございません。後ほどご報告させていただきます。

○議長（佐藤英治君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。介護施設が順番待ちで常に不足しているという状況の中で、在宅介護を行っている家族の方からの相談がまず圧倒的に多くなっているわけですが、認知症といいますと、やはり自宅にいるときに徘徊してどこへ行ったかわからなくなってしまうということで、徘徊症状のある認知症の人を家族だけで支えていくのは本当に大変でありまして、私も施設の経験ありますけれども、施設でも本当に大変な認知症の対応であるわけです。行方不明者というところで2013年には1万322人、うち388人の方が死亡が確認されているということでありました。お年寄りが徘徊しても安心なまち、自分の名前が言えないという、そういったこともあるわけですが、認知症高齢者を的確に探し出せるというか、そういったことで今行方不明者の検索システムとかもございまして、この辺やはり今後は考えていかなきゃいけないのかなと思っておりますけれども、本市の考えと、今現在あればお話を聞きたいと思っておりました。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま認知症の方が徘徊されたときに発見するためのシステムはないかというご質問をいただきました。

現在、本市にも徘徊のご老人の方を探し出すSOSのネットワークのシステムがございまして、65歳以上の方が登録をあらかじめしていただいて、そのような状況になったときに関係する皆さんにご連絡を差し上げて早期発見につなげていくという制度でございまして、先日も壺番館の中にそのような症状の方がおいでになりまして、私ども職員いろいろ関係先に連絡をいたしまして、その日の夕方には無事ご家族にお引き渡しのできたということもございまして、

で、このネットワークシステム、機能しているのではないかというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。まず、そういったこともあるでしょうけれども、やはり検索ということは非常に大事になってくるのかなと思っております。

それで、まだあるんですけども、ちょっと時間的にきつくなってまいりましたので、最後に地域包括ケア、しっかりと実態掌握と課題の分析を行わないと成り立っていかないということがあるということでありまして、それにはやはり全数調査によるデータが必要ではないかということで、こういった高齢者のニーズ調査の実施と分析が行われているのか、またこれから行おうとしているのか、その点と。

あと、こういった構築、地域包括ケアシステムの構築に当たりまして、地域包括ケア推進室など、そういった何かを設置して今後取り組まれていこうとしているのか、その点だけ最後にお聞かせください。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 計画策定に当たって現況調査をということでございました。私も来年実施に向けて計画づくりというお話をさし上げましたが、今後、次のような調査を考えております。まず7月にはご高齢者の方あるいはご家族の方を対象にアンケート調査を実施したいというふうに考えているところでございます。8月には今度は施設の方々を対象に利用の実態調査等を行いたいというふうに考えておるところでございます。このような調査を行いまして現況を把握しながら計画策定に結びつけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

先ほど答弁漏れございました。申しわけございませんでした。

認知症の方の人数でございます。介護の認定者の数が先ほど2,794人というふうにご答弁さし上げました。そのうち認知症の方は1,571人ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。ありがとうございます。

地域包括ケアシステムは、今後いろいろとまたあると思いますけれども、今後ともよろしく願いをしたいと思います。

それで、次に行きますけれども、市営住宅の環境整備ということでありまして、先ほど市長から答弁をいただきましたけれども、できるところ、段差の整備とかその辺、トイレの手すりとか、その辺のご答弁をいただきました。

また、今トイレですね、和式から洋式ということで、和式のほうがいいという方もいますけれども、やはり体の都合で洋式にならないかということで、買ってきてカバーをくっつけるというのもやってる方もいるんですが、やはりそれだと合わないというか、ちょっと使うときに困る部分があるみたいで、やはりきちっとしたものを整備しないといけないのかなと思っておりました。それで、こういった部分は計画を立てて推進していただきたいということで思ってるのと、あと一つ、介護保険、高齢者支援で住居の改修というのがございますよね。そういったものをもし入居しててそういったものでちょっとやりたいというときはどうなんでしょうか、こういう市営住宅の場合、許可とかそういった絡みの部分では何かあるんでしょうか、できるんでしょうか、できないんでしょうか、その辺お聞きいたします。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 今ご質問のありました支援制度はございます。そういった支援制度も活用しながらということで、この浴室、トイレの住宅内部の手すり等々設置については考えていきたいと思っておりますので、そういったのも生かしながら今後のバリアフリー化、できるところからというところで進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。ぜひお願いをしておきたいと思っております。

あと、市営住宅の環境整備についてはまた別な機会にも質疑できると思っておりますので、そこでやっていきたいと思っております。また、上階から低層階へという移動の部分もありますけれども、また別の機会に質問したいと。

もう一点お願いしたいのが、貞山住宅の悪臭等の部分ですけれども、1部屋がちょっとそういった状態になってますので、1回やはり全部整理していただいて、そういった環境整備、においを取るとか、そういったことをしないと、今ハエが充満してる状況ですから、ぜひその点をお願いをしたいと思っておりますけれども、お考えをお聞きいたします。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） お答えします。

今の質問は猫の関係ですか。貞山住宅、ここは私も現地に行ってこの部屋のところにはまだ

行っておりません。済みません。

それで、パトロールちょっと強化して、この貞山通市営住宅のこの問題のところについては再度戸別訪問を行いながら、指導というんですか、ご協力をお願いするということをいたします。

それから、これも根本的な解決にはならないと思うんですけれども、猫が嫌がったり近寄らないとか、遠ざかるような機材があるようですので、低周波か何かの機械があるようなんです。それを試験的に導入してやってみようかなと思ってます。これは根本的な話ではないので、ただここの住宅の環境改善については建設部も取り組んでまいりますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○2番（小野幸男君） ぜひお願いをしたいと思います。各棟の代表者も市のほうには要望には行ってるかと思いますが、何とか解決できるように対応をお願いしたいと思います。

また、猫の繁殖ですけれども、仙台では仙台市の獣医師会というところで地域猫の社会復帰事業として不妊・去勢を行っているところでございまして、この点は県のほうでも何か今検討中ということで進められているということでございまして、私どもも働きかけてまいりますけれども、市のほうからもこの点働きかけていただいて、何とかそういった繁殖の点も解決できるような取り組みをお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

あと、災害公営住宅に関しては、先ほど訪問活動、支援やっていかれるということでありますので、よろしくをお願いしたいと思います。

また、こういったことで今から災害公営住宅できるわけですが、その事前の入居される方の交流会の実施などもしていただければ、一つまた違った意味で安心と、不安解消の部分になれるのかなと思ってる部分もありますので、この点も検討できれば大変うれしいところでございます。

それで、次に読書環境の整備について、時間がなくなってきたので、子供の読書活動の充実というところで、本市では赤ちゃんの4月健診の際に絵本をプレゼントするという「えほんデビュー」事業ということで、4年たったということで、先ほども数の報告がございましたけれども、今、小学校1年生ではセカンドブック、そして中学校になるとサードブックというような、そういった取り組みも出てきているわけですが、こういった取り組みは本市ではどう考えられるかお聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 読書活動の継続と申しますか、そういった観点からのセカンドブック、えほんデビューの次のステップとしてのつなぎということだと思っておりますけれども、本市ではえほんデビューを定着させながらお話しとか保護者を対象にした読み聞かせ講座などの事業を定期的、段階的にやっつけているというところがございます。

それから、基本的な考え方として、えほんデビューで本に親しんでいただいた保護者の方々、そして子供さんに、小学校段階ぐらいでしたらぜひ本屋に行くなり、また図書館のほかの本を見ながら一緒に選び取って、それを家で読むなり図書館で読むなりというような形につなげていきたいものだなと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。でも、セカンドブック、サードブック、こちらから贈呈というか、やるという意味合いは全然違うわけございまして、この点もご検討をお願いしたいなと思います。

最後に、読書通帳の提案をいたしましたけれども、今までですと借りっ放し、読みっ放しということで、データとして蓄積されることはなかったわけで、これをしますと子供たちにとって非常に意味のあることだと思っております。教員の方、保護者の方もこういった読書通帳を見れば子供たちがどういった本を読んでいるんだろうかと一目でわかりますし、感想を聞いたり、ほかの本を紹介するなど、そういった具体的なアドバイスもできますし、また違った取り組みもできると思います。また、こういった読書環境の整備はやはり学力の向上という部分では本当に非常に大事なところで、これをきちっと進めていけば自然的に子供の知識とかも育まれるわけでありますので、向上にもつながっていくということで、こういったところも大事なところであると思っております。

最後に、図書館、学習スペース、今後限られたスペースでどういうふうにしてそういったものを持っていけるのかと、市長にはこの学校図書、こういった読書環境の整備について、今後力強く進めたいと思っておりますので、その点の意見をお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 学校図書の充実について、我々もしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 以上で、小野幸男議員の一般質問は終了いたします。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（曾我ミヨ君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番西村勝男議員。

○8番（西村勝男君）（登壇） 自由民主の会の西村です。どうぞよろしく申し上げます。質問の機会を与えていただきました先輩議員初め皆様に感謝申し上げます。

では通告に従い質問に入らせていただきます。

消滅可能性都市塩竈の成長戦略についてお伺いします。

先月、日本創成会議により全国の市区町村の2040年の人口推計結果が公表されました。まちづくりに直結する悲惨な人口未来図が示され、私たちのまち塩竈市も消滅可能性都市に分類されてしまいました。県内では23市町村が示され、全国では福島県を除く1,799市区町村のうち896市区町村が消滅する可能性があると言われ、今後全国の自治体で危機感を強め、対策を急ぐ構えを見せております。塩竈市としても数値に一喜一憂することなく、決して定住人口増に結びついていないように思える施策に対し要因の分析など新たな対策をどのように考えているのかお示してください。

次に、昨年の経済センサスを踏まえた事業所の激減対策についてお伺いいたします。

3月の議会でも質問しました。平成21年度より平成24年度まで3年間で543事業所が減少しました。その対策として、海岸通地区市街地対策事業や、北浜、藤倉地区の土地区画整理事業、港町地区の津波復興拠点整備事業の中で新規に事業所を見出し、取り組んでまいりたいとの答えでした。それだけでは不十分で、新たな施策が必要だと思います。どのような対応をしておられるのかお示してください。

次に、改正地方自治法による二市三町の連携についてお伺いいたします。

人口減少に伴い税収の確保が難しくなろうとしています。単独の自治体で全ての行政サービス提供が困難になる事態に備え、複数の自治体が簡単な手続で行政サービスと費用分担ができる改正地方自治法が参議院で可決成立しました。市町村間の広域連携を促すものが狙いと

聞いております。複数の市町村が共同で事業を起こす場合、役割や費用分担を決める連携協約の仕組みを導入、今までのような一部事務組合など別の組織が不要になり、素早い意思決定、事業着手が可能になると言われています。それを踏まえ、今後二市三町広域連携についてどのように考えているのかお示してください。

次に、マイナンバー制度の導入準備と対応についてお伺いします。

国民一人一人に番号を割り当てるマイナンバー制度が2015年10月に個人番号が通知され、2016年1月には社会保障、税務、防災の3分野で利用が始まります。これを契機に行政事務の簡素化やコストの軽減が図られると言われています。市として導入準備に対しどのような対応を考えられているのかお伺いします。また、マイナンバー制度の利用拡大が検討される2018年度に向け、医療、介護、医薬品等のデータベース化、ネットワーク化が市内でどこまで進んでいるのか、そしてマイナンバー制度への移行についてどのような取り組みをするのかも伺いたします。また、先行する自治体との情報交換についてお伺いします。

既に2013年、マイナンバー制度導入決定後、2014年度の予算案にシステム改修など予算を計上し準備を進めている自治体もあります。例えば、北九州市ではマイナンバー制度の活用を先取りし、行政システムに横串を通し、保険、年金、地方税、福祉の住民データを統合し、市民課、国民年金課、税務課の縦割りの組織構造を変え、そして総合窓口でワンストップのサービスを行っていると聞いております。次に、先行している藤沢市や千葉市、佐賀県多久市など多くの自治体は行政クラウドを採用しながら前に進んでいると聞いております。マイナンバー制度で行政サービスを向上させ、業務改革にどのように取り組むかで自治体格差が生まれるように思われます。ご検討していただければ幸いです。お考えをお聞かせください。

次に、産業経済の復興についてお伺いいたします。

水産加工団地への新規事業者の概要についてお伺いします。

現在、新規事業所は何社なのか、また事業内容についてお知らせいただければ幸いです。

次に、海岸通市街地再開発の現状についてお伺いします。

ことし3月に都市計画決定がされました。以降、進捗状況についてお知らせください。また、組合、地権者の大変な努力がされていると聞いております。覚悟のほどはわかりますが、市としての覚悟のほどもお知らせください。

最後に、魚市場建設の今後のスケジュールについてお伺いします。

業界団体より早期完成に向けて要望書が提出されています。最終的なスケジュールをお知ら

してください。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま西村議員から3点についてご質問いただきました。

初めに、消滅可能性都市塩竈の成長戦略についてというご質問でありました。

定住人口減少の要因と対策についてであります。去る5月8日に日本創成会議におきまして2040年の全国市町村の人口推計結果が公表されました。この推計は、基本的な考え方として20歳から39歳までの女性人口が人口の再生産力を示す指標とするものであり、この世代の女性人口が50%以上減少すると人口維持が困難となり、将来的に消滅する可能性が高い市町村というような定義づけを行っているようであります。

この推計の中でいわゆる消滅可能性都市とされた自治体は、先ほど議員のほうからも紹介がございましたが、全国では896自治体、全体の49.8%、約50%であります。宮城県内の39市区町村では23市町村で全体の59%を占める状況となっております。この推計によりますと、本市では総人口で2010年の5万6490人に対して2040年に3万3990人で39.8%の減少、女性人口では2010年5,946人に対して2040年推計で2,201人で63%の減少となり、消滅可能性都市とされた結果であります。

このことを我々は厳しく受けとめていかなければならないと考えておりますが、一方、この推計は人口異動が現状のまま変化しないことを前提として算出されたものでありますので、本市の人口動態を十二分に反映した推計内容とはなっていないというふうに感じているところであります。

先ほど菊地議員のご質問の際にもご答弁を申し上げましたが、現在の住民基本台帳に基づく人口動態を申し上げますと、依然として自然減少というものは継続をいたしておりますが、一方で社会増減を見ますと、22年、23年、24年と減少いたしておりました人口が平成25年次ではわずかではあります17人の増加、さらに平成26年の5月期では32人の増加といったような傾向も発生をいたしております。この社会増の傾向が短期的な状況かどうかを見きわめつつ、やはり自然増減の減少抑制、出生数の増加により定住人口を確保するために、さまざまなプランに取り組んでまいりたいと思っております。

具体的に申し上げますと、25年に定住人口戦略プランを策定し、「活気あふれる港町」、「海に見える丘のまち」、そして「歴史と文化の薫る門前町」の3つの協働プロジェクトを位置

づけ、オンリーワンの魅力を持つまちづくりに取り組みを始めたところでもあります。コンパクトシティであります本市の居住性の高さあるいは仙台の通勤圏であることの利便性の高さ、さらに本市のまちそのものが持っております食や文化、伝統などの魅力を最大限にアピールしながら、長期総合計画の各施策事業を多面的に展開し、市民の皆様に塩竈に住んでよかったと言っただけの満足度の高いまちづくりになお一層努力をいたしてまいります。

次に、昨年の経済センサスの事業所激減対策についてのご質問でありました。

事業所数の減少対策についてであります。事業所数は地域経済の活性化の状況を示す一つの指標であります。市内に多くの事業所が存在することで、地域に密着した雇用の確保や多様な選択肢が提供されることとなり、地域の産業競争力や地域経済の循環性も高まりますことなどから、持続可能な地域の発展には欠かせない要素と認識をいたしております。

平成24年の経済センサス、活動調査の結果によりますと、市内の民間事業所数であります。2,728事業所であり、東日本大震災前となる平成21年の基礎調査時の3,271事業所に比べ543事業所が減少し、16.6%の減少率となっております。東日本大震災がありましたことから、県内でも沿岸各地域では特に高い減少率となっているようであります。市内の事業所数の減少について、産業分類で特に多いものが卸売業・小売業229事業所、宿泊業・飲食サービス業が163事業所となっており、これらの業種の抑止が大きな課題であるというふうにとめております。

このことから、小売店や飲食店につきましては、本市では平成20年度から空き店舗を活用した新規出店支援として内容の拡充を図りながら、空き家店舗を活用して事業を行う方に対し店舗の改装費用や賃借料などを最長で3年間補助するシャッターオープン・プラス事業を実施しており、これまでの活用実績としては15店舗となっております。また、製造業や物流関連の事業所等に関しましては、東日本大震災後、新たな産業の立地や事業拡大に向けた国の支援策として、原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金、いわゆる原子力補助金でありますとか、津波・原子力災害被災地雇用創出企業立地補助金、いわゆる津波補助金等が創設をされております。これらの制度を活用し、東京都内の食品製造加工業者や愛知県食品製造販売業者の新規立地が決定し、また市内外の2社の共同申請による食料品製造業の立地計画も採択を受けたところでもあります。その他水産業共同利用施設復旧整備事業や東日本大震災復興特別区域法に基づく民間投資促進特区、いわゆるものづくり特区と千賀の浦観光推進特区、いわゆる観光特区などにより、事業の拡大や設備投資などに対する支援が図られており、

一定程度事業所数の減少の歯どめとなるものと期待をいたしております。

今後も新規起業の誘致や事業の拡大が図られますよう、今年度は緊急雇用創出事業を活用して市内の工業地域、準工業地域の現地調査を行い、収集した空き地、空き工場等の情報提供を行うこととさせていただいておりますし、本年度から都内及び名古屋市において県が主催する企業立地セミナーへの積極参加を予定いたしておりますので、今後さらなる事業拡大が図られますよう努力をいたしてまいります。

次に、改正地方自治法による二市三町の連携についてでございます。

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、平成26年5月30日に公布をされました改正地方自治法には地方公共団体相互間の協力の中に新たに自治体間の連携協約制度が盛り込まれております。これまで地方公共団体間の事務を共同で処理するに当たりましては一部事務組合などの組織を立ち上げることが一般的でありましたが、この連携協約制度は地方公共団体間で地域の実情に応じそれぞれの役割分担を決めた協約を結び、事務を処理できるもので、地方公共団体間の連携を図る上でより自由度の高いものであることは認識をいたしておりますが、一方、市民の代表であります議会への説明責任等をどのように果たしていくのかといったような部分につきましてはいまだ不透明な状況でございますので、今後そのような実態等もつぶさに検証させていただきながら、どのような形で活用していくかということを検討させていただきたいと思っております。

なお、今回の地方自治法における連携協約等に係る部分につきましては、施行期日が6カ月以内とされており、このたびの連携協約制度を初めとした新たな広域連携の制度についてはまだ、先ほど申し上げましたように具体的な枠組みが示されておりませんが、今後改正される関係施行令の内容などを確認しながら取り組みをさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、マイナンバー制度の導入準備と対応についてご質問いただきました。行政窓口の事務簡素化とコスト軽減対策についてのご質問でありました。

マイナンバー制度につきましては、平成25年5月に公布をされました、いわゆる番号関連4法により導入されることとなったものであります。マイナンバー制度導入に係る国のスケジュール目標といたしましては、総括的にはまず27年10月を目途としたマイナンバーの付番が行われます。28年1月からの個人番号カードが交付をされることとなります。29年1月を目途とした国における税や年金関係の情報連携といったようなものを経て、29年7月からの地

方公共団体の実施という運びとなるようであります。

説明の中で申し上げました、国におきましては主に税や年金関係といったようなことを中心にこの制度の創設を考えているようではありますが、その後さまざまな可能性について議論されているところであります。マイナンバー制度は複数の行政機関等に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認を行うための基盤を提供することにより、行政サービスの信頼性、透明性、さらには効率性を高めること及び市民の皆様方が手続を行う上での利便性の向上、例えばであります、手続の申請に添付する住民票や所得証明などの書類を何カ所もの窓口で交付を受けることなくワンストップで申請ができるようになる等、年金を初めとする各種社会保障サービスの向上や税課税の適正化が図られるものと期待をいたしているところであります。

また、ご質問にありました行政窓口の事務簡素化とコスト軽減についてであります、今申し上げましたように、定性的にはこれまで複数の窓口で行われていた申請に必要な各種書類の発行事務、申請の窓口での添付書類の減少などで確実にコスト縮減につながるものとは思っておりますが、定量的な効果につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、まだ具体的な取り組みの内容が示されておられませんので、今後国の動向を見きわめながら定量的な効果等についても議会にお示しをしまいたいと考えております。

次に、先行する自治体との情報交換というご質問でありました。

現在、全国の自治体がマイナンバー制度導入に向けて取り組みを始めており、それぞれ情報交換と制度の内容の確認に取り組みを始めております。本市におきましても、マイナンバー関連法の成立を踏まえ、庁内に法令を担当する総務課、そして個人情報保護を担当する政策課、また電算システムを担当する財政課を総括として、関係各課をメンバーとする組織を位置づけ、制度導入に向けて関連する制度の洗い出し作業を始めたところであります。また、制度導入の基本となります住民基本情報システムの改修に向けまして、平成26年度当初予算におきまして番号制度に対応する住基システム構築を行っていく予定であります。各自治体との情報交換につきましては、塩釜地区広域行政連絡協議会の担当課長会議を通しまして制度導入に向けました進捗状況等の情報交換を行わせていただきますとともに、宮城県が市町村に対しコンサルを通じ各種情報の提供、助言指導、進捗確認など必要なアドバイスをいただいておりますので、各自治体と歩調を合わせ、導入に向けた対応をいたしてまいりたいと思っております。

議員のほうからも自治体間の競争にくれぐれも乗りおくれないうというお話を賜りましたし、先行しております例えば千葉市の状況等の調査もしっかりとやってもらいたいというようなお話をいただきました。今、こういった自治体の現状等についても調査を開始させていただいたところであります。

なお、このマイナンバー制度が将来的には各自治体で導入をしている既存電算システムの共同利用、いわゆる自治体クラウドといった取り組みにも結びつく基盤となるものと考えております。そのためにも、まずはナンバー導入に向けて関係自治体、特に二市三町としっかりと連携を図りながら対応いたしてまいりたいと考えております。

産業経済の復興についてという中で、水産加工団地への新規事業者の立地についての中身のご質問でありました。

水産加工業共同施設整備補助につきましては、既に8社が先行してスタートいたしているところでありますので、この部分については割愛をさせていただきますが、震災後に創設されました国の支援制度を活用してこれまで新浜加工団地に2社の立地が決定をいたしておりますので、この会社をご紹介させていただきたいと思っております。

1社目は、昨年12月、原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助事業、いわゆる原子力補助金の採択を受けた東京都内の食品製造加工業者、主にぎょうぎ等を製造する業者であります。同社は大手食品スーパーへの出荷など全国展開を視野に入れておりますことから、本市の物流機能のネットワークを評価されたもので、食材の調達や製品の出荷など工場を運営する上で極めて利便性が高い、さらには県内にぎょうぎの素材となる野菜や肉などが豊富に存在をするといったようなことを主たる立地要因と伺っております。また、進出に伴う事業効果としては1億8000万円の売り上げを想定しているようでありまして、地元からは10名程度の雇用であります。最終的には地元を中心とし50名程度の県内採用を想定しているというふうなお話を伺いました。

2社目ではありますが、本年4月に津波原子力災害被災地雇用創出企業立地補助制度、いわゆる津波補助金の採択を受けました愛知県碧南市の食品製造卸売業者でございます。おせんべい等をつくる会社であります。本市への立地動向であります。一つには原材料確保の面で主に製造している海鮮せんべいの味の素材となるイカに加え、新製品開発の材料となり得る地元の食材であるマグロやイカなどの海産物が豊富であり、かつ安定的な原材料の調達が見込めることや、主原料でありますでんぶんの産地に近く、東日本への製品出荷においても物

流コストが削減できるといったようなことを期待されているようであります。また、今後想定される南海トラフ地震による津波、液状化等により現在ございます愛知県碧南市の本社工場の被害が発生した場合、今回の東日本大震災でも比較的被害の少なかった本市の安全性がBCP、代替製造工場として適地であるということも立地の理由となっております。事業効果であります。初年度となる27年度は4億円の売り上げを目指しているところであります。5年後には直営販売店を増加し、7億円の売り上げを想定しておられます。雇用についても製造販売部門で地元から20名ぐらいの雇用を見込んでいるようでございます。

次に、海岸通市街地再開発の現状と今後の取り組みについてのご質問でありました。

再開発事業のスタートとなります都市計画決定が3月25日に既に行われました。これを受けまして、準備組合では具体化に向けて、一つは事業計画の認可であります。また、もう一つとしては本組合の設立であります。これらを進めるために、復興交付金を活用していただきながら、測量調査、資金計画の策定作業などに既に取り組みしております。去る5月25日には通常総会を開催し、これまでの経過と今後の取り組みについて組合員の皆さんにご理解をいただいたところであります。

海岸通地区再開発事業であります。被災した中心市街地の再生と復興のために、震災前にも増したにぎわいを創出する計画であり、本市中心市街地を形成する非常に重要な事業との認識であります。このため、本市では準備組合の皆様と一体となって復興交付金の効果促進事業費を活用した支援でありますとか専従職員の配置など事業計画の策定と合意形成をサポートさせていただくとともに、地域の実情について国・県に説明することにより事務手続が円滑に進められますようさまざまな支援を行ってきております。

また、平成27年度末までと規定をされております復興交付金事業期間を見据えますと、事業認可、本組合設立といった手続を本年度に完了させることが不可欠ではないかと考えておりますので、本市にとりましてもまさに正念場を迎えているという認識であります。今後、できる限りの支援を継続しながら、事業の具体化にこぎつけられますよう準備組合の皆様方とともに一緒になって取り組んでまいります。

次に、魚市場の問題についてご質問いただきました。

スケジュールがおくれたようではないかというご質問でありました。

これまでは現在の魚市場上屋を使用しながら、宮城県が実施する漁港岸壁の災害復旧事業との進捗と調整を図りながら工事を進めさせていただくことといたしておりました。これまで

集中期間である平成27年度末までに県は漁港岸壁の災害復旧事業を完了するというお話でありましたので、それから約1年後には魚市場も完成できるというふうな見通しを関係者の方々にご説明をさせていただいてまいりました。

しかしながら、最近、県におきましてはこの漁港岸壁の災害復旧事業が2カ年ぐらいおくれるという見通しを発表されました。具体的な原因であります、今までは、既存の栈橋の基礎ぐいではありますが、それらについては海中で切断をして、その以下の部分についてはくいを活用しながら岸壁を整備するという計画でありました。したがって、岸壁部分についてはほかの工場で製造して現場に搬入して、それをくいの上にかぶせる、セットするというような形で取り組むという計画でありましたが、実は現場で潜水夫等を潜らせまして、くいの強度を確認いたしましたところ、残念ながらほとんど使えない状況であるということが判明いたしました。このため、今後の取り組みといたしましては、新たに基礎ぐいを打ち直しをいたしまして、その上に栈橋を設置するということになりますので、結果として県のほうからは、大変恐縮であります、2年間ぐらいずれ込むというような説明を受けました。

私どもはそのことを了とはいたしておりません。2年というのは大変なことあります。魚市場関係者にとってはまさに死活問題でありますので、2年を私はいいいとは申し上げられない、もっと期間を縮める工夫をしていただきたいということを即座に申し上げさせていただいたところあります。ただ、申し上げるだけではいかがかということで、片押しと申しますか、片方からだけ整備をしていくのではなくて、例えば両側から岸壁を改築していくということはできないですかということを県のほうに参りまして担当課長に申し上げました。そうしましたところ、今は一部既存の魚市場を活用しながら施設を整備していくということで一定規模のスペースを確保するという考え方であったわけではありますが、両側から工事を始めるとなると全面的に建屋を取り壊さなければならない。そうした場合に、現在必要な例えば6隻分の係留延長がとれないのではないかなというようなことを逆に県のほうから問題提起されました。その際に私のほうからも仮設的な荷さばき場を県のほうで考えていただけないかという問題提起はさせていただいたところありますが、改めて6月13日に、塩釜市水産振興協議会様から議会並びに私宛てにぜひ期間の短縮とその期間中の仮設荷さばき場を、水産振興協議会からは全漁連前の補給岸壁を活用してできないかというようなご提案をいただいたところあります。私も早速県に参りまして、このような状況を水産業振興課ですか、担当課のほうにご説明をさせていただきました。県のほうでも我々の動きを評価いただきま

して、水産庁のほうにも一度、本市の職員と県のほうで足を運んでいるところであります。今後、市場関係者の方々の切なるご要望がぜひかなえられますよう我々もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 西村議員。

○8番（西村勝男君） 丁寧な説明ありがとうございました。

人口減少というのは全国1,800の市町村が抱える問題だと考えております。市税収入においても大分減少していくと。ただ、私ちょっとわからない部分がありますので質問させていただきますが、交付税の算定基準というのは人数割なのか、それとも自治体で頑張られた実績なのか、その辺ちょっとご説明いただければありがたいんですが、よろしくお願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 阿部財政課長。

○市民総務部財政課長（阿部徳和君） 普通交付税の算定基準ですけれども、人口1人頭幾らというふうな算定にはなっておりませんで、まず交付税の考え方ですけれども、市にどのぐらいの標準的な収入があるかというものが標準財政収入額というのがあります。それは地方譲与税であるとか、今議員おっしゃった市税収入であるとか、それからさまざまな税交付金、それらを合計したものが基準財政収入額というのになります。基準財政需要額というのは、標準的な行政サービス、行政運営をする上で必要な金額というのがあって、それから基準財政収入額を引いて、足りないところを交付税で措置されるというふうな仕組みになっております。平成25年度、塩竈市でいただきました交付税が53億5800万円ほどになります。これが国全体としては平成25年度では約17兆円の地方交付税の財源として予算措置されているものでございます。この17兆円を今申し上げました基準財政収入額から基準財政需要額を引いた日本全国の市町村にどういう基準で分配するかというふうな基準の一つに人口があるというふうな組み立てになります。今申し上げましたように、人口だけではございまして、道路の延長であるとか小学校、中学校の数、学級数、65歳以上の高齢者の数、そういったもので測定単位というのがありまして、それに今度急激な人口の増減があったとか、そういった補正係数を掛けて、さらに単位費用という総務省があらかじめ決めました単価を掛けたものの合計が塩竈市の場合、平成25年度53億5800万円になったということでございます。

日本創成会議のほうで出されました2040年の人口減少のときに交付税がどうなるかというのは、我々も何とか算定したいなというふうに思っておるところなんですけれども、来年度につきましても地方交付税の主要な財源となります法人税の税率が今の35.6%から20数%に減

税されるということもありまして、またその財源が、減税した分の財源をどこにどう求めるかというの、骨太の方針、6月末に多分発表されると思いますけれども、明らかにされていないということで、来年度の地方交付税の総額がどのぐらいになるかというのもまだまだ不透明なところがございます。ちょっと長期的な見通しというのはなかなか立てられない部分でございますが、多分人口減少社会を迎える中で財政運営どういうふうにしていくかということでございますので、我々としてはなるべく収入をふやすような、市税収入をふやすような産業面での振興であるとかそういったところに、市民一人一人の所得をふやすような事業の展開であるとか、そういった税の使い方、使い道を考えていかなければならないのかなというふうに考えておると同時に、あと少し備えのための基金を備えておくということができることなのかなというふうに考えておるところでございます。以上です。

○副議長（曾我ミヨ君） 西村勝男議員。

○8番（西村勝男君） 丁寧な説明ありがとうございました。やはり人口減少が及ぼす市の財政に対するプレッシャーというのが結構大きいということは十分にわからせていただきました。では少子化対策について伺います。

合計特殊出生率が宮城県で今度1.3から1.4に努力目標として掲げたということが記事に載ってました。塩竈市の場合は1.16、1人の女性が一生で産む子供の平均数ということでの数字ですが、宮城県では1.3から1.4へと目標値を上げた。塩竈市では1.16という数字が出てますが、今後そういう数値目標について目標数値を設定するおつもりはあるのかどうかお聞かせください。

○副議長（曾我ミヨ君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） お答え申し上げます。

塩竈市の合計特殊出生率でございますが、平成20年から24年の5カ年間で見た場合、1.24ということで上昇している傾向もございます。長期総合計画の目標といたしましては、年少人口の割合ということで目標値のほうは設定してございまして、出生率という観点ではございませんが、出生数の減少はするものの一定の出生数を確保していきたいということで目標を設定してございます。以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ君） 西村勝男議員。

○8番（西村勝男君） どうしても数値目標を掲げられるとその時点で、県の場合は2017年度までに達成したいという目標値を設定されました。その時点で、いつまでにどの部署がどうい

う結果を出して、それを検証するという作業が一番やりやすくなるのが数値目標だと思います。できればやはり塩竈市としてもそういう数値目標を立てられて、その時点で検証され、次のステップにといいますか、次の作業に向かって進むのが一番ベストでないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 西村議員から、要するに人口減少に何としても歯どめをかけるためにも合計特殊出生率の目標をというふうなお話でありました。巷間言われておりますのは、合計特殊出生率が2.1にならないと基本的に人口減少に歯どめがかからない、要するにお二人が2.1人の子供を産まない限りは歯どめがかからないということが一般的に言われているわけがあります。したがって、我々も最終的な目標は当然その2.1を超えるようなという地域の合計特殊出生率を目指してまいりたいというのが目標ではありますが、途中経過については今担当のほうからもお話をさせていただきました。今後の推移を見ながらまた改めてそういったことも検討させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 西村勝男議員。

○8番（西村勝男君） わかりました。ありがとうございます。

次に、定住についてなんですけれども、どうしてもこういう状態の中で、災害復旧復興の中で復興推進局が生まれました。これから定住促進のための促進局みたいなのをつくられて、総務、建設、福祉、産業並びに教育委員会も含めて定住人口をふやすプラン、そういう施策を実行する部署をつくれるということは考えておられるのかどうかお伺いします。

例えば、新婚夫婦の家賃の補助事業をやりたいという自治体もあります。それに伴って子育て世帯の住宅取得に対する応援とか、あと空き家に対して登録制度によって新たに住居を求めた方に対してはオーナーに奨励金を与えるとか、いろいろ部署部署によっていろんな事業に対してかかわってくる部署が多いはずなんです。その分でやはり今回復興推進局のように総務、建設、福祉とか、福祉、健康、産業とかっていう部門を含めて今後定住人口に対する捉え方として、一つ大きな目でそういう部局をつくるという考えはおありなのかお聞かせください。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、市役所の組織の中に定住促進課という組織がございます。ご案内のとおり、もともとは建築課というような組織でありましたが、これから先をにらみまして、

定住促進課という形に衣がえをさせていただき、先ほど再三ご紹介をさせていただいております定住促進プランの策定なんかについても定住促進課を中心に取り組んできております。また、先ほど小野議員からも、それから菊地議員からもご質問いただきましたが、今後の定住人口増加策につなげるようなさまざまな施策の取りまとめについても定住促進課が中心になってやってきております。確かに組織定数からいきますと人数が、今、西村議員がお話しになっているような部的なということとは異なるかもしれませんが、今の市の全体の組織からいたしますと、やはり今後も定住促進課がまずはそういった窓口になり、あとは横の連携、これは全ての部が関係するということについては再三申し上げておいております。全ての事業がこの定住促進に絡んでまいりますので、横の連携をいかに構築していくかというところに力を入れてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 西村勝男議員。

○8番（西村勝男君） どうぞよろしく申し上げます。一つの課では賄い切れない事業がたくさんありますので、縦割りの行政の中で横串を刺していただきまして、そういう事業運営に当たっていただければ幸いです。どうぞよろしく申し上げます。

次に、企業の誘致について質問させていただきます。

企業立地について、いろんな自治体でいろんな事業が行われております。ある地域では小規模事業者立地奨励金ということで、他市町村から入られた方とか、つまりその自治体で被災されて新しく商店を建設された方に対して、シャッターオープン・プラス事業のような形もありますが、固定資産税、都市計画税、事業所税相当を奨励金として3年間交付するというような事業も企画もあります。また、市内から、その自治体から6割ぐらいの従業員を雇用した場合には年間10万円の補助を出すというふうな形で、実際、実弾と言うとおかしいんですけども、実際こういうもので市内に小規模事業所を誘致しているという自治体もありますが、ことしすぐやれというわけではありません。こういうものを参考にしながら、これからの企業誘致の部分で、大きな事業者じゃなく小規模な事業者に対してもこういう目を向けていただいて、考えていただければなと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。済みません、どうしても予算がかかるものなんで、全てをやり遂げるということは難しいのは十分にわかりますので、その辺は私も理解しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

また、空き家、空き地対策の中で、今回調べるということだったんですが、できればそれを調べただけでなくて、やはりシステム化して情報として流すような工夫も考えていただければ

ばと思います。どうしても全国では8軒に1軒が空き家という統計が出てます。塩竈市でもそれぐらいはあるのかなと思ってますので、そういう情報を、不動産業とはちょっと違うんですけれども、サービス業の一つの行政として、やはり住民の方々並びに近くの方々にご案内するのも一つの手段かなと思いますので、その辺よろしくお願いします。空き家対策について何か考えありましたらお願いします。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤産業環境部次長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤修一君） それでは、初めに企業誘致の制度についてご説明をさせていただきたいと思います。

本市では震災前から本市独自のいきいき企業支援事業という制度を創設してございまして、これは本市に限らず県内あるいは全国的にそれぞれ自治体によってさまざまな制度になるかと思いますが、本市の制度では企業立地奨励金としまして固定資産税の25%について5年間奨励金という形で交付させていただいたり、市内に居住している方を雇用した場合には雇用奨励金ということで1人当たり10万円の奨励金を出したり、また法人市民税についても軽減化させていただくといった取り組みはさせていただいております。現在は震災後に国のほうで有利な制度が創設されてございまして、市長が申しあげましたように、津波補助金ですとか、それから復興特区法に基づく特区、現在はこれらのほうが有利な面がございまして、どちらかというところをを活用しての立地となっている状況でございまして。

それから、2点目の事業遊休地調査のほうでございまして、間もなく発注に向けた手続に入ることでございまして、議員のほうからご提言いただきましたこれを公表してということでございまして、これは調査をしたらそれを集計しデータ化しまして、ウェブ上で公表して塩竈市に進出する際の参考にさせていただきたいとも思っておりますし、我々も先ほど申しあげた国の支援策などの有利な制度を追い風にしまして、この遊休地情報を積極的に活用しまして企業誘致のほうを図っていきたく思っております。よろしくお願いします。

○副議長（曾我ミヨ君） 西村勝男議員。

○8番（西村勝男君） ありがとうございます。条例なり企画の中で多くの事業者が入ってこられますことをよろしくお願いします。

次に、改正自治法につきましては、市長から大分説明をいただきました。今後とも二市三町の連携の中で観光を含め新たな事業展開をさせていただければと思っております。

時間もなくなりましたので、マイナンバー制度の導入につきましても、先行する自治体、ナ

ンバー制度以前の問題で、自治体でのサービス業務を統一してワンストップサービスをするということがマイナンバー制度以前の段階でやっていらっしやるところがあります。また、要介護、医薬品につきましてもデータベース化とネットワーク化がされまして、一つのソフトで過剰診療なり投薬の過大投薬とかという部分もされています。それも含めて一つ聞きたいんですが、そういうシステムはもう出ているのかどうかお聞かせください。

○副議長（曾我ミヨ君） 並木保険年金課長。

○健康福祉部保険年金課長（並木新司君） 医療、介護、医薬品等のデータベースシステムということでご質問いただきました。

現在、本市では国保中央会のほうで提供しております国保データベースシステムというものを導入する準備をしております、実はもう回線も準備が終わって、端末のほうも健康推進課保健センターのほうの設置を終えております。ただ、宮城県内での接続が今ちょっとおくれておまして、今年の10月に接続するということで今最終の調整をさせていただいております。そちらのシステムですと国保、後期高齢者、医療関係のレセプト情報、そちらのほうの解析等も可能になってきますので、そうしますと投薬、医薬品の状況でありますとか、どのような治療を受けてるかとか、そういった情報を統計的に、また傷病別の分析ということもできるようになるものと考えております。以上です。

○副議長（曾我ミヨ君） 西村勝男議員。

○8番（西村勝男君） ありがとうございます。どうしても医療費、大分、年間1兆円ずつふえているという状況の中で、どのようにして減らしていくかが問題となっておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

最後になりますが、水産加工団地の新規事業者の概要ということで、2社の説明がありました。地元雇用を含めて地元の食産品を使うということでは本当に感謝申し上げたいと思っています。ただ、新せんべい屋さんといいますか、25億ぐらいの商いをされながら、名古屋のほうでは観光バスを誘致しながら観光事業もやられてるというお話も聞きました。新浜の工場でも観光バスを誘致しまして、そういう販売網をつくりたいということであれば、新浜の加工団地の中に食材が大分豊富にありますので、仲卸のほかに新たな観光施設もつくることも可能ではないかと思いますが、その辺につきまして考えありましたらお聞かせください。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 該当する企業には私もお訪問して御礼を申し上げてまいりました。その

際に直販店を見学させていただきました。非常に多くの観光バスが集まっておりまして、ぜひこういったことを塩竈でも企画をしていただければ、近くに仲卸市場という本当に東北一の市場がありますので、相乗効果が上がるのではないのでしょうかというようなご提案はさせていただきますところであります。今、工場建設のほうをまずは中心にということでありますが、このようなご提案も受け入れていただいて、直販店も1店舗まずは立ち上げたいというような意向のようでありますので、ぜひこういった観光客の回遊性というものが高まることをなお一層期待してまいりたいと思っています。以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ君） 西村勝男議員。

○8番（西村勝男君） 本当に前向きな、観光事業についてもすばらしい考えで事業所ができるということは本当に喜ばしいことだと思っております。この市場ができ、そういう観光事業ができる場合には、向かいの観光桟橋から向かい側に渡していただいて、新たな観光ルートの開発も可能ではないかなというふうな気がしています。ですから、定住人口も含め交流人口も含め、やはりこれから前に向かって持続可能な塩竈市、前に向かって発展可能な塩竈市のためにこれからも努力していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で終わります。

○副議長（曾我ミヨ君） 以上で、西村勝男議員の一般質問は終了いたしました。

1番浅野敏江議員。

○1番（浅野敏江君）（登壇） 6月定例会におきまして、先ほどの小野幸男議員に続き公明党会派を代表して一般質問させていただきます浅野敏江です。市長初めご当局の誠意ある答弁をお願い申し上げまして、順次質問をいたします。

初めに、成人保健の充実について2点お伺いいたします。

1点目は、胃がん健診についてです。

国民の2人に1人ががんに罹患し、3人に1人が死亡すると言われている日本人のがんは、昭和56年に脳卒中を上回り、死因の第1位になっています。がんはほぼ同じ値で、以来、脳卒中や心疾患の死亡率が大きく下がっていても、がんはほぼ同じ値で推移し、依然死亡率の第1位のままです。国立がん研究センター、がん対策情報センターのデータによりますと、がんによる死亡率はかつて男女とも胃がんが圧倒的に第1位でありました。現在では男性のがんの死亡率は、1位肺がん、2位胃がん、3位肝臓がんです。女性は、1位大腸がん、2位肺がん、3位胃がんです。ただし、罹患率は男女とも依然胃がんが第1位で、年間10万

人から12万人の患者が出ています。

そこでお聞きいたします。本市の胃がんの検診は現在レントゲン検査と思われませんが、検診率及び罹患率等の検診の状況をお聞かせください。

次に、ピロリ菌除菌による胃がん予防の効果についてお尋ねいたします。

正式名称ヘリコバクターピロリは、通称ピロリ菌と呼ばれ、最近大分聞かれるようになりました。戦前戦後の不衛生な環境により多くの日本人がピロリ菌に感染したと思われています。殺菌処理されていない井戸水を飲料水としていた生活環境の中で、80歳以上の高齢者のピロリ菌感染者は実に8割に及ぶという推計があります。団塊の世代も数多くの方がピロリ菌に感染しております。高度成長期に上下水道が完備されるに従ってこのピロリ菌の感染者は減少しております。

ピロリ菌は胃酸に弱いことが判明しており、母乳やミルクなど比較的固形物を食べない乳幼児の時期はこの胃酸の分泌が少なく、ピロリ菌に感染するおそれが最も高いと言われております。このピロリ菌に感染すると数週間から数カ月で必ず慢性活動性胃炎になります。ここからさらに萎縮性胃炎になるのが20年から30年かかり、さらに胃がんに進む人は1,000人に1人から4人の程度です。慢性胃炎から十二指腸潰瘍、胃ポリープ等さまざまな胃腸疾患に進むケースがあります。まさに慢性胃炎は万病の始まりです。

疫学研究により1991年にピロリ菌感染と胃がんの因果関係が明らかになりました。WHOの関連組織、国際がん研究機関は、1994年、ピロリ菌が明らかに発がん性物質であることを認めました。そして、大規模な臨床試験により2008年、ピロリ菌を除菌することによって胃がんの発生を抑制できることが明らかになりました。2013年2月21日、これまで胃潰瘍、十二指腸潰瘍のピロリ菌の除菌に適用されてきました保険が慢性胃炎に対するピロリ菌除菌にも適用されることになって、このことによって年間5万人もの方が亡くなる胃がんを予防できる道筋ができたのです。このような効果について、本市ではどのように認識し、市民にピロリ菌除菌の必要性を啓発されているのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、このピロリ菌に感染しているかどうかをチェックする必要性についてお尋ねいたします。

10代、20代の感染率は、先ほど申し上げましたように、水道が管理されてから10%から20%の発生に抑えられております。高校卒業時点で除菌をすれば、胃がんを含む胃疾患を抑えることにつながります。一方、60歳以上の高齢者では感染率は70%を超えていますので、既に

前がん状態に進んでいる場合もありますが、除菌後の定期的フォローで生存率を高進できるとの見解が示されております。

そこでお聞きいたしますが、このピロリ菌感染の有無と胃粘膜萎縮の程度を測定し、被検者が胃がんになりやすい状態かどうかを検査する胃がんリスク検査を実施している自治体がふえております。本市においてこのリスク検査をこれまでの胃がん検診に加えるお考えがないでしょうか、市長のご見解を伺います。

次に、市職員、教職員のメンタルヘルスについてお聞きいたします。

東日本大震災から既に3年3カ月が過ぎました。その間、市長初め市の職員の皆様、教職員の皆様は、寝食を忘れ被災者の皆様の対応、復旧復興に日夜懸命に取り組んでいただき、現在も続いております。心から敬意を表します。

市民生活もかつての落ちつきを見せ始めておりますが、心身ともに疲れが見えており、体の不調を訴える仮設住宅の方も少なくありません。常に元気で明るく市民のサービス向上に取り組む職員の皆様が元気を失っては本来の仕事にも支障を来します。そこで、現在の市職員と教職員のメンタル面でお聞きしたいのですが、現在休職されている職員はどれくらいおられるでしょうか。また、職員、教職員のメンタルケアの取り組みについてお聞きいたします。

質問の2項目は、不登校についてであります。

文部科学省によりますと、これまで不登校児童生徒数は年々増加し、平成13年度で国公立の小中学校の不登校児童生徒数が13万9000人に上っています。平成23年度は小中学校の不登校児童生徒数は11万7000人と減少してはおりますが、中学校の不登校生徒数を都道府県別に見ると宮城県が3.08%と最多で、全国平均は2.56%です。宮城県は前年度2.92%であったことから、不登校の生徒数は増加しております。県では東日本大震災の影響としておりますが、今後の調査が待たれます。

本市においては、25年度版塩竈市教育委員会点検評価報告書によりますと、臨床心理士の相談内容で不登校の相談が前年度の倍近くになっておりますが、現在の本市の不登校の実態をお聞かせください。また、その対応についてもお聞きいたします。

最後に、安全な地域づくりについてお尋ねいたします。

先日、牛生ポンプ場も稼働され、藤倉ポンプ場も増設工事が進んでおります。また、これまで高潮、大雨で洪水の危機に見舞われていた尾島、新富町の区域も中の島ポンプ場の改修工事により安全が担保されると期待されておりますが、これらの施設により今後の本市の大雨、

洪水の心配は解消されるのでしょうか。今後の見通しをお聞かせください。

また、平地が少なく、市内、離島を含み急傾斜地が多い本市の崖崩れが依然市民の不安材料です。市の対策をお聞きいたしまして、1回目の質問といたします。ご清聴ありがとうございます。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま浅野議員から3点についてご質問いただきました。

初めに、成人保健の充実についてお答えをいたします。

胃がん検診についてのご質問でございました。

ご案内のとおり、今、日本では五大疾病をいかに克服して健康で明るい地域社会を構築するかということが大きな課題となっているところでありますが、わけてもがん対策といったようなことにつきましては大変大きなテーマであります。浅野議員から胃がん検診についてさまざまな所見からご質問いただきました。詳細なご説明をいただきましたので、私もなかなかご答弁が申し上げにくいところではありますが、まず胃がん検診の実施状況についてからご報告をさせていただきます。

胃がん検診であります。健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業として市町村が実施をすることとされております。本市の胃がん検診の実施状況でございますが、毎年、30歳以上の市民の皆様を対象として、一部自己負担をいただきながら問診及び胃部のエックス線撮影による検診を行っているところであります。この一部負担につきましては、70歳以上の方あるいは生活保護世帯や市民税非課税世帯の方については免除させていただいておりますとともに、国民健康保険加入者につきましてはその全額を助成させていただいているところであります。

平成24年度の胃がん検診の受診実績についてでございますが、3,776人の市民の皆様にご受診をいただき、受診率は10.6%でありました。対前年比では0.6ポイントの増とはなっておりますが、宮城県平均受診率17.6%と比較をいたしますと残念ながら7ポイントほど低い状況ということでございます。全国で見ますと平均受診率が9.0%でございますので、全国平均に比較をいたしますと本市の受診率が若干上回っているという状況でございます。

なお、平成25年度の受診率につきましては、3,873人に受診をいただき、10.8%、前年度比プラス0.2ポイントの増となっておりますが、県平均、全国平均はまだ数字がつかめておりませんので、本市の受診状況だけご報告をさせていただきます。また、本市の胃がん検診につ

きましては、検診受診率が県平均値に少しでも近づくことができますよう受診機会の増加に向けたさまざまな取り組みを行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

そういった中で、胃がんの対策として極めて有効ではないかと言われておりますピロリ菌除菌による胃がん予防の効果についてご質問いただきました。

ピロリ菌と胃がんとの関連につきましては、このところテレビ、雑誌等を通じ多くの報道が行われているところであります。この関連性については、関係する医療機関等でこれまで多くの研究が進められてきており、ピロリ菌を除菌すると胃がんリスクが3分の1に軽減されることなどが報告をされ、ピロリ菌除菌の胃がんに対する予防効果が一定程度確認をされていると判断をいたしております。一方、ピロリ菌の除菌後やピロリ菌の抗体検査が陰性であった場合でも胃がんが報告される事例等もございますことから、本市としてはピロリ菌の除菌が成功した後におきましてもぜひ定期的な胃がん検診を受けていただくよう指導させていただいているところであります。

次に、胃がんリスク検診の実施についてのご質問でありました。

ピロリ菌の除菌療法に関しましては、議員のほうからも詳しくご説明をいただいたところでありますが、重複するかもしれませんが、お聞き及びいただければと思います。

胃がん検診にあわせて行う場合には、ピロリ菌感染の有無を調べますピロリ菌抗体検査と、先ほどもご説明いただきました胃の粘膜の萎縮の有無を調べますペプシノゲン検査、胃部エックス線撮影及び内視鏡等の画像による診断をあわせて行い、ピロリ菌の除菌療法につなげていくというのが効果的な実施方法でございます。また、若い世代ではピロリ菌による胃粘膜の萎縮が余り進行いたしていないことから、胃がん検診とは別に呼気や尿等によるピロリ菌抗体検査のみを行い、ピロリ菌の除菌療法につなげるといったようなことも行われております。

現在、本市の胃がん検診につきましては、がん検診が健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけられたことに伴い定められたがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に沿って、問診及び胃部エックス線撮影による検診を実施させていただいております。この指針は、市町村が科学的根拠に基づくがん検診を推進するため、厚生労働省が定めたものであります。現在、県内において胃がん検診にあわせてピロリ菌の抗体検査等を実施しているという市町村単位の取り組みはないようであります。

本市といたしましては、ピロリ菌を除菌することにより一定程度胃がんの予防効果が図られ

ますとともに、将来の医療費軽減効果が期待できるものと考えているところであります。そのため、ピロリ菌の抗体検査等について胃がん検診にあわせて行う場合や胃がん検診とは別に若い世代を対象として実施する場合等について、検査対象年齢や検診の具体的な方法などについて、胃がん検診等に関する国の動向を見据え対応させていただきたいと考えているところであります。また、あわせて、検診を委託している地元医師会のご意見や、これまで広域的な取り組みとして連携をいたしてまいりました近隣一市三町の動向等も調査をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、市職員、教職員のメンタルヘルスについてご質問いただきました。

メンタル面の疾患で病気休養中の本市職員であります。30日以上病気休暇、病気休職中の市職員、平成26年6月現在で9名であります。また、塩竈市の小中学校の県費負担教職員に関しましては、5月末現在で教職員285名中3名が30日以上病気休暇、病気休職を取得いたしております。

次に、メンタル面の疾患で病気休養中の職員、教職員の対応についてであります。

まず、本市の対応であります。医師の診断書に基づき、病状回復まで必要な治療や療養を行っていただいております。状況により主治医と本人、さらに所属部門長との三者面談などを通じて復職に向けて協議などを行い、スムーズな復職環境が整えられますよう努力をさせていただいております。

また、教職員であります。校長、教頭などの管理職が休暇・休職中の職員に連絡をとったり訪問をすることで、定期的に本人の病状や治療の様子を確認いたしております。また、状況により主治医の診察に付き添い、本人の意向も取り入れながら治療方針や復職に向けた計画を立てることで、復職、復帰の支援を行っているところであります。

次に、生きる力を育む教育の充実の一環として、不登校問題についてご質問いただきました。後ほど教育長からご答弁をさせていただきます。

次に、安全な地域づくりについてお答えをいたします。

大雨・洪水、急傾斜地対策についてのご質問でありました。

初めに、大雨・洪水対策についてであります。

本市の雨水対策は、下水道事業計画によりまして、目標といたしましては10年に1回発生する大雨、具体的には時間雨量が52.2ミリを目標値として定めております。しかし、全ての地域でこの目標を達成するためには膨大な時間と費用を要するため、市内全域を対象に段階的

に雨水に対する安全度を引き上げていく対策を講じているところであります。

ご質問の例えば藤倉ポンプ場、牛生ポンプ場につきましては、段階的な整備目標を時間雨量約40ミリと設定して整備を行ったところであります。したがって、今後は40ミリ以下の雨量ではこの流域の皆様方には安心してお暮らしいただける環境が創設できたものと考えております。また、現在、復興交付金事業として実施をいたしております藤倉ポンプ場増設工事や中央第二ポンプ場、中央第二貯留管などは、震災後の平成23年9月の台風15号で浸水被害をもたらしました時間雨量44.5ミリに対応させて整備を行っております。この施設が完成をいたしますと時間雨量44.5ミリ以下の雨量に対しましては安心してお暮らしいただける環境が提供できるものと考えておりますし、今後ほかの施設につきましてはこの時間雨量44.5ミリに対応するポンプ場の整備等を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、急傾斜地が多いというようなことで、本市の崖崩れ対策等についてのご質問でありました。

本市における危険な急傾斜地につきましては、宮城県が実施調査をされており、現時点では浦戸の16カ所を含め市内全域に89カ所の急傾斜地・崩壊危険箇所がございます。これら危険箇所への対応といたしましては、地震発生時や大雨など有事の際に危険箇所の点検パトロール等を実施させていただいているところでありますし、またその際には崖地に近い必要な世帯に対しましては、例えば1階には休まないで2階に寝ていただきたい、また1階に休む際にも崖地からできるだけ離れたところで休眠をとっていただきたいというようなご指導をさせていただいているところであります。

また、今回見直しを行いました本市の地域防災計画の中では、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、また予防警報及び土砂災害警戒情報の伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するため必要な警戒・避難体制の整備を行っているところであります。さらに、土砂災害防止法で指定されております土砂災害警戒区域でのハザードマップの作成及び指定区域の周知徹底並びに迅速な情報伝達などあわせて実施をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 高橋教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 生きる力を育む教育の充実、不登校の実態と対策についてご質問いただきました。

不登校の実態でございますが、不登校問題は学校教育の根幹にかかわる深刻な課題であると認識しておるところでございます。塩竈市内の小中学校における不登校児童生徒の割合は、平成22年度は2.1%、平成23年度は2.1%、平成24年度は3.1%、平成25年度は2.8%でありました。教育委員会では、平成24年度の不登校の急激な増加状況を踏まえまして、指導主事とスクールソーシャルワーカーの2名で全ての学校を訪問しております。各校における不登校総数85名の児童生徒個々の状況を聞き取り、それぞれの事情に応じた対応策や再登校の手だてについて話し合いを進めてきているところでございます。

不登校のきっかけと考えられる原因については、調査の結果から、けんかなどの友人関係をめぐる問題、親子関係をめぐる問題、本人に関する問題などが多数を占めておりますけれども、不登校はさまざまな原因でどの子にも起こり得ることであることを調査の結果からも再認識したところでございます。

次に、不登校の対策についてですが、各学校及び教育委員会では不登校を生まないことを第一義とし、組織的かつ段階的に取り組んでおります。具体的には、わかる授業、魅力ある授業づくり、信頼し合える学級づくり、自主的活動、体験的活動を行っており、児童生徒が自己存在感が持てる学校生活の実現を前提としながら、児童生徒の状況に応じてさまざま対応しているところでございます。

まず第1番目は、不登校傾向の子供についての定期的な情報交換を行い、適宜その児童生徒に対して定期教育相談やチャンス相談を行うことで対応しているところでございます。

次に、不登校ぎみになった児童生徒の対応については、学級担任を中心にサポートチームをつくり、一人一人の事情に合わせて家庭訪問や電話での連絡、保護者への協力を求めること、補充的な学習支援等を通して、焦らずじっくり対応しているところでございます。

次に、不登校が長期化した場合には、校長を初めスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭もかかわっての相談や、状況により塩竈市青少年相談センターのカウンセラー相談、けやき教室などへの通所を勧めるなど、関係機関等と連絡しつつ段階的な登校、学級復帰を促しておるところでございます。

今後とも教育委員会におきましては、新たな不登校児童生徒を生み出さない風土の醸成を基本としながらも、不登校解消のために個別的にきめ細かに粘り強く対応してまいりたいと考えておるところでございます。以上であります。

○副議長（曾我ミヨ君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。市長初め教育長のご丁寧なご答弁、大変ありがとうございます。

それでは、初めに胃がん検診の部分について再度お尋ねいたします。

この胃がんの治療費は、今、年間300億円、日本でかかっているというふうに言われています。先ほども申し上りましたように、既に団塊の世代の方たちがこのがんの年齢に達しておりますので、今何の対策もしなかったらこれはますます医療費がふえていくということで、これは本当に本市だけでなく、国全体の問題でも大きな問題かと思っております。

先ほど市長のほうからもお話がありましたように、ピロリ菌の除菌が大変効果があるというのがようやくこのごろ私たちの間でも耳にしてまいりました。実は、今回このピロリ菌につきまして市長初め多くの職員の方に聞きましたら、大抵の方が除菌をされてるんですね。市長は大変素直だそうですので、1回の除菌でピロリ菌がなくなると。これはピロリ菌に感染してから期間が短いとか、またお酒をたくさん召し上がらない方は比較的除菌が軽く済むということですので、その辺、建設部長、よくお聞きになっていただければと。

そのようなことで、この除菌が大変効果があるということで、日本でも2000年に胃潰瘍とか十二指腸潰瘍に限りこの除菌が行われました。それだけでもこの10年間で約60%の発生率が減ったと。そして、2000年当時7万人いらっしやった胃潰瘍、十二指腸潰瘍の患者は2011年には約4万人になっていると。医療費のほうも45%削減されている。大変こういった効果がありました。

公明党のほうの話でありますけれども、こういったことを踏まえまして、この十二指腸潰瘍、胃潰瘍の時点で除菌するのではなくて、もっと手前の慢性胃炎というところから除菌した場合、もっと効果があるのではないかということで、全国的に署名運動を展開いたしまして、約100万人の方からご署名をいただきまして、2012年に胃がん検診のときにピロリ菌の検査も追加することと、それからピロリ菌の除菌を慢性胃炎のところから行うようにということで、国のほうにその署名を出して、また国会でも何度も質問させていただきました結果、2013年2月から、昨年2月からこの慢性胃炎の段階でピロリ菌の除菌の保険が適用されたという結果が生まれました。ですので、まだまだこのピロリ菌の除菌に保険が適用するということを知らない市民の方もたくさんいらっしゃると思うんですが、この際、今回質問したことによってこのことが多くの市民に行き渡ることを念願してるわけですので。

そこで、市立病院におきまして、これまでのピロリ菌の除菌、十二指腸潰瘍、胃潰瘍の段階

から保険が適用になるといっていただいても、本庁でお聞きいただいてもたくさんの方が除菌していると。これがどういったような経過で、検診を受けないでピロリ菌の除菌に結びついているのか、それとも、私の知っている方はやはり吐血をして救急車で運ばれて、胃潰瘍の治療をした後にピロリ菌も除菌しますねということで、初めてピロリ菌の除菌ということを知ったという方もいらっしゃいます。どういった経過で、また市立病院のほうで患者さんで来られた方がピロリ菌の除菌に結びついているのか、最近の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） それでは病院のほうからお答えいたします。

浅野議員も詳しくピロリ菌をご存じなので、私が述べるところはないかもしれませんが、ピロリ菌そのものは、議員おっしゃったとおり胃潰瘍、十二指腸潰瘍の原因ということで、まずそれ以前は、ピロリ菌が見つかるまでは非常に再発が多かったです。ところが、ピロリ菌が発見されて、除菌しますとびたりと治った。私も保険適用なる前から除菌してたことありまして、そのことはよく知ってますけれども。

胃潰瘍、十二指腸潰瘍、もう一つ別の概念で慢性胃炎というのがございまして、日本で有名な論文がございまして、2001年に呉共済病院の上村先生という方が、ピロリ菌を持っている方と持っていない方を七、八年ぐらい経過を追ってみたら、ピロリ菌ない人はがんが出なかった、ピロリ菌を持ってる人ががんが出た。ということで、やはり胃の中に何か炎症が起きて荒廃して行ってそこから出てくるんじゃないか、そういうことで日本でも慢性胃炎に除菌すればがんが防げるんじゃないかということになりまして、うちの病院でも5年ぐらい前からピロリ菌外来をやっています。それは自由診療でやっています、もちろん潰瘍とか十二指腸潰瘍の方は保険が適用になりますから保険でできるわけですがけれども、それ以外の方、ピロリ菌と言われた方は自由診療の形でやっておりました。昨年からは保険が通るようになったもんですから保険でやっています。

どういう経過で皆さんいらっしゃるかというと、いろんな新聞とかニュースとかで情報を仕入れる方もいらっしゃいますし、それから我々人間ドックとかやっていますから、そういう中で受けられて、それで除菌に行く方、それからあとやはり高血圧、糖尿病、いろいろかかっている方がやはり新聞等を見て、ピロリ調べてくださいと来る方もいらっしゃいまして、そういう段階で除菌していくと。除菌する方は、保険が通ってからは非常に多くなってきております。ですから、さっき市長答弁ありましたように、除菌することによって完全にゼロに

はならないんですけどね、胃炎が大分進んでますと。危険は3分の1くらいに減るんですが、若いうちに除菌すると、まずはかかってないと同じぐらい治るんじゃないかということで、やはり若いうちのほうが除菌というのは我々も勧めていったほうがいいかなと思っています。以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） 今、病院事業管理者のほうから詳しくご説明いただいたので、本当にピロリ菌の除菌ということが大変大切だということを私も認識いたしました。

ピロリ菌の除菌は、今も言ったように効果があると。そして、今、病院事業管理者がおっしゃったように、さまざまな形で調べてくださいというふうな形。もちろん今回の質問の中で、がん検診のエックス線検査の場合は、既に胃の中にもがんがあるかないか、それから胃が萎縮しててこれからがんが発生する可能性があるというのがわかるかどうかという部分で、決してピロリ菌があるかどうかをわかる検査ではないわけですね。

リスク検査といまして、私はさっきリスク検査とだけ言ったんですが、このリスク検査、ABC検査ともいって、血液だけでまずわかるという部分もあるんですが、この辺のことを詳しくお話ししていただいてよろしいでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） じゃ私のほうからお答えいたします。

今、人間ドックでもやってますABC検診といまして、ペプシノゲンという、ペプシンという酸を分泌する細胞なんですけれども、萎縮が進んでいくと、ペプシノゲンのⅠとⅡがあって、それが少なくなっていくんですね。Ⅰが少なくなると、ⅠとⅡの比がある一定基準に下がってくるというか。それとピロリと組み合わせるんですね。すると4つの段階ぐらに分かれるんです、ABCDと。Aの段階ですとピロリもマイナス、ペプシノゲンも陰性なんで、がんになる確率は少ないんじゃないか。Bの場合は、ピロリがいる、ペプシノゲンはいない。Cの場合は両方いるという感じ、Dの場合はいないということ。この中でやはり注意しなきゃいけないのはDの両方陰性の場合なんです。人間の胃というのは胃炎が進み過ぎちゃうと今度ピロリ菌が消えちゃうんですよ。D群とA群がまじってくるものですから、やはり画像診断とあわせてやるのが正しいんじゃないかと私は思ってます。要するに、同じマイナスでも内容が違って来るんですね、ピロリ菌が既に胃が荒廃してしまっただけで消えちゃったと。まだくっついたばかりだとか、そういう差があるものですから、ですからやはりA

BC 検診を受けられる方は胃の内視鏡かレントゲンを必ず一緒に受けている方が多いものですからそういう区別がつくんですけれども、ですから、できれば画像も組み合わせていくと。ただ、若い方の場合は除菌だけで済む場合もあるんじゃないかと思いますが。以上です。

○副議長（曾我ミヨ君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） 大変わかりました。このABC検査をどのように表現しようかと、私ちょっとわからなかったもので、済みません、病院事業管理者のお力をかりました。

今言われたように、病院事業管理者からも何回もお話がありますように、ピロリ菌というのは胃酸に大変弱いということがわかっております。ですから、胃酸がなかなか出てこないとか、まだ胃酸が胃の壁から出てこない乳幼児のときにはピロリ菌がかかりやすい。今10%から20%しかいないというのは、水道が日本の場合、本当に浄化されてまして、その水を飲んだとしても、よく生水を飲むとおなかを壊すと言いますが、こういった水道水を飲んだとしても、ピロリ菌が感染する割合は少ないということで、今10%から20%の方しかいらっしやらないということなわけですけれども。

逆に言うと、若いから安心、ピロリ菌はないかという、今いろいろ海外にも行くことがございまして、ミネラルウォーターを飲んでいても、そこに入っている氷が果たして衛生的な氷かどうかわからない。これは世界の中でも中国、韓国、日本というふうに、比較的この国民が胃がんの発生率が高いということで、風土的な問題とか、地域的な問題でもあるんじゃないかというふうなことも国際的に言われてるらしいです。ですので、ぜひ若い方、病院事業管理者が何回もおっしゃっていただいたように、若い方の検診、そしてABC検査はまず血液検査でピロリ菌があるかないか、ずっと進んでしまったらピロリ菌自体もなくなってしまいますけれども、若い世代は感染したとしてもまだ日数がそんなにたっていないので、そこまで重篤な状況にはなっていないと。ぜひこの段階で何らかの形で検査または助成をお考えにならないかということをお聞きしたいんです。先ほど市長のほうも、国の動向と、それからさまざまなことでこれからこのことを検討してまいりますという前向きなお答えをいただいたんですが、いま一度、病院事業管理者のお話を聞いて、必要性についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、病院事業管理者のほうからピロリ菌と胃がんの関係について、私も勉強させていただきました。

前段申し上げましたように、五大疾病をいかに退治していくかということが地域社会にとって大きな課題でありますので、このピロリ菌というような、ピロリ菌を退治すると言ったらいいんですか、そういったことがどのような形で行われるかということについては、我々行政も例えば抗体検査をまずはやっていただくとか、そういったところからどのように入っていったらいいかということについて、早速勉強させていただきたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） そこで、きょうは市長に応援のメッセージが一つございます。

実は、今回、特定健診の用紙の中に東北メディカル・メガバンク機構でことしから塩竈市も協力することになりました。その中の裏面を見ましたら、血液検査、今回協力した方に対して血液検査でヘリコバクターピロリと、先ほど胃の萎縮があるペプシノゲン、この検査もあわせてしていただけることになってるわけなんです、市長。それで、この検査の結果はきちんと個人に返ってくる。そして、その後10年間はさまざまな問診があって体の調子がどのように進んでいくかということですので、この機会にぜひこの特定健診の中の地域コホーズでしたか、協力すれば、ぜひ地域住民コホート調査ということに協力していただければ、その中の血液検査で今言ったようなヘリコバクターピロリ、あとペプシノゲンの検査も含まれるということが、私ここに電話をかけまして、けさわかりました。ぜひ7月に検査がありますので、それでまずそのことによってそこから除菌に進む方もいらっしゃるし、またもちろん内視鏡をしてからの除菌ですので、そこで胃がんの早期発見、早期治療にも結びついていく可能性もありますので、地域の住民の特定健診をぜひ私たち初め受けていきたいなと思っておりますので、これは市長に対する応援のメッセージですので、どうぞ、先ほどの検討を二市三町、それから国の動向を見ながら検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、メンタルケアについてお聞きいたします。

今の国会で職場環境改善などを目的とする労働安全衛生法改正案が示されています。これはほぼ確定でございますけれども、来年度から、これによりますと従業員50人以上の事業者に対して従業員の心理的負担の程度を把握するためのストレスチェックを実施するように義務づけられることになりました。

そして、なぜそのようなことになっているのかといいますと、先ほど市長の答弁にもありましたように、やはり今このようなメンタルの部分でやむなく休業、また離職する方も今ふえ

ている。国の調べによりますと、2012年で全国で475件の方が精神障害の労働認定がされてると。そしてこれは3年連続最高値をずっと更新してるという結果が出ました。これは本当に今若い方が少なくなって、さまざまな職業の方たちが、せつかくの人材が力を発揮することなく戦線離脱をしなければならぬというような状況が今日本の経済に大きく影を落としてると思います。これは先ほど申し上げましたように本市においても決して他人事ではないと思います。先ほど市長がそれに対する現在の対応、お聞きいたしました。このことも来年度から全て義務づけられます。

今心配なことは、先ほど市長のお答えにもありましたが、医師の診断、そしてなぜその方がその職場に戻れないのか、その原因を丁寧に対応していただきたい。これは来年から検査の結果、従業員に個別通知をして、お医者さんからのまた面接指導、そして医師の意見を聞いて適切な事後措置をしなければならぬというふうに義務づけられてくるわけです。そうなりますと、こういったことをしても結果出てこなければ、また何らかの対策をしていかなければならぬと。また、逆に、そういったことを職場のほうに申し出て、逆に不利益な立場になってしまうんじゃないかということも心配されておりますけれども、これでもそういったことは法律で禁止をしていくと。また、適切な方法もしっかりと思料していくというふうに来年度からいろいろ事細かに決められるわけでございますので、50人以上の従業員、職員を初め本市もこれに該当するわけでありまして、どうぞ今年度から今の職場環境をもう一度見直していただいて、対応を早急をお願いしたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

○副議長（曾我ミヨ君） 高橋市民総務部次長。

○市民総務部次長兼総務課長（高橋敏也君） 職員の健康面、ご心配いただきまして、ありがとうございます。

ただいまのストレスチェック事業でございますけれども、本市におきましては、24年、25年と、ことし26年になりますけれども、3カ年連続で国の委託を受けました地方公務員災害補償基金というところで実施しております無料のチェック事業を利用させていただいておるところでございます。震災後から統計としておるわけでございますけれども、やはり総体的に業務量多い関係もございまして。ストレスの度合いは平均的な度合いと比べまして本市の状況は高いという状況になってございます。ただ、若干ずつではありますけれども、度合いが低くなってきているというような状況にもなっております。それで、やはりその後のフォロー

が大事でございますので、ストレスの高い職員につきましては専門のカウンセラーの方の相談事業とか実施するような形がとられております。これは3年間の事業でございますので、ただいまの労働安全法の改正を受けましてその後どうなるかというのは今後の課題になるかなと考えております。以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

本当に今おっしゃったようにフォローが大切であります。やはりお医者さんのほうから診断書を持ってきてる職員の方、また教職員の方たちが職場環境でこのようにしていただければというようなことも多分にあると思います。ぜひその辺のことを考慮していただきまして、できるのであればその辺のことを、本人の気持ち次第とかっていっても、今はこれはメンタルヘルスということで、本当に気分次第ではなくて、本当にそれが朝職場に行けない、また食欲がなくなった、体重が減ってきてると、現実問題出てきてるわけでありまして、ぜひこの辺のことをご本人の立場に立ってのフォローをぜひお願いしたいと思います。国の制度は今言ったようにもっと中身が濃くなって、恐らくこれに対する予算も大きくかかわってくると思いますので、ぜひ今からその部分をチェックしていただきまして、職員の方、また学校の先生たちが元気になって、対応していただくのは市民でありますので、やはり市民がそれによってサービス向上なり喜んで、不登校の子供たちに結びつくわけでありませんが、子供たちが元気に学校に行けるというような状況をつくっていくかなめでもありますので、ぜひその辺はお願いしたいと思います。

次に、不登校の件でございますけれども、不登校は30日以上とか一定の期間があつて学校に戻れる子はいいです。先ほど教育長もおっしゃったように、その後のさまざまなその先のことでもございますけれども、小学校、中学校が終わって高校に入った場合、そこで不登校はなくなるのかというと、また何かきっかけになって不登校が始まり、それが高校であれば退学になって、そのまま今度引きこもってしまつて社会に出なくなると。これも大きな2次的、3次的要素だと。その一番最初の小さな芽がこの不登校だと思いますので、ぜひその辺のこと、小学校、中学校、また一塩竈市の教育委員会だけの対応でなくて、県のほうとか地域関係者とかのかかわりの中で、どのような検討されて、どういったふうな指針とかが出てるのか、その辺おわかりでしたらお教え願いたいんですが。

○副議長（曾我ミヨ君） 議事の都合によりあらかじめ会議時間を延長いたします。

高橋教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 今、指針というお話なんです、ちょっと私の今の資料の中にはないんですけれども、子供たち、小学校で不登校傾向、不登校傾向というのは1週間以上休んだ子供でありまして、30日以上休んだ子供を不登校児童生徒というふうに規定しております。ですので、飛び飛びでも不登校傾向の子供がだんだん休んでいきますと30日を超えてしまうと、あと登校しても不登校ということにはなるわけですけれども、そういった子供が進学、つまり高校に行くことで学校復帰ができる場合もあります。また、行っても再度不登校に陥るといった子供もおります。

そういった子供たちも含めてということかと思いますが、やはり一番最初の小学校時点での不登校対策というのが一番大事なんだろうなと思っております。今、子供たちの体位が非常に早く成長するということがあつて、それに伴って思春期も小学校の高学年のところにおりてきているような様子が見られます。そういったところでの対応、これがなかなか難しいところがあります。そういったところを踏まえて、小中が連携した形での学習だけでなく生徒指導面での小中連携も含めて今押し進めているところでありますが、そういった中で子供たちを育てていくと。そして、中学生、どうしても小学校から中学校に上がったときに不登校がふえるものですから、小学校でまず少なくして、中学校で対応して、送り出すときに何とか新しい場で再出発できるような形を進めてまいりたいと思っておるところであります。

○副議長（曾我ミヨ君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。ぜひ子供たちの未来がかかっておりますので、対応方よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、今回、土砂災害のこととかお聞きしたいんですが、新しい防災計画の中に土砂災害の避難のこと、また経路のこと、ハザードマップに示されるということをお聞きして、大変うれしく思いました。やはりこれまではどうしてもハザードマップといいますと地震、津波というイメージがありまして、大雨の部分の雨量の関係がありまして、やはり土砂災害というのは先ほどお聞きしましたように本市においてもたくさんあるわけですね、そういった危険区域が。以前、そういったことをご説明があつたときに、やはり地域住民の方は自分が住んでるところのすぐ後ろの土砂が崩れたらどうしてくれるのっていうよりも、そこに家があるのでそうなったら逃げるしかないんですということを聞いて、いわばソフト面だけの部分で国は示したわけでございますので、まだまだハード面ということが追いついてない。でも

これまでも本市で何か所かこういった意味のハード面の整備もしていただいております。本当に大きなお金と時間も要すると思いますので、あわせて進めていただきながら、このハザードマップに示されてるそういった危険区域の部分をより多くの住民の方に知っていただくような対策、施策を講じていただきたいと思いますので、それをお願いいたしまして、私の質問を終わります。本日はありがとうございました。

○副議長（曾我ミヨ君） 以上で、浅野敏江議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明21日、22日を休会とし、6月23日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾我ミヨ君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、6月23日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年6月20日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会副議長 曾我ミヨ

塩竈市議会議員 田中徳寿

塩竈市議会議員 志賀勝利

平成26年 6 月 23 日（月曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 3 日目）

議事日程 第3号

平成26年6月23日（月曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員（16名）

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員（1名）

15番 高橋卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
健康福祉部長	桜井史裕君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長	荒井敏明君
水道部長	佐藤信彦君	市立病院事務部長	伊藤喜昭君
市民総務部理事 兼政策調整監	福田文弘君	市民総務部次長 兼総務課長	高橋敏也君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷 古 正 夫 君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐 藤 修 一 君
建設部次長 兼土木課長	赤 間 忠 良 君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐 藤 達 也 君
水道部次長 兼工務課長	大 友 伸 一 君	市立病院事務部次長 兼業務課長兼経営改革室長	鈴 木 康 則 君
市民総務部 危機管理監	鈴 木 正 信 君	会計管理者 兼会計課長	星 清 輝 君
市民総務部 政策課長	川 村 淳 君	市民総務部 財政課長	阿 部 徳 和 君
市民総務部 税務課長	小 林 正 人 君	健康福祉部 保険年金課長	並 木 新 司 君
産業環境部 水産振興課長	佐 藤 俊 幸 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武 田 光 由 君
教育委員会教育長	高 橋 睦 麿 君	教育委員会 教育部長	菅 原 靖 彦 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会 澤 ゆりみ 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡 辺 常 幸 君
教育委員会 学校教育課長	高 橋 義 孝 君	監 査 委 員	高 橋 洋 一 君
監査事務局長	佐 藤 勝 美 君		

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼庶務係長	安 藤 英 治 君	事務局次長 兼庶務係長	佐 藤 志 津 子 君
議事調査係長	鈴 木 忠 一 君		

午後1時 開議

○議長（佐藤英治君） 皆様、こんにちは。

ただいまから6月定例会3日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、15番高橋卓也議員の1名であります。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、6番香取嗣雄議員、7番阿部かほる議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（佐藤英治君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は全て一問一答式で行います。

16番小野絹子議員。

○16番（小野絹子君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表しまして一般質問を行います小野絹子でございます。本日は、一般質問2日目でございますが、多くの市民の皆様にご傍聴にお願いいただき、感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして、7項目の質問をいたします。

第1に、新魚市場整備事業についてお伺いします。

5月21日の産業建設常任協議会での新魚市場整備事業の進捗状況の報告や、5月26日の全員協議会での魚市場の現場視察で、現在工事が進められております本体工事であるB棟の建設状況や、宮城県が行っている岸壁災害復旧工事を視察しました。高度衛生管理型荷さばき所B棟は、この6月議会で電気や設備工事の契約が提案されており、27年の2月の完成を目指しております。ところが、荷さばき所A棟と荷さばき所保管施設C棟は、28年3月までの完成を目指しておりましたが、宮城県が行う岸壁災害復旧工事が2年間おくれのために29年度までかかるので、荷さばき所のA棟、C棟の建物は30年度末になると報告されました。一昨

日の西村委員の新魚市場のスケジュールはとの質問に、市長は丁寧にお答えしておりましたので、岸壁の復旧工事が2年おくれる内容の説明はわかりました。潜水夫が潜って調査したところ、新たにくいを打たなければならないというのであります。岸壁の災害復旧工事が2年おくれれば、新魚市場の荷さばき所のA棟、C棟の建設がさらにおくれます。しかも、塩竈市の魚市場の改築工事は、水揚げの業務をやりながら改築をするというのでありますから、新魚市場の完成が30年以降になってしまうようなスケジュールの変更になりますと、近隣の石巻や気仙沼の魚市場の建てかえは早いところで27年度完成と言われておりますので、このままですと、塩竈市魚市場や関係する業界の方々にとっては、水揚げに大きな影響が出て、死活問題になります。早期の完成を目指すには、近隣の岸壁に仮市場、仮荷さばき所を設置して、暫定的に日常的な水揚げ業務を行えるようにし、現在の魚市場を一挙に解体して、宮城県が行っている岸壁災害復旧工事を早期に完成させる手法をとるべきではありませんか。そして、新魚市場の建設を計画どおり進めるべきであります。

6月13日に塩釜市水産振興協議会の佐藤晴一会長から、市議会議長に、塩竈市新魚市場の早期完成等に関する要望書が提出されております。市長は、当局に出された要望書を踏まえて、国、県にも働きかけていくとの答弁がありましたが、市と議会、業界が力を合わせて、国、県への働きかけに拍車をかけて求めていくべきだと思います。改めて、市長の決意とお考え、見通しについてお聞きします。さらに、全漁連前の岸壁を利用した仮市場、仮荷さばき所の設置についての考えや見通しについてお聞きいたします。

第2は、利府中インター線、従来の越の浦春日線ですが、平成19年度に県道利府中インター線に昇格して、国道45号までの2キロメートルの区間を宮城県が整備することになっております。国道45号と三陸縦貫自動車道にアクセスする県道利府中インター線は、広域の道路として、また緊急輸送道路、ネットワーク道路として重要な路線でございます。また、背後地の新浜町には、新浜魚市場や仲卸市場、加工団地があり、水産塩竈の物流、流通路として極めて重要な路線でございます。さらに、災害時の避難道路でもありますので、東日本大震災を踏まえ、利府中インター線の一日も早い全線開通が求められております。

当市議団は6月9日に、高橋千鶴子衆議院議員や天下みゆき県議とともに復興庁を訪ね、第2期工事の1.5キロメートルの区間を東日本大震災復興道路として着工できるように求め、要望書を提出し、被災地に沿った取り組みを求めてきました。さらに6月10日に、宮城県仙台土木事務所を訪ねて、第1期工事の土地の買収状況をお聞きし、早期の整備をお願いしてき

ました。

私は、利府中インター線で2点お伺いいたします。

1点目は、第1期工事の進捗状況と、第2期工事の見通しの取り組みについてお伺いします。

第2点目は、第1期工事で移転を余儀なくされる吉津集会所の移転先について、どのようにお考えになっているのかお伺いします。

第3は、吉津トンネル内の安全対策についてお伺いします。

6月11日早朝に、地域住民の方から、吉津トンネル内の歩車道分離の鉄柵が歩道部に倒れているので、子供たちの通学前に歩けるようにしてほしいと連絡が入りました。その方は市役所にも連絡をしてくれましたが、私もすぐ駆けつけて現場を見て、当直に連絡しました。担当課では、通学前に一定の対応をされ、今は危険のないように暫定的に対応しております。鉄柵といいますか、フェンス分は老朽化しており、危険と思われる箇所について数カ所縄で縛っていたようではありますが、その縄が全部何者かに切られてしまい、老朽化のひどい部分の鉄柵が歩道に倒れたのです。特に通学路ですので、安全対策として歩車道分離の新たな鉄柵の整備を求めますが、いつごろまでに整備されるのかお伺いいたします。

また、トンネル内の明るさですが、吉津トンネルは全線93メートルと結構長いので、子供たちが通学路として安心して歩けるように、もっと明るくすべきであります。対応についてお伺いします。

第4は、越の浦雨水ポンプ場の着工についてお伺いします。

越の浦雨水ポンプ場については、昨年の6月議会の私の質問に、市長は「国道45号線沿いの浸水被害を軽減するために、越の浦1丁目地内の仙石線西側に越の浦ポンプ場を新設することとしており、現在計画流入量は毎秒8.5トンを想定し、規模、構造などについては調査、設計を実施の中で、今後の進捗にあわせ、JRや国道管理者など関係機関との調整を図って事業を進めていくと述べておりましたが、25年度はポンプ場の契約まではいかず、25年度の予算は繰越明許となり、26年度のポンプ場の事業費は13億円が予算化されております。6月議会初日の13日の質問で、越の浦ポンプ場の設計について、6月末までに完成すると述べておりましたが、改めて関係各機関との調整状況や設計の見通しについてお伺いします。

さらに、ポンプ場の契約時期の見通しについてお聞かせください。大雨や集中豪雨で、ダブル踏切付近は杉小や二中の子供たちが通学できない状況になります。ポンプ場の建設とあわせ、ダブル踏切付近や吉津地域の庚塚水路の下流部分の水害対策としてポンプ場までの流入

路、排水路の整備についてのお考えをお聞かせください。

第5は、震災復興の現状と支援で3点についてお伺いします。

東日本大震災から3年3カ月余りが経過し、今後災害公営住宅の建設や、津波被害再建支援での民間の住家の建設が進み、仮設住宅やみなし仮設住宅からの引っ越し費用の支援が求められております。近隣の七ヶ浜町では78万円、多賀城市では1人30万円、家族数によって最高で50万円が支援されています。当市議団は、機会あるごとに引っ越し費用の支援を求めてきました。市長は、宮城県から交付された13億8000万円については、残金が5000万円程度で支援できないと述べておりますが、東日本大震災で住家をなくした人たちがやっと安心して暮らせる居場所に引っ越しするのでありますから、引っ越し費用を捻出するのも市長の考え一つではないでしょうか。1点目は、引っ越し費用の支援について、市長のお考えをお伺いします。

2点目は、仮設店舗への支援について3点お聞きします。

この問題は、マリゲート前にあるしおがま・みなと復興市場の16店舗と、本町・くるくる広場、もとの今野屋跡地であります。その4店舗については、平成26年度当初予算で5400万円が予算化され、解体、撤去を行うこととしております。解体の理由は、マリゲート塩釜の西側の階段から、大型ショッピングストアまでの避難デッキを建設するとしております。来年1月20日までに仮設店舗から出てもらい、本設店舗に向け対応してほしいと市当局から説明を受けたと関係者からお聞きしました。仮設店舗では、本店舗に向けグループ補助金の申請のため、7月に向け準備をしている店舗もありますが、移転先の復旧・復興が進んでいないために、まだ見通しが持てないでおります。しかも、土地の高騰、資材の高騰で混乱を抱えているのが実情です。このままでは、仮設店舗の方は路頭に放り出されるのと同じではありませんか。

そこで3点についてお伺いします。

1点は、仮設店舗に対しての移転先の支援は、この間どのように行ってきたのかお伺いします。

2点は、来年1月中の移転については、現時点で困難と思われれます。移転、解体の先延ばしが必要ではないかと思いますが、お聞きいたします。

3点は、マリゲート塩釜側の仮設店舗のうち、避難デッキの設置に係る店舗は、越の浦の第一漁協から移転してきた4店舗、道路側であります。4店舗ですが、仮設店舗の中で既

に転出して空き店舗もあり、仮設店舗内の空き店舗を活用していくことも一つの考えであり、関係者の意見でもあります。そうした対応についてのお考えをお聞きします。

3つ目は、同報無線の聞きにくい地域への対応についてお伺いします。この問題については、これまでも再三議会で質問され、対応を求められてきましたが、今の同報無線ではこれ以上の対応が難しいのではないかと思います。先日の防災訓練で二中に避難してきた越の浦町内会の役員の方から、同報無線が聞こえにくい、何を放送しているのかわからないと言われました。藤倉地域でも聞こえない地域がありますが、どうしても谷間になる地域は聞こえにくいと思います。一方、高台でも、梅の宮市営住宅付近も聞こえにくいと言われております。このように、聞こえにくい地域への対応について、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

第6は、子育て支援についてお伺いします。

5月に入って、ある市民の方から、新聞で保育所の待機児童の問題を読みました。塩竈市では待機児童の問題はないのか、対応はどうなっているのか心配とって電話をいただきました。市では、4月段階では待機児童はゼロと言っていましたので、その旨をお話ししましたが、5月の待機児童は本当にいないのかと気になりまして、子育て支援課に行きましたら、5月に入って7世帯の11人の待機児童が生じていたことがわかりました。びっくりしました。5月20日に開かれた民生常任委員協議会での待機児童の報告も、4月までの待機児童ゼロの報告だけで、5月に生じた待機児童については何ら報告がされないようであります。当局は、待機児童の対策をどのようにお考えなのかお聞きします。

最後の第7点目は、介護保険適用についてお伺いします。寝たきりの人で、最近食事を口から食べられず、胃に穴をあけ胃ろうし、ミルクでの食事をとる方もふえてきております。胃ろうの方は、3回の食事をミルクでとるのですが、ミルクは点滴と同じように、高いところから胃に注入するものですので点滴スタンドが必要になります。塩竈市では介護保険の対象になっていませんので、点滴スタンドを借りる際には、全額自己負担です。近隣では、多賀城市や利府町、七ヶ浜町、仙台市など多くの自治体で介護保険が適用され、利用者は1割負担で済んでおります。塩竈市でもぜひ在宅の胃ろうの人への点滴スタンドの介護保険適用を求めますが、市の対応についてお伺いいたします。

以上、7項目の質問をいたしました。当局の誠意ある答弁を求めまして、第1回目の質問とさせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から、7項目についてご質問いただきました。
順次お答えをさせていただきます。

初めに、新魚市場整備事業についてご質問いただきました。

実は、今朝境港からまき網船が入港いたしまして、150トンのクロマグロの水揚げが行われました。前日にも、はえ縄船の入港等が重なりまして、魚市場の中にはマグロが一面並んでおりました。利用者の皆様方からも、やっぱり狭いよねというようなお話をけさ頂戴いたしてまいったところでもあります。我々も、速やかに新魚市場を整備し、このような不安を解消してまいりたいというふうに考えているところではありますが、先週の金曜日、西村議員からの一般質問でもお答えを申し上げましたが、本年3月、宮城県から工事の設計変更等により工事期間が当初予定より2年間おくれるという見通しが示されたところでもあります。この内容は、県魚市場を使いながらの建てかえスケジュールについて再検証いたしましたところ、県の工事にさらに1年を加えました平成30年度末まで、新魚市場の建設がずれ込んでしまうこととなるものであります。

したがいまして、このようなことを早速水産業界の皆様にご説明を申し上げましたところ、6月13日に塩釜市水産振興協議会から市議会並びに市宛てに、新魚市場の早期完成と仮設荷さばき所設置を求める要望書が提出されたところでもあります。具体的な手法といたしまして、魚市場東側の全漁連前の補給岸壁へ仮設荷さばき所を整備することにぜひ取り組みをいただきたいという内容でありました。早速、その要望、内容を国、県に伝えますとともに、今後この仮設荷さばき所を整備するための事業手法並びに制度等について国、県と協議を開始したところでもあります。また、あわせて県に対しては、工期を短縮するための具体的な工法の提案、西村議員にもご答弁申し上げましたが、両側から工事をやってくるというようなことについての本市からのご提案をさせていただいたところでもありますし、今後も継続してそのような工法について議論をしてまいりたいと考えているところでもあります。

2点目であります。利府中インター線の整備についてのご質問でありました。

第1期工事の進捗状況と、第2期工事の見通しについてであります。

まず、第1期工事の状況についてであります。県では平成27年度の完了を目指し、庚塚パーキングから吉津集会所までの延長460メートルの整備に取り組んでいただいております。これまでに、詳細設計と用地測量、建物調査は終了いたしておりますが、一部用地交渉が難航

しているようであります。私も、地権者に直接お会いをして協力をお願い申し上げるなどの対応をさせていただいたところでもあります。

具体的には、用地の権利関係で、今現在係争中の地権者がございました。近々中にこの裁判が結審すると聞き及んでおりますので、今後間もなく事業用地の取得が再開されるのではないかと期待をいたしておりますが、なお、工事が促進されますよう、仙台土木事務所のほうに強く要請をいたしてまいりたいと考えております。

2点目であります。利府中インター線の第2期工事についてであります。利府中インター線は、議員のほうからもお話をいただきましたが、三陸縦貫自動車道と国道45号線を横に連絡をする本市の極めて重要な路線でありますことから、第2期工事の早期事業化に向けまして、さまざまな機会を捉えて、できる限り県の負担が少なくなる復興交付金事業の活用を提案し、要望いたしてまいりました。しかしながら、復興交付金事業につきましては、復興庁におきましては、第2期工事の事業を採択いただけない状況であり、このことから、県も第2期工事の着手時期をいまだ明確にしていない状況でございます。

このような状況を踏まえ、本市といたしましては、昨年7月に根本復興大臣が現地調査をいただいた際に、また12月に安倍晋三内閣総理大臣が本市をご視察いただいた折に、また各国会議員や関係機関に対して、早期の第2期工事着手に向けた要望活動を実施いたしてまいりました。さらに、この計画の実現を促すため、今回の復興まちづくり総合支援事業を活用して、新浜町内における避難路の検討を行う中で、利府中インター線の重要性や緊急性を本市が改めて検証し、県に示し、早期の事業化につなげてまいりますよう、なお一層努力をいたしてまいります。

次に、利府中インター線が整備されることの中で、吉津集会所の移転の今後のスケジュールについてというご質問であったかと思えます。

吉津集会所の移転先についてであります。吉津集会所の一部は、県が整備を進めております一般県道、利府中インター線の第1期工事の区域内に位置をいたしておりますため、事業の進捗に伴い集会所の移転が必要となります。しかしながら、現在、私有地に係る地権者と県の補償交渉がいまだ進行中であり、市の所有地であります吉津集会所の移転については、これらの交渉が一定程度進捗をした後に、移転の本格的な交渉に当たってまいりたいというふうに考えております。

したがって、現時点で具体的な移転計画を明示するまでには至っておりませんが、集会所

所は地域の活動拠点となる極めて重要な施設でありますことから、本市といたしましては、県事業の進捗状況を踏まえまして、その移転に当たりましては、一つは地域の皆様方のご意見等を伺いながら、地域活動の拠点としての機能を確保できますようさらに努力をいたしてまいります。

次に、吉津隧道の安全対策についてご質問いただきました。

初めに、歩道の防護柵の修繕についてのご質問でありました。今月の4日早朝に、柵の1カ所、約6メートルぐらいでございましたが、経年劣化により破損をいたしているという住民の方からの通報をいただきました。直ちにこの部分を撤去し、暫定的にロープと歩道部分の誘導灯を設置し、安全対策に努めております。なお、修繕工事につきましては、通学路となっておりますことから、早急に対応いたしてまいりたいと考えております。

なお、今後も定期パトロールなどにより、施設点検や修繕対策も含め、適切な維持管理に努めてまいります。

2点目ではありますが、通学路となっております吉津トンネル内の照明についてのご質問でありました。トンネルの延長は93メートルで、トンネル内の照明施設は車道部に11基、歩道部に11基であります。合わせて22基の照明施設が設置をされております。トンネル内の照明の明るさにつきましては、前年度から取り組んでおります道路ストック総点検事業で調査をいたしました。国土交通省で定めております歩道部分の道路照明施設設置基準は5ルクス以上ということではありますが、実測値は40ルクスでありました。また、車道部分の基準12.6ルクスに対しまして、実測値が21ルクスと、歩道、車道部分ともに明るさは確保されている状況にあります。また、交通安全対策につきましては、防犯対策という面も必要でありますことから、今後塩釜警察署等とも連携を図りながら重点的にパトロールを実施し、今後も歩道、車道部分の照明点検や、路面、側面の清掃などによる明るさの確保など、しっかりと維持管理に努めてまいります。

次に、越の浦雨水ポンプ場の着工についてであります。

関係機関との調整状況についてであります。越の浦ポンプ場の位置につきましては、前回の議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、まずは庚塚、楓町、越の浦地区115ヘクタールの排水を行う施設として計画をさせていただいております。したがって、ポンプ場は、JR東北本線、仙石線に隣接する場所に建設を行う予定であり、ポンプ場からの放流管渠がJR仙石線の下、あるいは国道45号線の地下を横断し、越の浦漁港から塩釜湾に放流

をいたします。このことから、現在、J R東日本や国などと調査設計の内容について協議を重ねさせていただいているところでもあります。特に、J R東日本や国道45号の管理者であります国土交通省からは、地下を横断する箇所についての安全対策について、さまざまなご注文をいただいております。それらの疑問に対して一つ一つ資料を整えて協議をさせていただいているところではありますが、間もなくこれらの協議が整うものと考えているところでもあります。したがって、できますれば9月過ぎには本体工事を発注し、仮契約をし、12月定例会でご承認をいただくという努力をさせていただきたいと考えているところでもあります。

また、上流側の水路の整備についてのご質問をいただきました。

ダブル踏切付近など、ポンプ場の集水区域内の流入路の整備についてのご質問でありました。ダブル踏切付近では、現在、流域内上流に位置する水路と周辺の状態を調査し、必要となる排水対策を精査中であります。また、ポンプ場までの流入路につきましても、既存水路の有効活用を含め、水路の必要断面の改修の調査設計を行っているところでもあります。したがって、上流側につきましても、ポンプ場までの必要水量を適切に流すことができますような断面の整備をしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

次に、震災復興の現状と支援策についてお答えいたします。

仮設住宅やみなし仮設住宅からの引っ越し費用の助成についてでございます。基本的に、被災を受けられました方々の生活再建につきましては、できる限り被災を受けられました多くの方々に数多くご支援ができるようなということを基本に取り組みさせていただいております。昨年12月と本年2月の市議会定例会におきましてもご質問をいただき、ご答弁をさせていただいた内容と重複いたしますかと思いますが、ご要望の引っ越し費用助成の財源となります、ふるさとしおがま復興基金の交付金分13億7000万円につきましても、本市独自の宅地かさ上げ工事などに対する補助として、また、宅地防災対策事業として拡大して支援をさせていただく等々の取り組みの中で、今日まで、13億7000万円のうち13億1千数百万円を財政出動させていただいているところでもあります。残額が5800万円ほどになっておりますので、当分の間は状況を見守らせていただきながら、今後、今申しあげましたような基金等を活用した事業の推移を見ながら対応させていただきたいと考えているところでもあります。

次に、仮設店舗の入居者の事業再開に向けた状況と支援策についてのご質問でありました。

まず、仮設店舗の入居者の状況についてでございますが、仮設店舗は建築基準法により、施設完成2年3カ月以内に限って存続が可能となっておりますが、昨年平成23年12月に施行さ

れました東日本大震災復興特別法の特例措置を活用して、入居者の事業再開の見通しと、マリゲート周辺において本市が施行する津波復興拠点整備事業、あるいは県の防潮堤災害復旧工事などが、現状では平成27年度までに完了すべき事業として計画されておりますことを踏まえて、復興推進計画の中では、仮設店舗の撤去期間をお願いさせていただいているところであります。市内には、平成23年8月に完成し現在16店舗が入居するしおがま・みなと復興市場と、10月に完成し4店舗が入居するしおがま・本町くるくる広場の2カ所の仮設店舗が設置をされております。両仮設店舗につきましては、今年度当初予算に解体工事を計上させていただいているところであり、来年2月から、しおがま・みなと復興市場周辺で予定されております県の防潮堤災害復旧工事や、本市が施工いたします津波復興拠点事業を実施するため、解体に要する期間を想定し、使用許可期限を来年1月末日までとさせていただいたところであります。今年度中の解体に当たりまして、5月下旬から6月上旬にかけて、入居者の皆様方にアンケート調査や個別面談を実施させていただき、再度使用許可期限等を確認いただきながら、事業再開の見通しなどについて伺い、活用可能な支援策の情報提供を行いますとともに、事業再開に向けたさまざまなご相談に応じてまいったところであります。

使用許可期限となる来年1月まで残り8カ月弱となっておりますが、入居者の方々の現状といたしましては、本施設移設が確定している事業者がございます一方、物件の条件や資金面などの問題により、移転の具体的な見通しが立たない事業者、これから取り組まれるという事業者もおられます。

本市の入居者の皆様方への支援策といたしましては、施設設備の整備に対する県の支援制度として、今年度より名称が変更されました商業機能回復支援事業であります。この制度の活用が可能ではないのかと考えております。これは、制度改正により、これまで対象外でございました仮設店舗入居者も対象に拡大され、被災程度に応じて補助率が45%から35%の範囲内で、全壊被害では補助金の上限270万円、整備事業費では600万円まで補助金の交付が受けられるという内容になっております。また、市のシャッターオープン・プラス事業などの制度も積極的にご活用いただき、入居者の皆様の本移設が円滑に進められますよう、今後とも誠心誠意、面談等を重ね対応させていただきたいと考えています。

次に、同報系防災無線についてご質問いただきました。

たびたび、さまざまな地域の皆様方から、不安のご要望をいただいております。本市では、情報伝達手段として大きな役割を果たす同報系防災行政無線、東日本大震災を踏まえ、平成

23年度にデジタル化により再編をさせていただきました。特に、スピーカー施設については、これまでの難聴地域の改善を図るため伝搬調査を行い、73カ所から78カ所へ増設いたしますとともに、設置場所の見直しや音声の通達エリアが広範囲に広がるスピーカーなどを活用し、地形の特性に合わせた仕様に変更させていただきました。それでも聞こえない、聞きづらいなどのご指摘を数々いただいておりますので、現場で地域の方々にお立ち会いをお願いしながら調査を継続し、必要に応じてスピーカーの方向や音量調整などの対応により改善を図ることを続けております。しかしながら、いまだにご指摘のような苦情もございますことから、今度とも設置業者には、改善に向けた対応策を徹底いたしてまいりたいと考えております。

なお、本市では聞きづらい地域に対する補助的な対策として、コミュニティーFMで防災行政無線放送を聞くことができる緊急割り込み放送システムや、一般電話での防災行政無線の確認システム、さらには携帯電話への緊急通報メールシステムなどを活用いただきますとともに、地域の防災研修会等におきまして、その周知に努めさせていただいております。また、本年度は避難行動要支援者と言われますご高齢者や障害者に対して、先ほどのコミュニティーFM局で防災行政無線放送を聞くことができる緊急割り込み機能を備えた防災ラジオを配付することといたしており、さらに、避難情報手段の強化を図ってまいります。

今後も、同報系防災行政無線の充実とともに、情報伝達の迅速化、多様化に努め、誰もが安心して暮らせる安全なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、保育所の待機児童対策についてご質問いただきました。

待機児童であります、平成26年4月1日現在の市内の公立及び私立の認可保育所の入所児童数は、定員715名に対して681名で、この時点での待機児童は発生いたしませんでした。その後、5月に入りましてから、産後休暇や育児休暇明けの方のほか、新たに転入された方など8世帯12名の新規の入所申し込みがあり、このうち1世帯1名については入所することができました。しかし、残りの7世帯11名につきましては、例えば兄弟を一緒の保育所に入れたいという保護者のご希望、あるいは一緒に入所できる保育所がなかったことや、あるいは保護者が送迎をする際の交通手段がないためにできる限り自宅近くの保育所を希望されることによりまして、5月1日現在で待機児童が生じたという経過がございました。

なお、仮に待機児童となっております11名のうち、兄弟で別々の保育所を利用したり、保護者の希望どおりの保育所ということでなければ、10名の児童については入所することができる状況となっておりますが、なお、さまざまな取り組みを行いながら、できる限り再調整を

行い、早期に入所ができますよう取り計らいを行ってまいりたいと考えております。

次に、介護保険適用についてのご質問でありました。

胃ろうに必要な点滴スタンドの介護保険適用についてのご質問でありましたが、介護保険で対応できる用具は、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の福祉器具の種目といたしまして、厚生労働大臣がその品目を定めております。この貸与用具の一つに、特殊寝台付属品がございます。今ご質問の点滴スタンドもこの中に該当するものと思っておりますが、対象はベッド脇のサイドレール、マットレス、ベッド用手すり、ベッド用のテーブル、スライディングボードスティングマットの5品目になっておりまして、点滴スタンドはこの厚生労働大臣の品目からは対象外とされております。

ご質問の胃ろうは、胃に直接チューブで流動食を投与する経管栄養補助法であり、医療行為とされております。この胃ろうに必要な点滴スタンドの考え方につきましては、本年1月16日に厚生労働省において開催された介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の際に同省が配付をいたしました資料において、医療の観点から用いられ、介護保険の対象外になるものとして点滴スタンドが明示をされておるようであります。これらの状況から、本市といたしましては、現在のところこれまでどおり、胃ろう用の点滴スタンドにつきましては介護保険の対象外の品目とさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） 時間がなくなってきましたので、2問目の質問は簡潔にしたいと思ます。

まず、新魚市場のかかわりとありますが、大分明確なってきたかなというふうに思います。そういう意味では、市場の岸壁そのものを両側から早くやってくると、復興工事ですね、というようにする上でも、今のやりながら壊していくというのではなくて、やはり言われた全漁連のところに、これはもともと業界の方々はや見を述べていたようでありますけれども、そういう点でぜひ仮設の市場なり対応して、即やるということが大事だと思います。そのために、当局は当局でやったださっているというのはあると思います。当然、当局も議会もこれは本当に力を合わせて業界の皆さんと、これが早く作業に入れるようにそういう取り組みを一段と進めていく必要があるというふうに思いますが、当局として、議会側にこういうのがあったらいいというのがあったら、ちょっとお伝えください。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどご答弁申し上げましたが、事業手法とその制度をどう使うかということに尽きるのかと思います。今、全く荒っぽい試算でありまして数億円の費用を要するということでもありますので、こういった予算を市の単独期から支出するというのは極めて厳しい状況でありますので、何とか補助制度、できますれば復興交付金的な全額国費というものを我々は模索をしていきたいと思っております。そういった制度的なものが一定程度整理できましたら、また議会の皆様方と力を合わせて事業採択について努力をいたしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○16番（小野絹子君） ぜひそういう方向で進めていただきたいというふうに思います。市長も今朝方、魚市場に行かれたようでありますが、私も土曜日の日でありますけれども行ってまいりました。1 そうだけのことでしたけれども、それでもやはり手いっぱい並んでいるという状況ですね。ですから、やはり塩竈は市場があつて初めて活気づいていくというところですので、そういう点を踏まえて、市長がきょう行かれたというのはよかったと思います。私が質問する上でも、市長の答弁も熱が入ったのではないかというふうに思うぐらいであります。そういう点ではぜひ、私たちも市場のほうにも通いますが、市長自身もさらに通っていただきたいということを述べたいと思います。

それで、ここで質問しておきたいのは、高度衛生型荷さばき所ということになるわけですが、こういったことでいろいろ予算化もされると思いますけれども、高度衛生型荷さばき所とは具体的にどういった内容のもので、聞きたいのは、これは全額といいますか、この諸経費について、要するに業者負担にならないで済むのかどうかということが1点。

それから、要望にありました電動フォークリフト、これらについてこれも業界の方々、非常に心配しております。それについての考え方、ちょっとお聞きしておきます。

○議長（佐藤英治君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 今回整備しております塩竈の魚市場、高度衛生管理型荷さばき所ということで、高度衛生管理型というのは一体どういうことかということのご質問だったかと思います。

今回、水産庁は食の安全・安心というものを国民のニーズに答えるということもございまして、やはり漁港における衛生管理基準というものを定めております。そういった中にはレベ

ルの1から3までございます。今回、高度衛生管理型と呼ばれておりますのは、そのレベル3というものを満たすというものでございまして、いろいろ基準はございますけれども、当然安全な基準に沿った、例えば水や氷が使われているかどうか、あるいはそこを利用される方々が手足洗いをきちんと励行されて、年に1回以上そういった研修をきちんと受けていらっしゃるかどうか。今ご質問あったように、例えばフォークリフトなんかもこれまではガソリンのフォークリフトが場内を走っていたわけですが、排気ガスの規制なんかも出てまいりますので、新たな衛生管理の基準の一番におきましては、電動のフォークリフトを使うということになってまいります。その他、そういったことがきちんと行われているかというものを書類上で経過を残し、何かあったときにはそれをすぐ出せるようにということが、レベル3ということで求められる基準になってまいります。

ご質問のありました電動フォークリフト、あるいはそのほかのいろいろな、あともう一つ、魚を直置きできなくなってまいりますので、必要なすのこですとか、シートですとか、そういったものも必要になってまいります。そういったすのこ、シート、あるいは電動フォークリフト等々については、基本的には卸売機関さんのほうの整備という考え方になるかとは思いますが、やはり今回の震災を経て、水揚げもなかなか思うように伸びていないというようなこともございますので、私どもとしましては何とかいろいろな補助とか、そういったものをメニュー、現在もありますけれども、もっと補助率が高いようなものを、国、県にも要望し、そういったものを活用いただいて、なるべく業者さんの負担がないような形でスムーズに移行できるようにしていきたいということで今進めているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） ぜひそういう方向でお進めいただければというふうに思います。

市場の関係で最後に、これは今答えていただくといってもなかなか大変だと思いますので、ぜひこれは最大の課題として、これは今後頑張っていただかなければならないことだと思います。要するに、塩竈の魚市場の卸売の一本化の問題です。これは新しく建物が建って新魚市場が建設される、それに伴って、やはり課題になっていた卸売機関がきちんと一本化されて、強い塩竈、強い卸売機関、今の卸売機関の方々も頑張っていますけれども、さらに対外的にも強いものにしていく必要があるんじゃないかということで、これはちょっときょうご答弁は結構でございますので、ぜひそういう方向でやっていただきたいということを強く申

し上げておきたいと思います。

時間の関係で、吉津トンネル内、これは先ほど明るいという話があり、明るさは担保されていると言いますが、歩いてみてください。子供たちが歩くのに、大変そういう点では、ですからどうすればもっと明るくなるのか。それから柵が壊れたというのは、切られてしまったんですね。1回縄で縛っていたのが切られてしまったと。これは大変なことなんですね。ですから、きちんとその防護柵はいつまでするのか、いつまででき上がるのかわかりませんが、今度やる時は、ぜひ目立つような色、白色とかそういうことで、あるいは反射板もつける、そういうことをきちんとやっていただきたいというふうに思います。これは要望だけにしておきたいと思います。

それから、時間の関係で大変あれなんですけど、仮設の店舗の関係です。その前に、引っ越しの費用なんですけど、七ヶ浜が78万円出しているというのは、これは七ヶ浜は危険区域があると。危険区域が指定されて、そしてそこから引っ越しをしなくてはならない。そういうことで78万円まで見られていると。塩竈だって、浦戸のその地域の方々については78万円出るはずですね。であれば、津波の被害を受けた人たちが引っ越しするのにその費用は入っていないのかどうかということが大きな課題になってくるのではないかと。例えば浦戸に関して言えば、片方は78万円出る、片方は出ない。こういうふうな同じ引っ越しをするときにも、そういう問題が出てくるのではないかと思うんですが、それについて何か一言あったら。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどご答弁申し上げさせていただきました際に、塩竈は塩竈の独自の制度で取り組ませていただく、災害防災集団移転でありますとか、崖地崩壊移転でありますとかというときに、本市の場合は、たしか災害で700万円まで使えるような制度を創設させていただき、その分の一部に、先ほど約4億円近いものをその基金の中から充当させていただいているというご説明をさせていただきましたが、こういったことについては取り組んでいない自治体も数多くあるわけでありまして、ですから、どういった部門にどれぐらい使っていくかということに、それぞれ知恵を絞ってきたのかなと思っております。なお、このことについても、基金の使用状況等を確認しながらまた対応させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○16番（小野絹子君） 1点だけお聞きしておきたいんですが、先ほど私言いましたように、高

台移転の場合に、引っ越し費用ですよ、引っ越し費用が出るというふうに私は聞いていたんですけれども、津波関係の場合にはそれが入っていないのかどうか。わかる範囲でいいです。わからなければ後で検討してもらおうというふうにしますから。

○議長（佐藤英治君） 佐藤震災復興推進局次長。

○震災復興推進局次長兼復興推進課長（佐藤達也君） 国のほうの防災集団移転の促進事業に該当する場合、その場合には移転費用として、例えば引っ越し代とかそういった分について補助事業の対象になっております。国のほうの促進事業対象者については対象になるということになります。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○16番（小野絹子君） 時間がなくなりました。そういう点で、同じような住民の中でそういうものが出る人、出ない人があると困るので、国のほうの制度で引っ越し、高台移転の場合には出る、けどほかは出ないということこれまた大変なので、その辺の取り組みをぜひやっていただきたいというふうに思います。

最後になります、仮設店舗の関係です。先ほど先延ばしできないかと、もうすぐ引っ越しできる人もいるけれどもできない人もいます。できない人の分について、そういう先延ばしできないかということが一点。それから今、設計が組まれているようでありまして、その中で敷地が全部かかるわけではないんですね。当座4店舗ぐらいがかかると最初の質問でしました、というふうに本人たちが言われたと言うんですよ。であれば、少なくともその4店舗ぐらいは仮設の空き店舗がありますから、そこに移っていただいて、何とか次の見通しが出るまで、復興・復旧の見通しができるまで、長い時間ではないですから、そういったところでの取り組みはできないのかということをお聞きしているんですが。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど、デッキの整備だけではなくて、前面の防潮堤工事のために、県のほうであの部分を掘削します。それで、起重機とかいろいろな機械が入ってきますので、決して4軒だけではなくて、全体がやはり工事のために移設をいただかなければならないという状況になってしまいますので、また今後皆様方と誠意を持ってご相談に応じてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○16番（小野絹子君）　そういう点では、本当に路頭に迷うようなことがないように対応策をぜひとっていただきたいということだけ述べておきたいと思います。

先ほど、介護保険の適用についてということで、胃ろうの人に対しての点滴スタンド、これは何で保険適用ができないのかと、よそが介護保険適用しているのに、なぜ塩竈はそういう適用ができないのかという問題なんですね。それが当然、この器具を貸しているところも不思議がっています、そういう点では。ですから、厚生省がどうのこうのというのはありましたけれども、やはりこれはほかがやっているのになぜできないんだと、介護保険の申請。研究してくださいよ、ほかがどういう形でやっているのか。そして、やはりきちんと答えていくということが必要じゃないでしょうか。食事をとるわけですからね。医療行為じゃないんですよ、食事なんですよ。厚生省は医療と言っているかもしれないけれども、現実的に食事ですよ。（「回答いいですか」の声あり）よろしくどうぞ。

○議長（佐藤英治君）　桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君）　ただいま胃ろうの見解についてご質問いただきました。実は、私も大変大切なことだというふうに認識しておりましたので、先日、厚生労働省に担当課から直接電話で確認をさせていただきました。厚生労働省の考え方でございますけれども、まず一つに、胃ろうというのは医療行為の範囲と考えることについてはそのとおりだと。2番目に、基本的に医療行為に係る用具については介護保険の対象外でございますと。3番目でございますけれども、点滴スタンドをその介護保険の対象となっている特殊寝台付属品というふうに見ることについては、特殊寝台の利用効果の促進に資するものとは考えにくいという見解でございます。そういう説明をした上で、塩竈市が認めている利用についてはそのとおりだというふうな回答を頂戴しているところであります。

私どもは、介護保険制度を適切に運用するという立場にございますので、適切に運用しながら、また高齢者の皆様が安心して暮らせるような制度運用、それから情報収集に今後とも努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君）　以上で小野絹子議員の一般質問は終了いたしました。

4番田中徳寿議員。

○4番（田中徳寿君）（登壇）　政策の会の田中徳寿でございます。今般、一般質問の機会を与えてくださった先輩、同僚議員の皆様に厚く御礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして、市長並びに当局の熱意ある答弁を期待して質問させていただ

きます。

1 番目として、塩竈市の定住人口増加策についてお伺いをいたします。

まず、民間有識者の組織、日本創成会議が、先月、人口減少と東京圏への集中がこのまま続けば、日本の半数の市区町村で行政サービスの維持が困難になり自治体が消滅すると推計し、消滅可能性があるとした896の自治体が公表され、我が塩竈市も消滅可能性がある都市と公表されたのであります。塩竈市の長期総合計画の市の人口予測5万5000人を維持していくためには、市が子育て支援特区を提唱し、子育て世帯の市への移住のきっかけになるような仕組みづくりが重要と考えますが、市長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

その中で、延長保育時間は朝7時30分から夕方7時までで、今後、市の中心部に1カ所だけでも、夜9時までの延長保育を、民間の施設を活用して、なおかつ、延長分については税金を投入して子育て世帯を応援していくという市の姿勢があるかお伺いいたします。

次に、学童保育の現在の状況をお伺いいたします。学童保育もまた民間活用で、市内に1カ所でも、夜8時まで預けることが現状の中でできることなのかお伺いいたします。そして、その児童に勉強も見ることが可能なのかお伺いいたします。

次に、平成25年度に我が塩竈市に生まれた新生児数をお伺いいたします。そして、国保、社保での出産育児一時金は幾らぐらいですか。また、昨年度の平均の出産費用は幾らぐらいかかるのかお伺いいたします。なお、出産育児一時金の増額を検討して支給する考えがあるのか、市長にお伺いいたします。

2 番目として、安心・安全なまちづくりについての中で、市内の空き家についてお伺いいたします。市内に現在何軒の空き家があり、所有者と連絡がとれるところが何割ぐらいあるのかお伺いいたします。そこで、売却してもよいという所有者を確認して、市のあっせんにより資産の移転ができるような仕組みを導入される考えがおありなのか、市長にお伺いいたします。

次に、ひとり暮らしの高齢者に対し、現在、安否確認のためにどのような対策をしておられるのかお伺いいたします。そしてその後、福祉的支援をどのような仕組みで行われているのかも伺いいたします。

3 番目として、工事の進行管理についてお伺いいたします。建築、土木、下水道、水道工事の発注額と、発注予定と、進行管理についてお伺いいたします。東日本大震災以降、巨額の繰り越しが発生する状況ですので、工事の進行管理の仕組みについてお伺いいたします。

4番目は、塩竈市の資金管理の仕組みについてお伺いいたします。資金管理の上で、透明性を担保するために質問いたします。2月議会において、監査委員より、平成25年12月25日現在の説明を受け、現金現在高調書によれば、321億9000万円余の提示があり、内容は、金融機関に預託は215億5000万円ほどで、104億7000万円ほどを繰りかえ運用し、1億5000万円ほどは市立病院に貸し付けているとのことですが、これらの状況で、これからどのような仕組みをお考えになられているのか、市長にお伺いいたします。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 田中議員から4点のご質問をいただきました。

初めに、定住人口増加策についてのご質問であります。

子育て支援特区というご提案であったかと思いますが、本市におきましても、人口減少、少子化対策は喫緊の課題であり、第5次長期総合計画の中でも定住を最重点戦略の一つとして掲げているところであります。ご質問の子育て支援に関する特区創設により子育て世帯の転入をふやす方策についてのご質問ですが、平成27年度から開始予定の子ども・子育て支援新制度において、これまでの制度が大きく変化を遂げようとしているところであり、また、国におきましても、出産や子育ての予算を重点的に配分するよう検討に入っている状況でございます。本市としても、これら国が進めようとしている少子化対策の動向や、本市の地域特性に合った特区について、どういった対応ができるかを研究し、その実現に向けた道筋を模索いたしてまいりたいと考えております。

次に、市中心部での民間施設活用による保育所開設、開所時間の延長についてのご質問であったかと思っております。

近年、全国で駅前保育所を開設する自治体が増加しております。市中心部に保育所を開設し、保護者の利便性を向上し定住を促進しようとする狙いがあると認識をいたしております。また、保育時間につきましても、午後9時まで延長するというご提案でありましたが、特に法的な制限はないと判断をいたしております。昨年、本市が実施いたしました子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査におきまして、平日に認可保育所を利用する場合の希望終了時刻についても保護者の意向を調査いたしました。そのニーズ調査の中で、午後5時台までの希望が30.2%と一番多く、次いで6時台までが18.0%、午後4時台までが17.2%となっております。午後7時台までになりますと7.7%、午後8時台までは0.9%という状況であります。

これまでは、乳幼児の規則正しい生活リズムで日常生活を送っていただけますよう、家庭での暮らし、特に食事時間等に配慮し7時を保育の基本といたしてまいりましたが、今回の調査で、7時以降の延長保育を望んでいる保護者の方々が8.6%とかなりのニーズがありますことから、今後検討すべき課題と考えているところであります。

来年度開始予定の子ども・子育て支援新制度に向けて、このニーズ調査の結果等をもとに、子ども・子育て会議で保育時間の延長等についても大切な課題として議論を行い、検討させていただきたいと考えております。

次に、学童保育の現状についてであります。本市では、小学校の空き教室を利用して実施をしており、保育時間は学校開校日には児童の下校から午後6時まで、学校休業日の土曜日や夏休み等は、午前8時30分から午後6時まで開設をいたしております。終了時刻は保育所と同様に、規則正しい生活リズムで日常生活を送っていただくという配慮と、学童保育の場合は学習時間の確保等の面を考慮し、今日までは午後6時までとさせていただいております。学童保育の午後6時までの開設時間と、保育所の午後7時までの保育時間とのずれがあることにつきまして、旧来も保護者の方々から時間を一緒にしていただきたいという意向が示されてまいりました。当面は、まずこういった格差を是正することが課題ではないのかなと考えているところであります。

また、民間活用による学童保育時間の延長についてのご質問でありました。県内の自治体の中には、学童保育を社会福祉法人でありますとか、NPO法人等への民間委託により実施している自治体も既にごございます。昨年実施したニーズ調査では、学童保育に関する利用希望につきましても保護者の意向を調査いたしております。このうち、小学校低学年の時期に利用する場合の終了時刻は、午後4時台までが35.2%、午後5時台までが29.5%、午後6時台までが19.3%、午後7時台までが4.5%、午後8時台までは1.1%となっており、午後6時台以降までを希望する保護者の割合が24.9%、約4分の1あるということが判明をいたしております。学童保育の時間延長につきましては、一方では規則正しい生活を送っていただくということですが、もう一方では、少子化対策に向けた課題と受けとめておりますので、その効果及び実現等について検討させていただきたいと考えているところであります。

次に、学童保育における学習指導についてのご質問でありました。現在は、子供たちが学童クラブに帰ってまいりましたら、まず、宿題をしてから遊ぶということを習慣づけを行っております。指導員は、宿題についてはまず自分で考えること、次に一緒に考えヒントを与え

ると、そしてそれでもわからない場合は教えるといったような指導を行っているところであり、また、平成27年度から開始予定の子ども・子育て支援新制度におきましては、学童保育の対象児童が小学校6年生までの全学年が対象となることとなります。

また、本年4月には厚生労働省で学童クラブに関する設備運営等のさまざまな基準が定められており、指導員の資格については、保育士、社会福祉士のほか教員免許などが規定されたところであり、このような動きを踏まえ、例えば民間活力を利用した学童保育の検討に際しては、教員免許所有者などの配置による学習指導の効果につきまして、一定程度検証等を行う必要があるのではないかというふうな状況であります。

次に、出産育児一時金についてのご質問であります。

まず、平成25年度1年間の本市の出生数であります、300人ございました。出産時には、健康保険法に基づく保険給付として、出産育児一時金が支給されておりますが、その金額は39万円であり、さらに産科医療補償制度の加算対象出産の場合には3万円が加算され、最大で42万円が支給されているという状況であります。一方で、出産時にかかる費用であります、病院や分娩方法、食事代、個室利用などにより差が生じておりますが、一般的に自然分娩の場合におきましては、40万円から50万円程度と言われております。

議員から、市独自の出産育児一時金の増額についてのご質問でありました。出産や出産後の育児にかかる子育て世帯の負担は、紙おむつや粉ミルクなどの購入に代表されますように、非常に出費がかさむ状況にありますことは同様の認識であります。これら子育て世帯への支援策として、出産育児一時金に市独自の増額給付をすることにより、市外から転入者をふやし、定住促進の増加につなげることができないかという趣旨での議員のご質問でありましたが、本市におきましても、人口減少や少子高齢化は喫緊の課題であり、早急に対策を講ずる必要があるということにつきましては共通認識であります。西村議員のご質問にもお答えいたしました、合計特殊出生率を今後どのようにして上げていくか、本市の人口減少対策につながるものでありますので、ご提案の趣旨も検討課題に加え、より実効性が高い方策を模索いたしてまいります。

空き家対策についてのご質問でありました。

まず、市内の空き家とその所有者の把握についてであります。少子高齢化や社会経済等の影響により、空き家の増加は全国的に大きな課題となっております。本市の空き家の数でございますが、総務省が5年ごとに住宅土地統計調査というものを実施いたしております。この

平成10年度の資料でありますと、2,810軒でありました。平成20年の調査では3,210軒と、やはり増加傾向となっており、その中でも腐朽、破損ありと調査された空き家数が1,280軒ございました。本市におきましても、平成20年に町内会等のご協力をいただきながら、老朽化が進んで危険と思われる空き家を独自に調査させていただきましたところ、154軒の老朽空き家が確認をされており、その後の東日本大震災等も経て、今年の1月1日までに154軒のうち60軒が解体をされたということを確認いたしました。

なお、連絡先がとれている方の数というご質問でありましたが、後ほど担当のほうからご報告をいたさせていただきます。

次に、売却可能な空き家を市があっせんして定住促進につなげていけるのではないかとのご提案でありました。個人や不動産業者から空き家情報を収集し、それぞれのホームページ等で情報提供を行う空き家バンク制度を実施している自治体もふえつつある現状であります。空き家対策の方向性を大きく2つに分類させていただきますと、1つはやはり危険空き家と呼ばれる放置空き家の撤去、解体であります。もう一つは、活用可能な空き家の利用促進ということに分類されるものと思っています。本市の第5次長期総合計画におきましても、「定住」「交流」を重点戦略に掲げておりますことから、今後活用が可能な空き家の有効利用による定住促進策の新たな仕組みづくりも必要な対策と考えておるところであります。なお、今後さまざまな調査を行いながら、提案の趣旨をまた検討させていただきたいと考えているところでもあります。

次に、ひとり暮らしのご高齢者についてお答えをいたします。

まず、本市のひとり暮らしご高齢者の状況であります。本年3月末日現在で、65歳以上のひとり暮らしご高齢者世帯、3,221世帯であります。昨年の同時期と比較して、約200世帯増加をいたしております。これらの高齢社会では、いつまでも生き生きと生活できる元気な高齢者をふやしていくため、介護予防の充実と、でき得る限り住みなれた地域で、自分らしく暮らせるための支援体制の強化や、地域社会でともに支え合う仕組みづくりが必要であります。

本市のひとり暮らしご高齢者の、まず安否確認の対策であります。民生児童委員、町内会による地域の見守り、郵便局や水道メーター検針業者、みやぎ生活協同組合との協定による見守り、災害時に自力で避難が難しい方々につきまして、避難行動要支援者への登録をもらい、地域連携による安否確認と避難支援、シルバーハウジング住宅の提供、伊保石地区

の応急仮設住宅では、毎朝の旗の掲揚による安否確認などに取り組んでいただいております。

その後の福祉的支援の仕組みについてのご質問でありました。本市として、何点かの取り組みをさせていただいています。自宅で病気やけがなどの場合に、緊急ボタンを押して助けを求める緊急通報システム、調理や洗濯、あるいは買い物などの家事などが難しくなった場合の軽度生活援助員制度、栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を行う配食サービス、基本的な生活習慣が欠如している方や閉じこもり等で対人関係が成立しない方々への生活管理指導短期宿泊、あるいは徘徊が見込まれるご高齢者のSOSネットワークへの登録など、いずれも安否確認を兼ねた支援制度があり、介護が必要な高齢者個々人の環境に寄り添ったサービスを提供させていただいております。なお、今年度作成する第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の中で、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けたおひとり暮らしご高齢者の支援策のさらなる充実を目指してまいります。

次に、工事の進行管理についてご質問いただきました。毎年繰越額が増加していると、しっかりとした進行管理を行うべきではないかという趣旨のご質問でありました。

まずは、発注予定と進行管理についてご説明をさせていただきますが、平成26年度の公共工事の発注予定であります。25年度の繰り越し事業を含めまして、全体件数は91件であります。金額は約191億円になります。そのうち、平成25年度繰り越し事業が件数で21件、金額が74億円になります。平成26年度、現年度事業が件数が70件、金額が117億円となっております。四半期ごとの発注率であります。第1・四半期での発注率は件数で30%、金額で9%、第2・四半期で件数で79%、金額で66.5%、第3・四半期になりますと件数で96%、金額で99%となりまして、工事の発注件数については、ほぼ第3・四半期までに完了させる予定であります。

また、進行管理についてのご質問でありました。

庁議におきまして、四半期ごとに各部ごとの発注工事の種別、例えば土木工事、建築工事、あるいは下水道工事、水道工事等々であります。さらには、大手地元の受注状況、そして発注率等の状況や未発注工事の状況を報告させており、庁内で情報を共有化して、今後の工事の発注におくれが生じないような進行管理を行っているところであります。

なお、本市では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び塩竈市公共工事の発注見通し等の公表に係る事務取扱要綱に基づきまして、毎年4月末日を目途に、当該年度に実施が見込まれます工事を公表し、当初より変更があった工事や追加で発注される工事

を、10月末日を目途に公表をいたすことにいたしているところであります。

次に、市役所の資金管理についてご質問いただきました。現状と今後の取り組みについてのご質問でありました。

各種基金の現在の運用状況と今後の運用方針についてでございます。

平成26年5月末現在におけます本市の基金の運用状況でございますが、合計12基金の総額が259億4627万7378円でございます。運用の内訳でございますが、金融機関への預託分が135億3138万8538円、52.2%であります。一般会計への繰りかえ運用分が124億1488万8840円、47.8%でございます。おおよそ、外部への預託と内部運用分をほぼ半額分に分けて運用しているのが基本であります。

今後の運用方針につきましては、平成26年度は復旧・復興事業の進捗に伴いまして、先ほど発注のほうでご説明させていただきました。年度途中で大きな工事費の支払いなどが見込まれますことから、資金ショート等を起こさないよう、外部への預託分につきましては、支払いが集中する12月をめどに引き揚げまして、その時点での本市の資金の状況を見計らいながら、改めて外部等への預託を計画してまいりたいと考えております。

なお、運用に当たりましては、平成17年3月に改正預金保護法に対処するために策定いたしました塩竈市公金管理要綱に基づき、ペイオフ対策として預金債権と借入金債務との相殺が可能な金融機関の利用、また国債などの元本の保証が確実な金融機関の利用を中心に運用をいたしております。もちろん各金融機関の健全性をディスクロージャー資料等で確認を行いながら、安全・確実な運用に努めさせていただいているところでございます。

以上でございます。なお、残余の分については担当からご報告いたさせます。

○議長（佐藤英治君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 先ほど議員からご質問のありました空き家の連絡先を把握しているかという内容でございます。市長の答弁の中で、町内会とのご協力をいただきながら調査をした154軒ということでございますが、基本的にこの154軒というのは、老朽化が進んでいる空き家ということでございますので、議員からいろいろご提案がありますような次に活用ができるかという観点からいうとちょっと違うのかなというふうには考えております。ただ、5年に一度行われております住宅土地統計調査、これは平成25年に今回調査が行われているところでございます。これは調査の方法として、全数調査というより抽出調査ということで、ある何%かの部分を調査して、じゃあ市全体にこれぐらいの軒数があるからこれぐら

いになるだろうというような抽出調査をするというような内容でございます。そうございまして、必ずしも全部所有者が判明しているというものではないのかなと理解しております。今回25年の調査も踏まえまして、なお、今年度改めて地域の協力を得ながら、この辺の空き家の状況を調査させていただく予定になっておりますので、こちら辺の把握方法についても検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） 丁寧な回答ありがとうございます。少し踏み込んで話をしたいと思います。

先ほど、市長から、保育であつたり学童保育であつたり、検討課題となるという形ですので、若い人たちが子育てに今大変興味を持って市町村を選択しているそうであります。そういう実態の中で、今まではさせてやればいいのかという、ここまでしなきゃいけないという時代が来たような気がしています。なぜ、そのように申し上げるかといいますと、個人情報保護条例ができてから、ある種の世界で踏み込まない不作為をしようという時代が来たんじゃないかと思っております。それと命のかかわりといろいろな問題が、全て同一線上で浮かんできているような気がします。このごろテレビを見ますと、子供さんの悲惨な思いが伝わってきます。それを、ある時期放置したがゆえです。一つのデータは間違いなく放置されているというのがわかりながら、ある係のほうでないとところに行くと、それが違うという。そういう不連携が起きているわけです。そういうことがこのまちでまだ起きていないという確信は私は持っておりません。このまちでも起きているんじゃないかと思えます。社会の縮図がそのような形になってきているから、一つ一つ今までならここまででいいだろうという政策でまちの安心・安全が保たれてきたように思います。昔、10年ほど前に、幸田さんという作家が「国債暴落」という書物を書きました。最終章に、そのようなまちになったときに、浮浪者が空き家の板塀を外して火遊びをするという、たき火をしているという光景があります。そういう時代が下手すると来るかもしれないのであります。そういうことが、安心・安全を除去することにできないことに関わってくるんだらうと思っております。そのために、今回空き家の話をしました。

そして空き家が、はっきり申し上げますけれども、塩竈市の土地というのは物すごく交通機関に便利なまちであります。建物が古くても、更地にすれば活用ができるわけです。塩竈の資産というのは、物すごく有効活用性が高いのであります。それを何で売っていくかという

ことであります。若い人たちが来るのであれば、子育ての人たちに来てもらうようなものをつくっていくわけであります。それは、きょうやったからあした来てくれるという話ではないと思います。10年以上かかると思います。そういう一つの仕組みを全体的に網羅する政策が今一番大事だと思って、保育所から入っていったわけであります。

それで最終的に、塩竈市というのは、18平方キロメートルしかないんであります。その中で人を住ませる土地というのは物すごく限られております。今、塩竈市が昭和50年代に宅造して人口をふやしていくような土地すらないんであります。もう開発し尽くされたんです、塩竈市というのは。今このごろまちを見ると、ミニ開発しかないんです。そうしたら、今までのある有効資産、逆になれば、仮に先ほど3,210軒もあるということであれば、1つの団地以上の価値があるわけであります。どういうこと目をつけるかなのであります。そういう1つの視点ができれば、あとは役所が、先ほど市長は空き家バンクと言われましたけれども、そういうものをつくってあっせんしていく。

なぜそういうことを言うかといいますと、年寄りが、あるいは私どもが今度家にひとりになった。私どもの家庭でも娘だけですけれども、もしいなくなって夫婦2人きりになれば、どちらかが欠けてどちらかが亡くなったときに、誰がどうするかということではできなくなってきました。そのときに、役所でこういう制度があるといったら、頼みやすいんであります。それが、町屋の不動産屋さんに頼むというわけにはいかないのが、ここに住んでいない人が困ったときに感じることであります。皆様の考えていることは、ここに住んでいらっしゃる人が受け継ぐだろうと思っているからであります。違うのです。私が考えているのは、ここに住んでいる人がいらっしゃれば、多分大丈夫に守られていくんです、資産は。ところが、住んでいない方が受け継いだときにどうするかということなのです。1つの資産を有効活用していくことが大事なんです。もう新しい仕組みをまちが今からつくっていかないと間に合わないんです。だからいろいろな話をして、逆にいうと、今塩竈市の福祉政策で、この間も金曜日ですか、SOSネットワークで老人の方が見つかったと。そういうすばらしい制度を持っていらっしゃるわけですよ。でも、見せなければ誰もわからないわけですよ。いい仕組みをつくっても、市民が、あるいは議会で議論しなければ見えないわけですよ。先ほど、市長は小野議員の話の中で、宅地のかさ上げをいっぱい言われました。そういうことでさえ、一時的には市民に浸透します。でも、また来るとまた忘れられていくんですよ。そういうことを常に議論しながらやっていくことが、あるいは人を引きつけるまちになっていくわけで

すよ。住民に優しいまちをつくっていきななきゃならないんですよ。役所が当たり前にわかっていることが、市民にはわからないわけですよ。それをどのようにして教えて、その市民のうちが幸せになるかという道を、これから役所が提案していかないと、下手すると、2013年4月8日読売新聞ですけれども、塩竈市の人口は3万6704人という、高齢化率43.7%というデータがあります。日本創成会議よりもっと早く、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が発表しております。このまちに、はっきり申し上げて、市長が掲げた5万5000人を割るようなことがあると、全ての機能が低下していくわけですよ。なぜかという、このまちは昭和16年に市になったんですよ。それだけ機能が充実していたんですよ。その機能が欠落していくわけですよ。欠落していけば、魅力がなくなってくるということなんですよ。魅力のないまちに今の若い人たちは住まないわけですよ。今からは、前ではこうだったから良かった、でも違うんだと思います。一つ一つを今からつくり上げて、市長が言う5万5000人のまちをつくり上げていくためには、かなりの努力がこのまちに必要なんだと思います。その努力をどのようにしていくのかという一つは、私はこのまちは長年福祉政策に力を入れてきたんだと思っております。そういうものを発展させていくべきではないかを感じる1人であるから、このような質問をしているわけであります。

このまちは、塩竈市、この県内の中でも福祉政策は結構頑張ってきたと思っているんですよ。ただし、ある種の世界の中で、公共のやり方の中で、下水道が物すごく開発してやってきた。ただし、この土地の中で、地下の問題、要するに地盤の悪さが物すごくお金のかかるまちにってしまった。それに特化したがゆえに、財政的に苦しくなったというのが、塩竈市のこの30年ぐらいの姿だと思うんですよ。産業構造の変化もありましたし、いろいろなことがありました。じゃあこれから何でこの塩竈市の中に魅力をつくっていくのか、それが私が今回質問させていただいた子育て支援特区なのであります。そういう制度はないと思います。でも、人に売るのは、塩竈子育て売ることか。そういう目標を持って始めてものを進めたときに、初めて制度が開いてくるんだと思います。そうすると、若い人たちが来てくれる。若い人たちが来ると活気が出てきます。まちを歩きます。いろいろなものがあります。きのうテレビでそれをやっていました。私の兄が昔、そこのまちに住んでいました。小さなまちでした。でも今は市ですけれども、物すごく電車も通らして、昔、私が大学に行ったら遊びに行ったときは電車もなかったです。でも40年たったら、電車は通る、何々は通る、皆そしてバリアフリーの道路になっていましたけれども、それに10年かけたと言っていました。そのま

ちの保育所はあるときから民営化しました。全てです。何をしていくかではなくて、何をやるかなんですよ。そしてそこに1点集中して、市長が昔当選したとき「選択と集中」と言われたことをもう一度思い出していただき子育てに特化していただきたいと思いますが、市長いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段の今後の人口構成であります。我々の学生時代には、三角形のピラミッド型の人口構成というのが一番理想的だという話は耳にたこができるぐらい聞いてきたわけでありましたが、それがネギボウズ型の頭ようになってきて、今やもう逆三角形に近いようなという時代に突入しているわけでありますので、こういったものを是正していくということが短期間でということがなかなか難しいということは、恐らく全ての議員の皆様方にご理解いただけるのではないかなと思っています。ただ、その過程過程で、1年1年をどういう努力を積み重ねていくかということが非常に大切だと思っています。私もさまざまな機会に、私も含めて塩竈市の魅力をPRするシティーセールスマンですと、ですから今自分が関わっている部署のいいところをどんどん発信をしましょうということの運動はし続けていると思っております。

そういった中で、ご質問の子育てについてであります。実は、先日の4月の記者会見の際に、記者クラブの皆様方に、ことしの4月もおかげさまで本市は待機児童ゼロでありましたというご報告をさせていただきましたが、一方では前年度に比べると、子供の数が減ってきていますから、市長さん当然そうなるのでしょうかというようなお話も胸にこたえたところがあります。今後、こういった形で、まずは今この地区におられる子供さんたちが定着していただけるか。まずはそれを最優先に取り組んでいかなければならない。あわせまして、やはり近傍から塩竈というまちの魅力を、それは子育てもちろんであります。さまざまなシティーセールスできるものをふやして行って、ほかからも塩竈に行ってみようかという思いを持っていただける方々をふやしていく。何度も申し上げますが、一つ一つの単品でということではなくて、さまざまな施策体系がそれぞれに連携した上で、まちの魅力というものは向上していくわけでありまして、子育て支援についてもそういったメニューの一つとしてしっかりと取り組んでいかなければならない課題であるというふうに認識をさせていただいているところでございます。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） 子育て支援の話なんですけれども、物すごく、今のこのまちで働いていらっしゃる公務員の方であったり、教師の方であったり、その人たちが皆悩んでいるわけでありまして。警察官も、自衛官も、海上保安庁の方もそうだと思います。自分たちが早く帰れないんだと。そして今共稼ぎが多いそうでもあります。2人とも同じ職場にいと、なかなかできないと。そういうことがあると、いち早くそれを手を挙げたところに提示をされるだろうと言われております。塩竈市も今海岸通の開発をしながらそういうものをつくろうとするときに、そういう支援策になっていくだろうと考えるので、よろしく申し上げます。

次に、空き家の話をしていると長くなるのでちょっとあれなので、工事の進行管理についてちょっとお伺いいたします。今、市長の説明を聞きまして、ある程度早く発注されるということはわかりましたけれども、何せ191億円の工事をこなすということは大変な仕事だと思います。それで、なおかつ来年10月に消費税増税を控えていますから、当然、12月補正であったり2月補正に、また工事の話が出てくるのではないかと考えております。そういうときに、どのような仕組みでものを考えていらっしゃるのか、結局は3月末にまた繰越明許費が100億円ぐらいになるだろうと思われるわけでありまして。発注しても、また来年10月に消費税が上がるといえば、国は内需振興策をとってこられるだろうと思います。そうすると、そういうときに今までと同じような仕組みを考えておられるのか、どのような話で進まれるのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどのご質問の際に、本年度の発注金額についてご説明させていただきました。ことし特に心がけておりますのが、未契約繰越はやめようと。とにかく何とでもまず、契約を前提とする繰り越しということを徹底していきますということを私から表明させていただいております。したがって、先ほど第3四半期、12月末であります、件数で96%、金額で99%ということは、ほとんど未契約繰越という最悪の状況は何とか回避できるのかなということでもあります。一旦発注して受注いただいた方からすれば、一番受注された方々が困るのが、3月末、4月、5月の工事の端境時期であります。通常、我々が工事をする場合には、補助事業ですと当然国土交通省のほうにまいるして事業認可をいただかないと工事が発注できない。どうしても5月末ぐらいになってしまうという仕組みが、その制度の中に内在されているわけでありまして。ところが、今申し上げましたように、繰り越しはしながらも発注をされておるとすれば、受注された方からすると、3月末から4月、5月の

端境時期、いわゆる工事が無い時期にそのストックしている部分、今受注した部分を促進できるとすれば、業界の方々にとっても非常にプラスになるというような仕組みで回っていくのかなということを考えておまして、ことしについては、特に契約繰越ということにこだわっていただきたいということを、職員にはお願いをしております。したがって、上期で繰り越し分については全部発注すると。残ったものにつきましても、現年度分につきましても、先ほど申し上げたとおりであります。ということになりますと、恐らく同じ繰越額というのは一定程度出てくるかと思いますが、例年と顕著に違うということは、未契約繰越というものがかなり縮小されてくるのではないかとこのところ、今後の対応策として当たってまいりたいということをお指示しているところでございます。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） よろしくお願ひいたします。塩竈市の業者の方々も、仕事ができるように望んでいます。ただ、大型案件になると、大手業者の方にいかれるものですから、できるならばなるべく少しでも地元にも配慮されたような発注の仕方をお願いして、この問題を終わりたいなと思います。よろしくお願ひします。

次に、資金管理についてお伺ひいたします。

先ほどの市長の説明でありますと、5月末で124億円の繰りかえ運用があったと言われておりますけれども、結局のところ、そうするとこの塩竈市の基金がもしなければ、100億円以上の金融機関の一時借入れをしなければ回せない事態になるかと。この600億円ぐらいだと資金繰り上、約150億円からそのぐらいの金が必要になるんだろうと思います。そしてこれがあるうちはいいんですけれども、工事量があつて、最後になってくるときにそういう対応をどのようになさるつもりなのか、今から多分考えていかないと間に合わないかなと思って、このような質問をさせていただいたんです。工事をし、いろいろなことをしていくときに、いろいろなお金があり、交付税で間に合うと言われておりますけれども、27年度で事業が終わらない場合、市の地方公共団体の手当が必要な形の話がちらちら入ってきているものですから、それに対して27年度以降に関してもどのように考えて運営されていかれるのかちょっとお聞きしたいと思ひまして、こういう資金繰りの話をお聞きしたわけですよ。少しさっきの話まで含めて答弁いただけるとありがたいんですけれども。

○議長（佐藤英治君） 阿部財政課長。

○市民総務部財政課長（阿部徳和君） 現在のところ、大型の財政出動が伴う塩竈市の事業とい

たしましては、東日本大震災復興交付金事業に係る部分が多うございます。今議員お話しいただきましたように、平成27年度というのが復興交付金事業等の最初の国から示された期限ということでございますが、これについてもこれまでのところもうちょっと延長を示されております。そういった中で、だんだんこの交付金基金が、基金そのものが事業を進んでいくとどんどんどんどんなくなっていくと。それからもう一つ大きい基金といたしまして、ふるさとしおがま復興基金、このふるさとしおがま復興基金と東日本大震災復興交付金基金のこの2つはゼロになっていくということが、ある意味塩竈市の復興が進んでいくということをあらわしますので、限りなくゼロに近づけていくような形で事業を進めていくというのが、我々考えるというか、先ほどの工事の発注も含めて計画的に執行していかなければならない部分だなというふうには考えております。そのときに復興の基金というもので回していたキャッシュがショートするというご懸念がおありなのかなというふうに思っておりますけれども、ここにつきましても私ども、公債費とかそういった、市債管理基金とか、これまでになかなか積みなかった部分についてもなるべく確保しながら、将来の財政負担をなるべく軽くしていくような形での基金運用というのを目指しております。あともう一つ、災害援護資金、そういったものも、ほかの自治体または塩竈市をまた襲う災害、そういったものに備えても、ここもこれまでよりもウエートを重くして、基金積み上げ等を目指しているところでございます。

それから、一時借入金につきましても、例えば一般会計で、一般会計繰りかえ運用している金額が今のところ半分ほどございます。この一時借入れというものも、今般の短期的な金融事情で、一般会計繰りかえ運用するよりも、むしろ一時借入れしたほうが、金利的に安い部分というの、タイミング等が合えば可能性はあるかもしれません。事務の手数とかそういった人件費の部分、事務の手数等も勘案しながら、そういった一般会計の繰りかえ運用と金融機関の一時借入金、そういったものもあわせて総合的に考えていくべきなのかなというふうに考えているところです。以上です。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） なぜこのような質問をしているかといいますと、このお金があって一時借入れをしない、そういう体質を財務体質で見たときに、職員さんの考え方が変わってくるわけですよ。ただし我々に示してあるのは、この基金の、要するに震災復興関連のお金がなくなった後には財政的に厳しいから、先ほどからいろいろな話が出てくるわけです。そうすると、

その間に資産売却をどのように進め、どのように有効活用し、どのようにこのまちの持っている資産を有効に市民にベースとしてやっていくかということが、今が大事なんだと思います。なぜかといいますと、塩竈市の有効資産、今市内を歩かれるとわかると思うんですけども、ちょっとした土地でも宅造されて、ちょっとした土地が売れているわけですよ。その機会しかないわけですよ。こんなことが、多分今までなかったと思います、塩竈市のこの何十年間の中で。これだけ建築確認されて、このように資産の土地が有効されているときは、塩竈市の持っている土地の中で不要不急なものであればこの機会に処理していくことが一番大切だと思うから、こういう話も聞いてきたのであります。

なぜかといいますと、今がチャンスなんですよ。塩竈市の売りどきなんです。その売りどきによって、地価が少しずつ上がるはずなんですよ、現実には。それが大事なんですよ、トレンドとして。そういうトレンドを見逃さなく、いろいろな仕組みをつくり上げていくことが、政策当局の考え方だと私は思っているものですから、そういう今まででしたらこの土地はこう売れば何だかって今まで残っている土地いっぱいあるんですけども、それをどのようにすれば売れるかという知恵さえあればできるような形のものがいっぱいあるんです。ただし、単独では売れないんですよ。建設部といろいろなものが連動して、いろいろなことをやらないとできないんですけども、この震災のときに今それをやると塩竈市に住んでくれる方がかなり来るんですよ。なぜかという、塩竈市の高台の地盤はかたいんであります。地震の被害はほとんどないんですよ。そういうまちって余りないんですよ。海側は物すごく弱いんですよ。山側はかたいんですよ。その山側がかたいから、山側で津波が来ない地域というのは、交通事業がかなり悪くても、かなり住宅が建って売れているわけなんですよ。今この機会だけなんですよ、多分。そういうときに、今塩竈市の役所で持っているものであり、それが道路がない、いろいろな問題があると思うんです。それを少し職員方の英知を使っただいて市場に出していくと、まちが変わってくるんだらうと。そうすることも、やはり定住促進策の一環なものですからよろしく願いいたしますとして、最後の質問にします。どのような考えか、ちょっと教えていただければ。

○議長（佐藤英治君） 阿部財政課長。

○市民総務部財政課長（阿部徳和君） 塩竈市の持っている普通財産で活用できそうな土地というのは、やはりこれまでさまざまな事情があって活用できなかった部分が多々ありますけれども、やはり今議員がおっしゃったように、震災による状況の変化で活用の見通しがついた

土地というのものがぼちぼち出てきております。そういったところ、例えば、今回の解体費用なんかで、環境省の補助なんかを使って解体した部分については、すぐ処分するというのもなかなかできかねる部分等もありますので、そういったところについては貸すとか、売れるところについては売り先を探して売っていく。もしくは、ちょっと私どものほうで取り組んでおりますのは、売却予定という看板を立てて、それで様子を見ると。少し問い合わせがあったものについては売却の手続を具体的に進めていくとか、そういった手続というか少し探るような技術なんかを使いながら、土地の売買については今やっているところでございます。そういった、ただ一定規模、一定の金額になりますと、議会の承認等必要になりますので、そういった場合には、議会のほうにお諮りしながら進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（佐藤英治君） 以上で田中徳寿議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（曾我ミヨ君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番志賀勝利議員。

○5番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀でございます。私の質問は、今までですと2月、9月ということで、今回6月定例会、同じ会派の皆様からこの場を譲って質問の機会をいただきまして感謝いたします。

今回の質問は、港湾に関して、そして水産業共同利用施設復興整備事業に関しての2点であります。

1点目の港湾に関しては、塩釜港に出入りする船から見える港湾の風景の整備についてと、海上防災基地構想についてお聞きいたします。

初めに、港湾の風景の整備についてお伺いいたします。観光都市を標榜している本市として、観光栈橋の対岸は、震災後の復興計画も加わり、従来の景観から大きく変わろうとしております。一方で、観光船の出入りする商港岸壁を見ますと、スクラップの山が見える。観光地には似つかわしくないこの風景を、佐藤市長は日ごろどのように感じていらっしゃるのか、今後どのような手だてを考えているのかお伺いいたします。

次に、平成20年、商工会議所の内部組織である港を考える会が構想をまとめ提言がなされた、中埠頭を中心とした海上防災基地構想についてであります。先日開催された産業建設常任委員会と商工会議所港を考える会の方々との意見交換会では、震災後、この件に関して市のほうから全く音沙汰がないとの話でありました。その後の塩竈市としての取り組み方、進捗状況はどうなっているのか。そして、今後どのような進め方を考えているのかお伺いいたします。

2点目の水産業共同利用施設復興整備事業、いわゆる事業費の8分の7が補助金としてもらえる事業についてであります。この補助事業は、補助対象となるための幾つかの条件があったかと記憶しております。その条件の一つが、工場完成後の5年後には、対象事業者は自社工場での使用原料の50%以上が国産原料を使用していること、国産原料使用50%以上を達成できなければ、補助金を国に返却しなければならないというものであります。この条件により、かつて生産量日本一を誇っていた練り製品業界は1社も対象とならず、皆様ご存じのとおり、塩竈市の場合、輸入原料を主体としている市内一般加工業者が多くあります。この多くの一般加工業の方々も、この一つの縛りで申請を断念しております。こうした状況の中、塩竈市として、国産原料使用50%以上という条件審査をどのような方法でやろうとしているのか、市長のお考えをお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 志賀議員から2点についてご質問いただきました。

初めに、港湾に関してお答えをさせていただきます。観光港の出入り口の風景の整備についてというご質問でありました。塩釜港区であります。物流面では、小型ばら積み貨物港湾、観光面では、日本三景松島観光の玄関でありますとかプレジャーボートの基地として、また防災面では、海上保安部の基地を有する広域海上防災拠点という多くの役割を有しており、平成24年10月の三港統合同体化後の国際拠点港湾、仙台塩釜港区におきましては、仙台港区と機能分担を図りながら、地域の基幹産業の輸送拠点となる地域産業支援港湾として位置づけられております。

議員ご質問の内容についてであります。観光船などの乗客船から視界に入る部分というご質問でありましたが、恐らくは貞山地区に立地する産業廃棄物の処分や自動車リサイクルを行う企業の敷地に隣接する、例えば貞山3号、4号埠頭や東埠頭に置かれております金属ス

クラップではないかと認識をいたしております。該当する場所は、塩釜港区の物流関連ゾーンである貞山地区に位置し、災害復旧工事も完了した貞山3号、4号埠頭の荷さばき地でありますとか東埠頭の野積み場となっており、現在、市内の港湾運送事業者2社が、港湾管理者であります宮城県から使用許可を受けて、荷役に使っている部分であります。塩釜港区では、東日本大震災の発災前から金属くずの取り扱い貨物量が多く、貞山埠頭、東埠頭、中埠頭でこれまでも金属くずの荷役作業が行われており、特に大震災以降、塩釜港区における金属スクラップの取り扱い貨物量はかなり増加をいたしておりますが、実態として港湾施設に常置されるものではなくて、施設の利用形態上、船積みまでの間、一時的に仮置きをされているもので、継続的に荷役が行われる状況を創出しているものと理解をいたしております。港湾管理者である県が港湾施設等管理条例に基づきまして許可を行い、使用許可に当たりますとは、港湾施設の形態に応じた使用許可条件が設定され、利用者である港湾運送事業者側に対応を求めている状況となっております。

議員のほうから塩竈市としてというご質問でありましたので、若干見解を述べさせていただきます。

今日まで、臨海型の工業の受け皿として整備をされてまいりました港であります。どちらかといえば原材料、例えば原油でありますとか石炭、あるいはその他の原材料を輸入するというものが港湾の大きな役割でありました。動脈物流という表現をとっております。しかしながら、最近の限りある資源をいかに活用していくかという資源循環型社会に入ってきております。そういった中で、使い古した材料を再生してまた新しい製品を製造していくということは港の持つ大切な機能ではないかなと思っております。これらの物流を静脈物流という表現をとっております。今、港の機能としては静脈物流、それから動脈物流、両方の機能を果たしていくというのが、果たすべき役割の一部分になるものかと思っております。したがって、今回お話しをいただきました部分につきましても、港湾区域内で行われるこのような産業活動の一環ではないかというふうに認識をさせていただいているところであります。

次に、海洋防災センター構想の進捗状況についてのご質問をいただきました。塩釜港区の港湾施設の整備であります。仙台塩釜港港湾計画に基づきまして、港湾管理者であります県によって整備が進められております。港湾計画は、長期的視点からの空間利用の基本的な方向であります長期構想を踏まえて策定をされますが、平成20年12月に改定されました仙台塩釜港港湾計画のベースとなる長期構想では、中埠頭と西埠頭東側の一部につきましては、海

上防災機能の拠点化を図る海上防災関連ゾーンとしての位置づけがされており、議員ご発言の海洋防災センターはこの海上防災拠点を指すものと理解をいたします。

さて、海上防災拠点の整備についてであります。港湾計画の改定では、西埠頭及び中埠頭の物流機能を貞山地区へ移転させることにより、巡視船等の集約化を図るとともに、埠頭用地内に巡視船関連施設を整備することで防災機能の強化を図ろうとする配置計画や土地利用計画の変更が行われております。その後、平成22年4月に、塩釜商工会議所から塩釜地区広域行政連絡協議会に対し、計画の早期進捗に向けて具体的な取り組みを求める海上防災拠点整備の推進に関する要望書が提出をされました。このことを受けまして、平成22年の9月定例会や12月定例会におきまして、海上防災拠点の整備について同様のご質問をいただいております。その際にもご答弁申し上げておりますとおり、海上防災基地の必要性、重要性につきましては十分に理解をいたしているところであり、要望の提出を受けて、早期に整備が図られますよう、国、県に対し要望活動を行ったところであります。しかしながら、その翌年となる平成23年3月11日、東日本大震災が発生したところであり、塩釜港区は比較的被害は小さかったとはいうものの、港湾物流の確保により地域経済への影響を最小限にとどめるため、現在港湾管理者である県は、被災した港湾施設の復旧に最優先課題で取り組んでおります。そのさまざまな取り組みの中から、中埠頭につきましては、けさも港湾管理者のほうに確認をさせていただきましたが、海上防災拠点の基幹となる海上保安部の船に係留する施設についてはほぼ概成をいたしております。あわせて利用する背後の野積み場と進入する道路について、その後に整備を促進し、9月までには施設整備を完了したいというようなお話をいただきました。

なお、平成24年10月には当時の仙台塩釜港、石巻港、松島港の三港統合同体化による統合港湾が実現し、これを受けて、平成25年6月に港湾計画の改定も行われておりますが、塩釜港区における海上防災機能の形成は前の計画を引き継いでおり、広域海上防災拠点としての機能の強化を図ることが、新しい港湾計画にも盛り込まれているところでありますので、その全てがしっかりと実施をされますように、なお、さまざまな要望を行ってまいりたいと考えておるところであります。

次に、水産業共同利用施設復興整備事業に関してご質問いただきました。

国産原材料使用量50%以上の条件審査の方法についてでございます。水産業共同利用施設復興整備事業は、本市の水産業、水産加工業の迅速な復興を図るため、東日本大震災復興交付

金事業を活用し、施設を新設する事業者を公募、選定し、事業費の8分の7を上限に補助を行う事業であります。

本市では、平成24年2月の第1回目の事業計画提出時に要望を開始し、1回目の配分におきまして事業費ベースで30億円の事業採択を受けることができました。この財源を活用し公募を行い12社からの申請をいただき、審査を行いまして3社を選定させていただきました。同様に第2回目といたしましても25億円の配分を確保し、再度公募をいたしましたところ、応募は11社からございましたが、このうち5社を選定させていただきました。この時点において、いまだ6から7社の皆様を採択できない状況でありましたので、さらなる交付金の配分を復興庁に要望いたしました。本市の被災状況や、あるいはグループ化補助金等を含む復旧・復興関連補助金の交付の状況、さらには他自治体の比較などから水産加工処理施設や水産物鮮度保持施設での申請には応じがたいこと、そして他の区分で検討することについてのアドバイスをいただいたところでもあります。こうした経過を踏まえまして、第3回目の申請におきましては、水産廃棄物処理施設が水産加工業の産業クラスターにおいて重要かつ不可欠であることを訴え15億円の要望を行い、この額を認めていただきました。当該施設の事業者選定につきましても、前2回同様に平成25年度7月に公募を行い、1社を選定させていただきました。選定に際しましては、国産水産物を原料として50%以上使用できるか、事業規模が適正で計画が着実に行えるか、あるいは資金計画が妥当か、さらには用地確保の見通しがあるかなど、さまざまな観点からの評価を外部の審査委員を交えて行い、選定をさせていただきました。現在、選定いただいた9社のうち6社が工場が完成し稼働いたしているところでもあります。

原材料となる水産物国産品の50%以上の確保についてであります。当補助金で創業した施設に対して、補助金が適正に使用されているかを確認するため、完成時のほか、毎年定期的に検査を行うことといたしております。国産原材料使用50%以上の条件審査についてであります。塩竈市水産業共同利用施設復旧復興整備事業補助金交付要綱第2条（エ）に基づき、事業を開始した日から5年を経過した日までの間に、加工及び販売する商品の原材料となる国産水産物について、被災地域等から仕入れ金額の50%以上を安定的に調達する必要性がありますので、事業者には仕入れ額の国産輸入の判別ができる書類を作成してもらい、必要に応じ、仕入れ元からの伝票や産地証明書等を発行してもらうことにより確認を行っております。それらの帳簿に基づき毎年書類審査を行い、5年を経過した日までに加工及び販売する

商品の原材料となる国産水産物について、被災地域等から仕入れ金額の50%以上を安定的に調達できるよう、指導、確認をしっかりと行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） ありがとうございます。

まず、市長が景観の問題で、貞山埠頭に見えるスクラップの件であるということでお話しをいただきましたが、まさにそのとおりでございまして、あの企業は、市長が平成15年の統一地方選挙のときに、リサイクル企業の誘致という公約を掲げられまして誘致された企業であるというふうに私は認識しているわけですが、県のほうでは塩釜港の位置づけとしてバルク、当然それと水産冷凍食品ですか、そういうものの取り扱い港というようなことも明示してあります。そういったときに、そのそばにああいったスクラップが山積みになっていたりすることが、本当にそういった機能が達成できるんだろうかと私心配をしております。

それと、あの企業が進出する際に、地元の町内会の皆さんには野積みはしませんよという説明をされているわけですが、この件に関しては市長はご存じでしたか。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段の当該企業の誘致について、私がというご質問でありましたが、これはむしろ港湾管理者のほう頑張っていたいただいたものと認識をいたしております。ご案内のとおり、あの土地は県有地でありました。ある石油企業が立地をいたしてありましたが、その県が貸し付けしていた土地があいたことによりまして、県は県有地の有効活用を図る一環として、該当する企業を招致されたようであります。

2点目であります。野積みをしないということを確認したかどうかということについては、私は了知をいたしておりません。ただ、先ほど私ご説明させていただきましたとおり、該当する企業は自社敷地の周りに塀を回しまして、それぞれの施設の中で一定程度野積みができるような対応策はとられているようであります。先ほど私があえてご説明をさせていただきましたのは、この場所は県が岸壁と一体として活用されている荷さばき地及び野積み場という区分けでありますということをご説明させていただきました。したがって、今志賀さんが該当する企業をということでお話しになりましたが、県内各地から集まってくるスクラップを、その荷さばきと野積み場にストックをした上で、港湾関連企業2社がそこから船に積み込むまでの間の仮置きをされている状況であるというふうに理解をいたしているところ

でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） そうしますと、仮置き場に使っているというのは、例えば、企業名出したらまずいですか。市長は今、県が推進したとお話しでしたが、市長はたしかそのことを公約に上げておられますよね。上げていませんでしたか。どうぞお答えになって。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今ご説明させていただきましたとおり、港湾の果たす役割というのが動脈物流から静脈物流に緩やかに移行していきだろろうということで、そういった静脈物流的な機能もということは公約の中で申し上げておりますが、特定のこの企業名というのは出しておりませんが。よろしく願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） その静脈、動脈という話は私聞いてませんで、要するに、リサイクル関係の企業を誘致するという公約を出されましたねと私は聞いているんです。その点だけお答えください。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ですから、その静脈物流の役割を果たすリサイクル企業等についても、今後港の企業として必要でありますということは申し上げておりますよ。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） それでは、公約として出したということはお認めにならないわけですね。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今の志賀議員のご質問は、特定の企業に限ってというふうに受けとめましたので、私は特定の企業ということではなくて、広くそういった業者の方々も港の中に誘致すべきものではないかという申し上げ方をさせていただいたということをお話しさせていただきますよ。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 何か答えがはぐらかされているんですが、私聞いているのは、ただ市長はこのときの選挙で公約として、リサイクル企業を誘致しますという公約を出されましたかと、ただそれだけ聞いているんですよ。だから、出したか出さないかだけでいいんですけども。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご質問は、その企業が野積みをしないという約束をしたけれどもそれは市長は了知していますかという今ご質問でしたから、そういうご質問いただきましたよね。

（「後でね」の声あり）ですから、そのことに対して今ご答弁申し上げておまして、特定のこの企業ということではなくて、私は確かにそういったリサイクル企業というの、港湾の果たす役割として大変重要ではないかということで、公約の中でリサイクル企業の誘致ということは掲げさせていただいております。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） そういうふうにおっしゃるのならそうなんでしょうけれども、私が聞いているのは、もうちゃんとあの企業が決まっていて、それで知事の命で市長が何か動いていたというような話も、これは嘘だか本当だかわかりませんよ。ただ、そういう話も聞いていますので、そういう意味でちょっと確認をさせていただいているだけでございます。ただ、公約としてはそういうことを挙げていらっしゃるわけですから、それでたまたま今の企業がいらしたのかもしれませんが。その企業が進出するときには、町内会に対しての説明会では野積みをしませんよという説明をしていたと。現在野積みを、塀で囲ってはいるけれども、野積みはしていると。それで雨が降ったときにいろいろなものが当然流れ出す可能性もあるわけですし、塩釜湾というのはご存じのとおり、ワカメ、昆布の養殖をしている湾でもありますし、万が一のことがあったら大変だなということで、それと先ほど来言っているとおり、観光港の出入口であるというところに、あそこの市場に面した岸壁のところはスクラップが山積みになっていたりしているわけですが、そうすると、あそこの市場の正面に面したところのスクラップの野積みは、港湾事業者の方々が仮置き場として使っているという解釈でよろしいのでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどご答弁申し上げたとおりであります。市内の港湾運送事業者2社が、港湾管理者でありますから県から使用許可を受けて、荷役に使用している場所でございます。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） わかりました。そうすると、昔はあそこに粉炭がいっぱい山積みになっていまして真っ黒になっていたわけですが、それがスクラップに変わってきたということな

んでしょうけれども、観光港の出入り口ということで、例えば景観上、塩竈市としては県が使用許可を与えているからどうしようもないんだよというところで、それ以上は何もしないよという理解でよろしいのでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどご答弁申し上げたと思っておりますけれども、港湾区域内で行われる産業活動の一環でありますと、もしそういうご質問をいただければ、今は限りある資源をこういう形で有効活用しておりますよというようなことを、広く理解をいただく努力をしていくんだらうなというふうに思っております。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 誘致に当たっては、当然企業の本社のほうにも市長は多分行かれたんだろうと思います。そういうことはなかったんですか。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ここは議場でありますので、揣摩憶測での質問ということではなくて、事実関係をご確認いただければ構わないと思いますが、私がもしそういう企業に行くのであれば出張命令を当然出しますから。ですから、出張命令を調べていただければ、私が該当する企業に行ったという記録は一切ないということがおわかりいただけるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） わかりました。では行っていないということですね。（「行ってません」の声あり）

私もやはり船に乗ってあそこを見るたびに、何とかあそこの景観、見てくれよくできないのかなというふうに常々感じているものですから、ちょっとこの質問をさせていただきました。ただ、現状のままで推移していく以外ないというようなお話のようですので、この件に関しましては一応終わらせていただきます。

それで今度は、先ほどの海上防災基地構想についてちょっとお伺いしたいんですが、あそこは、先ほどの市長のお話の中では、西埠頭、中埠頭が貞山地区のほうに移転を将来的に考えているというお話をお聞きしました。そこで、前に市営上屋があそこに2棟あったわけです。それでその1棟を、市長の専決事項で使用している企業に売却されたということもお聞きしております。そこで、その売却された、例えば上屋が移転対象になったときに、例えば移転

補償が発生するような事態になるのか、ただ無償で移転していただくようになるのか、その辺の取り決めというのは、実際に取り交わしているのかいないのかお聞かせください。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） このことについては、議会のほうにご報告を申し上げている案件であります。その際にも志賀議員から同様のご質問をいただいたかと思いますが、該当する土地は県有地であります。県有地の中に2棟の建物が建っておったわけではありますが、津波で両方とも全壊に近い状況でありました。ただ、あの場所に飼料を扱う工場がございます。該当する企業が、初めは塩竈市をもう離れますというお話があったときに、私も訪問して、ぜひ塩竈市で引き続き生産活動を継続いただけないかということを担当企業にお願いをさせていただいたことがございました。該当する企業も、引き続き今の場所で頑張りますというお話をされたようであります。その際に必要となるのが、やはり飼料を保管するための上屋が必要だったようであります。2棟のうち1棟はかなり厳しい状況でありましたが、それを改築されて倉庫業者の方が活用されているようであります。

今現在も引き続き活用されておりますので、あの上屋を移転するというような、先ほど申し上げました防災計画ではなくて、中埠頭の最前面、今巡視船くりこまが係留されている部分と西埠頭であります。西埠頭で、もう一つありました飼料会社が製造を行っていた部分の岸壁が今あいているようであります。そういったところを海上保安部の巡視船の係留に提供するという事は、港湾課のほうで考えているようであります。また、西埠頭と中埠頭に挟まれる奥の部分については、保安艇的なものの係留ということでもありますので、それら一帯を含めまして防災基地という名称でありまして、今ある倉庫まで移転するというような計画ではないというふうに私は理解をいたしております。

以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 計画ではないということであっても、そういった計画が変更されて、もし移転ということになったときに、そういうことが生じないような担保というのとはとられていないわけですね。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今繰り返しになりますが、今あそこには塩竈市の財産というのは何もないわけですね。土地は県有地、建物についてはもう瓦解した状況になりましたので、塩竈

市としては権利を放棄したと。したがいまして、今塩竈市がものを申すべき施設はございませんが、先ほど来申し上げておりますとおり、海上防災基地というのは、中埠頭の前面と西埠頭、それから中埠頭と西埠頭に挟まれた保安艇等を係留している奥の部分を言っておりますので、あの倉庫は逆に先ほど来ご説明させていただいております飼料関係を製造する工場にとっては必要な施設でありますので、恐らく港湾管理者のほうでそういった現有施設を壊してまでということは当然考えていないと思いますが、なお、私のご答弁で不十分でありましたら、港湾管理者のほうに確かめさせていただきます。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） ありがとうございます。24年の9月議会で同じ質問をさせていただきました。市民の皆様にもう一回これをわかっていただきたくて質問をしているわけですが、この時点で決まったことが、私ちょっと腑に落ちない点があったので、もう一点確認させてください。当初、1号、2号と使用不可になった、解体したいということで我々に提示されました。それで一応了解したわけですね。ところが、後になって使用者が使いたいと言ってきたと。だけど、解体すると我々に提示する前に、使用者に今後は使うのか使わないのか確認しなかったのかなとちょっと疑問点を持っていたものですから、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤産業環境部次長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤修一君） 中埠頭の1号、2号上屋の件につきましては、これまでも志賀議員から何回か、いろいろな機会にご質問いただいていたかと思うんですけども、まず今、1号、2号、2棟とも解体予算を計上したというお話でございましたけれども、1号上屋につきましては、被災の程度が比較的軽く、なおかつこれまで長期にわたってご使用いただいております倉庫事業者の方が、継続して使用したいという意向がございましたので、譲渡を前提といたしまして、その点については解体予算は計上しておりませんので、2号上屋のほうについて、これは被災の程度がひどくてそのままの使用は難しいということで、解体予算を計上させていただいた経過がございましたが、その後、県のほうで塩釜港区全体の上屋の再編計画を進める中で、この2号上屋についても活用して再編を行いたいというご提案をいただきましたので、2号上屋につきましては県に譲渡をさせていただいたところでございます。以上です。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番(志賀勝利君) わかりました。それで、これはなぜ譲渡しなければいけなかったのかどうか、今までどおり貸すという手も考えられなかったのか、その譲渡の基準となった判断って何なのか、もう一度済みません、お願いします。

○副議長(曾我ミヨ君) 佐藤産業環境部次長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長(佐藤修一君) 先ほどのご説明の中でも申し上げましたが、比較的被災の程度は2号に比べて少ないといったところではございましたが、それを貸せるような状況に復旧するに当たっては、かなりの経費が必要であるというふうに見込んだところでございました。そういったところに、1号を長期にわたって使用されてきた倉庫業者のほうから、譲渡を受けてこのまま使用したいというご意向の提示がございましたので、客観的な鑑定評価というのに基づいて譲渡させていただいたという経過でございました。

○副議長(曾我ミヨ君) 志賀議員。

○5番(志賀勝利君) わかりました。そうすると、じゃあもう一つ確認なんです、この上屋というのは行政財産だったんですか、普通財産だったんですか。

○副議長(曾我ミヨ君) 佐藤産業環境部次長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長(佐藤修一君) 当然、行政財産ということで、使用者については使用料も頂戴してございましたが、この譲渡に当たりましては、条例がございましたので、条例を廃止いたしまして、用途の廃止というのを議会にお諮りして手続をとっているところでございます。

○副議長(曾我ミヨ君) 志賀議員。

○5番(志賀勝利君) そのときに解体するということで了解していると私は思っているんですが、結局は、行政財産を普通財産に変更する、その後に譲渡希望が出たから、それじゃあ普通財産になったから専決事項で売ってしまうというようなやり方だったのかなというような気がしてならないわけですね。そこのところ、私自身どうも納得がいかないんで、それであのときは売った先が市長の後援会長さんの企業でしたよねというお話をしたら、市長は反問権で、倉庫を何十年と利用して営業してきたと、後ろにある肥料会社が全く何もなくなったら塩竈から撤退しなければならないという話があって、急遽上屋を改築されたという話なんです、後ろに何もなくなったらと言ったって、たかだか200坪やらそこらの倉庫が、それ以外の倉庫がいっぱいのあるにも関わらず、そんなに深刻な話だったのかなと、後で議事録を読みまして、市長の反問権について何かちょっと不思議さを感じたわけです。それで今回

もう一回こういう質問をさせていただいているわけですが、何せ使用权だけとは言っても、200坪を40万9500円で売られたわけですから、あのときも言いましたけれども、お墓の永代供養料よりも、市場よりもはるかに安い金額で売ってしまったということに対して、売ってしまったので我々何ともしようがないわけですが、それで売った経緯も、希望者がいなかったという言い方で県にも議会にも言っていると。だけど、希望者がいなかったということは、後で聞きましたら、5年来ずっと1年更新で貸していたけれども、それを借りたいという希望者がいなかったという。売りますよということに対して港湾の方々に意思表示をしたわけではないわけですね。だから港湾の方々はそんなの聞いていないと。何で売ったんだと。港湾事業者というのは2社しかいないでしょうと。売った先は港湾事業者ではないでしょうと。なぜそういうことをするんだろうかという疑問を、私、港湾の方から投げかけられたわけです。それでこの件をしつこく質問しているわけですが、その辺、明快な回答をちょっといただけませんか。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤産業環境部次長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤修一君） 平成24年の9月の定例会のときだったかと思うんですが、議案として塩釜港上屋の設置及び管理に関する条例を廃止する条例と、それから一般会計の補正予算というのを提案させていただきました。そのとき、私のほうで委員会においても説明をさせていただいたんですけれども、1号上屋については、公共整備による復旧の妥当性は低く、既に市の果たすべき役割を終えたものと判断いたしまして有償譲渡し、また2号上屋については解体に向けて用途廃止を行い条例を廃止するといったような説明をさせていただきました。また、随意契約で1号上屋を売却させていただいたことに関しましては、市のほうの市有財産の売却方針というのがございまして、この中ではより公正で有益な場合といたしまして、貸付中の財産を従来から借り受けている者に売却するときといったような規定がございまして、こういったことを踏まえまして、なお、売却金額については、先ほども申し上げましたように、客観的な根拠といたしまして、不動産の鑑定評価というのを行っております。この鑑定評価というのは、例えば年数とか被災の程度とかそういったものも考慮いたしまして一定の数式で算定されますので、市側が金額に関与する余地はなく、そういった鑑定評価の資格を持った方から出てきた額をもって、こちらとしては売却の基本的な額というふうにさせていただいたところでございます。以上です。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） とにかくそういうところで説明をきちんとしてもらいたいと。希望者がいなかったという言い方だけですと、実際に売却するということに対して希望者がいなかったのか、ただ単に希望者がいなかったのかわからないわけですから、それは本来は市の財産であれば、当然普通財産で一般競争入札かけたって何らおかしくないわけですし、その判断がやはり市長とつながりのある方のところに行っているというところに要らぬ疑念を招くわけですから、そういうことのないようにぜひお願いしたいと思います。

それではあと今度、水産業の……、はいどうぞ。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） このことについて、議員は再三、後援会長であるとか何とかというお話をされておりますが、私がこういうことを指示したわけではなくて、客観的な事実に基づいて、今担当課長からのご説明をいただきましたよね。いただきましたよね。その中身のとおりでありますので、その憶測に基づく発言は、ぜひ訂正をいただければと思います。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 担当者が本当のことを言っているのか、私非常に信じがたい。特別委員会のあり方を見ても、なんか物すごく当局の答弁に対して何か疑心暗鬼の気持ちでおります。それはそれでそういうことであるということで、話を打ち切りたいと思います。

それと次に、2つ目の水産業共同利用施設復興整備事業ということに関してなんですが、これは先ほど市長からもいろいろ説明いただきましたけれども、これもこの事業の対象にならなかった水産業界の方から、非常に私自身苦情を聞いているんですね。それで、その方々言うのは、後で条件変更なんかしないんだろうとか。結局、8分の7という縛りのために申し込みもできなかったという人もいるわけです、申請がね。8分の7の、国産原料50%の使用というところの縛りがあったために申し込みもできなかったというところがあるわけです。そういったところで、非常に業界の方々、もらった方はいいんでしょうけれども、もらえなかった対象にならなかった方々が非常に不満を抱いていると。ですから、やはりこの審査条件の国産原料50%以上の条件の審査については、公明正大な形で業界の方々が、また我々も納得できるような仕組みの中で審査をしてもらえたらなというふうに思っているんですが、その辺いかがでございましょうか。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど来そのことについては、詳しく、詳しくご説明をさせていただ

たものと思っておりますが、同じことをもう一回繰り返します。まず、その8分の7を上限にという補助制度であります。これについては、水産加工業の迅速な復興を図るために、ぜひ地場産品といいますか、国産原材料を50%使っていただきたいというのが採択条件であります。もしそれに該当しないとすれば、6分の5のグループ化補助金とかさまざまな制度が用意をされております。このこと一つだけをとって、だからおらたち参加できない、そんなばかな話は私はないと思いますよ。ですから、じゃあ6分の5のほうに手を挙げるとか、さまざまな検討の過程があったはずでありますよね。ただこの8分の7だけを取り上げて、50%の国産原材料だからあたかも全ての方々が参加できないというような言い方ではなくて、グループ化補助金という制度もありますよね。（「あります」の声あり）事実、水産加工業界の方々がかなりご活用いただいていますよね。ですから、そういうふうに使分けをしていくということなんだと私は思っていますよ。そういった中で、国産原材料50%という条件をつけたということについては、その地域の材料をできるだけ使って、復興を加速させていくという趣旨でありますから、適正にその原材料50%が確保されるかどうかということを検査するというので、先ほど私はこのように申し上げました。完成時のほか、毎年定期的に検査を行うことといたしております。国産原材料使用量50%以上の条件審査についてであります。塩竈市水産業共同利用施設復興整備事業補助金交付要綱第2条（エ）に基づき、事業を開始した日から5年を経過した日までに、加工及び販売する商品の原材料となる国産水産物について、被災地域等から仕入れ金額の50%以上を安定的に調達する必要がありますので、事業者には仕入れ額の国産・輸入の判別ができる書類を作成してもらい、必要に応じて仕入れ元からの伝票や産地証明書等を発行してもらうことにより確認してまいります。それらの帳簿に基づき毎年書類検査を行い、5年を経過した日までに加工及び販売する商品の原材料となる国産水産物について、被災地域等から仕入れ金額の50%以上を安定的に調達できますよう、指導、確認をしっかりと行ってまいりますというご答弁を申し上げました。

同じことを申し上げます。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） それは先ほど聞きました。ですから私が質問しているのは、別に8分の7補助金の事業制度が悪いとか何とかと言っているのではなくて、確かにグループでもらっている人も多々おります。ただ、その中でそういう4分の3の補助金をもらった人でも、8分の7に外れたことによって不満を言っている人がいるから、そのところをちゃんとクリ

アにしてくださいよという話をしているだけであって、そして、いろいろ今質問いただきましたけれども、誰がどのようにしてやるのか説明がないわけですね。私、そここのところを聞いているんですよ。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段で、このような選定を行うに当たって、市職員以外の方々が入った委員会の中で実施をさせていただきましたというご説明をさせていただきました。同じように、この震災に当たりましたが、そういった委員会を活用してやっていきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） わかりました。ぜひこういった、例えば練り業界の方とか、やはりそういった方も、不満を抱えている方を委員にさせていただいて、そういう方々が納得できるような形で審査会を開いていただければと思います。結局、どこかで情実が入った場合、非常におかしなことになりますし、残念ながら、市長ね。じゃあ端的に聞きますけれども、あちら処理の件ですけれども、この産地証明とか原材料証明とか、どうやってとられるおつもりですか。

○副議長（曾我ミヨ君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 水産廃棄物処理施設の原料になるものが国産か国産じゃないかの証明をどうするのかということだと思いますけれども、これは今水産庁と確認中でございますけれども、例えば輸入された原材料を使った加工屋さんから排出される残渣が輸入品なのか国産なのかということについては、基本的には一次処理をしているものなので国産として扱って差し支えないのではないだろうかという形で、今水産庁のほうと調整しております。したがって、例えば魚粉そのものを輸入したような場合、これは当然輸入原材料となりますのでこれはまずいということですが、今そういった形で調整しておりますので、間もなく正式な形で回答いただけるというふうに思っております。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 今調整しているというお話でしたよね。じゃあ申し込みのときにそういう条件でなかったわけですよ。結局、地元で集まる輸入原料の残渣も国産原料に入りますよという話ではなかったわけでしょう。そうすると条件として、今と申し込み受け付けた状況と違うわけですよ。それで私、一応水産課長にお聞きしたんですけれども、当日説明会

には11社あったと。だけど、申し込みは1件だけだったということでしたし、もう一軒塩竈には処理業者の方はいます。そこの方は全然話を聞いていなくて、私が聞いた話を言ったら、初めてそのとき二、三カ月目でやっと聞いたという状況でした。ですから、そういうところで不平等があったような気も私自身受けておりますので、そういうことがないように、その管理というものを、今聞くとこれから水産庁と話をしてこれが認められるというようなことでしたら、ちょっと条件が変わってきて何かおかしいですよ。どうなんでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 当初の説明会から私どもとしては同じ説明をしているところがございます。それとまた、先ほど2社あってというようなお話もございましたけれども、第3回目において、この水産廃棄物処理施設の公募をさせていただきましたけれども、このときも十分な周知期間を置き、河北新報あるいは水産経済新聞等の新聞のほうにも告知いただきまして、そういった上で、40日間の公募期間を経て応募いただいておりますので、そういった結果的にその上で1社になられたというふうに、私どもも理解しております。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） では、今ちょっとまた部長の言葉変わったわけですがけれども、では当日も、その塩竈市内から出る輸入原料のあらであっても国産原料にするということを検討しているという条件のもとに募集されたわけですね。

○副議長（曾我ミヨ君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 個別の質問が後ほどあった際にそういった話をしております。ですから、その段階ではあくまでも国産の原材料を使ってください、それを50%以上使ってくださいということでお話ししております。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 個別の質問があった場合ということですがけれども、個別の質問があったのは何社ですか。個別の質問はどこどこありましたか。

○副議長（曾我ミヨ君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ちょっと今この場で何社ということはあれですがけれども、数件あったと思います。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） では、その数件のリストをください、後で。お願いします。いいですか。ではそれをいただくということで質問を終わらせていただきます。

○副議長（曾我ミヨ君） 以上で志賀勝利議員の一般質問は終了いたしました。

7番阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君）（登壇） 自由民主の会の阿部かほるでございます。平成26年6月定例会、最終質問となります。一般質問の機会を与您いただきました同僚議員の皆様にご心より感謝申し上げます。当局におかれましては、市民にわかりやすくご答弁を、何とぞよろしくお願いいたします。

さて、街路樹や公園の若葉が雨にぬれ、また雨上がりの美しい季節になりました。震災から3年3カ月の歳月を経て、ようやく塩竈の復興も目に見える形になってきております。市民の皆様は常に復興の進捗状況に関心を持ち、注視していることと思います。復興へのハードルを一つ一つ、市長を先頭に、職員、議会、そして市民の皆様とともに心を一つにして乗り越え、新たな塩竈再生をなし遂げたいものと祈念いたしております。そしてさらに、塩竈市の将来を展望し、施策を考えていかなければならないときに来ております。減り続ける人口を食い止め、福祉、教育、医療を支える財源をどのように確保していくか、市民の安心・安全をより向上していくにはどのような政策が必要か、そのような観点から質問してまいりたいと思います。

1番目に、産業の振興について、水産加工業販路拡大施策についてお尋ねいたします。政府は今月の10日、東日本大震災の被災地の産業復興に向けて、地域の基幹産業である漁業、水産加工業の販路を広げる取り組みや新たな商品開発の支援を行う、産業復興創造戦略を決定いたしました。塩竈市の水産加工業者は、震災後の休業で失われた販路を回復し拡大するため大変な努力をされております。当局はこの現状に対し、どのような認識を持ち、対策を講じられているかお尋ねいたします。

2番目に、水産業水揚げ奨励金施策についてお尋ねいたします。魚市場は、建てかえ工事等の影響で低迷しております。水揚げ高に応じた水揚げ奨励金制度を再度実施し、入港漁船の増加を図るのも一つの誘致対策と思いますが、お考えをお尋ねいたします。

次に、キャラクターの活用と地域おこしについてお尋ねいたします。今、さまざまな愛らしいキャラクターが登場して、地域おこしのブームになっております。塩竈市にもたくさんのキャラクターがあつて登場、活躍しておりますが、数が多いので印象が定まらないという声

も聞かれます。塩竈市を体現した話題性あるキャラクターを考案して、まちの活性化につなげたいと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

2番目といたしまして、人口減対策について、人口減に対応する子育て施策、一時保育事業についてお尋ねいたします。出生率の低下や構造的な少子化、また大震災の影響による人口の流出等もあって、人口減少が続いております。この深刻な人口減少を食いとめるためには、子育てしやすい社会環境を整えることが求められております。仕事と育児が両立する環境整備を目指すべきと考えます。

そこでまず、一時保育事業についてお尋ねいたします。親の就労にかかわらず子育て家庭を地域で支え、孤立した育児をなくしていくための支援として一時保育事業がありますが、この事業を市内全保育所で実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

仕事と子育ての両立支援についてお尋ねいたします。政府は人口減について、平成32年度をめどに人口急減超高齢化への流れを変え、第3子以降の支援策を大胆に拡充、これまでになかった少子化対策を検討課題とし、女性の活躍促進や育児の両立を目指すとしております。塩竈市では、現在、学校から放課後クラブの児童保育が行われておりますが、帰宅時間が6時です。そのため働いている親の負担が大きく、6時までの迎えは難しいなどの声が聞かれます。せめて、保育所の延長保育並みの7時までに延長できないでしょうか。お尋ねいたします。

次に、子育てに対するニーズ調査の実施について。養育者のニーズを知り必要な支援を行うには、子育てに対するニーズ調査が非常に重要であります。子供の成長に合わせて親自身の対応を考えていくことの難しさ、愛情を持って養育するにはいろいろな難しさが伴います。その時々で必要な支援や求めるサービスは変化していくと考えられます。親が求める子育てに対するニーズを正確に把握し、的確、適切な支援が必要です。乳幼児期の保育、教育の拡充と財政的支援、思春期の成長過程での相談事など、各年代に合致したきめ細やかな支援体制が、子育てしやすい環境を形成していくものと思います。市の対応をお尋ねいたします。

3番目といたしまして、障害者福祉について、障害者の社会参加支援の充実についてお尋ねいたします。平成25年4月からこれまで、さまざまな福祉サービスを提供する障害者自立支援法から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法が施行されました。その中の地域生活支援事業として各市町村が行うものとされている事

業の一つに、社会参加型の支援事業があります。これは、障害者に対して地域活動支援センター、その他厚生労働省令で定める施設に通わせて、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進、その他省令で定める便宜を提供する事業であります。塩竈市においては、障害者の方々の社会参加に対する支援、あるいは施策の取り組みについてお尋ねいたします。

4番目といたしまして、公園、街路等環境整備について、管理状況についてお尋ねをいたします。当地も梅雨入りし、一雨ごとに草が伸び、暑さも増してまいりました。このように、四季の移り変わりの中で、美しい町並みは本市を訪れる人たちに対する、まず第一のおもてなしであると思います。街路、公園等の管理状況、また市街地を通る国、県道についてもその管理状況についてお聞かせください。

次に、市民参加型パートナー制度についてお尋ねいたします。行政視察で久留米市へ行ってきました。この久留米市では、一定区間の公共の場所を養子に見立てて市民に提供し、市民は我が子のように愛情を持って面倒を見る、清掃美化活動を行っております。これを市民参加型くるめクリーンパートナー制度と呼んでおります。このクリーンパートナー制度は、行政が支援するものでありますが、あらかじめ市民と行政が互いに役割分担を定め、両者のパートナーシップのもと、公園や街路などの整備を行い町内美化に努めております。塩竈市は、観光客の誘致の観点からも、市内の美化活動にもっと努力すべきであり、市民と行政が共同で行うこうした新しいまち美化プロジェクトの導入は一考に値すると思いますが、お考えをお聞かせください。

以上、第1回目の質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま阿部議員から4点についてご質問をいただきました。

初めに、産業の振興についてお答えをいたします。水産加工品の販路拡大についてですが、震災から3年が経過するに当たり水産庁などが被災3県で実施をいたしましたアンケートによりますと、売り上げを震災前の8割以上に回復できている企業は、宮城県では36%、生産能力が8割以上に回復した企業は49%となっております。また、復興の問題点といたしましては、販路の確保、風評被害が31%、人材の確保が25%などとなっており、依然として被災により製造休止を余儀なくされた期間に失った販路の奪還や風評被害に対して、大変なご苦勞をいただいている状況が酌み取れます。

このような中、宮城県におきましては、食材王国みやぎの取り組みの中で、震災前に引き続き、ブランド化推進プログラムとして、製造者がつくった製品を広くPRする取り組みを行っております。例えばであります、県内で加工品を直接購入できる企業を集めて調査し、宮城県水産加工品直売所マップや水産加工業者をデータベース化したホームページ、サカナップみやぎの作成などであります。また、首都圏や名古屋地区で商談会などを主催し、塩竈市からも多くの企業が参加をいたしました。さらに地元では、仙台市泉区のスーパーにおきまして塩竈フェアを開催、販売などを通じ、塩竈のPRを実施していただきました。今年度もこれらの事業は継続されることとなっておりますので、本市といたしましても、フード見本市やどっとまつりなどによる販路開拓や魚食普及への支援継続や震災以降実施をいたしております職員派遣をいただいた自治体との交流事業の一環として、安心でおいしい塩竈の製品のPRに努めますとともに、県と連携を図りながら各企業に呼びかけを行い、販路の拡大につなげられますよう努力をいたしてまいります。

また、国におきましても、27年度に向けた骨太の方針、被災地の産業復興戦略案として、地域の漁業や水産加工業に対し、商品開発や販路拡大を支援する方針が盛り込まれ、27年度予算に反映される見通しとなっておりますので、情報を逃さず取り組んでまいりたいと考えているところであります。

水揚げ漁船に対する奨励金制度についてご質問いただきました。本市では、燃油価格が高騰した平成20年度から4カ年にわたり、燃油高騰対策と減船による産地間競争対策として水揚げ金額に対し一定割合を補助する等の助成制度を実施させていただきました。その後、国では漁業用燃油の価格変動に備えた経営安定対策として、漁業協同組合とその組合員を対象に、平成22年度から漁業経営セーフティーネット構築事業を実施し助成を行ってきておりますほか、この対策に加え、本年度からは省燃油活動として、燃費向上のための船底の改善や省エネ航行などに取り組んだ漁業者グループに対し、費用を支援する制度が拡充をされており、本市におきましても2つの漁業協同組合がこの制度を活用いただいております。また、本市では新たに今年度から、生産者の負担軽減と魚市場への安定的かつ継続的な水揚げを図るために、魚市場水揚げの主要な漁業種となっております遠洋トロール漁船に対して、仙台塩釜港の仙台港区で水揚げを行っていただいた場合、塩竈市魚市場までの運送相当分について、水揚げ金額の1000分の0.5を補助する制度を実施いたしております。先に述べさせていただきましたセーフティーネット制度とあわせて、全国的にも新たな制度への取り組みが広がって

おりますことから、今後とも国、県との情報交換を一層密にし、入港漁船の誘致に向け力を注いでまいります。

次に、キャラクターの活用と地域おこしについてのご質問でありました。現在、塩竈には11種類のキャラクターたちがおります。第5次長期総合計画のおいしさのイメージキャラクターとして6種類、浦戸産の海産物のイメージ向上のために作成したうらと海の子のキャラクター4種類、塩竈の水道のイメージキャラクター1種類の合計11種類のキャラクターたちであります。現在、こうしたキャラクターたちは、市のホームページや広報誌を初め、市からのお知らせのチラシや観光PRグッズなどに活用いたしておりますとともに、広報アドバイザーの方からのご提案を受けまして、ホームページにこれらのキャラクターの塗り絵を掲載し、子供さんたちに限らず多くの市民の方々により親しんでいただけますよう対応を始めたところでございます。本市の11種類のキャラクターたちは、それぞれが本市の独自の魅力をあらわしている、個性あふれる愛すべきキャラクターであると考えております。今後、知っていただくことも重要でありますので、例えばであります、縫いぐるみの作成でありますとか、キャラクターたちをもっとさまざまな場面で登場させ、塩竈にある食を初めとする多くの魅力的な資源を伝える、親しみやすいサポーター役として活躍をさせてまいりたいと考えております。

また、委員から塩竈を体現し、塩竈に親しみを持っていただけるような新たなキャラクターをというご提言でありました。実は、全国で既に1,500を超すキャラクターが乱立している状況のようでもありますので、さらに新たなキャラクターを生み出していくということも大切であります。まずは今塩竈のよさ、個性を表現する現在のキャラクターたちの定着をしっかりと図らせていただきたいというふうに考えているところであります。

次に、人口減少対策について3点ご質問いただきました。

初めに、人口減に対応する子育て施策についてであります。特に、一時保育のご質問でありました。一時保育は、子育て中の保護者の入院や家族の介護、あるいは短期間の就労、学校行事への参加やリフレッシュなどの際に、一時的に保育所でお子さんを預かる事業であります。公立では新浜町保育所、私立ではあゆみ保育園が1歳4カ月から就学前の保育所・幼稚園に入っていないお子さんを対象に実施をさせていただいております。また、新浜町保育所では、一時保育以外でも短期間の就労のときに利用できる特定保育事業、1歳4カ月から就学までの間に最大4回できる、子育てママのリフレッシュ事業を実施させていただいております。

ます。一時保育、特定保育、子育てママのリフレッシュ事業合わせて1日最大10名を定員とさせていただきますいておりますが、平成25年度の利用実績であります、1日平均で約2名、多いときでも1日5名程度のものでありますので、引き続き新浜町保育所をご利用いただければと考えております。なお、今後保育需要が拡大した場合には、議員のほうからご提案いただきました、実施保育所の拡大ということに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、仕事と子育て両立支援としての学童保育の時間延長についてのご質問でありました。先ほども田中議員から同様のご質問をいただきました。昨年11月に、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施いたしましたところ、午後6時以降までを希望する保護者の方の割合が24.9%と、大変大きな数字であったことを認識いたしましたところでありました。親の負担軽減と保育所と学童保育の時間の格差是正といったようなことについては早急に取り組む必要があると考えておりますので、今後、子ども・子育て支援事業計画策定に当たりまして、検討させていただきたいと考えております。

次に、子育てに対するニーズ調査についてのご質問でありました。平成25年11月に、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施いたしました。ゼロ歳から小学校6年までの児童を持つ保護者3,010名を対象に実施し、そのうち1,895人から回答をいただきました。回答率といたしましては63%でありました。このニーズ調査は、今年度策定予定の平成27年度から31年度までの5カ年間を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画の基礎データとなるものであります。ニーズ調査では、保護者の方々からの自由記載欄があり、その中で意見・要望等についても伺いをいたしましたところでありました。現在、27年度から実施予定の子ども・子育て支援新制度に向けて準備を進めさせていただいておりますが、調査結果から見えてくるさまざまな課題を精査し、子ども・子育て支援事業計画に反映をさせていきたいと考えているところであります。

次に、障害者福祉についてご質問いただきました。障害者総合支援法を受けてというご質問でありました。障害者の社会参加に対する支援についてであります、本市では、障害のある方もない方も住みなれた地域や家庭とともに生きるというノーマライゼーションの理念を踏まえ、地域社会で共生ができる環境づくりと社会参加への支援を行わせていただいております。

具体的な取り組みというご質問でありました。生きがいを持って生活できるような社会参加

の支援として、地域活動支援センター藻塩の里等の通所施設におきまして、創作活動などの支援を行っております。また、障害者が一般企業等への就労に移行するまでのステップアップや就労機会提供の場としての就労移行支援、及び就労継続支援事業所における技能習得の訓練などの支援も行わせていただいているところであります。

新たな取り組みとしてであります。昨年8月から、壺番館庁舎1階に障害者の方々がつくっておられます弁当、クッキーなどを、障害者の方みずからが販売するミニショップを設けて、壺番館を開設いたしました。障害者の方々が通所している事業者の方のお話では、障害者の方が壺番館での販売が楽しく、これまでより生き生きとしているというお話をされておられました。このことから、改めて障害者ご本人の自主性と主体性を大切にした社会参加の支援が大切であるということを確認いたしましたところであります。

また、健康推進課では、藻塩の里に市民の健康づくりとしてのダンベル体操で使用する玄米ダンベルの作成や、市民健康診査の際の紙コップと尿容器を袋詰めにする採尿キットの作成で、障害者の社会参加を支援させていただいているところであります。今後とも市役所全庁に呼びかけて、私たちができる障害者の社会参加支援策を一つ一つずつ拡充させていきたいと考えているところであります。

最後に、公園街路等の環境整備についてご質問をいただきました。特に、管理状況についてのご質問でありましたが、市で管理している公園は市内で125カ所ございます。そのうち、46カ所の公園につきましては、町内会や地区の花の会など市民と協働による公園管理を行っていただいております。現在、公園維持管理協力団体は34団体となっており、月2回以上の草刈りや清掃の維持管理をお願いいたしております。それ以外の公園、79カ所ではありますが、市道の歩道等の草刈りなどにつきましては、本市が直接行っている状況であります。また、市内の国道、県道の街路樹などの管理状況についてでございますが、国におきましては、街路樹はなく、草刈は随時実施していると伺っております。また県道では、街路樹の剪定が年に1回、草刈は年1回または2回程度、道路管理業者に委託をして実施をしているとお伺いをいたしております。

次に、市民参加型パートナー制度についてのご質問でありました。本市では、平成10年度から、市民協働推進の観点による公園愛護活動を支援いただいております。これは、前段お話しをさせていただきましたように、協力をいただける町内会などの団体とあらかじめ公園管理協定を締結し、公園の日常的管理をお願いしているところであります。これらの団体の皆

様は、自分の町内の公園という意識を強く持っていただいております、熱心にご活動いただいております。当初は10団体から始まりましたが、現在は34団体の皆様にご協力をいただいております。議員からご提案いただきました、市民参加型パートナー制度につきましては、国を初め、他の多くの団体でも取り組みを始めており、市民と行政のパートナーシップで取り組み、新しいまちの美化システムとして注目をされております。今後とも、公園清掃はもちろんであります、本市の管理いたしますさまざまな分野にこのような制度が拡大できないかということにつきまして、議員のほうからご紹介をいただきました久留米市のクリーンパートナー制度でありますとか、あるいは宮城県におきましては、道路里親制度というものに取り組んでおります。これは、道路の脇のほうに空き地がございますものに花を植えていただいたりして道路を利用される方々の心を和ませるというものであります、こういったものにつきまして本市で取り組めないかといったようなことについて検討させていただければと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君） それでは、第2回目の質問をさせていただきます。

ただいま、ご丁寧なご答弁ありがとうございました。私たち党派といたしまして、1月末に長崎市に視察にまいりました。長崎かんぼこ王国という、大変販路拡大に市を挙げて取り組んでいらっしゃるというところで行ってまいりました。私たちはかんぼここというのでちょっとあれでした、かまぼこのことを長崎ではかんぼこという名前で呼んでおります。そして私たちがのかまぼこは想像にちょっとできないような黒いかまぼこでございまして、前浜物でとれるトビウオをすり身にしてかまぼこにするという、大変味はいいんですけれども、見た目は大変、本当に私たちがのかまぼこはちょっと違うのかなというふうに思って拝見してまいりました。長崎の地域全体をかまぼこの王国に仕立てまして、販路拡大をしよう、全国展開しようということで動いておりました。製造業者、行政、商工関係、大学、そしてまたプラス飲食店、ホテル、小売業、異業種を加えて、そして推進会をつくって、もちろん国王は市長さんでございました。そして、首相は組合長ということで、大変大きな組織形成をして全国展開をしよう。その中で、大変新しい商品の開発とか、あるいは知名度向上とかさまざまなメニューの提供とかやっているんですが、一番私たちが行って勉強になったことは、将来需要を担う若者層への展開ということが、大変私たち勉強になりました。固有の食文化

の継承ということで、私たちが塩竈に生まれ、かまぼこを食べて、そうした世代連鎖、確かに私たち、昔食べたものとても懐かしくてまた食べてみたいと思いますね。そういった食の連鎖といいますか、世代連鎖というもの、非常にいい着目点がございました。子供の食につなげていくということで考えられます保育所、あるいは幼稚園、あるいは小学校、中学校の給食等に、どれだけ塩竈市ではこういった食育の点でつなげているかということでお尋ねをしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ただいまの塩竈の水産品、水産加工品等を、将来的な消費者になる子供たちに給食等を通じて提供できないかというお話かと思えます。学校給食等について地産地消の食材の割合ということで確認しましたところ、5割弱ということで聞いておりますけれども、そのうち水産品がどのくらいというところは、ちょっと実は細かい部分ではなかなか捉えづらいということのようでございます。今学校給食等につきましては、地元の食材を使うということで、以前栄養士さんたちが塩釜サラダということで、レタス、キュウリにワカメとか笹かまとか、そういったものを入れたものを使っていたいておりますし、あと水青連さんのほうでは塩釜汁ということで、これもタラとかサンマのつみれとかを使ったものを給食としてもたまに出していただいていると。あと何より、蒲連さんのほうで、毎年11月15日がかまぼこの日ということで、ことしで33回ということでございますけれども、そういったかまぼこを提供いただいて、子供たちにはおでんですとか、あるいは洋風のおでんということで提供していただいております、これは毎年恒例になっておりまして、子供たちも楽しみにしているということで、そういったことを通じて子供たちの地元の水産というものの親しみですとか、あるいは将来的な記憶に残る給食になっていっているのかなと考えております。また、魚食普及事業ということでも、私どものほうで委託をしまして、例えば各学校に出前して塩釜汁をつくったり、あるいはマグロの解体を見ていただいたり、そういった活動もしておりますので、そういったことでますます地元の魚ファンが子供たちの中に定着していければなと思っております。

○副議長（曾我ミヨ君） 阿部議員。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。学校給食の中で、蒲鉾連のほうからいただいかまぼこの日というものがあるのは知っているんですが、年1回でございますので、できれば本当に月に1回ぐらいずつかまぼこの日を設定して、子供たちに食するというのも大

切かと思しますので、どうぞ消費拡大のためにもこういったことを取り入れていただければ大変うれしいと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、レシピの開発ですね。大変私感心しましたのは、チャポリタンという、ナポリタンではなくてチャポリタンというものを長崎市で開発したんです。それはかまぼこプラス麺、そしてケチャップということで、大変インスタントで食べやすいんですが、若い人向きにかまぼこを食べてもらおうということで、そしてかまぼこに合うケチャップを企業にお願ひしてつくっていただいたということで、初めは売れるのかどうかと大変心配したそうですが、今は10万食ぐらいの量で出ているということで、大変当たっているということで伺いました。そういった、やはりこれから商品開発ということでは努力をしなければいけないと思うんですが、塩竈市の場合は、このレシピの開発というのが給食などで、子供たちへの給食の中でやってらっしゃるようですけれども、この辺のこれからの考えはいかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 今長崎でやっていらっしゃるようなレシピがあるのかということになりますと、なかなか、今現在これだというのはないかもしれませんが、塩竈ですと、いわゆる9月以降のひがしものを使ったメニューというか、ひがしものを食材としたメニューを各寿司海道のお店で出していただいているとか、今ですと寿司ボウルの時期なので、今から6月、7月の2カ月間は寿司ボウルを寿司組合さんのほうで出していただいているというようなことがあるかと思ひます。また、蒲連の青年部さんでは、塩竈おでんということでこの冬場にやっていただきましたけれども、塩竈おでんというのは、今ある企業さんのほうの登録商標的な扱いをしております、カキのエキスをお出汁に使っているということなので、例えばそういったものを共通メニューとして、お寿司屋さん以外にも塩竈市にいろいろな店舗がございますので、例えば塩竈おでんみたいな名称を使うことを許していただけないかということで前話したこともあるんですけれども、そういうのはいいんじゃないかということで、その企業さんのほうもおっしゃっていただいたので、あるいはそういった取り組みなんかができれば、チャポリタンみたいな形の展開もできるかもしれないと考えているところでございます。

○副議長（曾我ミヨ君） 阿部議員。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。本当に皆様の知恵をいただきながら、そういった販路拡大のために努力してまいりたいものと思っておりますが、市内の飲食店さんのほ

うでは、私たちは寿司海道ということで、お寿司屋さんの部分はわかるんですが、飲食店などの取り扱いメニューの中に、地元のいろいろな食材を食べることができる場所はありますか。また、長崎のほうではかまぼこを食べられる飲食店さんのマップなども同時に出しているわけですが、その辺のことをお伺いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 今ですと、マップというと、先ほど市長の答弁でございました宮城県さんのほうで、水産加工品直売所マップということで、その工場が見学できるとか、こういったものが食べられる、買えるというマップなんかつくっていただいておりますのと、あと塩竈ですと、おいしおがまのパンフレット、あとその観光物産協会ホームページ等々でつくっているものがございますけれども、なお、議員おっしゃるような形のものというところとはぴったりこないのかと思うので、その辺はいろいろ、どんなあり方があるのか勉強させていただきたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ君） 阿部議員。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。私、行って初めて気づいたことがございました。塩竈市内の中で、本当に笹かまとか、メニューに出てくるということが少ないと思うんですね。かまぼこ類にしても。考えまして、東京に行ったときに、あるお店で石巻のサバですね、金華サバが出てまいりました。バーナーを持ってきてお客様の目の前で焼け目をつけたんですね。実にそれがお客様に受けているんですね。やはり焼きたてという。私も思いました。笹かま、つくりたてを食べるといのはなかなか難しいですね。松島に行きますと、お客様の前でこうして串で焼いて、私たちなんか1枚2枚買って食べるんですが、そういったものをお店屋さんで、このバーナーでちょっと焼け目つけると、できたての焼いたような感触になるんじゃないかというふうに思いました。実際余りにも私たちはなれ過ぎていて、かまぼこあるいはそういった練り製品にしても、ごく当たり前のように入っているものから、余り感じていないんですが、よそからいらっしゃる方がやはり塩竈の食事というものをしたときに、何が特産なんだろうかと。もちろん三陸ものでマグロも最高でございますので、どこに行っても私も自慢できるんですけども、やはりかまぼこのおいしさというのも非常にあると思うんですね。その辺のこれからの取り組みが大変大事ではないかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つ、長崎かんぼこ、塩竈かまぼこ、つまり大口販路拡大に向けては、個店の

名前ではなかなか全国には通りにくいんですね。たくさんおいしいものが出されてあっても、それはやはり2つ別に考えないといけない。個店の魅力をアップして独自の製品をつくる、これはもうすばらしいことです。しかし、大口で販路を拡大するときには、塩竈として、塩竈のかまぼこですということ、例えば売りに出したときに、塩竈のかまぼこだけれどもどこことというのは、これは本当に通じるお話なんです。ですから、旗印は塩竈のかまぼこ。つまり、長崎カステラって皆さんご存じですね。ところが3店あるんですね長崎には、カステラの有名な老舗が。私たちは長崎カステラっていうんですね。運転手さんに聞かれました。どこのお店に行きますかと言われた。わからないですね。長崎カステラ欲しいんです、お土産に言ったら教えてくださいました。そして商品を全部説明してくれたんですね。長崎カステラのお店はあります。この店の製品はこういうわけです。それから、もう一つはB店さん、ここには本店があります。B店です。こういう製品はこういうふうに違います。そしてF店さん。有名なF店さん。そしてそれぞれの品物に対して、運転手さんが説明してくれたんですね。それで私たちはじゃあこのお店に連れて行ってくださいということで連れて行っていただいた。そういうお客様の感覚、つまり長崎カステラと受けとっているもの。しかし、地元に行くとそういうふうに、非常に個店の魅力がある品物がある。ただ大口で販路を拡大するには、やはり塩竈かまぼこでいかなければならないのかなという感じで受け取ってまいりましたけれども、塩竈水産王国とでもして売上を伸ばして行ってほしいし、また私たちが努力して、常になれ親しんでしまったかまぼこを、もう一度私たち地元から消費をしていけたらというふうに思います。その中でアイデアコンクールなんかもしたらとてもいいのかなと思いますので、どうぞ中学校の皆さんにもかまぼこを食べた感想とかいろいろなこと、若い世代がこうやって食べたらおいしいということも、もしかすると思いがけないところからアイデアが出てくるかもしれませんので、その辺ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、市長のほうから水揚げ奨励金、いろいろな燃油高騰の折から、いろいろな施策が国からも出ているようです。本当にありがたいことだと思いますが、塩竈として独自の取り組みとして、市長、ぜひどうぞほかとの差別化を図って、なお水揚げ奨励金、これは費用対効果の考え方でいきますと、経済波及が非常に大きい。船が来て、水揚げをする。循環型の経済でございますので、いつか議会で申し上げたこともありますけれども、私がお聞きしたところによると、船が1隻入りますと、少なくとも最低300万円の経済効果があると言われて

おります。水を積んだ、燃料を積んだ、食料を積んだということで、大変な地元経済に対する豊かなものがありますので、その水揚げ奨励金は戻ってまいりますので、塩竈市には。ぜひ、ただただ奨励金を出してやるだけではなくて、必ずそういったことが活性化として戻ってくるという観点からよろしくお願ひしたいと思います。

その辺、もし市長さんお考えありましたら、一言お願ひいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 本当に水産塩竈として何をやるべきかということで、議員のほうには触れていただかなかったんですが、例えば仙台港区で水揚げされた場合、その水揚げ金額の1000分の0.5、些少ではありますが、こういったものでありますとか、あるいは仙台港に水揚げしておりました冷凍船を塩竈に回していただいた場合は、岸壁の使用料がゼロで、なおかつ交付金を一部荷主の方にお返しさせていただくというような取り組みを、根強くずっと続けてきておまして、今お話しいただいたセーフティーネット以外に独自に本市としてもやるべきではないかという激励をいただいたんですが、ちょっと全般的なものを精査させていただければと思っております。よろしくお願ひします。

○副議長（曾我ミヨ君） 阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

キャラクターの活用につきましては、11個ございまして大変印象がということで、私はそこにやはり大将が欲しいと、旗を持つ大将が欲しいと。みんなかわいいんです。本当に塩竈のキャラクターすばらしいです。愛らしくて特徴があつて。それで、もしこの中で選んでもいいわけですね、大将にするには。長崎ではちくわ王妃様、かんぼこ王国では焼きちくわの王妃様が主になっておりました。塩竈ではぜひ市民の皆様に塩竈の顔となるべきキャラクターを選んでいただいて、代表のキャラクターということで、こういったことをつくるのも一考かと思っておりますので、ぜひその辺、ご検討いただきたいと思います。

次に、人口減対策についての一時保育事業、市長のほうからはいろいろとお話しをいただきました。新浜町保育所のほうでやってらっしゃいますけれども、実は、子育て支援事業に参加するか否かの分岐点、それは利用者の自宅からそういった支援をしてくださる場所まで20分未満で行けること、あるいは10分未満でその8割という研究結果が出ているんですね。ですから、居住地により近い保育所での一時預かりということが望まれているわけです。小さい子供を持ったお母さん、車を持っていない方もいらっしゃいます。例えば、西部のほうか

ら新浜に連れていくというのは大変なことでございます。迎えに行くのも大変でございます。そういった地理的な条件が非常にあるということをご考慮していただきまして、ぜひこの辺の事業の見直しというものもしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま一時保育について、身近なところでぜひというご意見をいただきました。私ども、市長から答弁差し上げたとおり、今公立では新浜町保育所、私立では南側のあゆみ保育園でやっております。うまくばらけて、北部のほうは新浜町保育所、南のほうはあゆみ保育園をご利用いただいているのかなというふうに思うところであります。

先ほども市長の答弁でお話し申し上げましたように、今、新しい子ども・子育ての支援計画をつくっている最中でございます。昨年度のニーズ調査等によりますと、やはり近いところでやってほしいという意見も中には出ておりますので、そのような意見を大切にしながら、今後の需要見込みを分析し、計画に反映できればというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（曾我ミヨ君） 阿部議員。

○7番（阿部かほる君） ぜひよろしく願いいたします。

それから、仕事と子育ての両立支援ということで、市長のほうからいただきました。塩竈市は仙台圏でございますので、お勤めが仙台という方が大変多うございます。例えば、お勤めが5時で終わるとしても電車で帰ってくる。会社で5時ぴったりに会社の入口を出るということは、まず普通の企業ではできないことなんですね。6時は大変きついと。保育所は7時までだったのでそのペースで来たものが、小学校に入った途端に6時ということで、大変親御さんやっとな小学校に入ったわということで喜んでいる半面で、そういった大変な思いがありますので、ぜひ市長のほうでよろしくどうぞお願いをいたします。

それから、ニーズ調査ですが、大変しっかりと調査をとっていただいているようなので、大変ありがたいと思います。ただもう一つ、これは意識していただきたいんですが、子育てのさまざまな支援は乳児、幼児教育、あるいは小学校だけではないんですね。これは本当に保護者にしますと、初めての長男長女、これはいつまでたっても悩みが尽きません。非常に中学校の部分でもいろいろな問題がありまして、親御さんたち悩みが多うございます。そういったところにもどうぞ手を差し伸べていただいて、相談事業のほうにも十分な配慮をして

いただきたいことをお願いしておきたいと思います。

次に、障害者福祉について、先ほど市長からお話を伺いました。三市六町一村を学区とした知的障害児を対象とした特別支援学校がございます。その保護者の方から、卒業後の進路先を大変案じられてのご相談がございました。なぜなら、福祉サービス事業所、ここが私も調べてみましたら9割方、新しくできたところは幾らかまだ三、四人の、今はないかもしれませんが、枠があったんですが、利用者が定員を超えているんですね、それでこの先どうしたらいいのということでご相談が寄せられています。

私のほうでもいろいろと調べてみました。一番日本で先進的な取り組みをしている名古屋ですね。名古屋は大変すばらしいものをつくっております。ちょっと紹介したいと思います。名古屋は核となる施設、そこは4年間受けとって、そしてさまざまな生活経験、社会経験を積み、地域に自立した生活を目指すように、職業的なものを専門の方たちがそれぞれの障害者の方の持てる力を引き出して、そして就労に結びつけていくという取り組み、それともう一つは、そこを核としたたくさんの施設があるわけです。コンピューターハウスであったり、車椅子レンタル事業をやっていたり、あるいはヘルパーステーションがあったり、障害者の方たちのさまざまな作業所で作業する部分の基礎的なものをできる場所。それから企業、行政からお仕事をいただく、そこが集約して様々な企業とかあるいは広域的な行政から仕事を一括していただいて、そしてどこの施設でこの仕事ができるかということをしきりと把握して回してそしてここにいる障害者の方たちが生き生きと、そして社会に巣立っていけるように指導して、あるいは頑張っているところがございますけれども、こういったところを見ますと、びっくりするのは、この施設が非常に構造的にすばらしい動きで回っているんですね。そういったものを私たちは今、地域で小さい施設を1つずつつくっていても限りあるということなんですね。ぜひ二市三町、あるいは黒川、もっと広く大きな核をひとつ思い切って、国、県の支援をいただいて、こういった施設をつくっていただいて、そして小さいこれまでのいろいろな作業所なり施設はその遠隔で皆さん通じて共同でやれるような構造的なものを、ひとつ大きく構築しなければならない時期に来ているのではないかというふうに思うわけですが、どうぞ市長のお考えをお聞かせください。

○副議長（曾我ミヨ君） 議事の都合により、あらかじめ会議の時間の延長をいたします。

郷古健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（郷古正夫君） 今、阿部議員からお話を

いただきました。本市では、先ほど市長がご答弁いたしましたとおり、本市では在宅の障害をお持ちの方に対しまして、通所により生活訓練、作業訓練を行うことで障害者の社会参加を図るために、地域活動支援センターを支援しているということでございます。また、さまざまな事業所でも、就労移行支援やそこまで至らない就労継続支援での社会参加に向けた事業を実施しているというところでございます。

二市三町の広域というところに目を向けましても、同様の障害者の社会参加の取り組みを行っております。ただいま阿部議員からお話をいただきました広域で社会参加事業をコーディネートしまして、核となる場所をつくって、そしてまたその周りに障害を持つ方の社会参加を実践する事業所といったものを配置する取り組みというところがございますけれども、障害者の自立を目指して、そして特に障害者が福祉を受けるということにとどまらないで、福祉を担い、つくるというような積極的な取り組みというものを今後研究させていただきまして、本市の障害を持つ方の社会参加の支援のあり方、そういったものに参考にさせていただきたいと考えてございます。

○副議長（曾我ミヨ君） 阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君） とても大切なことは、在宅生活にさせないということです。これは絶対に防ぐべきものだろうというふうに思います。ぜひ、障害者の方たちの本当にそれぞれが持っている力を引き出すような、そういった一つの福祉施策ですね、就労に係る支援施策、そういったことをしっかりと、構造的な大きな枠組みで捉えて取り組んでいただければと思います。生きがいを持って生きられる共生社会、そういったものを目指してまいりたいと思います。こういった悩みをお持ちの多くの保護者の方たち、ぜひ市長、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、公園街路環境整備について、久留米に行ってまいりまして、市民参加型、その目標が「好きな時に、好きな場所を、好きなだけ」という合い言葉がございました。あくまでもボランティア活動として取り組み、そして養子のようにというか、里子のようにといますか、そういったことで取り組んでいくと。自分たちのまちは自分たちできれいにする、そして散歩しながらごみを拾うとか、さまざまな本当に好きな場所を好きなだけ、いつでも自分の持てる時間でという取り組み。そして個人で登録する、団体に登録する、そういった多くの支援者の方たちの登録制になっております。

正直申しまして、ボランティアをしたいんだけど、何をしたいかわからないという方

たちも今現実におります。自分たちの身の回りで散歩しながらごみを拾っていただく、これも大きな社会貢献でございますので、そういったことを啓蒙することがとても大切かというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 阿部議員から、公園街路等についてというご質問をいただきましたが、我々が取り組んでおります行政全てが、やはり主役は市民の方々であります。このまちに暮らす市民の方々が、いかにまちを評価していただけるかということからまちづくりはスタートするのではないかなと思っております。先ほども、阿部議員のほうから久留米市のクリーンパートナー制度であり、私が宮城県の道路里親制度というのを説明させていただきましたけれども、やはり自分たちが主役であるという意識を市民の方々に持っていただくきっかけになればということではないのかなと思っております。これは、単に道路であり、公園でありということだけではなくて、先ほど私はお答えしようと思ったんですが、担当次長がお答えいたしました。障害者の対応策についても、本当に障害者の方々がこのまちで暮らしてよかったと言ってもらえるような思いを持っていただく。菊地議員からも、市長はどう思うんだということで初日にご質問いただきました。本当に私も質問者の意図が痛いぐらいわかります。そういったことをしっかりと受けとめられるような行政ということで努力をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。（「ありがとうございました、これで質問を終わります」の声あり）

○副議長（曾我ミヨ君） 以上で阿部かほる議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明24日を議会運営委員会開催のため休会とし、25日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾我ミヨ君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明24日を議会運営委員会開催のため休会とし、25日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年6月23日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会副議長 曾我ミヨ

塩竈市議会議員 香取嗣雄

塩竈市議会議員 阿部かほる

平成26年 6 月 25 日（水曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 4 日目）

議事日程 第4号

平成26年6月25日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 副議長辞職の件

追加日程 副議長の選挙

第3 議案第39号ないし第59号(各常任委員会委員長議案審査報告)

第4 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長中間報告

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

出席議員(16名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(1名)

15番 高橋卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
健康福祉部長	桜井史裕君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長	荒井敏明君

水道部長	佐藤信彦君	市立病院事務部長	伊藤喜昭君
市民総務部理事 兼政策調整監	福田文弘君	市民総務部次長 兼総務課長	高橋敏也君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼土木課長	赤間忠良君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市立病院事務部次長 兼業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君
市民総務部 危機管理監	鈴木正信君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
市民総務部 政策課長	川村淳君	市民総務部 財政課長	阿部徳和君
市民総務部 税務課長	小林正人君	健康福祉部 保険年金課長	並木新司君
産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡辺常幸君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局次長	安藤英治君	事務局次長 兼庶務係長	佐藤志津子君
議事調査係長	鈴木忠一君		

午後1時 開議

○議長（佐藤英治君） 皆様、こんにちは。

ただいまから6月定例会4日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、15番高橋卓也議員の1名です。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

去る6月23日の本会議で、5番志賀勝利議員の一般質問において一部不適切な発言があり、同議員より取り消しの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、志賀勝利議員からの発言の取り消しを許可することに決定いたしました。なお、取り消し箇所については後刻、会議録を調査の上、措置することといたします。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には8番西村勝男議員、10番菊地 進議員を指名いたします。



日程第2 副議長辞職の件

○議長（佐藤英治君） 日程第2、副議長辞職の件を議題といたします。

去る6月24日付をもって副議長曾我ミヨ議員から辞職願が提出されました。副議長は除斥の対象となっておりますので、退席を願っております。

お諮りいたします。曾我ミヨ議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「議長、緊急質問」の声あり）認めません。採決中です。（「動議」の声あり）動議というのはないんです。今諮っているんですから。

では続けます。ご異議ありませんか。（「緊急質問の場合には議運をやってください」の声あり）

今、曾我ミヨ副議長の採決の問題を議題としております。（「緊急質問出たから、緊急質問

について聞いてください」の声あり)

○議長(佐藤英治君) 議長、採決中ですから緊急質問できません。

○議長(佐藤英治君) 採決中なので、緊急質問は認められません。

ご異議ありますか、ないですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤英治君) ご異議なしと認め、曾我ミヨ議員の副議長の辞職を許可、議運の委員長さん、ちゃんと守ってください。言っているんですから。(「じゃあ法的な根拠を述べてください」の声あり) 法的な根拠ですか。法的な根拠って辞職願出されているんですよ。

許可することに決定いたしました。

これより曾我ミヨ……、あれ、もう入っていないっちゃ。(「質問だよ、緊急質問できないんですか。動議できないんですか。何でできないのかちゃんと説明してください」の声あり)

採決中にもう進行していますから、ありません。(「じゃあもう終わったんですね。この段階で緊急質問」の声あり) 質問は認めません。

これより曾我ミヨ君からの辞職のご挨拶をいただきます。(不規則発言あり)

〔18番曾我ミヨ議員入場〕

○議長(佐藤英治君) 辞職の挨拶をお願いします。

○18番(曾我ミヨ君) このたび辞職の件についてご賛同いただきましてありがとうございます。

昨年の9月6日の本会議場で皆さんに副議長として賛同していただきました。そのときの決意は震災復興を一日でも早く進めることと、それからやっぱり議会ですから公平民主の民主的な議会運営をしようと思っておりました。いろいろ皆さんにたくさんご支援をいただいて頑張ってまいりましたが、最近その民主的公平な議会運営がなかなか困難な状況になったということでありまして、退くことにいたしましたので、今後はどうぞ皆さんのご協力で新たな副議長さんを選んでいただいて、民主的な公平な議会運営をしていただきたいと思います。

どうぞよろしくをお願いします。本当にありがとうございました。

○議長(佐藤英治君) 暫時休憩いたします。

午後1時05分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（佐藤英治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま副議長が欠員となっておりますので、この際、副議長の選挙を日程に追加し、副議長の選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありますか。（「議長」の声あり）今お諮りしているんですから、質問はできないというのは十分ご存じだと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） 異議なしと認め、副議長の選挙を日程に追加し、副議長の選挙を行うことに決しました。



追加日程 副議長の選挙

○議長（佐藤英治君） 追加日程、副議長の選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤英治君） （「議長、緊急質問、今の段階だったら問題ないでしょう」の声あり）
緊急質問は認めません、今。（「理由は」の声あり）理由は議運の委員長に聞いてください。
（「いや、採決の途中はだめだということはお聞きしましたが、終わったら関係ないということですね。どういうことですか。これに対する」の声あり）

○議会事務局長（安藤英治君） 一応、選挙にかかわることであればいいんじゃないですか。選挙にかかわること。（「局長、どういうことですか」の声あり）

○議長（佐藤英治君） それでは、議場閉鎖オーケーですか。はい。

ただいまの出席議員は16名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤英治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤英治君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をお書きの上、議席1番から順次、投票願います。

なお、同姓の議員がおりますので、必ず名前もお書きくださるようお願いいたします。それでは1番から投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（佐藤英治君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖を願います。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（佐藤英治君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤英治君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を定めます。1番浅野敏江議員、18番曾我ミヨ議員を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。開票いたします。

〔開票〕

○議長（佐藤英治君） それでは、開票の結果を事務局長より報告させます。

○議会事務局長（安藤英治君） 命により開票の結果をご報告いたします。

投票総数は16票です。これは出席議員数と一致しております。うち有効投票は同数です。

有効投票のうち 田中徳寿議員 8票

鎌田礼二議員 8票

なお、この選挙の法定得票数は4票です。以上です。

○議長（佐藤英治君） 投票の結果は、ただいまの報告のとおりであります。よって、法定得票数に達した2人が同得票でありますので、くじをもって当選人を定めることとなります。

くじの準備をさせますので、暫時休憩いたします。

午後1時27分 休憩

午後1時28分 再開

○議長（佐藤英治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの選挙の結果、田中徳寿議員の得票と鎌田礼二議員の得票が同数であり、しかもその得票数は法定得票数の4票を超えております。よって、地方自治法第118条の規定により準用

する公職選挙法第95条の規定によって当選者はくじで定めることになりました。

くじを引く方法の手順について説明申し上げます。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順位を決めるためのものです。2回目は、このくじの順位によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじはくじ棒で行い、くじ棒の番号は1から4番までといたします。

2番小野幸男議員、17番伊勢由典議員にくじの立ち会いをお願いします。

それでは、田中議員、鎌田議員の2名に登壇をお願いいたします。

〔両議員登壇〕

○議長（佐藤英治君） まず、くじを引く順序を定めます。議席順にくじを引いてください。

〔くじ引き〕

○議長（佐藤英治君） ただいまのくじの結果、田中徳寿君は引いたくじ2番となります。鎌田礼二君は4番であります。

それでは、田中徳寿君から先にくじをお引きください。次に、鎌田礼二君、くじをお引きください。

〔くじ引き〕

○議長（佐藤英治君） それでは、2人とも自席へお戻りください。

それでは、くじの結果をご報告いたします。鎌田君が1番、田中君が3番のくじを引かれましたので、鎌田君が当選のくじを引かれました。よって、鎌田君が副議長に当選されました。

（拍手）

鎌田礼二議員に本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

鎌田礼二議員からご挨拶をお願いいたします。

○副議長（鎌田礼二君） 少々強引な議長と一緒ではありますが、副議長職をしっかりとやりたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤英治君） 暫時休憩します。再開は13時45分といたします。

午後1時34分 休憩

午後1時44分 再開

○議長（佐藤英治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



日程第3 議案第39号ないし第59号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（佐藤英治君） 日程第3、議案第39号ないし第59号を議題といたします。（「緊急質問」の声あり）

去る6月13日の会議において各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。17番伊勢由典君。（「議長、緊急質問です」の声あり）はいどうぞ、じゃあ。志賀勝利議員。

○5番（志賀勝利君） 先ほど副議長の辞職ということが決まったわけですが、常日ごろ議長は開かれた議会を目指すと公言されていらっしゃいます。それで今回の副議長がやめたのが今の状況のままではどういう理由でやめたのか明白になっていない。我々もわかりません。何もわからないのに賛成、反対もできませんでした。ですから私はこの場でもう一回、前副議長をやられていた曾我議員に辞職の理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 今の志賀議員の緊急質問に対して、先ほど辞職の経過につきまして、あるいはまた辞職の考えを曾我前副議長さんが述べたとおりだと思います。私から辞職をこうのああのいう立場にはございません。よろしいでしょうか。（「違う、本人から聞きたいんです。お諮りください」の声あり）

先ほど曾我副議長さんが挨拶した中に含まれていると思います。（「はい、質問」の声あり）志賀議員。

○5番（志賀勝利君） あれでは理由がわからないし、見ている市民の方もよく理解できないと思います。ですからもう一回ちゃんと聞きたいということですから、開かれた議会を目指すのであればぜひ許可してください。

○議長（佐藤英治君） 暫時休憩します。

午後1時47分 休憩

午後2時11分 再開

○議長（佐藤英治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。（「はい、動議。議長」の声あり）

ちょっと待ってください。先ほどの志賀議員からの緊急質問については、議会運営委員会を開いた結果、本会議で取り扱わないことを決しました。志賀勝利議員。

○5番（志賀勝利君） 過去2回、全員協議会を開いて4時間近くにわたる……消防議員の件に

関して、この場で決めていただきたい。

○議長（佐藤英治君） はい、関係ありません。

それでは日程第3、議案第39号ないし第59号を議題といたします。

去る6月13日の会議において各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。17番伊勢由典議員。

○総務教育常任委員会委員長（伊勢由典君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、6月17日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第39号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」については、平成25年人事院勧告を受け国が実施した国家公務員の昇給抑制の回復措置を踏まえ、本市でも同様の取り扱いを行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」については、外国法人の定義規定の明記や法人市民税の法人税割の税率引き下げ、軽自動車税額の引き上げ、公社債等に対する個人市民税の課税方式の変更等、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 法人市民税についてはその一部が国税化され、地方交付税の原資になることに伴い地域間の税制力格差の縮小が図られるものであるが、地方財政を取り巻く状況は厳しさを増していることから、今後も地方税財源の充実確保について国及び関係機関に対する要望に努められたい。

次に、議案第41号「東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」については、東日本大震災による被災者に対し行っていた市民税、固定資産税及び都市計画税の減免について、平成26年度分の税額も対象とするため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「塩竈市集会所条例の一部を改正する条例」については、朴島集会所の老朽化に伴い、その用途を廃止するため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の

結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号「塩竈市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により、非常勤消防団員退職報償金の支払額が引き上げられたことに伴い、本市非常勤消防団員の退職報償金を引き上げるため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」については、生涯学習センターの施設として塩竈市杉村惇美術館を設置し、公民館本町分室とあわせて指定管理者による運営を可能とするため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、被災地域交流拠点整備事業費や浦戸地区集落再生促進施設整備事業費等が計上され、債務負担行為において美術館運営事業費が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. コミュニティ助成事業については、活動に直接必要な設備の整備や防災資機材等に係る備品等も対象になっているが、いまだに整備が不十分な団体が散見されることから、市民に対する幅広い周知に努められたい。

1. 杉村惇美術館については公民館本町分室を改修し、美術館として整備するものであるが、施設内通路等の安全管理を徹底させるとともに、貴重な作品の展示が行われるものであることから、そのセキュリティ対策についても万全を期され、市民の芸術文化活動を高揚する場として十分な活用が図られるよう努められたい。

次に、議案第52号「工事請負契約の締結について」は、塩竈市立第三小学校（東校舎）の大規模改造工事に関して、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号「工事請負契約の締結について」は、塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所B棟電気設備工事に関して、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号「工事請負契約の締結について」は、塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さば

き所B棟機械設備工事に関して、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「財産の取得について」は、清水沢地区災害公営住宅に係る事業用地取得のため、塩竈市財産条例第2条の規定に基づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「塩竈市集会所の指定管理者の指定の変更について」は、朴島集会所の廃止に伴い、同集会所を管理する団体を集会所の指定管理者の指定から解除しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「塩竈市集会所の指定管理者の指定について」は、集会所を管理する指定管理者として管理運営委員会を適任と判断し、各集会所の指定管理者として指定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「浦戸地区辺地総合整備計画の策定について」は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、浦戸地区の公共的施設の整備を図るため、総合整備計画を策定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 伊勢由典

○議長（佐藤英治君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。8番西村勝男議員。

○民生常任委員会委員長（西村勝男君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、6月18日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第42号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、地方税法の一部改正により公社債等に対する課税方式が改正されたことに伴い、国民健康保険税の課税対象所得の範囲を見直すため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」については、原子力発電所の事故に伴う国の避難指示等により本市

に転入されてきた被保険者の国民健康保険税について、平成26年度分も引き続き減免の対象とするため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用条項の整理を行うため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、東日本大震災遺児福祉手当や被災者健康支援事業費等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 被災者健康支援事業は、東日本大震災の被災者のうち健診の受診機会のない世代を対象に特別健診を実施するものであり、広報しおがまにより市民への周知を行おうとするものであるが、対象となる方々に対し個別に健診のお知らせを発送するなど周知方法を検討され、より多くの方々の受診につながるよう努力されたい。また、この事業は今年度で3年目となることから、過去のデータも分析・活用して市民の健康状態の把握に努められ、疾病の予防や健康の増進に向けた施策の推進に取り組まれたい。

次に、議案第49号「平成26年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」については、国民健康保険税制改正に伴うシステム改修費等、歳入歳出それぞれ233万3000円を追加計上するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号「平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、被災された方々に対する利用者負担の減免など、歳入歳出それぞれ……

○議長（佐藤英治君） 委員長、負担者の免除。

○民生常任委員会委員長（西村勝男君） 済みません。

○議長（佐藤英治君） 利用者負担の免除。下から6行目。

○民生常任委員会委員長（西村勝男君） はい。被災された方々に対する利用者負担の免除など、歳入歳出それぞれ3366万円を追加計上するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可

決すべきものと決しました。

次に、議案第51号「平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」については、原発事故避難者の保険料減免措置に伴い、歳入歳出それぞれ6,000円を減額するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会の審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

民生常任委員長 西村勝男

○議長（佐藤英治君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。16番小野絹子議員。

○産業建設常任委員会委員長（小野絹子君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、6月19日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第48号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」であります。歳出において平成25年度第8回配分として交付決定を受けました東日本大震災復興交付金事業費のうち、錦町東地区災害公営住宅の用地費及び敷地整備費、復興事業の管理及びまちづくりの各種検討業務に係る調査業務のための復興まちづくり総合支援事業費、市道4路線を避難路として整備する避難路整備事業費などが計上され、債務負担行為については災害公営住宅整備事業費が追加され、また地方債においては渡船整備事業費が追加されるとともに、公営住宅整備事業が増額変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号「市道路線の認定及び変更について」は、伊保石地区災害公営住宅の整備にあわせて道路が整備されたことに伴い、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により市道の認定及び変更を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 避難路整備事業においては、地域防災計画の見直しにより設定した避難路のうち、第8回復興交付金事業で採択された路線について整備を行うものであるが、事業内容について地域住民に詳しく説明を行われ、その意向を踏まえながら安全な避難路となるよう整備の推進に努められたい。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいます

すようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 小野絹子

○議長（佐藤英治君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第39号ないし第59号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。16番小野絹子議員。

○16番（小野絹子君）（登壇） 私は日本共産党市議団を代表しまして、議案第40号、46号、48号に反対する立場で討論いたします。

まず、議案第40号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」でございますが、2014年度税制改正は消費税8%増税とその反動による景気悪化が懸念される中、大企業への復興特別交付税廃止と法人税減税を進めていることでもあります。政府の骨太方針や安倍政権のアベノミクス、第三の矢の経済成長戦略を受けて大企業優遇税制を進めようとしております。そのもとで消費税8%増税とあわせて自動車業界が求めてきた自動車取得税、地方税は縮減され、消費税10%になった時点で廃止となります。その減収は1900億円となります。一方、軽自動車や原付バイクなどが現在の1.2倍から1.5倍の増税となります。軽自動車などの増税は2015年から始まり、軽自動車税（自家用車）は7,200円から1万800円となるなど、景気が悪化している中で庶民の足である軽自動車税は消費税増税とあわせて二重の負担となります。国の税制改正に伴う軽自動車税であります、国民負担、市民負担増には間違いありません。その点で反対いたします。

なお、今回、法人税割の引き下げを改正し、制限税率14.7%から12.1%に軽減する条例が提案されております。この改正は住民法人税を地方法人税、国税に置きかえ、税の原資を地方交付税に還流するというものです。つまり住民法人税の減税は地方法人税、国税にかわっただけでありますから、市内の中小企業事業者にとって払う税金は変わらないということになります。問題は大手企業の優遇税制が進めば進むほど国民と中小企業を苦しめる税制になることです。大企業の法人税は実行法人税率40%であります、研究開発減税、連結納税制度

で実際の税率は国税庁発表の2011年度分で資本金100億円以上で19%の税率となっております。

一方、資本金5000万円の中小企業は27.4%の税率になり、不公正税制となっております。しかも2009年の税制改正によってある大手企業はこの5年間、法人税を1円も払っていないことを社長が5月の決算発表のとき明らかにしました。それは海外で生産した自動車は法人税を払わなくてもいい仕組みにしたからであります。しかも消費税は車の価格に上乗せしているため1円も負担しておりません。その結果、大手企業の内部留保は280兆円にもなっております。経団連は法人税実行税率を将来25%に引き下げることを政府に求めています。安倍政権は実行税率の引き下げを表明しました。法人税引き下げの財源として資本金を基準に課税する外形標準課税の対象拡大で、赤字の中小企業からも税金を取り立てることを政府税制調査会で方針化しようとしております。経済同友会は生産性の低い中小企業は退出をと、5月22日の毎日で報じております。加えて、配偶者控除も廃止を進めようとしております。

以上の国の税制改正の問題点を指摘しまして、議案第40号「市税条例の一部を改正する条例」、主に軽自動車税増税に反対するものでございます。

次に、議案第46号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」、第15条塩竈市杉村惇美術館の指定管理者による管理と議案第48号、平成26年6月補正予算、指定管理者への委託料1100万円と債務負担行為、平成27年度と28年度分であります。4620万円についての反対討論を行います。

1つは、これまで本町公民館分室は塩竈市の社会活動の拠点として役割を果たし、市民にとって公の施設として、また塩竈市教育委員会の事務所として重要な役割を果たしてきました。また、この場所は塩竈市の最初の学校で、明治6年に塩竈小学校の発祥の地であり、塩竈市の教育史にも残っている場所でもあります。今回、杉村惇美術館として杉村 惇氏の絵画を展示する美術館にすることには賛成いたしますが、提案された中で最初から指定管理者制度で管理する業者を公募して民間に管理を委ねることに対しては賛成できません。その理由は、1つは公の施設について、地方自治法第244条では、普通地方公共団体には住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設を設けるものとするとしております。今回の提案の根拠法の地方自治法第244条の2の3項は、普通公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で、政令で定めるものまたは公共団体もしくは公共的団体に委任することができるとしております。よって、指定管理先にありきは地方自治法第224条の

立場を失うことになるではありませんか。

次に2番、杉村惇美術館は年間1万人の入館者を見込んでいますとしておりますが、果たして入館者がそれほど訪れるとお思いでしょうか。年間1万人としても1日二十数人であります。しかもこのアーチ型の大ホールは塩竈市の公民館として多くの市民に利用され、愛用されてきた歴史のある大ホールであります。この大ホールが展示室になると、公の施設としての機能が果たせなくなることは重大なことです。本町公民館の市民の利用が減ってしまうのではないかと危惧をする次第であります。

第3点は、当局の説明によりますと、塩竈市には市職員で学芸員が1人しかいないし、人事異動もあるとして指定管理にするとしております。しかし、杉村 惇絵画に精通し、市内の美術品の発掘や公開展示の場にするならば、学芸員の資格を持つ市職員を採用し、市営の美術館運営とするなら文化的な公的役割を果たすことができるし、貴重な絵画の価値を県内と全国に発信することによって美術愛好家や塩竈市を訪れる方がふえるのではないのでしょうか。

私は以上4つの理由でこれらに反対いたします。

以上で反対討論にかえさせていただきます。

○議長（佐藤英治君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。4番田中徳寿議員。

○4番（田中徳寿君）（登壇） 私は、議案第40号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」について、伊勢総務教育常任委員会委員長の委員長報告に対する賛成会派を代表して討論いたします。

今回の改正は、平成26年度税制改正による地方税法が改正されたことに伴う市税条例の改正であります。平成26年度税制改正は現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却、経済再生に向け消費税率及び地方消費税の引き上げに伴う対応として、投資減税措置等や所得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制上の措置や、税制抜本改革を着実に実施するため所得課税、法人課税、社債課税等について所要の措置を行う内容となっております。

特に今回、市税条例の改正する主な内容は、法人市民税、法人税割の税率の引き下げと軽自動車税額の引き上げであります。法人市民税、法人税割の税率の引き下げは、地方消費税率の引き上げに伴い地方交付税の交付団体と不交付団体との地域間の財政格差を是正するため、法人住民税、法人税割の一部が「（仮称）地方法人税」として国税化され、国が法人税とと

もに徴収し、交付税特別会計に繰り入れられ地方交付税の原資とされます。具体的には、法人市民税、法人税割が2.6%の引き下げ、法人県民税割が1.8%の引き下げとなり、合わせて4.4%が地方交付税の原資となります。これに伴う本市においては、制限税率の14.7%から12.1%に改正される内容となっております。また、国では今後、消費税率が10%になる段階で法人住民税の法人税割の税率をさらに引き下げ、交付税の原資化をさらに進め、地域間の財政格差の是正を行っていく見通しとなっております。

軽自動車税額の引き上げにつきましては、国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の標準税率が1.2倍から2倍に引き上げられ、二輪のバイクなどは平成27年度から新税率、三輪以上の軽自動車は平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率が適用されます。既存の軽自動車では従来の税額が適用されますが、最初の新規検査から13年を経過した車両につきましては、平成28年度以降に20%割り増し税率が適用されます。軽自動車関連の税制条例改正につきましては、平成26年度税制改正の中で国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、社会保障の安定財源の確保などを図る税制の抜本的な改革を行うために、車体課税関連として自動車取得税廃止やその代替財源等としての軽自動車税の税率の見直しが行われたものであります。

その後、地方税法などの一部を改正する法律案が平成26年2月に閣議決定され、国会で審議後、平成26年3月末日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、この法律により軽自動車税の標準税率の改正を本市の市税条例に適用するものであります。

軽自動車税の改正につきましては、税制改正の前段の地方財政審議会の中で、1. 消費税が10%の引き上げ時の自動車取得税廃止と代替財源等として車体課税の不均衡是正。2番目として、格差是正のための小型自動車と4倍の格差がある軽自動車税の見直し。3番目として、二輪車などの徴収コストから適正化を図ること。4番目として、グリーン化を進める観点から軽自動車税も重課することが検討され、平成26年度税制改正の中で軽自動車税の税率の見直しが行われるものであります。特に、法人市民税、法人税割の税率の引き下げは地域間の財政格差を是正するために行われるもので、地方法人税として地方交付税の不交付団体には交付されず、本市のような交付税の交付団体には交付されるといった内容となっており、これによって本市の財政がより一層充実が図られるものと考えられます。

今回の改正は、国会での慎重な審議を経て全国同一の基準で改正されております。この条例改正に反対するということは地方税法に反することであり、税制そのものを否定することに

なるのではないのでしょうか。私は法治国家である日本では許されることではないと考えているところでもあります。

以上、議案第40号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」に賛成すべきことを表明し、良識ある市民の皆様にご理解を賜り、賛成討論とさせていただきます。

○議長（佐藤英治君） 次に、委員長報告に対して反対者からの発言を許可いたします。5番志賀勝利議員。

○5番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀でございます。

議案第46号、48号、塩竈市杉村惇美術館整備事業に対しての反対討論を行いたいと思います。

先ほど小野議員のほうからもお話ありましたが、私のほうはちょっと角度を変えた形での反対討論となろうかと思っています。

杉村惇美術館の話は、今年の3月ごろにたしか総務教育常任委員会で初めて計画が提示されました。話の発端は、国の地方都市リノベーション事業に採択されたからというものでありました。予算は約9000万円がついたとの説明も受けております。杉村 惇氏のご子息と私は小中高と同じ学校に通っていて60年来の古いつき合いがあります。その日のうちにご子息に電話をし経緯を話したところ、四、五日前に塩竈市より聞いたと言っておりました。

その後、6月にエस्पで行われました美術館のデザインコンペ終了後に、ご子息は私に次のようなメッセージを託したのであります。その内容は、今年の6月17日に高橋教育長に文書としてお渡ししております。その内容としては、1つ、どういうコンセプトをもって設計したのかわからない。コンペ参加者に方向性をきちんと伝えているのか、それとも全て丸投げなのかという疑問が提示されました。2つ目として、今回のコンペ参加者の設計者は杉村惇の絵を理解していないようだし、公共の建物に杉村 惇の絵を展示するだけになってしまうのではないかという危惧が述べられておりました。3つ目として、女性学芸員2名が企画に参加しているようだが、杉村 惇の絵の個性を生かした設計にしてほしい。どうも女性学芸員の方々は杉村 惇の絵をよく理解していただいているのかどうか甚だ疑問を感じているという話でもありました。また、4つ目として、今回のコンペの設計を採択するにしても大幅な変更が考えられるので、杉村 惇を冠にした美術館にするのであれば、ご子息としても将来的にも責任があるので中途半端な妥協はできないと。時間がないということでそのまま進められるのであれば、杉村 惇の冠を外し、市民美術館とでもして杉村 惇の絵を展示していただくように最終的にはなってしまうのかというような危惧もされておりました。また、

市の担当者からは年間1万人の来場者を見込む計画が説明されたが、その根拠が示されていない。もっと明確に集客に対する具体案を示してほしいというようなものでありました。

これを先ほど言いましたように高橋教育長のほうに私がお持ちしました。しかし、先日また連絡をとりましたところ、1年たった今でもご息の持つ多くの懸念はそのままであるようですし、市に押し切られてしまった様子が話からうかがえました。

こうした中で、今回補正予算として議会に提出されてきたわけですが、総括質疑でも述べましたように、ご息は、せっかくだけの美術館、閑古鳥が鳴いてはいけません。まちのにぎわいに少しでも貢献できるような運営方法にしたい。入れ物だけの魂の抜けた美術館にはしたくないという強い思いがあります。ところがこの1年間、運営法に対して何の相談もなく、つい先日、指定管理者制度を知らされたと言っておりました。

美術館の命名にしても、ご息は塩竈市美術館杉村惇記念館を希望したが、担当者からは市長が塩竈市杉村惇美術館という名に決めたので了解してほしいみたいなニュアンスの言い方をされ、断り切れなかったと言っておりました。いまだに当局の話とご息の間のギャップが解消していないようでございます。くどいようですが、美術館運営には当初からご息なりの思いがあり、お父さんの塩竈在住時代のお弟子さんであったり、ご息の友人であったり、地元の人を中心にかかわっていただき、まちの活性化にどうつなげていくかを考えていくことを私は認識しております。10月開館ありきで無理やり進むのではなく、今回の補正予算は見送り、もう一度ご息が心から納得できる方法を取り入れるべきではないでしょうか。後々に禍根を残すことにならないよう切に希望するものであります。60年来の友であるご息の気持ちを大切にしたいとの思いからの反対討論を終わります。

○議長（佐藤英治君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。7番阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君）（登壇） 自由民主の会の阿部かほるでございます。

議案第46号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」について、伊勢総務教育常任委員長の委員長報告に対する賛成会派を代表いたしまして賛成討論をいたします。

杉村惇美術館は現在、公共施設に点在している杉村 惇先生の作品を常時展示するもので、これまで杉村 惇作品展を実施してきた有志の方々や市民の皆様からも待ち望まれている美術館であります。今回の条例改正は、生涯学習センターの施設として塩竈市杉村惇美術館を設置し、秋の開館に向け必要な改正を行うものです。美術館運営の基本方針は、杉村作品展

示を中心にさまざまなアート活動を通じて芸術活動を推進し、文化・芸術活動の新たな発信拠点として交流人口の増加と中心市街地の活性化を図ることです。

また、美術館の運営形態については、作品展示、特別展開催等の専門的な知識や企画力が求められ、また博物館法の規定による館長、学芸員の配置が前提ともなることから、開館時から指定管理者による運営とし、より質の高い美術館を目指そうとするものであります。市民の皆さんへは新たにできる企画展示室1と2を貸し館として開放し、また美術館エリアとなる大講堂についても、美術館事業として利用していない期間はこれまで同様、貸し出しを行い、芸術・文化活動を支援していこうとするものであります。この美術館整備事業については、財政的に有利な国の地方都市リノベーション事業を活用し実施していくもので、これまで当局から提案説明を受け、議会でも議論を重ね承認してきた経過があります。

以上の内容を踏まえ、市民の皆様も心待ちにしている杉村惇美術館運営事業への賛成を表明し、賛成討論といたします。

次に、議案第48号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」については、杉村惇美術館の運営事業費として、平成26年度の補正予算と平成27年度、28年度、債務負担としての美術館運営管理業務委託料と名誉館長の報償費を計上したものであり、事業遂行のためぜひとも必要な予算であります。市民の皆様にご理解を賜り、賛成討論といたします。

○議長（佐藤英治君） 以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議案第39号、第41号ないし45号、第47号、第49号ないし59号について採決いたします。

議案第39号、第41号ないし45号、第47号、第49号ないし第59号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、議案第39号、第41号ないし45号、第47号ないし第59号については委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第40号について採決いたします。

議案第40号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第40号については原案のとおり決しました。

次に、議案第46号について採決いたします。

議案第46号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第46号については原案のとおり決しました。

次に、議案第48号について採決いたします。

議案第48号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第48号については原案のとおり決しました。



日程第4 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長中間報告

○議長（佐藤英治君） 日程第4、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長中間報告を議題とします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長の報告を求めます。5番志賀勝利議員。

○東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長（志賀勝利君）（登壇） さきの平成26年3月20日、26年5月7日の両日開催された東日本大震災復旧・復興調査特別委員会、以下、「調査特別委員会」という、の委員会の中間報告をいたします。

まず、平成26年3月20日に行われました委員会では、6名の参考人出席のもと、次のような質疑が行われました。

質問者は、市民クラブ3名、日本共産党塩釜市議団2名、自由民主の会1名であります。

参考人としては6名の方においでいただき、元塩竈市災害復旧連絡協議会副会長・東華建設津田社長、元塩竈市災害復旧連絡協議会会員・東北重機工事株式会社 千葉社長、元塩竈市災害復旧連絡協議会会員・有限会社中沢組 中澤社長、元塩竈市災害復旧連絡協議会会員・港都設備株式会社 大竹社長、元塩竈市災害復旧連絡協議会会員・株式会社八島工務店 八嶋会長、元塩竈市災害復旧リサイクル会事務担当・株式会社豊島 阿部顧問、以上の6名であります。

まず、塩竈市災害連絡協議会が塩竈市より委託された越の浦一時仮置き場管理業務委託と有価物処理に関する質疑応答をご報告申し上げます。

まず最初の質問としては、越の浦の管理業務をした業者は誰なのか。そして越の浦への廃棄

物搬入の際、有価物を含め分別をして搬入したと聞いているがいかがかという問いに対しましては、中澤参考人から、越の浦の管理業務は千葉篤さんが中心となり業務遂行した。有価物の鉄、アルミ、銅等は皆分別をして搬入している。本日分別した有価物を積み込んだ写真を持ってきたので見ていただければというご提案でございました。

また、別の質問では、青南商事の仕切書にある級外A2とか斜切SAとはどういう意味なのかという質問に対しましては、環境課長より、級外Aとは番線、針金、ワイヤーロープ、スチール家具、シャッター、カラートタン、自転車、波板トタン等である。斜切SAとは構造RCの鉄骨、SBはSAグレードより落ちる鋼板、大型トラック、鉄筋等になっているとの回答がありました。

また、別の質問では、青南商事の伝票を見ると、級外A、斜切SA、SBといったものは記載されているが、比較的値段が高いと言われている銅やアルミが見当たらない。一体どこに行ったのか。そこのところは本日欠席の越の浦の管理責任者である千葉篤さんに聞かなければわからないことではあるが、市としての監督責任を全うしたのかという問いに対しましては、市としては連絡協議会との協定に基づき、信頼関係に基づき業務を発注している。混合スクラップという形で処理することを確認しており、適正に処理されたと考えている。

また、別の質問では、参考人の中澤さん、大竹さん、八嶋さんそろって銅、アルミは全部、分別搬入したと言っているのに、混合スクラップというのはいり得ないのではないかと。環境課長の回答では、協議会内部で越の浦に持ち込む際は木材、コンクリートガラ、有価物に分けるということになっている。実際はさらに細かく分別をして持ち込んでいたとの話だが、協議会との申し合わせ事項に応じて完了していただいたと理解していると。

別の質問では、有価物の価格決定に関して、内形副市長は平成24年12月に豊島代表のところに行かれたと聞いているが、平成25年10月に委員長、副委員長2名で豊島さんにお伺いしたときに、豊島さんは平成24年8月に副市長が豊島さんを訪れ、暫定価格5円から8円にしたこと、さらに差額3円に相当する金額を協議会へ支払っていると聞いているが、市当局はどのように捉えているのかとの質問に対しては、内形副市長からは、価格を決定したのはあくまでも平成25年1月10日であるという回答がありました。また、豊島の阿部顧問からは、通帳を見ながらいろいろお話をしたが、細部については記憶がないという回答でありました。

また、別の質問では、有価物発生の流れとして再度確認したが、家屋解体の際は屋根瓦をおろすとかトタンをはがす、サッシを外す、そして解体に入る。鉄骨は鉄骨、ブリキはブリキ、

アルミサッシはアルミに分けるのが普通だと思うが、実際に仕事をされた方々が本日参考人として出席されているので確認したいという問いかけに対しては、中澤参考人より、そのとおりであると。分別しないと越の浦では受け入れてもらえなかった。私自身が搬入していたわけではないが、運んだものは分けておいたと言っている。また、リサイクル会の宮本産業さんから聞いたが、リサイクル会では鉄しか運んでいないし、情報公開で環境課からいただいた資料にはアルミサッシの伝票は一切入っていなかったという回答がありました。

また、別の質問では、越の浦に解体から出た有価物、廃棄物を搬入する際、明細のわかる伝票等はあるのかとの問いに対しては、中澤参考人から、搬入時の納品書あるいは受領書といった伝票類はない。越の浦への搬入物に関しては管理していただいた千葉鳶さんに聞いてほしいとの回答がありました。

また、別の質問では、有価物を混合スクラップとして処理したということだが、なぜ分別してある有価物を混合スクラップとして処分しなければいけないのか、そして鉄の相場を調べるとキロ20円を超えている時期もある。震災当時は仕方ないにしても、2年目であれば市場価格を反映させるべきではなかったのかとの問いに対しては、環境課長より、県のほうでも混合スクラップという形で処分し価格を決定している。2年間の変動も調査し平均が15円ということで処分しているとの回答がありました。

また、別の質問では、家屋解体では屋根だけではなく家庭内の電灯線、引き込み線等はそのように扱われたのか参考人の方にお聞きしたいという問いに対しては、中澤参考人から、銅に関しては現場に丸めておくと翌日の朝になくなっていたというようなこともあったというような回答がありました。

また、別の質問では、浦戸4島のスクラップについてはどのように分別し、どのような形で運ばれたのか東華建設、東北重機工事業者にお聞きしたいとの問いに対しては、東華建設津田参考人より、浦戸4島分の分別はコンクリガラ、木くず、鉄類だけで、鉄スクラップは運搬船の関係で当社東華建設が100%運搬した。県振興事務所から土地を借りているので、そこに仮置きし、その日のうちにリサイクル会が搬出し青南商事に搬入しているという回答がありました。

また、別の質問では、有価物の単価の決め方だが、仙台市は鉄の山、アルミの山、銅の山をつくり、トータル何千トンという単位で入札し、15円から16円という値段が決まっている。そこで初めて混合物という表現になる。集積場から運ぶのは買い取った業者が自社に持ち込

み、選別後、JFEなりに売却し利益を出す。塩竈市の場合はグレード別に分かれているにもかかわらず混合だということに話のすれ違いが生じている。さらに、青南商事からの仕切書には事細かにグレード別になっているのに、アルミと銅だけがないということが大きな論点である。リサイクル会ではアルミ、銅にかかわり合いがなかったのかという問いに対しては、豊島の阿部参考人からは、リサイクル会としては越の浦で積んでもらったものを青南商事に持っていっただけで、私どもでは混合だと思っているとの回答がありました。

次に、塩竈市災害連絡協議会が塩竈市より委託された浦戸瓦れき処理に従事した作業員の給与・島民給与でございますが、これに関しては次のような質疑がありました。

まず、初めの問いでは、連絡協議会が提供できない資料の中で、給与台帳がない雇用簿・出勤簿については提出を控えたい。各業者の作業日報、今は残っていない。重要な資料について出せないということについて、当局は元連絡協議会の人とどのようなやりとりをしたのかという問いに対しては、当局の回答では、元協議会の役員、事務局で協議の上での回答であるという回答でありました。

また、別の質問では、連絡協議会では各業者の作業日報が今は残っていないということだが、きょう出席の参考人の方に作業日報の中身についてお聞きしたいという質問に対して、中澤、八嶋両参考人の方から、作業日報は現場作業の機械使用、車、人員、作業内容等を毎日つけて提出することになっているとの回答がありました。

また、同じく津田参考人からは、委託業務の場合は公的に作業日報はつけなくていい、指示書につけなさいとあればつけるが、あの忙しさだったからつけないのが当たり前で、指示書だけでいいからやれとやったのが現実ですという回答がありました。

また、別の質問では、最初の話では作業日報をもとに実績報告書をつくり、報告書に基づき金額を算定して支払った。協議会としては作業を委託した業者から報告を受け集約している。先ほど法的に義務づけられている日報ではないといっても、これが原簿であって、今は残っていないということは、もとはあった。では日報が残っていないのはなぜなのか。津田参考人からは、その部分についてはわからない。想像できるのは作業日報ではなく、業務日誌は各自でつけると思う。普通の作業日誌はつけていないが、業務日誌はつけている。業務日誌として事務局に提出している。当局に後で聞いてほしい。当局からは、先ほど来、業務日誌、工事日誌という形で混乱しているが、その資料提出については改めて相談するという回答がありました。

また、別の質問では、リサイクル会では日報はどうしていたのかとの質問に対しましては、リサイクル会の阿部参考人からは、中倉の選別作業では会員独者それぞれに日報を出してもらい、事務局が集計をし協議会へ毎月提出していたとの回答がありました。

また、別の質問では、島民給与については雨が降ろうが大嵐が吹こうが、同じ人数で作業した実績報告書に基づき支払いがなされている。作業に従事した島民の人たちは雨の日は休みだと言っている。参考人の事務局の千葉篤さんは、数字のとおりだ。ここに島民給与等について不明確な要因がある。支払いのもととなる実績報告書の原簿である日報あるいは業務日誌のコピーを当局が管理していればこのような問題は起きないと思う。当局として管理監督責任はとの問いに対して、市は、協議会との協定書に基づき契約単価で支払いをしている。業務の確認については毎日とはいかないが、現場状況を確認しているとの回答がありました。

また、別の質問では、島民給与に関して、労災保険に関しては連絡協議会からさきの東華建設、東北重機工事が入っているからとの事務局からの話だが、労働基準監督署で確認したところ、元請の連絡協議会が人を雇っているのであれば、家屋解体に従事した場合は元請が作業員全員の労災保険を払うことになる。瓦れきの分別については、元請である連絡協議会が作業員を雇用しているのであれば、連絡協議会が労災保険を払わなければならない。さらに、31日以上にわたり同一人を雇用した場合は、雇用保険も払わなければならない。56億円もの公共事業を委託された団体が法律にのっとりしないことを2年間やってきたこと自体、問題がある。頼む側の監督責任があるのではとの問いに対しまして、回答はありませんでした。

次には、塩竈市災害連絡協議会が塩竈市より委託された家屋解体に関して、次のような質疑がありました。

最初の質問は、浦戸4島の東華建設、東北重機工事の仕事の割り振りはどうだったのかという問いに対しましては、東華建設から、桂島・野々島を東華建設、東北重機工事が寒風沢・朴島を担当したとの回答がありました。

また、別の質問では、東華建設、東北重機工事が解体した家屋が登記簿上の面積より2倍、3倍といった大きな面積で解体されたことになって支払いがされていることを知っていたのかとの問いに対しましては、東華建設の社長津田参考人からは、我々は実働部隊なので協議会に解体物件の写真を添え、面積・金額をきちんと出している。面積に間違いがあるということとは知らない。面積の増加は協議会の事務局でないとわからないので答えられないという回答がありました。

また、別の質問では、東華建設、東北重機工事両者の話を聞くと、それぞれが割り当てられた島の仕事をし、写真を添えて協議会へ請求を出している。ではなぜ他の島の分と一緒に協議会から請求になるのか。数的に合っているならいいのだが、合わせられないというか合わないというか、どうしてこんなに難しい仕事をしたのか。市はどのように検収をし、大切な税金を支払ったのかという問いに対しまして、環境課長より、建物解体の業務報告が上がってきた際、その都度1件ごと全て現地に行って確認してはいないが、環境課の職員が現地に赴き確認をしているとの回答がありました。

また、別の質問では、東華建設、東北重機工事両者では請求に写真を添えているとの話だが、市から提出された資料には写真が添付されていない。何をもって検収したのか、我々が理解できるよう説明をとる問いに対しまして、環境課長は、23年度の分を24年5月までに支払いをするための提出書類、同意書、登記簿謄本、相続等の発生する場合に必要な書類がそろわない状況があったので、ある程度の件数をまとめて支払うことになったとの回答がありました。

別の質問では、まとめて支払うことになった家屋は我々議員に一切知らされていない。当然、申請書は出されているのだから、解体家屋の資料にそういうものが全部出てこなければいけない。さらに環境課長から、環境省の通達を見せてもらい、環境省東北事務所に申請書類の資格要件について確認をとったところ、環境省としては何も決めていない、そこまで立ち入らない、家屋解体に関しては各地方行政の責任の中で一任しているとの回答でありました。塩竈市がルールを決めればまとめたりすることはなくできたのではとの問いに対しまして、回答は、浦戸の家屋は津波により大きな被害を受け、その住居の規模を証明するような資料が流出したりとかさまざまな事情があり、寄せ集めをしたとの回答でありました。

また、別の質問では、確かに混乱はしていたが、書類がないという話だが、登記簿謄本があるにもかかわらず寄せているものがある。そこに疑問を持つ。全島に同様の物件があるので全て資料として出していただきたいとの問いに対しましては、浦戸の解体業務については理解しやすい資料を調査し提出するとの回答がありました。

以上が3月20日に行われました質疑応答の内容でございます。

次に、平成26年5月8日の報告をいたします。

質問者は市民クラブ4名、日本共産党塩釜市議団2名、政策の会1名であります。

参考人といましては、4名の方においでいただいております。元塩竈市災害復旧連絡協

議会会長・和田電気工事株式会社 和田社長、元塩竈市災害復旧連絡協議会・株式会社千葉鳶 千葉社長、元塩竈市災害復旧リサイクル会代表・株式会社豊島 坂本社長、元塩竈市災害復旧 連絡協議会外部監査人・税理士法人阿部会計事務所 阿部喜和代表社員、以上の方でございま す。

まず最初に、塩竈市災害復旧連絡協議会が塩竈市より委託された越の浦の一次仮置き場管理 業務についての質疑応答でございます。

最初の質問では、前回の委員会で参考人の方がアルミ、鉄、アルミサッシをトラックごとに 分別し積載している写真を資料として提出されているが、認識はされているのか。そして、 なぜ青南商事の検収表には出てこないのかとの問いに対しましては、千葉参考人から、越の 浦の搬入状況が23年と24年では違う。23年度は混乱した状況の中での搬入であった。搬出さ れた写真は平成24年度以降に搬入されたごく一部の写真と思われる。銅やアルミが検収表に 記載されていないのは全体の数量からすると1%に満たないからであるとの回答がありまし た。

次の質問では、この資料の写真は平成23年8月になっている。23年6月20日付の作業のフロ ーチャートの説明の際、分別搬入を指示しているのではないか。それに従い各業者は越の浦 に有価物の分別搬入を実行していると考えるのが妥当ではないのかとの問いに対しましては、 千葉参考人から、解体ガラについては混合ガラ、木くず、金属と大別して越の浦に搬入する ことと決めた。鉄、アルミを分別しなさいとは話していないとの回答がありました。

また、別の質問では、平成25年11月27日付、資料その6をもとに、平成23年10月分としてス テンレスが1,970キロ、この月だけ出てくるという先ほどの私の質問に対して、のり業者がの りの機械をまとめて出したとの回答であったが、このステンレスが発生したのは本土の越の 浦からである。のり業者とは本土側か浦戸側かどちらのことを言っているのかとの問いに対 しましては、千葉参考人は、私の説明が下手なのかどうかわかりませんが、記憶の中での話 なので、再度、資料に基づいた形で回答したいというお話でしたが、その後、回答はござい ません。

また、このとき市長の回答がございました。今回も有価物についてさまざまな一部の疑念が 提出されておりますが、私どもは基本的に責任施工という中で業者の方々が適切に処理され ているというスタンスでおります。有価物の発生状況についても標準的なものに照らし合わ せ、それぞれの現場の発生量について確認をしている。全体量としてはほぼ適切な発生量で

あったと理解しているという答えがありました。

また、別の質問では、混合スクラップとして処理したのがまずいという話をしているのではない。家屋解体から鉄が出てアルミが出て銅が出てステンが出て、結果、総量で何トンの混合有価物として処理しているというなら問題はない。あるべきアルミや銅が出てこないことがおかしいと言っているのだという、ここで終わっております。

また、今度は別の分野で、塩竈市災害連絡協議会が塩竈市より委託された浦戸瓦れき処理に従事した作業員の給与、島民給与に関して次のような質疑がありました。

前回、津田参考人から、業務委託には日誌をつけなくていいことになっている。なくて当たり前だと思っています発言があった。昨年の11月の委員会では、千葉参考人は日誌を毎日のように頂戴していると発言されている。矛盾しているがどちらが正しいのかとの問いかけに対しまして、千葉参考人から、あくまでも津田さんの業務日誌に対する認識だったと思う。現実には11月に答弁したように、島の担当者と毎日連絡をとり、報告を受け業務日誌を取りまとめて提出しているとの回答がありました。

また、別の質問では、前回の委員会で津田参考人は、作業日誌は義務ではないが、業務日誌があり当局に提出していると発言されている。その委員会で当局は、業務日誌については確認していないと答弁しているが、どちらが正しいのかとの問いに対しましては、環境課長は、業務を委託している協議会から作業の日報の提出を受けている。環境課の担当者も現場に足を運びながら進捗状況、履行状況を見ながら日報の確認をしているとの回答がありました。

また、別の質問では、津田参考人は業務日誌を提出したと言っている。一方で連絡協議会は資料を出せない理由として、各島担当の業者からの報告をもとに協議会がまとめて日報を作成し、市当局に提出したので業者の日誌は手元に残っていないということだが、実際に島で作業した業者の手元にあるのではとの問いに関しまして、千葉参考人からは、協議会として取りまとめた書類は市担当者の確認をもらっている。確認後に不要となった書類は処分している。ただし、島民の出勤を記録したものは手元にあるが、個人情報の関係で公開できない。浦戸各島の区長からも作業従事者の公開は控えてほしいとの意向であるとの回答がありました。

また、別の質問では、冒頭に当局からの資料が出せない理由として、市に提出したもの以外にはないとの説明、千葉参考人の私の手元にあるが個人情報の問題で提出できないという説明と食い違いがあるのではとの問いに関しましては、環境課長より、3月20日の委員会では

出勤簿はあるが提出は控えたいと説明しているとの回答がありました。

また、別の質問では、以前から問題となっている協議会がまとめた日報を見ると、台風が来ようが大雨が降ろうが、毎日同じ人数が作業したことになっている。しかし、作業をした島民は雨の日は休んだと言っている。さらに4月20日付の資料によると、軽作業に従事した島民の数は平成23年7月、8月、9月はゼロ。10月から突然1,195人、11月は725人、そして12月、1月、2月、3月はゼロ。4月に600人、その後5月から9月までゼロが続く。どういう方法で作業者を雇用できたのかとの問いに関しましては、千葉参考人から、協議会事務局担当は資料のとおり事実であるというふうに答えました。

また、別の質問では、島民給与の関係で雇用保険、労災保険に加入していなかったとの回答が以前あったが、そのところの認識をお伺いしたいという質問に関しましては、監査顧問の阿部会計参考人から、島民給与という名はついているが、作業に従事している人がのりかきの漁業従事者なので事業収入扱いとなることが平成24年2月13日付で東北税理士会のほうに文書が来ている。よって、雇用保険、労働保険は加入しなくてもよいということになっているとの見解が示されました。

また、別の質問では、協議会の平成25年6月の報告会の議事録の中に、千葉参考人の発言で、会議は8回開いた。議事録あります。ご了解いただきたいとあるので、この議事録の資料を要求し、資料として提出いただいたが、幾ら読んでも項目のみで議事録ではない。協議会の議事録はあるのかの問いに関しまして、千葉参考人より、これは議事録ではなく記録簿である。6月20日の当委員会においても記録簿ということで説明している。なお、当会の報告において、私ではなく別の方が思い違いで議事録と発言したと思うとの回答がありました。

次の質問では、報告会の議事録を読みたが、千葉さん本人の発言であるが、いかがなものかとの問いに関しましては、千葉参考人は、私、9月20日の当委員会においても記録簿であると何度も発言している。当日の委員会の議事録をぜひ参照していただきたいとの回答がありました。

次に、塩竈市災害連絡協議会が塩竈市より委託された危険家屋に関しては、次のような質疑がございました。

まず、質問として、浦戸の家屋解体で書類上は1軒の解体として処理されているが、実際は数軒分をひとくくりにして処理している物件がある。必要書類が整わないのでやむなくこうした形で処理したとの説明を受けてきた。しかし、同一の島ごとにまとめるなら理解もでき

るが、なぜ違う島の物件をひとくくりにしたのか理解ができないとの問いに関しまして、環境課長より、解体申請は1軒ごとに申請され、申請に基づき環境課が協議会に業務指示を出し、それぞれに処理をした。島ごとにくくるという発想が膨大な件数を抱え、年度末までの支払いということもあり、配慮が行き届かなかったとの回答がありました。

また、別の質問では、今回提出されたひとくくりにされた解体家屋物件のみの資料には全壊・流出といった物件が7件ある。流出した物件は解体なのか、流出で処理したのかの問いに関しまして、環境課長は、流出したものでも所有者が特定されるものについては解体で処理していると協議会から報告を受けているとの回答でありました。

また、別の質問では、当初は流出家屋は瓦れきとして処理しましたと説明を受けていたものが、今回は解体で処理した。何を基準として解体、瓦れきとして処理したのか、その辺のすみ分けが理解できないとの問いに関しまして、環境課長は、解体依頼物件については調査委託業務として現地調査し、図面を作成し市に報告する。被災物件によっては申請に至らないものもあり、そのときは市当局、協議会、区長と協議しながら進めたとの回答でありました。

また、別の質問では、今回の102軒以外の解体物件の資料は環境課がまとめたのか、協議会がまとめたのか。11月提出の資料には現場写真が添付されていたが、今回の資料には写真が全然ない。なぜなのか疑問を抱いているとの質問に対しまして、環境課長からは、環境課がまとめたものであるとの回答にとどまりました。

また、別の質問では、浦戸の家屋解体について、当初は流出家屋は瓦れきとして処理していたと言っていたのに、きょうの質問では解体として処理したと言っているが、その辺を明快に答えていただきたいとの問いに対して、環境課長から、私のほうにも若干錯誤があった。所有者が特定できるものは流出しても解体として処理した。生活動線の道路確保、重機とか生活物資の運搬等を確保するためにやらせていただいたとの回答がありました。

以上が2回にわたる調査特別委員会の中間報告であります。

島民給与に関しては、作業の延べ人数の確認に個人情報保護という壁がありますが、今後とも事実確認が必要と考えております。

浦戸の家屋解体に関しては、流出家屋の書類について、当初、瓦れきとして処理したとの答弁であったものが、急に解体として処理した説明に変わりました。そここのところの事実確認にも時間が必要と考えております。有価物に関しても本来あるべきものがないという事実確認を今後も検証していきたいと考えております。

当東日本大震災復旧・復興調査特別委員会は、市民の皆様に対する説明責任を果たすべく、これからもしっかりと活動してまいります。

以上で東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告を終わります。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員長 志賀勝利

○議長（佐藤英治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告を終了いたします。

定例会の閉会に当たりまして、本席より一言申し上げます。

本定例会初日の議長辞職勧告動議については法的な効果があるものではありませんが、議会の意志を深く受けとめ、今後さらなる議会改革と一層開かれた議会を書かれている議会基本条例に基づいて本議会改革を進めていきたいと思っております。

また、本議会が市民の皆様より信頼を得られるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして本定例会の全日程は終了いたしました。

よって本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 4 5 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 2 6 年 6 月 2 5 日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会議員 西村勝男

塩竈市議会議員 菊地進